

2024. 3. 12

FW専用ファンド（スタンダードコース）

FWリそな国内債券インデックスファンド
追加型投信／国内／債券／インデックス型

FWリそな国内株式インデックスファンド
追加型投信／国内／株式／インデックス型

FWリそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジなし)
FWリそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジあり)

FWリそな新興国債券インデックスファンド
追加型投信／海外／債券／インデックス型

FWリそな先進国株式インデックスファンド
FWリそな新興国株式インデックスファンド
追加型投信／海外／株式／インデックス型

FWリそな国内リートインデックスファンド
追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

FWリそな先進国リートインデックスファンド
追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

◆この目論見書により行なう「FW専用ファンド（スタンダードコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月11日に関東財務局長に提出しており、2024年3月12日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2024年3月11日
発行者名 : リそなアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役 西山 明宏
本店の所在の場所 : 東京都江東区木場一丁目5番65号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

リそなアセットマネジメント 株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	160
第3【ファンドの経理状況】	166
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	506
第三部【委託会社等の情報】	507
約款	540

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

FWりそな国内債券インデックスファンド
FWりそな国内株式インデックスファンド
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）
FWりそな新興国債券インデックスファンド
FWりそな先進国株式インデックスファンド
FWりそな新興国株式インデックスファンド
FWりそな国内リートインデックスファンド
FWりそな先進国リートインデックスファンド

- ・以下、上記を総称して「FW専用ファンド（スタンダードコース）」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
FWりそな国内債券インデックスファンド	国内債券インデックス
FWりそな国内株式インデックスファンド	国内株インデックス
FWりそな先進国債券インデックスファンド （為替ヘッジなし）	先進国債券インデックス（ヘッジなし）
FWりそな先進国債券インデックスファンド （為替ヘッジあり）	先進国債券インデックス（ヘッジあり）
FWりそな新興国債券インデックスファンド	新興国債券インデックス
FWりそな先進国株式インデックスファンド	先進国株インデックス
FWりそな新興国株式インデックスファンド	新興国株インデックス
FWりそな国内リートインデックスファンド	国内リートインデックス
FWりそな先進国リートインデックスファンド	先進国リートインデックス

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

FWりそな国内債券インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額とします。

FWりそな国内株式インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額とします。

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな新興国債券インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな新興国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな国内リートインデックスファンド：取得申込受付日の基準価額とします。

FWりそな先進国リートインデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年3月12日から2024年9月11日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

当ファンドは、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、原則として、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した者に限るものとします。

※投資一任業者である株式会社りそな銀行が、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買付ける場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)>

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)>

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

JPMorganGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

MSCI-KOKUSA I指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

<FWリそな国内債券インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		日経225
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	
公債	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
社債	日々	オセアニア		
その他債券 (クレジット属性 ())		中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMURA-BPI 総合)
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
その他債券 クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他 ()
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	その他 ()
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (FTSE世界国債イ ンデックス(除 く日本、円換算 ベース))
	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券(債 券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 公債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< F Wリそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
	内外	その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファミリーファンド	なし	TOPIX
	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド	なし	その他 (FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース))
		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 公債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			
	年4回	北米			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり	
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米			
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))		中近東 (中東)			その他 (JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 公債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI-KOKUSAI 指数(配当込 み、円換算ベ ース))
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり	日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	日々	中南米	ファミリーファンド	なし	その他 (MSCI エマージング・マーケット 指数(配当込み、円換算ベース))
	その他 ()	アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	なし	その他 (MSCI エマージング・マーケット 指数(配当込み、円換算ベース))
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	TOPIX
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	その他 ()	中南米	ファミリーファンド	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(不動産投信)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P 先進国 REIT 指数 (除く日 本、配当込み、 円換算ベー ス))
	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (不 動産投信))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産 (その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))) と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (不動産投信) とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

のとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

「FW専用ファンド(スタンダードコース)」は、原則として、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するための専用ファンドです。

- 「FW専用ファンド(スタンダードコース)」の受益権の取得申込者は、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結する必要があります。

※投資一任業者である株式会社りそな銀行は、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買い付ける場合があります。

2 「FW専用ファンド(スタンダードコース)」を構成する 各ファンドは、各マザーファンドを通じて実質的に投資を行う ファミリーファンド方式で運用を行います。

■ ファンドの仕組み



3

各ファンドの運用方針は以下の通りです。

FWリそな国内債券インデックスファンド

1. 国内の債券を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[NOMURA-BPI総合]は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。

2. RM国内債券マザーファンドを通じて、国内の債券への投資を行います。

- NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。

FWリそな国内株式インデックスファンド

1. 国内の株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX、配当込み)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[東証株価指数(TOPIX、配当込み)]は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

2. RM国内株式マザーファンドを通じて、国内の株式への投資を行います。

- 東証株価指数(TOPIX、配当込み)への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)

1. 日本を除く先進国の債券を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)]は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

2. RM先進国債券マザーファンドを通じて、日本を除く先進国の債券への投資を行います。

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または海外の債券先物取引を活用することがあります。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)

1. 日本を除く先進国の債券を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、為替ヘッジを考慮したものです。

2. RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)を通じて、日本を除く先進国の債券への投資を行います。
 - FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または海外の債券先物取引を活用することがあります。
3. 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。

FWリそな新興国債券インデックスファンド

1. 新興国の現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とし、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

*[JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)]は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

2. RM新興国債券マザーファンドを通じて、新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。
 - JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな先進国株式インデックスファンド

1. 日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)]は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

2. RM先進国株式マザーファンドを通じて、日本を除く先進国の株式*または先進国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。
 - MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
 - *DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな新興国株式インデックスファンド

1. 新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

2. RM新興国株式マザーファンドを通じて、新興国の株式*または新興国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。

- MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。

*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな国内リートインデックスファンド

1. 国内の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

2. RM国内リートマザーファンドを通じて、国内の不動産投資信託証券*への投資を行います。

- 東証REIT指数(配当込み)への連動性を高めるため、東証REIT指数(配当込み)を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または不動産投資信託先物取引を活用することがあります。

*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

FWリそな先進国リートインデックスファンド

1. 日本を除く先進国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

*「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

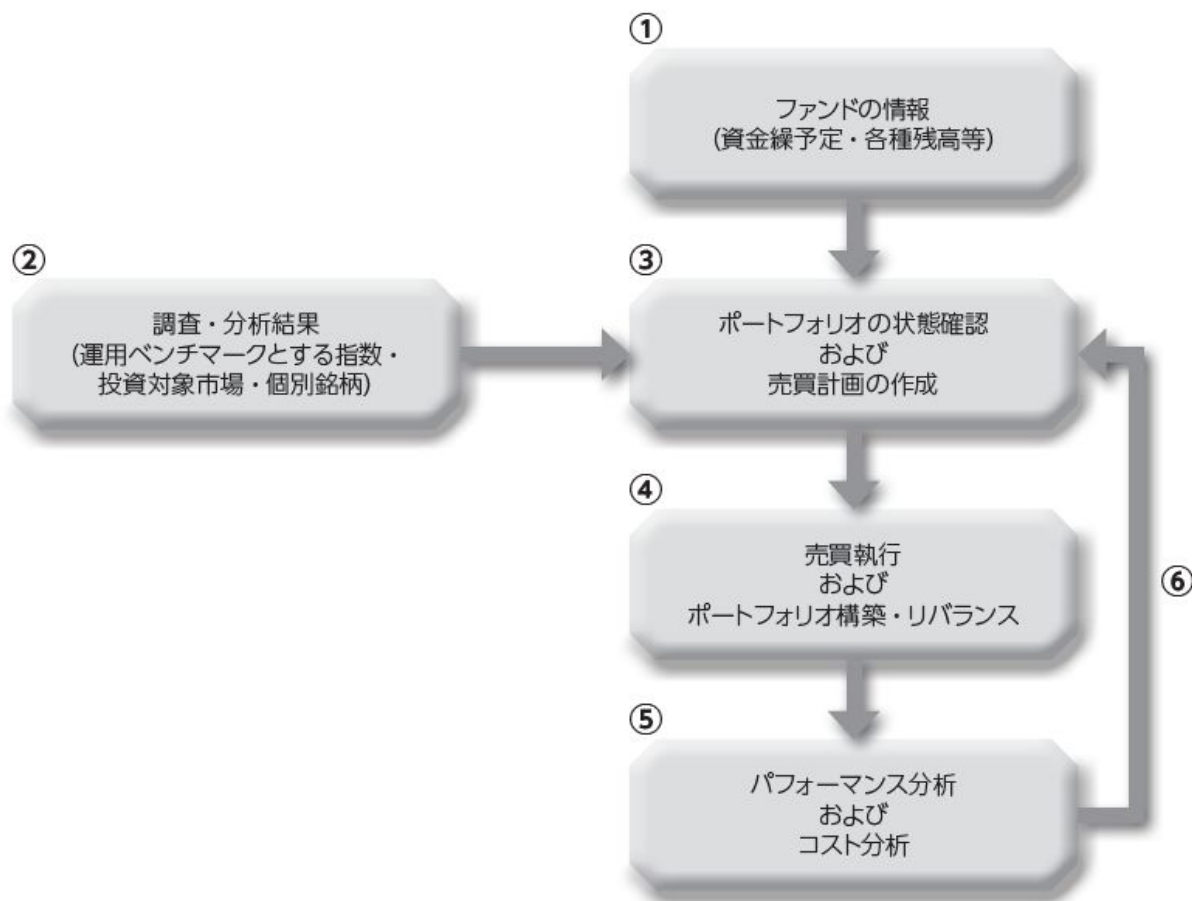
2. RM先進国リートマザーファンドを通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券*および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。

- S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。

*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

● FWリそな国内債券インデックスファンド

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま
す。)の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下
とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな国内株式インデックスファンド

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)

● FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)

● FWリそな新興国債券インデックスファンド

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま
す。)の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下
とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな先進国株式インデックスファンド

● FWリそな新興国株式インデックスファンド

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな国内リートインデックスファンド

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな先進国リートインデックスファンド

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 配分方針

原則、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益配分方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

● RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

● RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国債券マザーファンド

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)」は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM新興国債券マザーファンド

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)」は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

● RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSA指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSA指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSA指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM新興国株式マザーファンド

「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

④ 信託金限度額

- ・ F Wりそな国内債券インデックスファンド：5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内株式インデックスファンド：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな新興国債券インデックスファンド：2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国株式インデックスファンド：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな新興国株式インデックスファンド：1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内リートインデックスファンド：1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国リートインデックスファンド：1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年1月5日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2021年3月11日

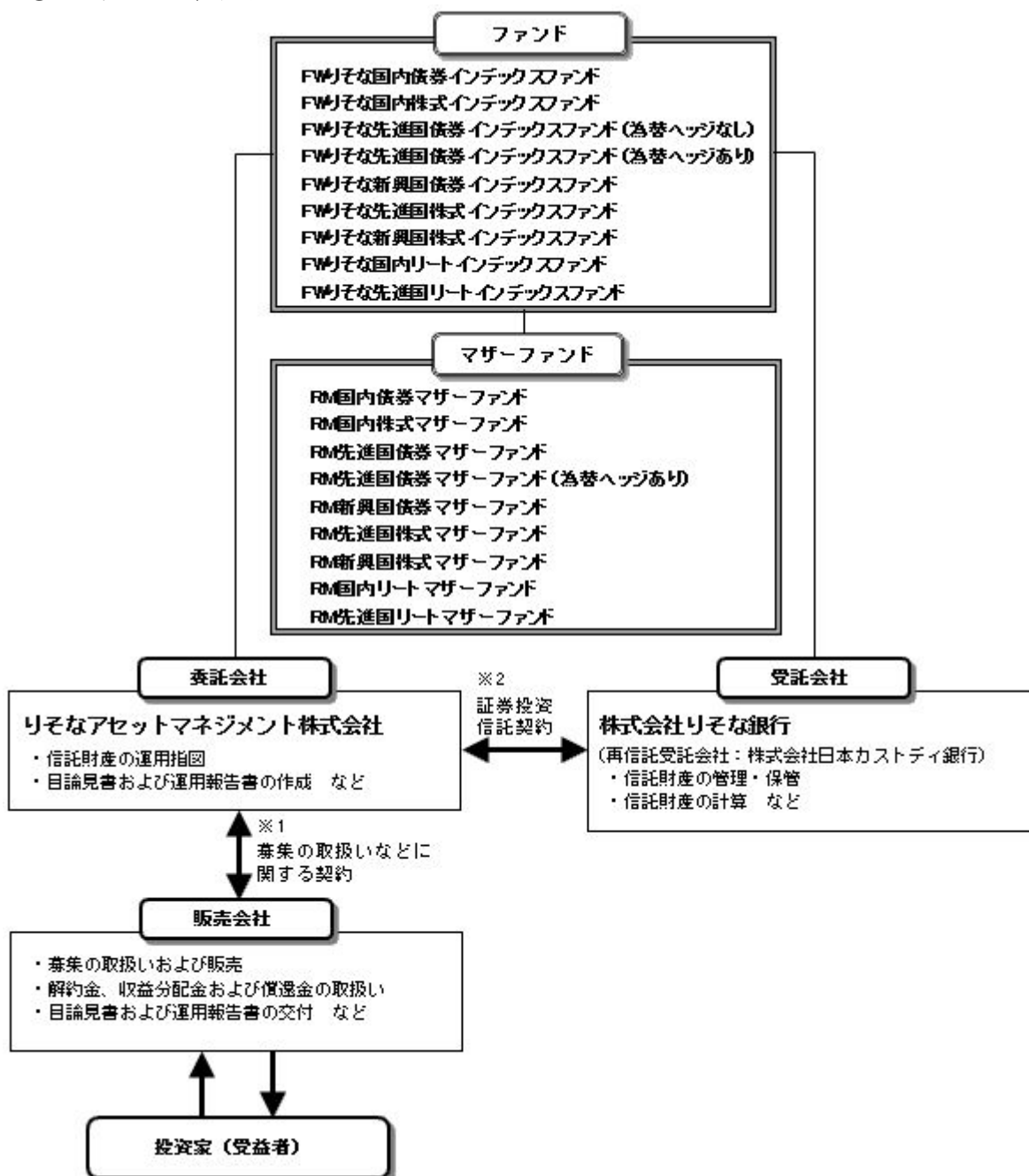
- ・ ファンド総称変更

新総称：F W専用ファンド（スタンダードコース）

旧総称：りそなファンドラップ（スタンダードコース）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (2023年12月末現在)

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている国内の株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースィファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースィファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースィファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSA I指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCI-KOKUSA I指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

(2)【投資対象】

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

RM国内債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM国内債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに10)の証券のうち投資法人債券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)の証券および10)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

RM国内株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM国内株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

RM先進国債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- 13) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 10) の証券のうち投資法人債券ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9) の証券および 10) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W りそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

R M 先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 20 条、第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M 先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

- 13) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに10)の証券のうち投資法人債券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)の証券および10)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

RM新興国債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM新興国債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人が発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から7)までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 13) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
 - 16) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 15) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 10) の証券のうち投資法人債券ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9) の証券および 10) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W りそな先進国株式インデックスファンド >

RM先進国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および先進国株式の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債

- 券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
 - 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W りそな新興国株式インデックスファンド >

R M 新興国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式(D R (預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。)および新興国株式の指数を対象指数としたE T F (上場投資信託証券)に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ) 有価証券
- ロ) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、

第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、

ハ) 約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。

ニ) 金銭債権(イ)、ロ)およびハ)に掲げるものに該当するものを除きます。

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM新興国株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、)
- 17) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W R I そな国内リートインデックスファンド >

R M 国内リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M 国内リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、

13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W R リーディング先進国リートインデックスファンド >

R M 先進国リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）、不動産関連株式および不動産投資信託証券に関する指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限り、）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M 先進国リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<RM国内債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券
投資方針	① 主として、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りま す。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は、行いません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM国内株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式
投資方針	① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM先進国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券
投資方針	① 主として、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
投資方針	<p>① 主として、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。</p> <p>② 債券または E T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 12 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM新興国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券 ・新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM先進国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式（*）（日本の株式を除きます。以下同じ。） （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・ 先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM新興国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSC I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式（*） <li style="padding-left: 20px;">（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSC I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSC I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM国内リートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
投資方針	① 主として、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。 ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

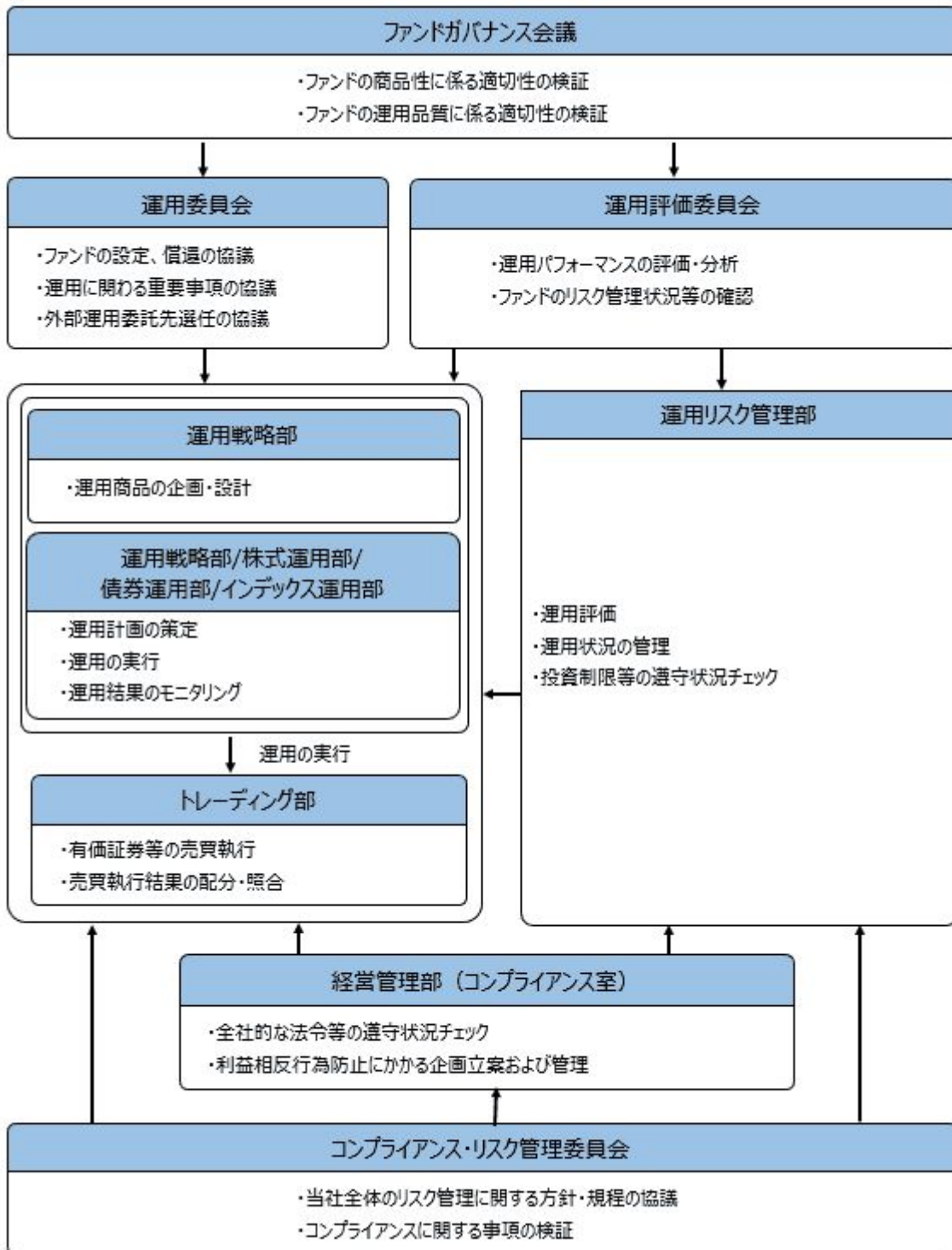
<RM先進国リートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。） ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式 ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。 ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は 3 名程度、運用委員会は 5 名程度、運用評価委員会は 6 名程度、コンプライアンス・リスク管理委員会は 3 名程度で構成されています。

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2023 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8)で規定する全オプション取引

にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供

あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 前記1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券

- ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 11) スワップ取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザー

ファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記 1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
 3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象

金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額(以下ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 3. において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 4. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記 3. および 4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想

定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付けの指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 13) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 14) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< FWRいそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、

一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7) 投資する株式の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取

引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 4. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記 3. および 4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 13) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 14) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな新興国債券インデックスファンド >

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）

および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計

額（以下3．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4．前記3．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6．委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- 1．委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3．において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5．前記3．および4．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 7．委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 直物為替先渡取引の運用指図

- 1．委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3．において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当

する直物が替先渡取引の一部の解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかる直物が替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物が替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. 直物が替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 6. 委託者は、直物が替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 14) 外国為替予約取引の指図および範囲
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 15) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
- ニ) 売出しにより取得する株券
- ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回ら

ない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有

外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

5. 前記3. および4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 16) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せ

てヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッ

ジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3．において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3．および4．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 直物為替先渡取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3．において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
4. 前記3．においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 17) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W R りそな国内リートインデックスファンド >

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20% を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記 1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
 2. 前記 1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341

条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。) の新株予約権に限り
ます。) の行使により取得可能な株券

へ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産
に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (ホ) に定めるものを除きま
す。) の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における
有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有
価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)
および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以
下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うこと
の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします (以下同じ。)

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする
有価証券 (以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。) の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券
の組入可能額 (組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額) に信託財産が限月までに受取る組入公社
債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭
信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組
入有価証券にかかる利払金および償還金等 (株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、
信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超
えて受取る配当金も含まれます。) ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融
商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引
にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲
内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における
金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にか
かるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金
利商品 (信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16
条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象
金利商品」といいます。) の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月まで
に受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6
号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取
引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オ
プション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上
回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった
受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行う
ことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものと
します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファ
ンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計
額 (以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。) が、信託財産の純資産総額
を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、ス
ワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、す
みやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に
属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザー
ファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割
合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供
あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変

動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする

外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち

信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3. および4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA-BPI総合（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R ほか国内株式インデックスファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX、配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 所 進 国 債 券 イ ン デ ッ ク ス フ ァ ン ド (為 替 ヘ ッ ジ な し) >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
- ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 所な先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることとしていますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受け、基準価額が下落する場合があります。また為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
- ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファ

ンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wリそな新興国債券インデックスファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。

- ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
 - ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
 - ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
 - ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W リソナ先進国株式インデックスファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

- ① 市場リスク
 - ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
 - ・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
- ② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
- ③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金はその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証REIT指数（配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

<FWリそな先進国リートインデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けませんが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金はその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

- ② 信用リスク
 実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
- ③ 流動性リスク
 時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ カントリーリスク
 投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース) (以下、当項目において「指数」といいます。) に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用 (信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定 (いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

(2) リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

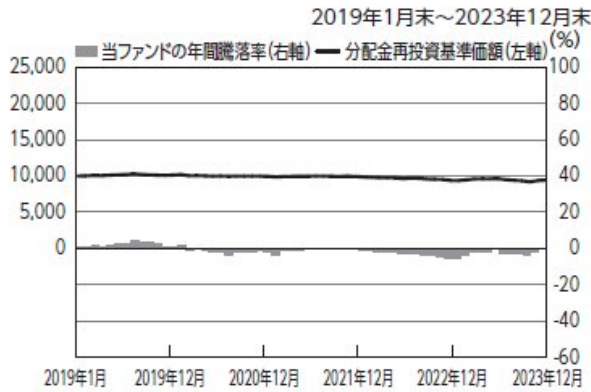
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は2023年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[参考情報]

FWリそな国内債券インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

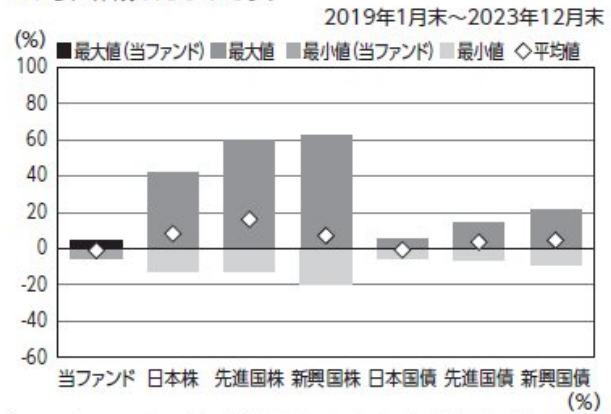


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

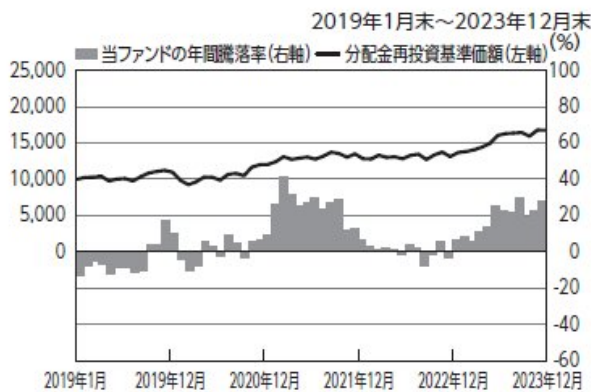


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	4.5	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△5.5	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△0.9	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな国内株式インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

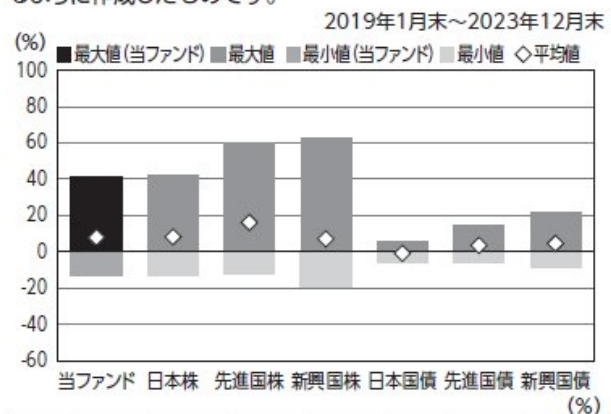


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

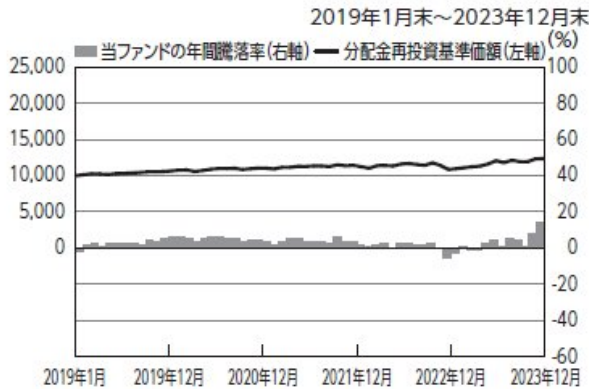


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.6	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△13.1	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	8.0	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

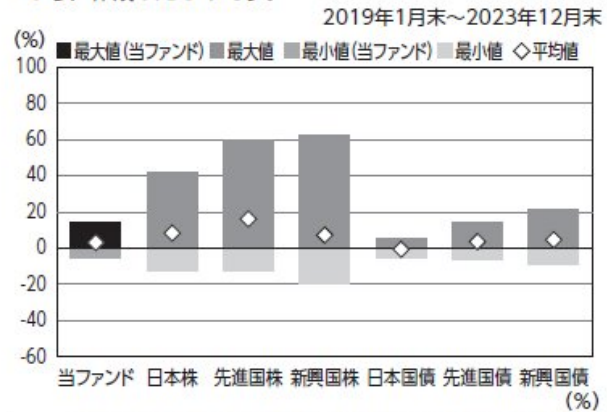


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

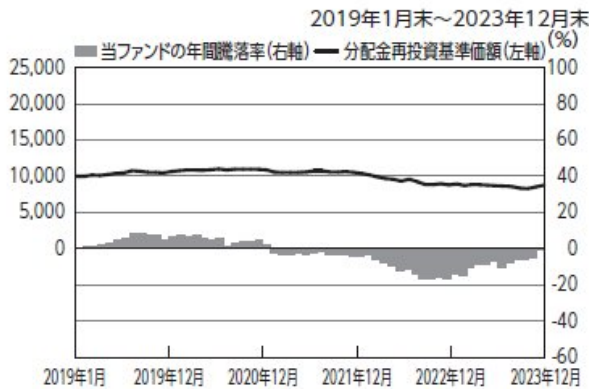


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	13.8	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△5.1	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	3.1	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

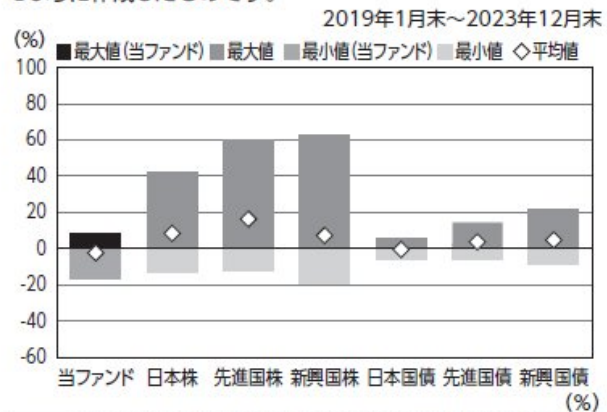


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

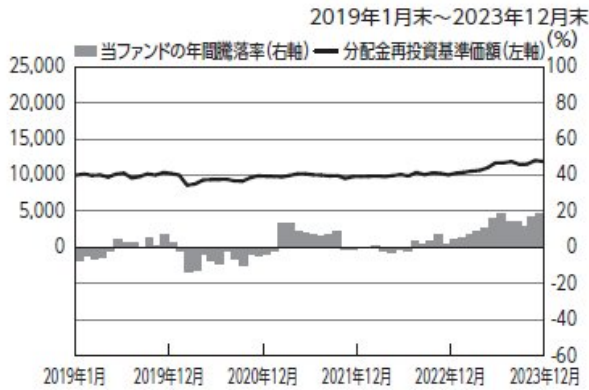


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	8.7	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△16.4	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△2.4	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな新興国債券インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

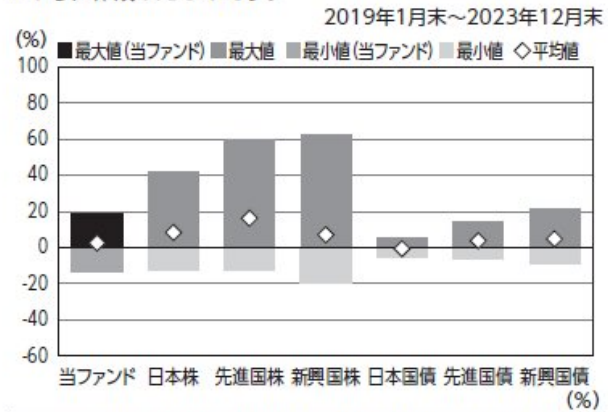


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

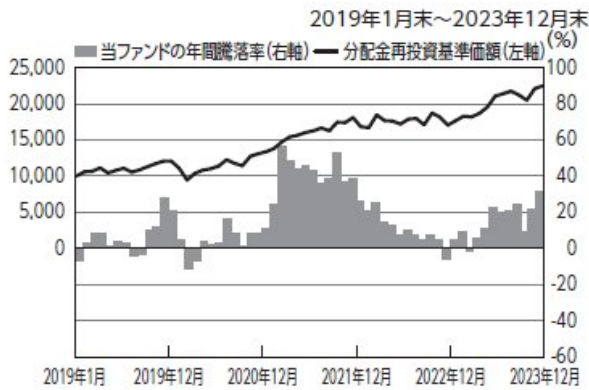


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.7	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△13.5	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	2.6	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国株式インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

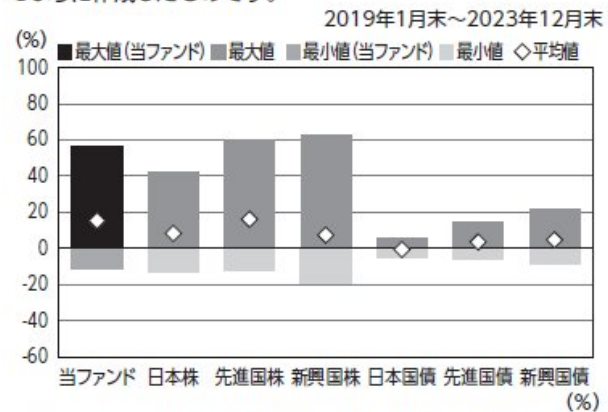


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

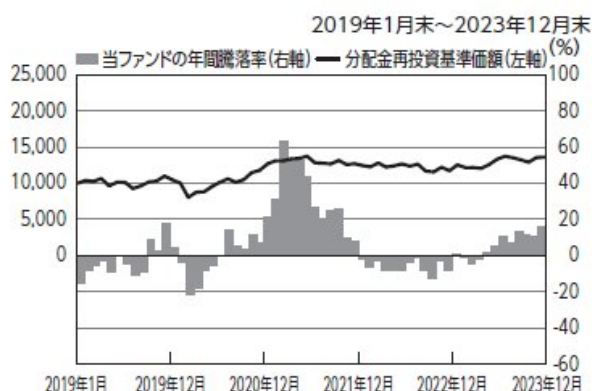


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	56.0	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△11.4	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	15.2	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな新興国株式インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



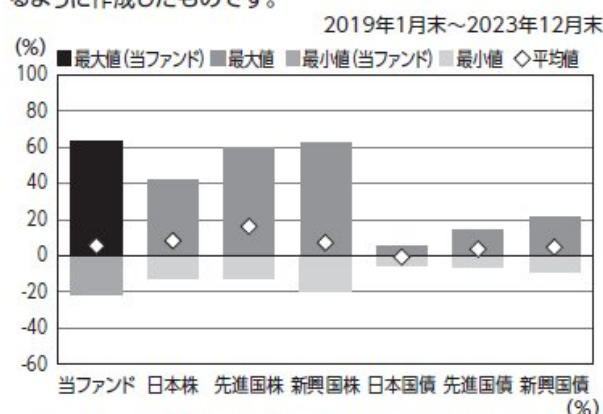
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	62.8	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△21.5	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	5.5	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

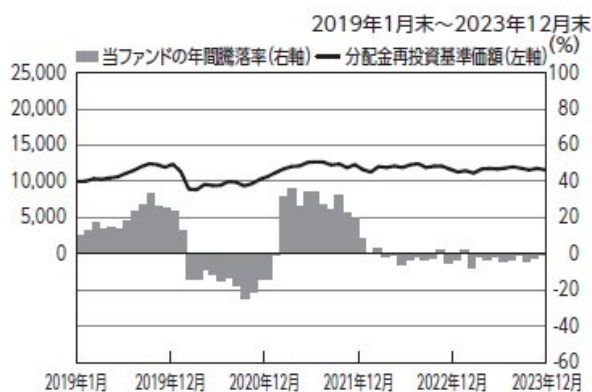
* 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな国内リートインデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



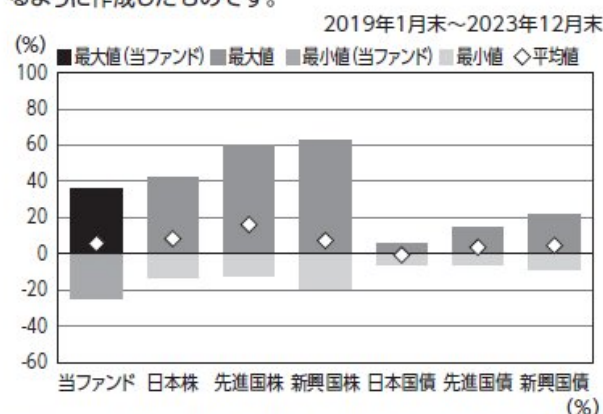
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.9	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△24.5	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	5.9	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

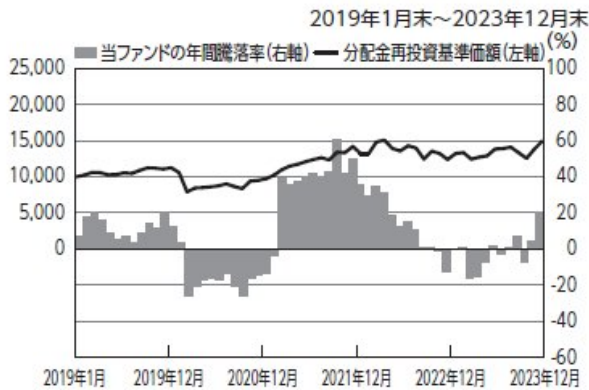
* 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国リートインデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

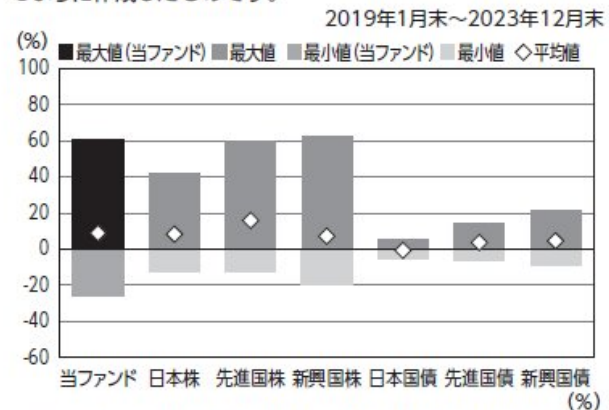


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	60.2	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△25.6	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	9.1	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。
 信託報酬率は、毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下に掲げる率を毎計算期間開始日より適用するものとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬
1%未満の場合	年率 0.220%（税抜 0.200%）
1%以上 2%未満の場合	年率 0.242%（税抜 0.220%）
2%以上の場合	年率 0.275%（税抜 0.250%）

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
1%未満の場合	0.140%	0.030%	0.030%
1%以上 2%未満の場合	0.160%	0.030%	0.030%
2%以上の場合	0.190%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.330%（税抜 0.300%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.240%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.385%（税抜 0.350%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.290%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下に掲げる率を毎計算期間開始日より適用するものとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬
1%未満の場合	年率 0.330%（税抜 0.300%）
1%以上 2%未満の場合	年率 0.352%（税抜 0.320%）
2%以上の場合	年率 0.385%（税抜 0.350%）

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
1%未満の場合	0.240%	0.030%	0.030%
1%以上 2%未満の場合	0.260%	0.030%	0.030%
2%以上の場合	0.290%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.440%（税抜 0.400%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.340%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.440%（税抜 0.400%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.340%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.495%（税抜 0.450%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.390%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.330%（税抜 0.300%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.240%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.440%（税抜 0.400%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.340%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

《支払先の役務の内容》

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

《支払時期》

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の

負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。

④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。

⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

○上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

○上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（「国内株インデックス」のみ配当控除の適用があります。その他のファンドは、配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

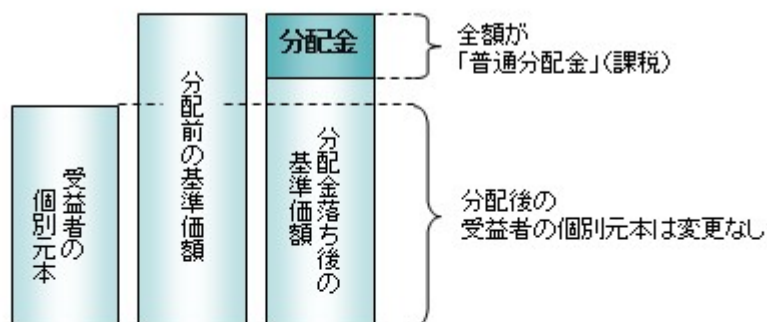
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金

(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

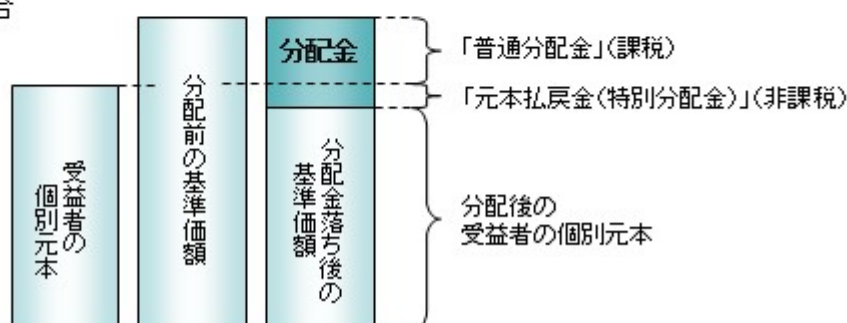
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 1 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

【参考情報】ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①	②
		運用管理費用の比率	その他費用の比率
国内債券インデックス	0.22%	0.21%	0.01%
国内株インデックス	0.33%	0.32%	0.01%
先進国債券インデックス (ヘッジなし)	0.41%	0.38%	0.03%
先進国債券インデックス (ヘッジあり)	0.35%	0.32%	0.03%
新興国債券インデックス	0.45%	0.43%	0.02%
先進国株インデックス	0.46%	0.43%	0.03%
新興国株インデックス	0.71%	0.49%	0.22%
国内リートインデックス	0.33%	0.32%	0.01%
先進国リートインデックス	0.49%	0.43%	0.06%

※対象期間は2022年12月13日～2023年12月11日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※当ファンドに関するその他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等ですが、ファンドにより異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【FWRりそな国内債券インデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	137,291,547,462	99.85
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	205,907,289	0.15
合計（純資産総額）		137,497,454,751	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	137,126,995,068	0.9896	135,701,735,463	1.0012	137,291,547,462	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年12月11日）	28,958	28,958	0.9997	0.9997
第2計算期間末（2018年12月10日）	47,611	47,611	1.0020	1.0020
第3計算期間末（2019年12月10日）	40,701	40,701	1.0188	1.0188
第4計算期間末（2020年12月10日）	46,501	46,501	1.0102	1.0102
第5計算期間末（2021年12月10日）	74,613	74,613	1.0064	1.0064

第6計算期間末	(2022年12月12日)	104,749	104,749	0.9640	0.9640
第7計算期間末	(2023年12月11日)	134,465	134,465	0.9405	0.9405
	2022年12月末日	103,986	—	0.9490	—
	2023年1月末日	103,729	—	0.9463	—
	2月末日	104,165	—	0.9564	—
	3月末日	64,874	—	0.9694	—
	4月末日	38,609	—	0.9716	—
	5月末日	38,271	—	0.9706	—
	6月末日	38,692	—	0.9730	—
	7月末日	90,341	—	0.9579	—
	8月末日	89,134	—	0.9507	—
	9月末日	88,071	—	0.9438	—
	10月末日	111,381	—	0.9286	—
	11月末日	135,836	—	0.9479	—
	12月末日	137,497	—	0.9516	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	△0.03
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.23
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	1.68
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△0.84
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	△0.38
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△4.21
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	△2.44

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	30,909,645,686	1,943,062,889
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	26,877,211,328	8,328,798,276
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	13,059,303,045	20,624,350,895
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	29,799,407,229	23,715,579,475
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	34,983,169,463	6,880,130,632
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	46,496,974,384	11,969,012,030
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	115,425,946,864	81,122,763,118

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな国内株式インデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	73,594,696,975	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	109,705,605	0.15
合計 (純資産総額)		73,704,402,580	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	40,378,962,458	1.8137	73,237,198,316	1.8226	73,594,696,975	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	8,186	8,186	1.1849	1.1849
第2計算期間末 (2018年12月10日)	16,834	16,834	1.0571	1.0571
第3計算期間末 (2019年12月10日)	24,185	24,185	1.1689	1.1689
第4計算期間末 (2020年12月10日)	21,542	21,542	1.2313	1.2313
第5計算期間末 (2021年12月10日)	31,643	31,643	1.3938	1.3938
第6計算期間末 (2022年12月12日)	25,056	25,056	1.4130	1.4130

第7計算期間末	(2023年12月11日)	72,426	72,426	1.7393	1.7393
	2022年12月末日	24,353	—	1.3678	—
	2023年1月末日	23,970	—	1.4277	—
	2月末日	24,129	—	1.4409	—
	3月末日	23,480	—	1.4651	—
	4月末日	53,922	—	1.5042	—
	5月末日	56,080	—	1.5576	—
	6月末日	58,298	—	1.6744	—
	7月末日	70,599	—	1.6989	—
	8月末日	71,358	—	1.7056	—
	9月末日	72,610	—	1.7141	—
	10月末日	68,492	—	1.6624	—
	11月末日	72,730	—	1.7516	—
	12月末日	73,704	—	1.7472	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	18.49
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△10.79
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	10.58
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	5.34
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	13.20
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	1.38
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	23.09

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	8,464,438,150	1,555,516,946
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	10,773,198,886	1,757,205,923
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	8,880,522,314	4,115,126,539
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	16,155,770,869	19,351,002,239
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	11,958,495,826	6,750,147,822
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	8,398,419,679	13,368,881,740
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	32,893,341,366	8,986,108,581

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	39,479,323,051	99.85
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	58,323,455	0.15
合計（純資産総額）		39,537,646,506	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	32,711,345,639	1.1917	38,982,211,640	1.2069	39,479,323,051	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年12月11日）	8,788	8,788	1.0508	1.0508
第2計算期間末（2018年12月10日）	19,813	19,813	1.0139	1.0139
第3計算期間末（2019年12月10日）	23,444	23,444	1.0437	1.0437
第4計算期間末（2020年12月10日）	20,009	20,009	1.1028	1.1028
第5計算期間末（2021年12月10日）	33,353	33,353	1.1358	1.1358
第6計算期間末（2022年12月12日）	34,826	34,826	1.1404	1.1404

第7計算期間末	(2023年12月11日)	38,842	38,842	1.2190	1.2190
	2022年12月末日	33,232	—	1.0848	—
	2023年1月末日	34,439	—	1.0971	—
	2月末日	34,457	—	1.1100	—
	3月末日	34,320	—	1.1236	—
	4月末日	52,639	—	1.1323	—
	5月末日	53,817	—	1.1611	—
	6月末日	55,657	—	1.2070	—
	7月末日	39,768	—	1.1805	—
	8月末日	40,595	—	1.2124	—
	9月末日	39,766	—	1.1938	—
	10月末日	39,309	—	1.1924	—
	11月末日	39,487	—	1.2336	—
	12月末日	39,537	—	1.2345	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	5.08
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△3.51
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	2.94
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	5.66
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	2.99
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.41
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	6.89

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	9,816,051,299	1,452,754,871
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	16,644,523,180	5,465,983,147
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	8,262,356,144	5,341,817,591
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	9,148,589,469	13,467,741,798
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	15,847,941,724	4,626,601,163
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	8,841,510,500	7,667,285,747
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	19,947,446,024	18,622,545,693

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	59,698,243,630	99.85
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	88,070,692	0.15
合計（純資産総額）		59,786,314,322	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	68,689,729,180	0.8505	58,420,614,668	0.8691	59,698,243,630	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年12月11日）	28,986	28,986	1.0090	1.0090
第2計算期間末（2018年12月10日）	47,560	47,560	0.9899	0.9899
第3計算期間末（2019年12月10日）	60,513	60,513	1.0475	1.0475
第4計算期間末（2020年12月10日）	107,828	107,828	1.0929	1.0929
第5計算期間末（2021年12月10日）	174,814	174,814	1.0638	1.0638
第6計算期間末（2022年12月12日）	160,031	160,031	0.9016	0.9016

第7計算期間末	(2023年12月11日)	59,040	59,040	0.8572	0.8572
	2022年12月末日	157,308	—	0.8792	—
	2023年1月末日	158,245	—	0.8922	—
	2月末日	153,458	—	0.8705	—
	3月末日	160,107	—	0.8856	—
	4月末日	118,033	—	0.8815	—
	5月末日	116,601	—	0.8740	—
	6月末日	118,075	—	0.8683	—
	7月末日	111,244	—	0.8637	—
	8月末日	109,670	—	0.8567	—
	9月末日	106,148	—	0.8332	—
	10月末日	83,104	—	0.8285	—
	11月末日	58,962	—	0.8522	—
	12月末日	59,786	—	0.8758	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.90
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△1.89
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	5.82
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	4.33
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	△2.66
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△15.25
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	△4.92

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	30,662,448,431	1,934,517,343
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	27,497,514,870	8,180,419,930
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	25,565,889,158	15,842,703,502
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	56,096,556,318	15,203,108,711
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	80,271,983,006	14,598,777,195
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	59,407,448,646	46,250,562,340
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	20,652,185,478	129,268,259,727

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな新興国債券インデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,269,500,743	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	4,830,023	0.15
合計 (純資産総額)		3,274,330,766	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	2,458,640,956	1.3186	3,242,189,809	1.3298	3,269,500,743	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	742	742	1.0790	1.0790
第2計算期間末 (2018年12月10日)	1,769	1,769	0.9796	0.9796
第3計算期間末 (2019年12月10日)	2,302	2,302	1.0120	1.0120
第4計算期間末 (2020年12月10日)	1,024	1,024	0.9926	0.9926
第5計算期間末 (2021年12月10日)	1,426	1,426	0.9714	0.9714
第6計算期間末 (2022年12月12日)	4,129	4,129	1.0318	1.0318

第7計算期間末	(2023年12月11日)	3,198	3,198	1.1878	1.1878
	2022年12月末日	4,050	—	1.0092	—
	2023年1月末日	3,682	—	1.0349	—
	2月末日	3,728	—	1.0465	—
	3月末日	3,701	—	1.0629	—
	4月末日	3,227	—	1.0740	—
	5月末日	3,335	—	1.1105	—
	6月末日	3,531	—	1.1779	—
	7月末日	3,242	—	1.1778	—
	8月末日	3,295	—	1.1955	—
	9月末日	3,190	—	1.1569	—
	10月末日	3,205	—	1.1599	—
	11月末日	3,263	—	1.2109	—
	12月末日	3,274	—	1.1977	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	7.90
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△9.21
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	3.31
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△1.92
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	△2.14
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	6.22
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	15.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	735,295,511	47,003,360
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	1,230,517,990	112,441,673
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	1,175,865,521	706,944,106
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	748,245,689	1,991,499,982
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	651,451,475	214,615,821
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	2,938,967,339	405,515,768
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	409,033,425	1,718,193,686

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国株式インデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	83,684,986,530	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	123,616,213	0.15
合計 (純資産総額)		83,808,602,743	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	31,441,609,006	2.6166	82,271,051,145	2.6616	83,684,986,530	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	5,912	5,912	1.1507	1.1507
第2計算期間末 (2018年12月10日)	6,033	6,033	1.1001	1.1001
第3計算期間末 (2019年12月10日)	17,429	17,429	1.2657	1.2657
第4計算期間末 (2020年12月10日)	31,822	31,822	1.4153	1.4153
第5計算期間末 (2021年12月10日)	51,648	51,648	1.9064	1.9064
第6計算期間末 (2022年12月12日)	63,698	63,698	1.9578	1.9578

第7計算期間末	(2023年12月11日)	83,319	83,319	2.4196	2.4196
	2022年12月末日	61,877	—	1.8651	—
	2023年1月末日	63,456	—	1.9339	—
	2月末日	66,055	—	2.0012	—
	3月末日	63,363	—	1.9901	—
	4月末日	72,859	—	2.0440	—
	5月末日	76,571	—	2.1389	—
	6月末日	80,968	—	2.3062	—
	7月末日	77,864	—	2.3405	—
	8月末日	79,820	—	2.3803	—
	9月末日	79,139	—	2.3220	—
	10月末日	76,035	—	2.2433	—
	11月末日	83,438	—	2.4187	—
	12月末日	83,808	—	2.4606	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	15.07
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△4.40
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	15.05
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	11.82
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	34.70
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	2.70
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	23.59

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	6,405,695,993	1,267,334,524
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	6,421,790,557	6,075,525,169
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	11,072,413,261	2,786,271,649
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	18,203,027,051	9,489,999,213
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	14,296,687,169	9,688,090,753
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	16,484,521,354	11,041,981,737
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	13,986,896,195	12,086,876,433

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな新興国株式インデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,208,105,302	99.86
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	10,339,317	0.14
合計 (純資産総額)		7,218,444,619	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	4,065,714,537	1.7285	7,027,613,188	1.7729	7,208,105,302	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	873	873	1.2449	1.2449
第2計算期間末 (2018年12月10日)	1,999	1,999	1.0986	1.0986
第3計算期間末 (2019年12月10日)	2,810	2,810	1.1520	1.1520
第4計算期間末 (2020年12月10日)	3,068	3,068	1.3227	1.3227
第5計算期間末 (2021年12月10日)	4,064	4,064	1.4467	1.4467
第6計算期間末 (2022年12月12日)	2,081	2,081	1.3900	1.3900

第7計算期間末	(2023年12月11日)	6,884	6,884	1.4968	1.4968
	2022年12月末日	1,991	—	1.3239	—
	2023年1月末日	4,954	—	1.4158	—
	2月末日	4,848	—	1.3726	—
	3月末日	4,894	—	1.3740	—
	4月末日	6,326	—	1.3609	—
	5月末日	6,623	—	1.4187	—
	6月末日	7,038	—	1.5029	—
	7月末日	6,986	—	1.5489	—
	8月末日	6,926	—	1.5264	—
	9月末日	6,825	—	1.4945	—
	10月末日	6,638	—	1.4573	—
	11月末日	7,022	—	1.5291	—
	12月末日	7,218	—	1.5353	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	24.49
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△11.75
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	4.86
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	14.82
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	9.37
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△3.92
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	7.68

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	814,658,599	112,792,530
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	1,273,924,653	155,611,382
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	1,307,480,891	687,984,458
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	1,443,169,223	1,563,370,580
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	1,505,271,269	1,014,998,282
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	1,342,540,996	2,654,543,369
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	3,933,054,908	831,132,886

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな国内リートインデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	9,640,578,968	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	14,297,241	0.15
合計 (純資産総額)		9,654,876,209	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	6,751,578,520	1.4296	9,652,209,997	1.4279	9,640,578,968	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	1,168	1,168	0.9275	0.9275
第2計算期間末 (2018年12月10日)	2,602	2,602	1.0343	1.0343
第3計算期間末 (2019年12月10日)	3,360	3,360	1.2962	1.2962
第4計算期間末 (2020年12月10日)	1,675	1,675	1.0464	1.0464
第5計算期間末 (2021年12月10日)	5,010	5,010	1.3215	1.3215
第6計算期間末 (2022年12月12日)	6,818	6,818	1.2782	1.2782

第7計算期間末	(2023年12月11日)	9,175	9,175	1.2495	1.2495
	2022年12月末日	6,716	—	1.2547	—
	2023年1月末日	6,208	—	1.2145	—
	2月末日	6,346	—	1.2332	—
	3月末日	6,481	—	1.1970	—
	4月末日	6,337	—	1.2579	—
	5月末日	6,433	—	1.2657	—
	6月末日	6,409	—	1.2574	—
	7月末日	9,323	—	1.2718	—
	8月末日	9,527	—	1.2901	—
	9月末日	9,416	—	1.2697	—
	10月末日	9,082	—	1.2431	—
	11月末日	9,263	—	1.2668	—
	12月末日	9,654	—	1.2459	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	△7.25
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	11.51
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	25.32
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△19.27
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	26.29
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△3.28
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	△2.25

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	1,436,731,064	176,969,258
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	1,606,741,957	350,251,304
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	1,116,951,844	1,041,002,462
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	1,323,744,119	2,315,201,107
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	3,961,300,689	1,770,182,099
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	2,506,630,055	963,802,612
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	4,570,724,727	2,562,605,413

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国リートインデックスファンド】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	19,349,881,583	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	28,199,877	0.15
合計 (純資産総額)		19,378,081,460	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	11,865,269,551	1.5422	18,299,388,463	1.6308	19,349,881,583	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	1,518	1,518	1.0266	1.0266
第2計算期間末 (2018年12月10日)	1,887	1,887	1.0271	1.0271
第3計算期間末 (2019年12月10日)	4,089	4,089	1.1296	1.1296
第4計算期間末 (2020年12月10日)	4,075	4,075	0.9678	0.9678
第5計算期間末 (2021年12月10日)	5,414	5,414	1.3700	1.3700
第6計算期間末 (2022年12月12日)	7,482	7,482	1.3303	1.3303

第7計算期間末	(2023年12月11日)	20,438	20,438	1.4429	1.4429
	2022年12月末日	7,137	—	1.2645	—
	2023年1月末日	7,191	—	1.3488	—
	2月末日	7,309	—	1.3626	—
	3月末日	6,544	—	1.2688	—
	4月末日	17,534	—	1.2978	—
	5月末日	17,900	—	1.3169	—
	6月末日	19,196	—	1.4117	—
	7月末日	18,539	—	1.4186	—
	8月末日	18,945	—	1.4400	—
	9月末日	17,973	—	1.3595	—
	10月末日	17,468	—	1.2807	—
	11月末日	19,979	—	1.4128	—
	12月末日	19,378	—	1.5256	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	2.66
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.05
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	9.98
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△14.32
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	41.56
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△2.90
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	8.46

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	1,618,331,745	138,782,803
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	1,601,705,660	1,243,412,814
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	2,308,663,405	525,928,645
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	3,083,593,311	2,492,581,409
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	2,372,238,888	2,631,489,022
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	2,551,720,696	879,474,526
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	11,222,563,087	2,682,528,505

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

RM国内債券マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	172,815,009,880	85.05
地方債証券	日本	10,002,498,445	4.92
特殊債券	日本	10,599,165,779	5.22
社債券	日本	7,792,091,000	3.83
	フランス	399,047,000	0.20
	小計	8,191,138,000	4.03
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,596,029,714	0.79
合計 (純資産総額)		203,203,841,818	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
日本	国債証券	第147回利付国債(5年)	3,320,000,000	99.97	3,319,058,800	99.94	3,318,140,800	0.005	2026/3/20	1.63
日本	国債証券	第447回利付国債(2年)	3,220,000,000	100.03	3,221,004,600	100.03	3,220,966,000	0.005	2025/4/1	1.59
日本	国債証券	第158回利付国債(5年)	2,740,000,000	99.67	2,730,971,900	99.74	2,733,122,600	0.100	2028/3/20	1.35
日本	国債証券	第153回利付国債(5年)	2,510,000,000	99.60	2,500,060,900	99.72	2,503,072,400	0.005	2027/6/20	1.23
日本	国債証券	第366回日本国債(10年)	2,540,000,000	97.67	2,480,991,000	97.67	2,480,894,200	0.200	2032/3/20	1.22
日本	国債証券	第146回利付国債(5年)	2,430,000,000	100.23	2,435,718,700	100.15	2,433,790,800	0.100	2025/12/20	1.20
日本	国債証券	第450回利付国債(2年)	2,430,000,000	99.97	2,429,501,800	100.00	2,430,170,100	0.005	2025/7/1	1.20
日本	国債証券	第148回利付国債(5年)	2,410,000,000	99.90	2,407,665,100	99.92	2,408,216,600	0.005	2026/6/20	1.19
日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	2,370,000,000	99.80	2,365,432,300	99.85	2,366,492,400	0.005	2026/12/20	1.16
日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	2,370,000,000	98.30	2,329,885,800	98.70	2,339,213,700	0.100	2030/6/20	1.15
日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	2,290,000,000	99.85	2,286,778,000	99.89	2,287,503,900	0.005	2026/9/20	1.13
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	2,310,000,000	97.70	2,257,013,300	98.49	2,275,119,000	0.100	2030/9/20	1.12
日本	国債証券	第367回日本国債	2,290,000,000	97.21	2,226,251,700	97.40	2,230,620,300	0.200	2032/6/20	1.10

		債(10年)								
日本	国債証券	第156回利付国債(5年)	2,200,000,000	100.12	2,202,854,700	100.27	2,206,050,000	0.200	2027/12/20	1.09
日本	国債証券	第364回利付国債(10年)	2,220,000,000	96.81	2,149,202,900	97.39	2,162,102,400	0.100	2031/9/20	1.06
日本	国債証券	第152回利付国債(5年)	2,130,000,000	100.04	2,130,852,400	100.11	2,132,364,300	0.100	2027/3/20	1.05
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	1,970,000,000	98.65	1,943,520,700	99.15	1,953,353,500	0.100	2029/9/20	0.96
日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	1,980,000,000	97.65	1,933,648,400	98.23	1,945,033,200	0.100	2030/12/20	0.96
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	1,950,000,000	99.18	1,934,021,600	99.38	1,938,027,000	0.100	2028/12/20	0.95
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	1,950,000,000	97.24	1,896,343,700	97.96	1,910,356,500	0.100	2031/3/20	0.94
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	1,890,000,000	98.52	1,862,110,000	99.03	1,871,704,800	0.100	2029/12/20	0.92
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	1,890,000,000	97.11	1,835,406,200	97.68	1,846,265,400	0.100	2031/6/20	0.91
日本	国債証券	第368回日本国債(10年)	1,890,000,000	98.05	1,853,253,200	97.13	1,835,775,900	0.200	2032/9/20	0.90
日本	国債証券	第365回利付国債(10年)	1,860,000,000	96.42	1,793,412,000	97.12	1,806,506,400	0.100	2031/12/20	0.89
日本	国債証券	第145回利付国債(5年)	1,770,000,000	100.31	1,775,556,500	100.15	1,772,708,100	0.100	2025/9/20	0.87
日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	1,740,000,000	98.51	1,714,089,100	98.90	1,720,894,800	0.100	2030/3/20	0.85
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	1,720,000,000	98.96	1,702,272,000	99.24	1,707,014,000	0.100	2029/6/20	0.84
日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	1,690,000,000	99.79	1,686,451,000	100.00	1,690,000,000	0.100	2027/9/20	0.83
日本	国債証券	第369回日本国債(10年)	1,690,000,000	99.17	1,675,973,000	99.48	1,681,347,200	0.500	2032/12/20	0.83
日本	国債証券	第154回利付国債(5年)	1,670,000,000	99.73	1,665,546,100	99.98	1,669,682,700	0.100	2027/9/20	0.82

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	85.05
地方債証券	4.92
特殊債券	5.22
社債券	4.03
合計	99.21

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM国内株式マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	127,058,666,550	99.49
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	645,038,824	0.51
合計（純資産総額）		127,703,705,374	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	567,840,000	0.44

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,077,500	2,110.79	4,385,186,465	2,590.50	5,381,763,750	4.21
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	267,600	12,137.24	3,247,926,888	13,410.00	3,588,516,000	2.81
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,269,300	1,007.54	2,286,410,522	1,211.50	2,749,256,950	2.15
日本	株式	キーエンス	電気機器	37,900	60,666.26	2,299,251,600	62,120.00	2,354,348,000	1.84
日本	株式	信越化学工業	化学	343,700	4,139.95	1,422,901,275	5,917.00	2,033,672,900	1.59
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	80,100	17,538.08	1,404,800,284	25,255.00	2,022,925,500	1.58
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	11,287,500	162.08	1,829,484,259	172.30	1,944,836,250	1.52
日本	株式	日立製作所	電気機器	183,700	7,876.41	1,446,896,977	10,170.00	1,868,229,000	1.46
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	264,900	6,015.17	1,593,419,030	6,880.00	1,822,512,000	1.43
日本	株式	三菱商事	卸売業	793,200	1,867.37	1,481,200,861	2,253.50	1,787,476,200	1.40
日本	株式	任天堂	その他製品	238,900	5,821.43	1,390,739,920	7,359.00	1,758,065,100	1.38
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	288,000	4,247.44	1,223,263,608	5,963.00	1,717,344,000	1.34
日本	株式	三井物産	卸売業	301,600	4,544.24	1,370,543,128	5,298.00	1,597,876,800	1.25
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	269,100	4,770.52	1,283,748,376	5,767.00	1,551,899,700	1.22
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	335,800	4,331.26	1,454,437,602	4,054.00	1,361,333,200	1.07
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	922,700	1,268.24	1,170,208,308	1,466.00	1,352,678,200	1.06
日本	株式	KDDI	情報・通信業	293,200	4,205.58	1,233,078,438	4,486.00	1,315,295,200	1.03
日本	株式	HOYA	精密機器	74,500	14,829.62	1,104,806,690	17,625.00	1,313,062,500	1.03
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	368,300	2,954.37	1,088,097,620	3,529.00	1,299,730,700	1.02

日本	株式	第一三共	医薬品	330,600	4,326.18	1,430,236,514	3,872.00	1,280,083,200	1.00
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	503,000	2,137.99	1,075,412,930	2,412.50	1,213,487,500	0.95
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	187,200	5,980.56	1,119,561,044	6,293.00	1,178,049,600	0.92
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	205,800	4,748.67	977,278,185	5,251.00	1,080,655,800	0.85
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	610,600	1,549.88	946,360,410	1,759.50	1,074,350,700	0.84
日本	株式	ダイキン工業	機械	45,600	23,821.45	1,086,258,120	22,985.00	1,048,116,000	0.82
日本	株式	村田製作所	電気機器	344,200	2,623.76	903,099,540	2,993.00	1,030,190,600	0.81
日本	株式	SMC	機械	11,400	69,438.16	791,595,105	75,760.00	863,664,000	0.68
日本	株式	三菱電機	電気機器	425,300	1,653.91	703,408,278	1,999.00	850,174,700	0.67
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	226,400	2,964.49	671,161,730	3,645.00	825,228,000	0.65
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	138,000	5,909.07	815,451,984	5,595.00	772,110,000	0.60

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.34
		建設業	2.11
		食料品	3.36
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.17
		化学	6.16
		医薬品	4.59
		石油・石炭製品	0.46
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.31
		電気機器	17.46
		輸送用機器	8.15
		精密機器	2.35
		その他製品	2.36
		電気・ガス業	1.40
		陸運業	2.83
海運業	0.84		
空運業	0.45		
倉庫・運輸関連業	0.15		
情報・通信業	7.69		
卸売業	6.97		

	小売業	4.28
	銀行業	6.84
	証券、商品先物取引業	0.80
	保険業	2.37
	その他金融業	1.14
	不動産業	1.94
	サービス業	4.97
合 計		99.49

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	24	日本円	561,493,200	567,840,000	0.44

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

RM先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	26,649,933,840	46.37
	カナダ	1,139,221,215	1.98
	メキシコ	515,351,154	0.90
	ドイツ	3,793,971,227	6.60
	イタリア	4,329,529,828	7.53
	フランス	4,838,475,964	8.42
	オランダ	869,433,758	1.51
	スペイン	2,825,544,692	4.92
	ベルギー	1,020,744,821	1.78
	オーストリア	680,284,975	1.18
	フィンランド	294,151,003	0.51
	アイルランド	332,827,895	0.58
	イギリス	3,001,575,383	5.22
	スウェーデン	121,017,224	0.21
	ノルウェー	103,086,234	0.18
	デンマーク	160,261,403	0.28
	ポーランド	286,880,453	0.50
	オーストラリア	826,105,985	1.44
	ニュージーランド	135,007,498	0.23
	シンガポール	240,382,593	0.42
マレーシア	283,694,476	0.49	
中国	4,259,947,662	7.41	
イスラエル	183,437,492	0.32	
	小計	56,890,866,775	98.99
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	577,821,283	1.01
合計（純資産総額）		57,468,688,058	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	464,523,492	0.81

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,120,000	14,140.45	299,777,562	14,055.57	297,978,180	3.875	2025/3/31	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,060,000	14,016.56	288,741,138	13,799.33	284,266,379	3.500	2033/2/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,860,000	14,078.89	261,867,480	14,390.75	267,668,113	4.625	2026/10/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,220,000	11,837.50	262,792,556	11,768.56	261,262,158	1.250	2031/8/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,890,000	13,747.44	259,826,660	13,657.78	258,132,150	3.375	2033/5/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,880,000	12,947.70	243,416,782	13,109.02	246,449,678	0.875	2026/6/30	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,840,000	13,509.61	248,576,958	13,182.71	242,561,877	2.875	2032/5/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,920,000	12,477.71	239,572,143	12,229.51	234,806,655	1.875	2032/2/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,820,000	12,651.23	230,252,495	12,692.12	230,996,636	1.250	2028/4/30	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,590,000	14,860.40	236,280,488	14,462.78	229,958,231	4.125	2032/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,930,000	12,010.16	231,796,173	11,810.39	227,940,615	1.375	2031/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,650,000	13,382.99	220,819,337	13,029.52	214,987,134	2.750	2032/8/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	11,990.30	215,825,547	11,860.53	213,489,607	1.125	2031/2/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	11,759.12	211,664,255	11,675.21	210,153,831	0.875	2030/11/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,660,000	12,384.59	205,584,287	12,192.94	202,402,934	1.625	2031/5/15	0.35
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	1,360,000	14,367.05	195,391,918	14,793.94	201,197,691	0.750	2028/5/25	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,360,000	14,501.00	197,213,728	14,269.70	194,067,983	4.125	2027/10/31	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,450,000	13,037.27	189,040,553	13,154.45	190,739,605	1.500	2027/1/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,340,000	13,691.02	183,459,764	13,600.72	182,249,665	2.875	2028/5/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	14,615.93	175,391,244	15,031.76	180,381,167	4.875	2030/10/31	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,270,000	15,156.15	192,483,185	14,132.02	179,476,778	4.000	2052/11/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,360,000	12,812.34	174,247,906	13,097.66	178,128,285	0.500	2026/2/28	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	13,564.70	176,341,227	13,655.29	177,518,805	2.250	2025/11/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,320,000	12,790.18	168,830,443	13,093.51	172,834,368	0.375	2026/1/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,624.15	163,489,856	14,216.24	170,594,895	3.875	2033/8/15	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,310,000	12,801.81	167,703,835	13,020.65	170,570,631	0.875	2026/9/30	0.30
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	1,060,000	15,792.00	167,395,259	15,994.70	169,543,884	2.500	2030/5/25	0.30
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	1,110,000	14,865.96	165,012,184	15,180.12	168,499,355	0.000	2025/3/25	0.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,270,000	12,919.29	164,075,042	13,164.42	167,188,232	0.250	2025/10/31	0.29
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	1,040,000	15,895.36	165,311,797	16,038.65	166,801,986	2.750	2027/10/25	0.29

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.99
合計	98.99

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,568,600.00	221,925,528	222,261,992	0.39

	カナダドル	買建	91,800.00	9,842,979	9,836,103	0.02
	ユーロ	買建	1,049,500.00	165,119,934	164,777,587	0.29
	英ポンド	買建	115,200.00	20,880,806	20,794,936	0.04
	オーストラリアドル	買建	135,300.00	13,147,371	13,105,766	0.02
	中国元	買建	1,694,200.00	33,597,680	33,747,108	0.06

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	57,296,816,604	45.00
	カナダ	2,468,176,849	1.94
	メキシコ	1,130,279,622	0.89
	ドイツ	8,096,690,956	6.36
	イタリア	9,287,818,792	7.29
	フランス	10,284,376,085	8.08
	オランダ	1,878,156,297	1.48
	スペイン	6,057,413,653	4.76
	ベルギー	2,267,155,340	1.78
	オーストリア	1,506,107,071	1.18
	フィンランド	662,386,525	0.52
	アイルランド	743,953,956	0.58
	イギリス	6,466,980,451	5.08
	スウェーデン	267,014,849	0.21
	ノルウェー	224,428,914	0.18
	デンマーク	354,692,814	0.28
	ポーランド	637,095,800	0.50
	オーストラリア	1,771,283,226	1.39
	ニュージーランド	299,236,109	0.24
	シンガポール	532,000,575	0.42
マレーシア	632,877,036	0.50	
中国	9,177,964,642	7.21	
イスラエル	378,978,416	0.30	
小計		122,421,884,582	96.14
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	4,909,981,576	3.86
合計（純資産総額）		127,331,866,158	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	118,880,132,730	△93.36

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,610,000	14,045.60	647,502,260	14,462.78	666,734,241	4.125	2032/11/15	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,050,000	13,775.23	557,897,168	14,216.24	575,757,775	3.875	2033/8/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,930,000	11,303.46	557,260,737	11,607.62	572,255,768	0.625	2030/5/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,610,000	11,205.67	516,581,754	11,521.74	531,152,601	0.625	2030/8/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,960,000	12,807.91	507,193,390	13,182.71	522,035,345	2.875	2032/5/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,430,000	11,430.05	506,351,549	11,768.56	521,347,463	1.250	2031/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,850,000	13,172.46	507,139,758	13,374.40	514,914,506	2.250	2027/8/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,310,000	11,466.62	494,211,453	11,810.39	509,028,006	1.375	2031/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,640,000	13,238.94	481,897,563	13,657.78	497,143,402	3.375	2033/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,890,000	12,489.35	485,835,729	12,715.66	494,639,521	1.250	2028/3/31	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,220,000	11,352.49	479,075,259	11,675.21	492,693,981	0.875	2030/11/15	0.39
中国	国債証券	GOV OF CHINA	22,990,000	2,021.65	464,777,981	2,024.57	465,449,703	3.030	2026/3/11	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,780,000	11,875.42	448,891,099	12,229.51	462,275,602	1.875	2032/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,390,000	13,366.09	453,110,532	13,600.72	461,064,453	2.875	2028/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,260,000	13,794.62	449,704,923	13,894.63	452,964,964	3.125	2025/8/15	0.36
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	3,010,000	14,538.09	437,596,618	14,793.94	445,297,830	0.750	2028/5/25	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	12,922.04	426,427,406	13,083.81	431,765,977	1.250	2026/12/31	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	13,765.26	426,723,257	13,855.84	429,531,321	2.875	2025/6/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,260,000	12,644.47	412,209,947	13,029.52	424,762,457	2.750	2032/8/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,350,000	12,233.66	409,827,893	12,472.72	417,836,442	1.000	2028/7/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	12,517.88	388,054,360	13,226.20	410,012,245	3.625	2053/2/15	0.32
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	2,230,000	17,977.68	400,902,400	18,272.36	407,473,732	5.500	2029/4/25	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,950,000	13,452.52	396,849,340	13,702.93	404,236,689	3.125	2028/11/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,070,000	13,017.33	399,632,175	13,148.63	403,663,193	0.750	2026/3/31	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	13,394.34	375,041,733	14,132.02	395,696,836	4.000	2052/11/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,980,000	13,164.15	392,291,695	13,274.67	395,585,420	0.250	2025/7/31	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,330,000	11,525.07	383,784,917	11,860.53	394,955,774	1.125	2031/2/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,820,000	13,605.15	383,665,329	13,729.25	387,164,984	2.625	2026/1/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	12,434.22	373,026,752	12,666.63	379,999,137	1.250	2028/5/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	11,851.94	367,410,337	12,192.94	377,981,382	1.625	2031/5/15	0.30

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	96.14
合計	96.14

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	売建	394,773,000.00	55,617,278,286	55,653,715,834	△43.71

カナダドル	売建	22,543,000.00	2,400,368,721	2,404,298,867	△1.89
メキシコペソ	売建	138,117,000.00	1,139,904,462	1,137,241,566	△0.89
ユーロ	売建	251,831,000.00	39,346,075,440	39,387,249,808	△30.93
英ポンド	売建	33,948,000.00	6,094,799,184	6,097,749,944	△4.79
スウェーデンクローナ	売建	18,292,000.00	258,725,523	259,173,860	△0.20
ノルウェークローネ	売建	16,035,000.00	221,746,090	222,028,627	△0.17
デンマーククローネ	売建	16,112,000.00	337,862,195	338,258,550	△0.27
ポーランドズロチ	売建	17,566,000.00	631,291,826	630,668,584	△0.50
オーストラリアドル	売建	17,797,000.00	1,714,548,742	1,716,814,300	△1.35
ニュージーランドドル	売建	3,236,000.00	289,016,868	289,218,147	△0.23
シンガポールドル	売建	4,930,000.00	527,424,218	527,503,591	△0.41
マレーシアリングgit	売建	20,120,000.00	623,108,352	619,553,148	△0.49
中国元	売建	462,976,000.00	9,360,911,744	9,218,870,706	△7.24
イスラエルシェケル	売建	9,722,000.00	375,638,023	377,787,198	△0.30

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM新興国債券マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	1,961,705,034	17.49
	アイルランド	9,230,548,437	82.31
	小計	11,192,253,471	99.80
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	22,424,048	0.20
合計（純資産総額）		11,214,677,519	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	1,405,047	6,304.14	8,857,623,012	6,569.56	9,230,548,437	82.31
アメリカ	投資信託受益証券	VANECK J.P.MORGAN EM LOCAL	545,832	3,588.29	1,958,608,420	3,593.97	1,961,705,034	17.49

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM先進国株式マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	150,786,610,625	66.22
	カナダ	7,431,973,691	3.26
	パナマ	66,898,216	0.03
	ドイツ	5,231,450,697	2.30
	イタリア	1,216,322,604	0.53
	フランス	6,738,292,171	2.96
	オランダ	4,144,034,663	1.82
	スペイン	1,588,994,151	0.70
	ベルギー	477,666,064	0.21
	オーストリア	117,681,266	0.05
	ルクセンブルク	111,348,479	0.05
	フィンランド	663,816,906	0.29
	アイルランド	3,914,957,525	1.72
	ポルトガル	111,474,091	0.05
	イギリス	8,351,199,469	3.67
	スイス	6,814,854,050	2.99
	スウェーデン	1,985,368,750	0.87
	ノルウェー	413,614,154	0.18
	デンマーク	2,056,024,479	0.90
	ケイマン	299,248,757	0.13
	リベリア	115,284,016	0.05
	オーストラリア	4,321,791,226	1.90
	バミューダ	259,271,691	0.11
	ニュージーランド	161,625,063	0.07
	香港	1,013,358,552	0.45
	シンガポール	673,021,139	0.30
	イスラエル	422,907,157	0.19
キュラソー	280,786,422	0.12	
ジャージー	725,578,426	0.32	
マン島	30,461,000	0.01	
	小計	210,525,915,500	92.46
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	3,892,321,747	1.71

	カナダ	15,488,168	0.01
	フランス	79,551,559	0.03
	ベルギー	18,618,519	0.01
	イギリス	74,176,233	0.03
	オーストラリア	265,205,512	0.12
	香港	53,323,792	0.02
	シンガポール	99,897,019	0.04
	小計	4,498,582,549	1.98
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	12,681,652,452	5.57
合計(純資産総額)		227,706,150,501	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	10,314,638,159	4.53
	買建	ドイツ	2,370,086,066	1.04

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	789,749,907	0.35

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	418,175	20,926.88	8,751,098,369	27,455.45	11,481,183,389	5.04
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	188,773	36,154.64	6,825,021,666	53,225.96	10,047,624,600	4.41
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	248,406	14,394.37	3,575,650,156	21,753.88	5,403,795,657	2.37
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	66,071	32,237.54	2,129,966,780	70,237.05	4,640,632,302	2.04
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	158,747	14,434.98	2,291,510,017	19,888.82	3,157,290,651	1.39
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	59,472	23,142.21	1,376,313,941	50,820.52	3,022,398,298	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	139,705	14,476.58	2,022,451,741	20,037.74	2,799,372,802	1.23
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	76,455	23,006.68	1,758,976,077	35,908.51	2,745,385,851	1.21
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・	11,878	86,321.56	1,025,327,491	159,191.41	1,890,875,572	0.83

			半導体製造装置							
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	77,808	19,634.47	1,527,718,866	24,153.64	1,879,347,121	0.83	
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	24,798	69,441.13	1,722,001,248	74,446.56	1,846,125,968	0.81	
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,606	51,956.83	1,122,579,362	82,381.95	1,779,944,531	0.78	
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	35,007	44,735.07	1,566,040,699	50,714.15	1,775,350,358	0.78	
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	42,915	31,980.17	1,372,429,086	36,932.53	1,584,959,611	0.70	
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	107,205	16,036.00	1,719,139,804	14,209.94	1,523,377,443	0.67	
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,507	23,608.13	1,522,890,105	22,207.74	1,432,554,774	0.63	
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	22,447	53,930.77	1,210,584,173	60,464.96	1,357,257,083	0.60	
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	26,660	44,710.48	1,191,981,463	49,266.06	1,313,433,394	0.58	
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	63,123	20,269.00	1,279,440,143	20,668.88	1,304,682,085	0.57	
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	87,470	10,478.88	916,587,765	14,718.05	1,287,388,358	0.57	
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	71,570	18,796.65	1,345,276,433	16,283.94	1,165,442,273	0.51	
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	10,796	96,974.83	1,046,940,354	107,768.60	1,163,469,892	0.51	
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	11,864	70,661.09	838,323,266	94,047.47	1,115,779,220	0.49	
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	68,027	15,348.30	1,044,099,466	15,426.84	1,049,442,264	0.46	
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,324	20,934.83	990,720,240	21,948.19	1,038,676,262	0.46	
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	48,573	25,147.42	1,221,485,679	21,241.87	1,031,781,794	0.45	
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	12,195	53,726.44	655,194,050	84,462.60	1,030,021,427	0.45	
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウ	26,073	23,335.29	608,421,262	37,667.21	982,097,203	0.43	

			エア・サービス						
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	110,119	8,571.55	943,891,297	8,332.51	917,567,944	0.40
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	190,341	4,765.04	906,983,504	4,805.20	914,626,649	0.40

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	4.44
		素材	3.85
		資本財	6.56
		商業・専門サービス	1.50
		運輸	1.74
		自動車・自動車部品	1.97
		耐久消費財・アパレル	1.47
		消費者サービス	1.99
		メディア・娯楽	5.68
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.38
		生活必需品流通・小売り	1.62
		食品・飲料・タバコ	3.34
		家庭用品・パーソナル用品	1.54
		ヘルスケア機器・サービス	4.13
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.51
		銀行	5.20
		金融サービス	6.40
		保険	2.88
		ソフトウェア・サービス	9.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.40
電気通信サービス	1.11		
公益事業	2.55		
半導体・半導体製造装置	6.29		
不動産管理・開発	0.34		
新株予約権証券	—	—	—
投資証券	—	—	1.98
合計			94.43

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資比率 (%)

株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500MIN2403	買建	301	米ドル	70,743,500	10,033,550,604	72,725,362.5	10,314,638,159	4.53
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	STX E6002403	買建	628	ユーロ	15,003,879	2,357,409,468	15,084,560	2,370,086,066	1.04

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	3,940,000.00	558,141,084	558,276,330	0.25
	カナダドル	買建	300,000.00	32,201,559	32,144,130	0.01
	ユーロ	買建	540,000.00	84,967,436	84,783,132	0.04
	英ポンド	買建	220,000.00	39,850,894	39,712,552	0.02
	スイスフラン	買建	130,000.00	21,885,316	21,863,907	0.01
	スウェーデンクローナ	買建	670,000.00	9,551,600	9,527,601	0.00
	ノルウェークローネ	買建	180,000.00	2,503,260	2,503,512	0.00
	デンマーククローネ	買建	290,000.00	6,127,120	6,109,285	0.00
	オーストラリアドル	買建	220,000.00	21,368,144	21,310,190	0.01
	ニュージーランドドル	買建	30,000.00	2,694,387	2,694,744	0.00
	香港ドル	買建	360,000.00	6,528,960	6,528,420	0.00
	シンガポールドル	買建	40,000.00	4,296,120	4,296,104	0.00

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM新興国株式マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	99,112,215	0.33
	メキシコ	737,270,551	2.42
	ブラジル	1,654,710,604	5.43
	チリ	145,116,483	0.48
	コロンビア	30,161,002	0.10
	ペルー	11,998,554	0.04
	オランダ	18,548,916	0.06
	ルクセンブルク	32,086,458	0.11
	ギリシャ	137,059,069	0.45
	イギリス	33,313,128	0.11
	トルコ	174,754,873	0.57
	チェコ	43,027,410	0.14
	キプロス	0	0.00
	ハンガリー	72,897,428	0.24
	ポーランド	258,047,180	0.85
	ロシア	0	0.00
	ケイマン	4,328,262,365	14.21
	バミューダ	123,030,789	0.40
	香港	267,497,769	0.88
	シンガポール	6,476,827	0.02
	マレーシア	379,445,526	1.25
	タイ	497,810,385	1.63
	フィリピン	179,016,350	0.59
	インドネシア	538,526,395	1.77
	韓国	3,703,070,797	12.15
	台湾	4,441,431,169	14.58
	中国	2,904,186,362	9.53
	インド	4,808,938,452	15.78
	カザフスタン	0	0.00
	カタール	251,705,674	0.83
	エジプト	26,192,347	0.09
	南アフリカ	792,247,410	2.60
英ヴァージン諸島	0	0.00	

	アラブ首長国連邦	357,146,579	1.17
	クウェート	214,430,131	0.70
	サウジアラビア	1,184,273,133	3.89
	小計	28,451,792,331	93.39
投資証券	メキシコ	43,451,205	0.14
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,971,526,896	6.47
合計(純資産総額)		30,466,770,432	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,977,315,848	6.49

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	290,503,737	0.95
	売建	—	2,868,231	△0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	700,000	2,354.58	1,648,206,643	2,745.23	1,921,663,940	6.31
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	135,822	6,919.89	939,873,406	8,674.24	1,178,153,983	3.87
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	189,500	6,883.28	1,304,381,613	5,317.95	1,007,751,525	3.31
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	462,740	1,935.63	895,696,004	1,376.67	637,043,746	2.09
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	86,649	3,778.76	327,426,327	4,481.54	388,321,479	1.27
ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	16,997	13,625.53	231,593,236	20,614.99	350,392,994	1.15
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	147,555	1,509.74	222,770,787	1,730.14	255,291,988	0.84
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	94,576	2,599.78	245,877,173	2,687.75	254,197,401	0.83
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	15,560	10,005.25	155,681,825	15,635.75	243,292,270	0.80
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	79,876	2,811.57	224,577,390	2,933.02	234,278,704	0.77
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	2,732,000	92.19	251,876,632	84.03	229,582,254	0.75

ブラジル	株式	VALE SA	素材	97,104	2,646.40	256,976,216	2,252.72	218,748,791	0.72
ケイマン	株式	MEITUAN	消費者サービス	144,210	2,865.47	413,229,662	1,494.65	215,543,837	0.71
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	42,800	3,199.22	136,926,731	4,745.13	203,091,778	0.67
サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	55,929	2,972.30	166,238,253	3,295.55	184,317,375	0.60
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	355,800	459.12	163,355,906	481.45	171,302,614	0.56
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	26,086	5,852.09	152,657,758	6,535.82	170,493,609	0.56
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	23,505	6,143.47	144,402,476	6,884.15	161,811,946	0.53
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	135,900	786.46	106,881,027	1,086.67	147,679,553	0.48
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	54,900	2,575.78	141,410,701	2,560.96	140,596,978	0.46
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	138,200	750.68	103,744,725	991.25	136,991,882	0.45
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	1,578,700	77.20	121,880,543	86.48	136,525,976	0.45
ケイマン	株式	JD.COM INC - CL A	一般消費財・サービス流通・小売り	66,760	3,805.42	254,050,293	2,043.68	136,436,744	0.45
ケイマン	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	63,980	2,381.55	152,371,879	2,085.43	133,426,131	0.44
ケイマン	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	436,600	218.04	95,197,074	295.48	129,007,441	0.42
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	1,849,000	74.50	137,754,587	68.60	126,854,343	0.42
インド	株式	AXIS BANK LTD	銀行	65,042	1,567.06	101,925,054	1,905.50	123,937,661	0.41
サウジアラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	84,055	1,361.56	114,446,134	1,465.95	123,220,932	0.40
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	5,336	25,966.53	138,557,406	23,083.57	123,173,934	0.40
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	190,500	1,059.51	201,838,547	639.78	121,879,519	0.40

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	4.82
		素材	7.41
		資本財	4.41
		商業・専門サービス	0.06
		運輸	1.88

		自動車・自動車部品	3.57
		耐久消費財・アパレル	1.15
		消費者サービス	2.03
		メディア・娯楽	5.59
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.16
		生活必需品流通・小売り	1.43
		食品・飲料・タバコ	3.42
		家庭用品・パーソナル用品	0.76
		ヘルスケア機器・サービス	0.95
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.57
		銀行	15.79
		金融サービス	2.73
		保険	2.37
		ソフトウェア・サービス	2.50
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.79
		電気通信サービス	2.62
		公益事業	2.52
		半導体・半導体製造装置	9.45
		不動産管理・開発	1.41
投資証券	—	—	0.14
合計			93.53

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIEMG 2403	買建	270	米ドル	13,468,680	1,910,262,893	13,941,450	1,977,315,848	6.49

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	2,050,211.82	290,459,902	290,503,737	0.95
	ブラジルリアル	売建	98,293.14	2,890,102	2,868,231	△0.01

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM国内リートマザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	46,842,768,050	98.79
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	574,487,215	1.21
合計（純資産総額）		47,417,255,265	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	日本	541,764,000	1.14

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	5,309	574,931.88	3,052,313,401	611,000	3,243,799,000	6.84
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	4,675	556,351.84	2,600,944,870	584,000	2,730,200,000	5.76
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	14,716	156,983.51	2,310,169,393	165,000	2,428,140,000	5.12
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	21,813	98,660.59	2,152,083,619	101,900	2,222,744,700	4.69
日本	投資証券	GLP投資法人	15,372	143,220.39	2,201,583,987	140,500	2,159,766,000	4.55
日本	投資証券	日本プロジスリート投資法人	7,928	290,323.79	2,301,687,036	271,400	2,151,659,200	4.54
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	13,096	155,692.64	2,038,950,820	160,800	2,105,836,800	4.44
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	6,860	278,029.16	1,907,280,100	251,700	1,726,662,000	3.64
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	9,068	176,197.02	1,597,754,608	166,500	1,509,822,000	3.18
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	10,180	148,498.6	1,511,715,828	144,100	1,466,938,000	3.09
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	4,465	330,655.98	1,476,378,967	316,000	1,410,940,000	2.98
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	22,034	56,270.22	1,239,858,214	61,000	1,344,074,000	2.83
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	3,112	354,593.92	1,103,496,307	350,000	1,089,200,000	2.30
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	13,675	75,285.77	1,029,532,991	77,100	1,054,342,500	2.22
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	15,234	78,708.25	1,199,041,630	69,200	1,054,192,800	2.22
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	6,944	146,597.23	1,017,971,212	139,600	969,382,400	2.04
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	1,571	604,323.55	949,392,312	604,000	948,884,000	2.00
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	2,387	394,719.44	942,195,304	388,500	927,349,500	1.96
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	5,817	155,239.95	903,030,798	152,000	884,184,000	1.86
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,893	466,922.89	883,885,038	457,500	866,047,500	1.83
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,915	300,564.53	876,145,631	286,000	833,690,000	1.76

		人						
日本	投資証券	イオンリート投資法人	5,582	148,105.72	826,726,169	141,400	789,294,800	1.66
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	5,351	148,714.34	795,770,437	140,200	750,210,200	1.58
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	1,688	484,993.17	818,668,473	433,000	730,904,000	1.54
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,238	313,194.97	700,930,351	317,000	709,446,000	1.50
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	6,702	110,266.52	739,006,235	104,300	699,018,600	1.47
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	8,772	72,337.05	634,540,604	72,500	635,970,000	1.34
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	4,258	154,878.92	659,474,480	149,200	635,293,600	1.34
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	943	626,198.47	590,505,163	665,000	627,095,000	1.32
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	1,571	400,567.94	629,292,249	374,500	588,339,500	1.24

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.79
合計	98.79

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	303	日本円	540,681,330	541,764,000	1.14

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

RM先進国リートマザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	539,502,303	0.81
	オーストラリア	45,314,713	0.07
	小計	584,817,016	0.88
投資証券	アメリカ	50,677,391,277	76.26
	カナダ	997,021,763	1.50
	ドイツ	23,939,375	0.04
	イタリア	5,240,840	0.01
	フランス	1,210,882,646	1.82
	オランダ	117,849,598	0.18
	スペイン	293,668,587	0.44
	ベルギー	777,250,982	1.17
	アイルランド	22,533,541	0.03
	イギリス	3,189,447,503	4.80
	オーストラリア	4,452,200,113	6.70
	ニュージーランド	192,824,039	0.29
	香港	748,168,682	1.13
	シンガポール	2,311,321,467	3.48
	韓国	117,641,573	0.18
	イスラエル	81,256,812	0.12
	ガンジー	192,353,023	0.29
	小計	65,410,991,821	98.43
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	457,776,667	0.69
合計 (純資産総額)		66,453,585,504	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	20,599,811	0.03
	売建	—	16,362,737	△0.02

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・	種類	銘柄名	数量又は	簿価	簿価	評価	評価	投資
----	----	-----	------	----	----	----	----	----

地域			額面総額	単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	307,875	17,408.21	5,359,553,947	19,173.99	5,903,194,542	8.88
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	31,276	101,625.44	3,178,437,571	115,462.38	3,611,201,544	5.43
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	184,333	10,820.21	1,994,521,899	12,929.22	2,383,282,426	3.59
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	52,703	42,049.75	2,216,148,417	43,655.27	2,300,763,906	3.46
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	108,649	16,469.29	1,789,372,932	20,463.23	2,223,309,737	3.35
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	241,521	8,828.91	2,132,368,984	8,308.40	2,006,653,415	3.02
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	101,040	14,733.30	1,488,652,673	19,305.89	1,950,668,096	2.94
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	70,497	20,810.71	1,467,093,039	22,999.15	1,621,371,275	2.44
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	345,155	4,637.84	1,600,774,011	4,564.08	1,575,318,277	2.37
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	576,494	1,910.68	1,101,499,822	2,443.85	1,408,869,128	2.12
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	47,379	24,372.06	1,154,724,172	26,890.96	1,274,067,173	1.92
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	115,271	8,661.55	998,426,464	8,864.37	1,021,805,371	1.54
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	97,416	7,630.45	743,328,307	10,013.19	975,445,696	1.47
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	134,185	6,617.78	888,007,856	7,226.23	969,652,813	1.46
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	52,146	18,964.08	988,901,400	18,281.88	953,327,279	1.43
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	191,886	4,531.46	869,525,365	4,921.50	944,367,141	1.42
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	41,508	20,007.95	830,490,325	19,165.48	795,521,072	1.20
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	21,408	30,582.80	654,716,645	35,847.53	767,423,976	1.15
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	38,920	21,555.32	838,933,187	19,366.88	753,759,223	1.13
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	72,910	10,642.92	775,975,531	9,315.39	679,185,406	1.02
香港	投資証券	LINK REIT	853,100	963.58	822,033,083	795.87	678,963,095	1.02
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	409,108	1,414.72	578,775,070	1,621.06	663,189,006	1.00
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	235,079	2,399.76	564,134,027	2,789.79	655,822,477	0.99
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	206,669	2,840.85	587,116,641	3,091.89	638,998,641	0.96
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	62,162	9,485.59	589,643,270	10,157.86	631,433,179	0.95
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	89,042	7,220.56	642,933,575	7,044.69	627,273,830	0.94
アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	70,408	8,149.55	573,793,643	8,081.47	569,000,379	0.86
アメリカ	投資証券	UDR INC	100,909	5,690.21	574,194,370	5,498.74	554,873,273	0.83
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	106,056	4,653.44	493,525,477	5,148.42	546,021,786	0.82
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	54,757	8,762.25	479,794,928	9,594.79	525,382,436	0.79

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.88
投資証券	—	—	98.43
合計			99.31

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)

為替予約取引	米ドル	買建	90,000.00	12,749,400	12,750,471	0.02
	ユーロ	買建	50,000.00	7,848,600	7,849,340	0.01
	米ドル	売建	90,000.00	12,749,400	12,752,505	△0.02
	英ポンド	売建	20,000.00	3,627,680	3,610,232	△0.01

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

FWリそな国内債券インデックスファンド

2023年12月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

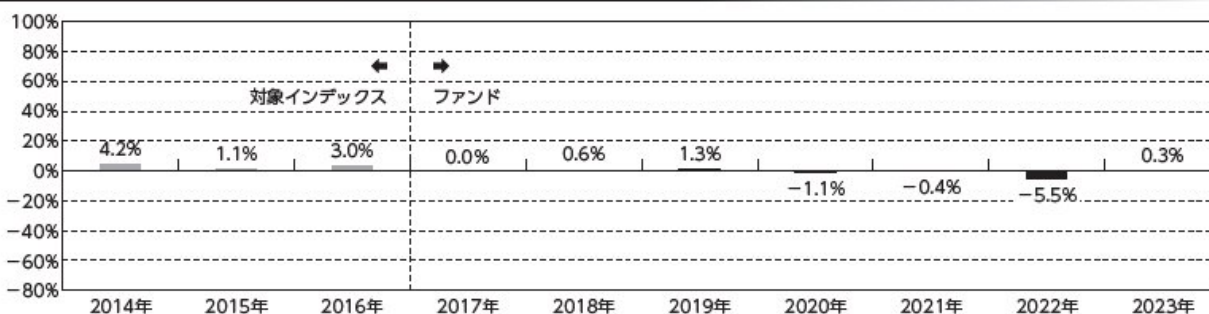
資産	組入比率
債券	99.2%
先物	-
現金等	0.8%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	組入比率
1	第147回利付国債(5年)	0.005%	2026/3/20	1.6%
2	第447回利付国債(2年)	0.005%	2025/4/1	1.6%
3	第158回利付国債(5年)	0.100%	2028/3/20	1.3%
4	第153回利付国債(5年)	0.005%	2027/6/20	1.2%
5	第366回日本国債(10年)	0.200%	2032/3/20	1.2%
6	第146回利付国債(5年)	0.100%	2025/12/20	1.2%
7	第450回利付国債(2年)	0.005%	2025/7/1	1.2%
8	第148回利付国債(5年)	0.005%	2026/6/20	1.2%
9	第150回利付国債(5年)	0.005%	2026/12/20	1.2%
10	第359回利付国債(10年)	0.100%	2030/6/20	1.2%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(NOMURA-BPI総合)の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	99.5%
先物	0.4%
現金等	0.1%
合計	100.0%

■組入上位業種

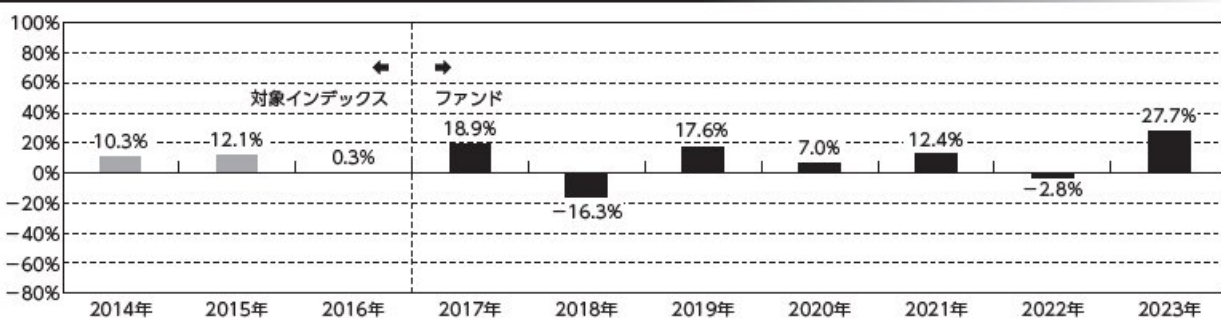
業種	組入比率
1 電気機器	17.5%
2 輸送用機器	8.1%
3 情報・通信業	7.7%
4 卸売業	7.0%
5 銀行業	6.8%

■組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.2%
2	ソニーグループ	電気機器	2.8%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.2%
4	キーエンス	電気機器	1.8%
5	信越化学工業	化学	1.6%
6	東京エレクトロン	電気機器	1.6%
7	日本電信電話	情報・通信業	1.5%
8	日立製作所	電気機器	1.5%
9	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.4%
10	三菱商事	卸売業	1.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※業種は東証33業種の分類を基準としています。

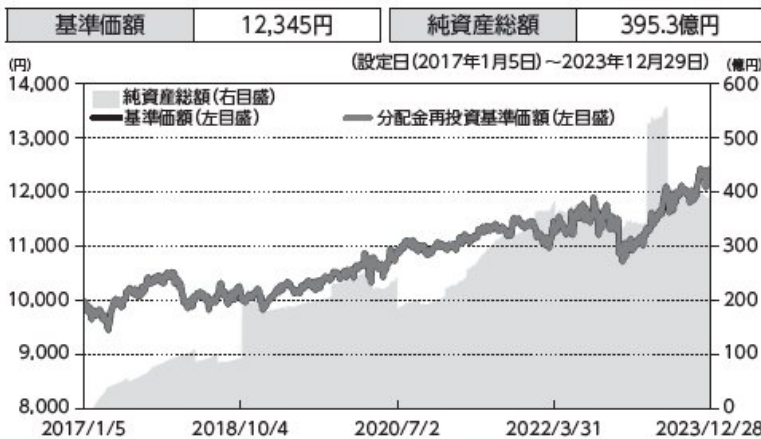
年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(東証株価指数(TOPIX、配当込み))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

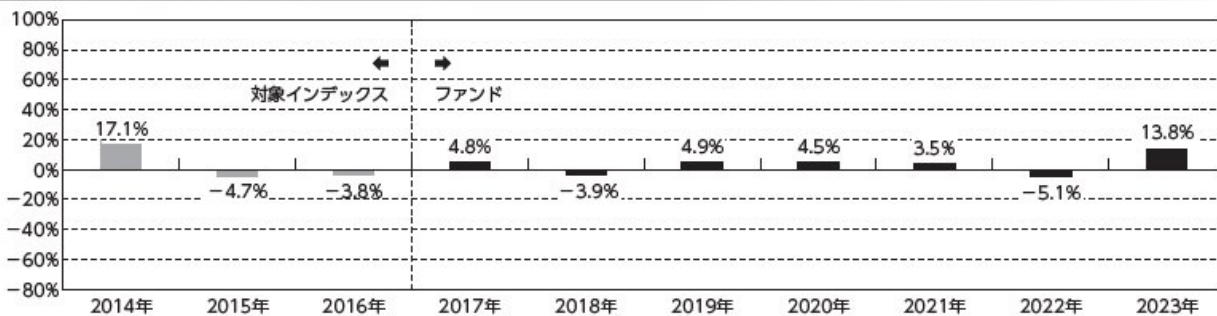
資産	組入比率
債券	99.0%
先物	-
現金等	1.0%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	US TREASURY N/B	アメリカ	3.875%	2025/3/31	0.5%
2	US TREASURY N/B	アメリカ	3.500%	2033/2/15	0.5%
3	US TREASURY N/B	アメリカ	4.625%	2026/10/15	0.5%
4	US TREASURY N/B	アメリカ	1.250%	2031/8/15	0.5%
5	US TREASURY N/B	アメリカ	3.375%	2033/5/15	0.4%
6	US TREASURY N/B	アメリカ	0.875%	2026/6/30	0.4%
7	US TREASURY N/B	アメリカ	2.875%	2032/5/15	0.4%
8	US TREASURY N/B	アメリカ	1.875%	2032/2/15	0.4%
9	US TREASURY N/B	アメリカ	1.250%	2028/4/30	0.4%
10	US TREASURY N/B	アメリカ	4.125%	2032/11/15	0.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

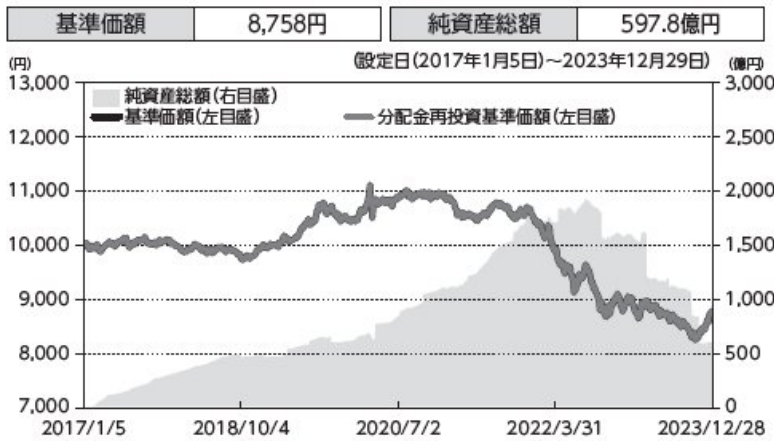
年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス (FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)) の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
債券	96.1%
先物	-
現金等	3.9%
合計	100.0%

■通貨別資産配分

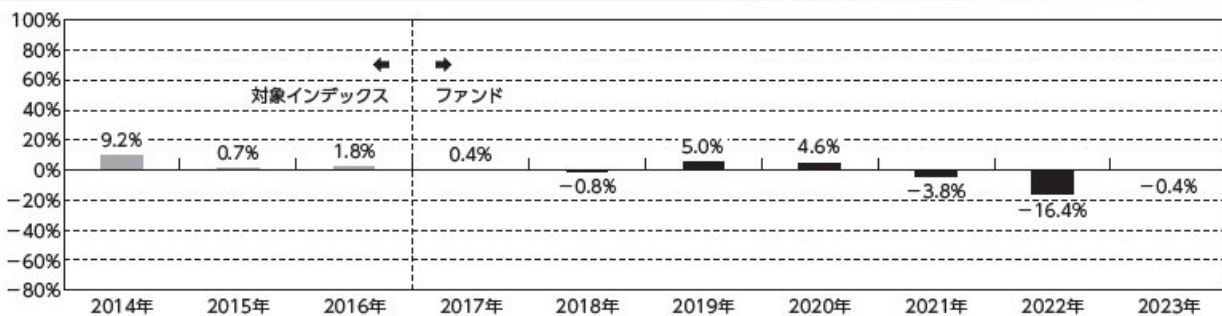
通貨	組入比率
米ドル	45.0%
ユーロ	32.0%
中国元	7.2%
英ポンド	5.1%
カナダドル	1.9%
その他	8.7%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	US TREASURY N/B	アメリカ	4.125%	2032/11/15	0.5%
2	US TREASURY N/B	アメリカ	3.875%	2033/8/15	0.5%
3	US TREASURY N/B	アメリカ	0.625%	2030/5/15	0.4%
4	US TREASURY N/B	アメリカ	0.625%	2030/8/15	0.4%
5	US TREASURY N/B	アメリカ	2.875%	2032/5/15	0.4%
6	US TREASURY N/B	アメリカ	1.250%	2031/8/15	0.4%
7	US TREASURY N/B	アメリカ	2.250%	2027/8/15	0.4%
8	US TREASURY N/B	アメリカ	1.375%	2031/11/15	0.4%
9	US TREASURY N/B	アメリカ	3.375%	2033/5/15	0.4%
10	US TREASURY N/B	アメリカ	1.250%	2028/3/31	0.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
投資信託証券	99.8%
先物	-
現金等	0.2%
合計	100.0%

■通貨別資産配分

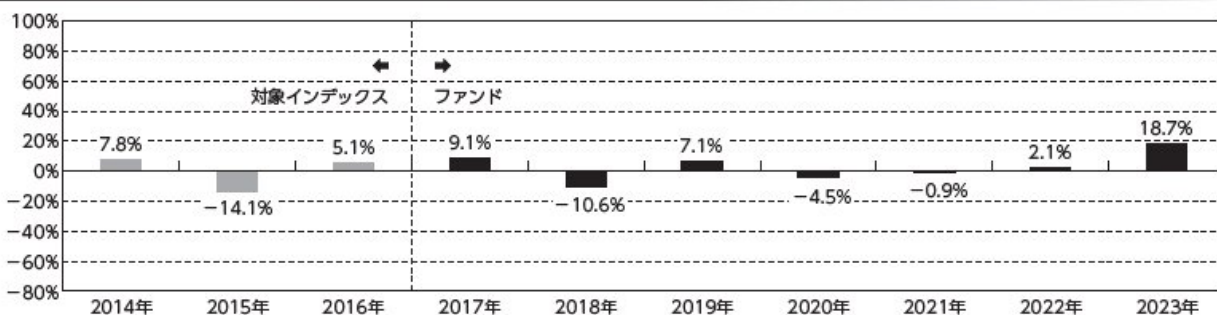
通貨	組入比率
メキシコペソ	10.0%
中国元	9.8%
インドネシアルピア	9.7%
ブラジルレアル	9.6%
マレーシアリンギット	9.4%
その他	51.6%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	アイルランド	-	-	82.3%
2	VANECK J.P.MORGAN EM LOCAL	アメリカ	-	-	17.5%
3	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※通貨別資産配分は、マザーファンドが実質的に保有している債券の通貨を基準に算出しています。
※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

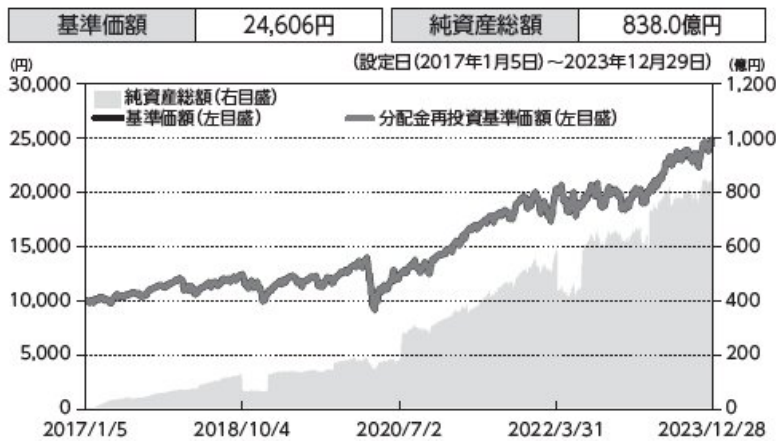
年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース))の年間騰落率です。
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	94.4%
先物	5.6%
現金等	-0.0%
合計	100.0%

■ 国・地域別配分

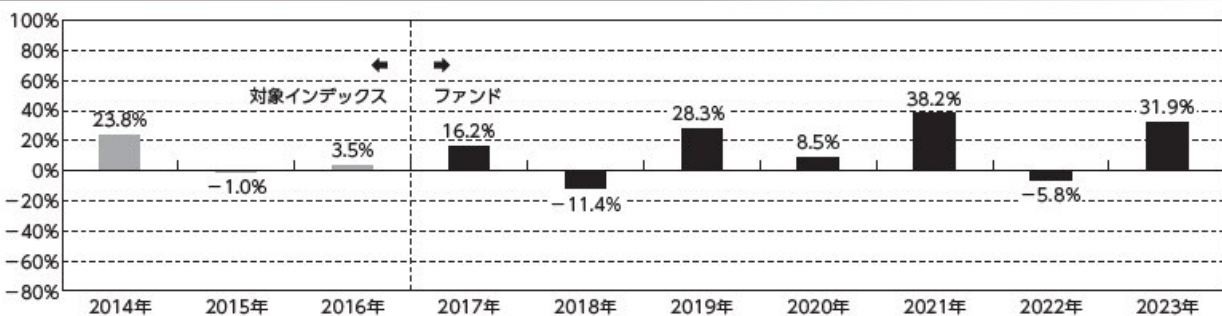
国・地域	組入比率
アメリカ	72.1%
カナダ	3.1%
イギリス	3.0%
フランス	2.8%
ドイツ	2.3%
その他	16.7%
合計	100.0%

■ 組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.0%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.4%
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売	2.4%
4	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.0%
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.4%
6	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	1.3%
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.2%
8	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.2%
9	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.8%
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	0.8%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。
 ※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	93.5%
先物	6.5%
現金等	-0.0%
合計	100.0%

■国・地域別配分

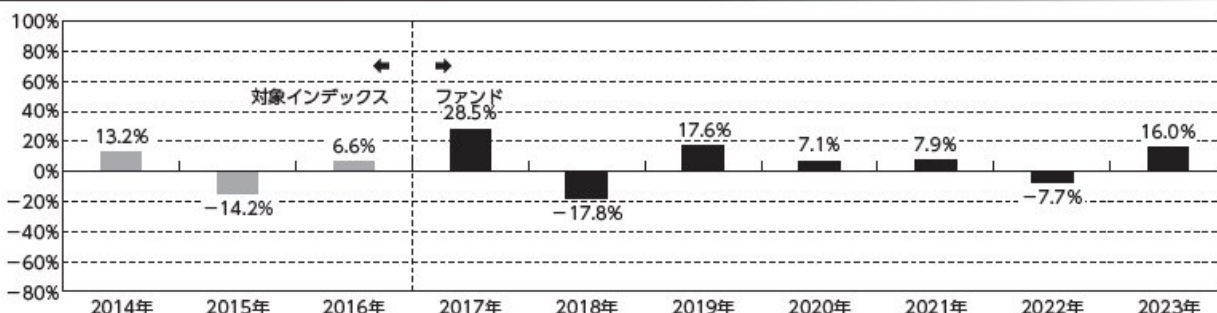
国・地域	組入比率
中国	24.7%
インド	15.8%
台湾	14.8%
韓国	12.2%
ブラジル	5.4%
その他	27.2%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	6.3%
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.9%
3	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	メディア・娯楽	3.3%
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	2.1%
5	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	1.3%
6	PDD HOLDINGS INC	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	1.2%
7	ICICI BANK LTD	インド	銀行	0.8%
8	INFOSYS LTD	インド	ソフトウェア・サービス	0.8%
9	SK HYNIX INC	韓国	半導体・半導体製造装置	0.8%
10	HDFC BANK LIMITED	インド	銀行	0.8%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。
 ※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

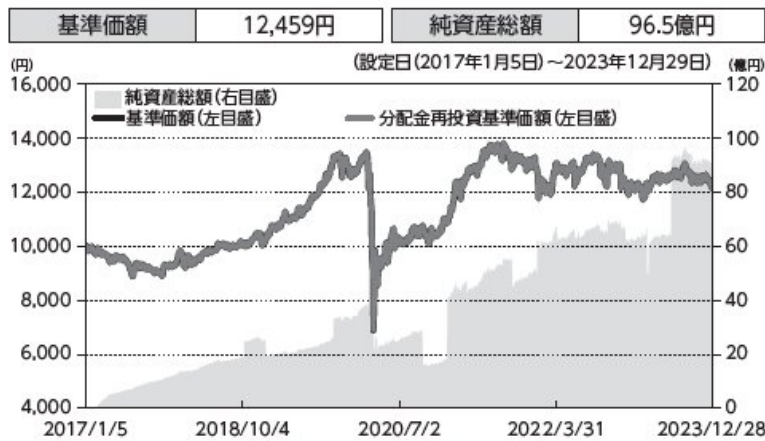
年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

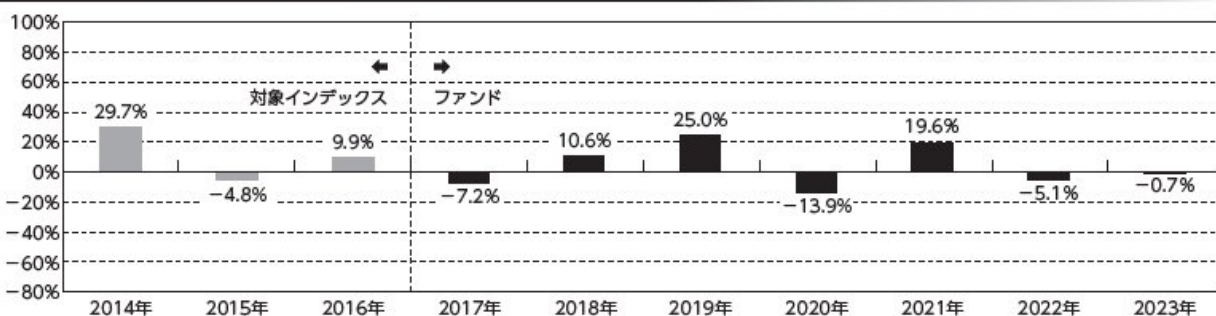
資産	組入比率
不動産投資信託証券	98.8%
先物	1.1%
現金等	0.1%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	組入比率
1	日本ビルファンド投資法人	6.8%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.8%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.1%
4	日本都市ファンド投資法人	4.7%
5	GLP投資法人	4.6%
6	日本プロロジスリート投資法人	4.5%
7	KDX不動産投資法人	4.4%
8	大和ハウスリート投資法人	3.6%
9	オリックス不動産投資法人	3.2%
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.1%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(東証REIT指数(配当込み))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	99.3%
先物	-
現金等	0.7%
合計	100.0%

■国・地域別配分

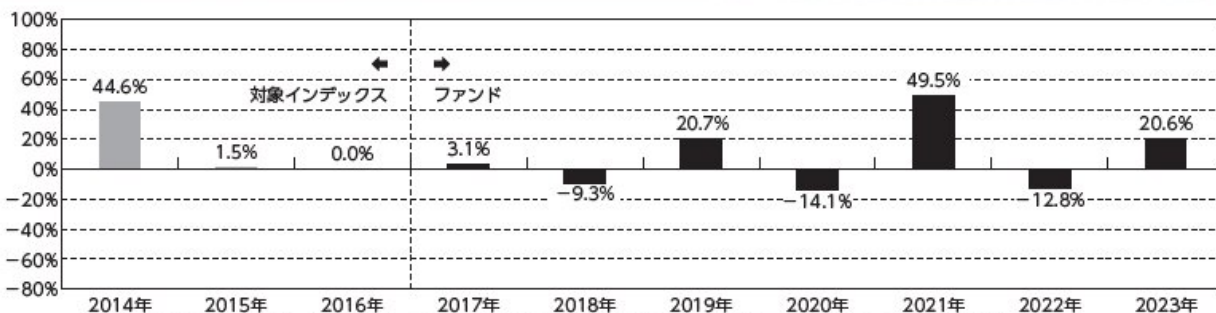
国・地域	組入比率
アメリカ	77.1%
オーストラリア	6.8%
イギリス	4.8%
シンガポール	3.4%
フランス	1.9%
その他	6.1%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	PROLOGIS INC	アメリカ	8.9%
2	EQUINIX INC	アメリカ	5.4%
3	WELLTOWER INC	アメリカ	3.6%
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.5%
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.3%
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.0%
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	2.9%
8	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	2.4%
9	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	2.4%
10	GOODMAN GROUP	オーストラリア	2.1%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）＞

＜FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）＞

＜FWりそな新興国債券インデックスファンド＞

＜FWりそな先進国株式インデックスファンド＞

・ニューヨークの銀行の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

＜FWりそな新興国株式インデックスファンド＞

・ニューヨークの銀行の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・香港の銀行の休業日

・香港証券取引所の休業日

＜FWりそな先進国リートインデックスファンド＞

・ニューヨークの銀行の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・シドニーの銀行の休業日

・オーストラリア証券取引所の休業日

(6) 申込金額

FWりそな国内債券インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな国内株式インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな新興国債券インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな先進国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな新興国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

FWりそな国内リートインデックスファンド：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな先進国リートインデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止（「国内債券インデックス」、「国内株インデックス」および「国内リートインデックス」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

・ニューヨークの銀行の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

・ニューヨークの銀行の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・香港の銀行の休業日

・香港証券取引所の休業日

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

・ニューヨークの銀行の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・シドニーの銀行の休業日

・オーストラリア証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

FWりそな国内債券インデックスファンド：解約請求受付日の基準価額とします。

FWりそな国内株式インデックスファンド：解約請求受付日の基準価額とします。

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな新興国債券インデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F Wりそな先進国株式インデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
F Wりそな新興国株式インデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
F Wりそな国内リートインデックスファンド：解約請求受付日の基準価額とします。
F Wりそな先進国リートインデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

F Wりそな国内債券インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな国内株式インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな新興国債券インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国株式インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな新興国株式インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

F Wりそな国内リートインデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国リートインデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「国内債券インデックス」、「国内株インデックス」および「国内リートインデックス」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

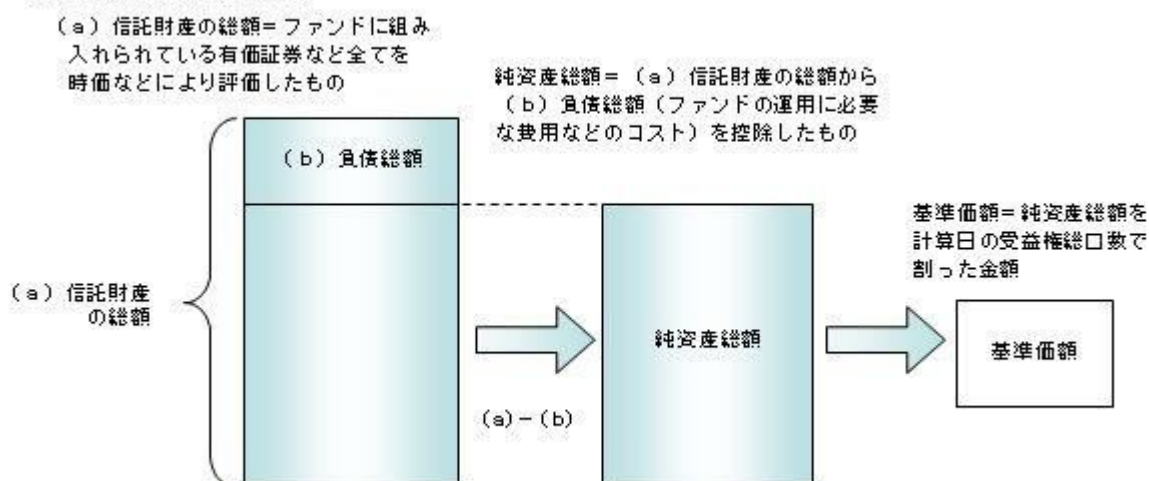
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇公社債 (国内・外国)

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値 (平均値)
- ・金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額 (売気配相場を除きます。)
- ・価格情報会社の提供する価額

*残存期間 1 年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。) の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-223351

(受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時)

ホームページ アドレス : <https://www.resona-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします (2017 年 1 月 5 日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

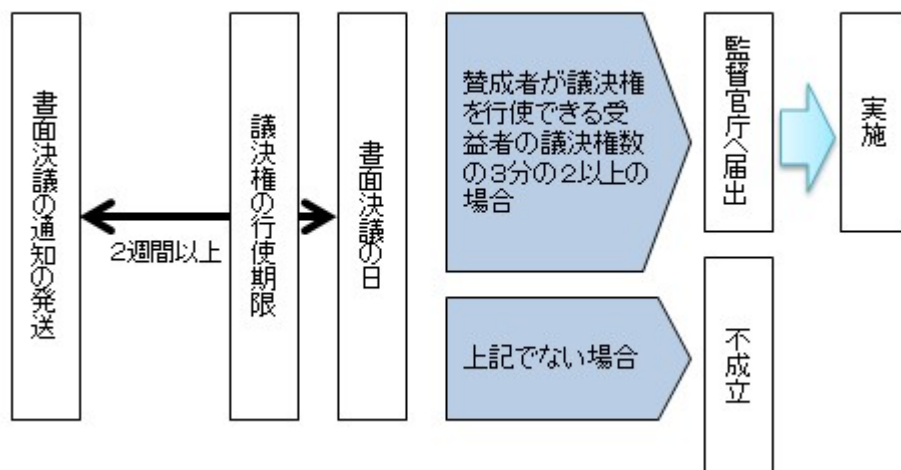
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

FWりそな国内債券インデックスファンド
FWりそな国内株式インデックスファンド
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）
FWりそな新興国債券インデックスファンド
FWりそな先進国株式インデックスファンド
FWりそな新興国株式インデックスファンド
FWりそな国内リートインデックスファンド
FWりそな先進国リートインデックスファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年12月13日から2023年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内債券インデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内債券インデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【FWRりそな国内債券インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	348,466,631	476,331,209
親投資信託受益証券	104,594,559,700	134,265,602,276
未収入金	2,000,000	164,900,000
流動資産合計	104,945,026,331	134,906,833,485
資産合計	104,945,026,331	134,906,833,485
負債の部		
流動負債		
未払解約金	68,442,531	337,074,400
未払受託者報酬	14,793,934	15,242,870
未払委託者報酬	108,488,792	86,376,200
未払利息	945	1,291
その他未払費用	3,846,339	3,105,421
流動負債合計	195,572,541	441,800,182
負債合計	195,572,541	441,800,182
純資産の部		
元本等		
元本	108,664,776,938	142,967,960,684
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,915,323,148	△8,502,927,381
(分配準備積立金)	903,666,866	604,179,771
元本等合計	104,749,453,790	134,465,033,303
純資産合計	104,749,453,790	134,465,033,303
負債純資産合計	104,945,026,331	134,906,833,485

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日	至 2022年12月12日	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		△3,195,258,903		△2,569,357,424
営業収益合計		△3,195,258,903		△2,569,357,424
営業費用				
支払利息		221,794		226,942
受託者報酬		27,482,279		27,271,949
委託者報酬		201,536,600		168,155,442
その他費用		7,156,421		5,563,080
営業費用合計		236,397,094		201,217,413
営業利益又は営業損失(△)		△3,431,655,997		△2,770,574,837
経常利益又は経常損失(△)		△3,431,655,997		△2,770,574,837
当期純利益又は当期純損失(△)		△3,431,655,997		△2,770,574,837
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△234,758,692		△508,225,604
期首剰余金又は期首欠損金(△)		477,020,857		△3,915,323,148
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,958,514,749
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,958,514,749
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,195,446,700		5,283,769,749
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		36,191,680		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,159,255,020		5,283,769,749
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△3,915,323,148		△8,502,927,381

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在		第7期 2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	74,136,814,584円	期首元本額	108,664,776,938円
期中追加設定元本額	46,496,974,384円	期中追加設定元本額	115,425,946,864円
期中一部解約元本額	11,969,012,030円	期中一部解約元本額	81,122,763,118円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	108,664,776,938口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	142,967,960,684口
3. 元本の欠損		3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	3,915,323,148円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	8,502,927,381円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9640円	4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9405円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(9,640円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(9,405円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	281,104,195円	A 費用控除後の配当等収益額	315,123,422円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	2,276,165,945円	C 収益調整金額	3,936,393,369円
D 分配準備積立金額	622,562,671円	D 分配準備積立金額	289,056,349円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	3,179,832,811円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	4,540,573,140円
F 当ファンドの期末残存口数	108,664,776,938口	F 当ファンドの期末残存口数	142,967,960,684口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	292円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	317円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左

<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
---	--

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△2,997,993,363	△2,062,701,794
合計	△2,997,993,363	△2,062,701,794

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	135,704,065,369	134,265,602,276	
合計		135,704,065,369	134,265,602,276	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内株式インデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内株式インデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな国内株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,134,209	387,719,377
親投資信託受益証券	25,020,058,497	72,320,363,284
流動資産合計	25,119,192,706	72,708,082,661
資産合計	25,119,192,706	72,708,082,661
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,881,738	166,524,921
未払受託者報酬	4,319,364	11,306,253
未払委託者報酬	38,874,151	101,756,171
未払利息	268	1,051
その他未払費用	1,122,932	2,303,563
流動負債合計	62,198,453	281,891,959
負債合計	62,198,453	281,891,959
純資産の部		
元本等		
元本	17,732,964,515	41,640,197,300
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,324,029,738	30,785,993,402
(分配準備積立金)	2,748,099,472	12,097,715,304
元本等合計	25,056,994,253	72,426,190,702
純資産合計	25,056,994,253	72,426,190,702
負債純資産合計	25,119,192,706	72,708,082,661

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自	2021年12月11日 至 2022年12月12日	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		△250,891,912		11,779,904,787
営業収益合計		△250,891,912		11,779,904,787
営業費用				
支払利息		82,439		172,152
受託者報酬		10,075,458		16,968,776
委託者報酬		90,678,917		152,718,805
その他費用		2,624,132		3,464,025
営業費用合計		103,460,946		173,323,758
営業利益又は営業損失(△)		△354,352,858		11,606,581,029
経常利益又は経常損失(△)		△354,352,858		11,606,581,029
当期純利益又は当期純損失(△)		△354,352,858		11,606,581,029
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△765,464,193		1,414,255,836
期首剰余金又は期首欠損金(△)		8,940,061,426		7,324,029,738
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,205,179,614		17,323,938,918
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,205,179,614		17,323,938,918
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,232,322,637		4,054,300,447
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,232,322,637		4,054,300,447
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		7,324,029,738		30,785,993,402

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 22,703,426,576円	期首元本額 17,732,964,515円
期中追加設定元本額 8,398,419,679円	期中追加設定元本額 32,893,341,366円
期中一部解約元本額 13,368,881,740円	期中一部解約元本額 8,986,108,581円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 17,732,964,515口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 41,640,197,300口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.4130円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.7393円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (14,130円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (17,393円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 550,298,074円	A 費用控除後の配当等収益額 1,092,507,366円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 8,998,164,359円
C 収益調整金額 5,042,036,850円	C 収益調整金額 18,688,278,098円
D 分配準備積立金額 2,197,801,398円	D 分配準備積立金額 2,007,043,579円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 7,790,136,322円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 30,785,993,402円
F 当ファンドの期末残存口数 17,732,964,515口	F 当ファンドの期末残存口数 41,640,197,300口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 4,393円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 7,393円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	463,304,596	11,020,641,877
合計	463,304,596	11,020,641,877

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	39,865,698,299	72,320,363,284	
合計		39,865,698,299	72,320,363,284	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）の2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）の2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	140,343,344	163,273,180
親投資信託受益証券	34,775,129,724	38,784,551,002
未収入金	5,300,000	41,100,000
流動資産合計	34,920,773,068	38,988,924,182
資産合計	34,920,773,068	38,988,924,182
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,349,623	64,809,065
未払受託者報酬	5,978,891	6,862,391
未払委託者報酬	63,774,820	73,198,790
未払利息	380	442
その他未払費用	1,554,413	1,397,564
流動負債合計	94,658,127	146,268,252
負債合計	94,658,127	146,268,252
純資産の部		
元本等		
元本	30,538,787,999	31,863,688,330
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,287,326,942	6,978,967,600
(分配準備積立金)	1,789,417,321	3,413,630,974
元本等合計	34,826,114,941	38,842,655,930
純資産合計	34,826,114,941	38,842,655,930
負債純資産合計	34,920,773,068	38,988,924,182

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日 至 2022年12月12日		自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	
営業収益				
有価証券売買等損益		349,915,372		3,719,021,278
営業収益合計		349,915,372		3,719,021,278
営業費用				
支払利息		95,078		112,509
受託者報酬		11,904,186		13,515,030
委託者報酬		126,977,971		144,160,209
その他費用		3,100,008		2,757,062
営業費用合計		142,077,243		160,544,810
営業利益又は営業損失(△)		207,838,129		3,558,476,468
経常利益又は経常損失(△)		207,838,129		3,558,476,468
当期純利益又は当期純損失(△)		207,838,129		3,558,476,468
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		78,220,928		1,020,997,623
期首剰余金又は期首欠損金(△)		3,988,767,148		4,287,326,942
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,205,650,781		2,712,910,232
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,205,650,781		2,712,910,232
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,036,708,188		2,558,748,419
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,036,708,188		2,558,748,419
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		4,287,326,942		6,978,967,600

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 29,364,563,246円	期首元本額 30,538,787,999円
期中追加設定元本額 8,841,510,500円	期中追加設定元本額 19,947,446,024円
期中一部解約元本額 7,667,285,747円	期中一部解約元本額 18,622,545,693円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 30,538,787,999口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 31,863,688,330口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.1404円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2190円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (11,404円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,190円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 482,581,351円	A 費用控除後の配当等収益額 786,837,542円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,535,353,885円
C 収益調整金額 3,262,290,840円	C 収益調整金額 4,201,554,040円
D 分配準備積立金額 1,306,835,970円	D 分配準備積立金額 1,091,439,547円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 5,051,708,161円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 7,615,185,014円
F 当ファンドの期末残存口数 30,538,787,999口	F 当ファンドの期末残存口数 31,863,688,330口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 1,654円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,389円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	291,306,706	2,763,582,358
合計	291,306,706	2,763,582,358

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	32,551,028,957	38,784,551,002	
合計		32,551,028,957	38,784,551,002	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「F W りそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）の2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）の2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	664,177,876	284,338,925
親投資信託受益証券	159,796,204,583	58,954,423,915
未収入金	6,100,000	61,600,000
流動資産合計	160,466,482,459	59,300,362,840
資産合計	160,466,482,459	59,300,362,840
負債の部		
流動負債		
未払解約金	86,532,522	98,262,802
未払受託者報酬	29,245,901	15,801,157
未払委託者報酬	311,956,195	142,210,389
未払利息	1,801	771
その他未払費用	7,603,826	3,217,114
流動負債合計	435,340,245	259,492,233
負債合計	435,340,245	259,492,233
純資産の部		
元本等		
元本	177,491,751,408	68,875,677,159
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△17,460,609,194	△9,834,806,552
（分配準備積立金）	6,807,448,077	3,267,276,363
元本等合計	160,031,142,214	59,040,870,607
純資産合計	160,031,142,214	59,040,870,607
負債純資産合計	160,466,482,459	59,300,362,840

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日	至 2022年12月12日	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		△28,894,631,972		△7,337,480,668
営業収益合計		△28,894,631,972		△7,337,480,668
営業費用				
支払利息		457,410		334,534
受託者報酬		58,209,295		39,316,534
委託者報酬		620,898,984		374,709,614
その他費用		15,158,432		8,019,461
営業費用合計		694,724,121		422,380,143
営業利益又は営業損失(△)		△29,589,356,093		△7,759,860,811
経常利益又は経常損失(△)		△29,589,356,093		△7,759,860,811
当期純利益又は当期純損失(△)		△29,589,356,093		△7,759,860,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△5,402,219,138		△4,971,450,921
期首剰余金又は期首欠損金(△)		10,479,973,274		△17,460,609,194
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		12,989,363,293
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		12,989,363,293
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,753,445,513		2,575,150,761
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,141,735,340		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,611,710,173		2,575,150,761
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△17,460,609,194		△9,834,806,552

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在		第7期 2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	164,334,865,102円	期首元本額	177,491,751,408円
期中追加設定元本額	59,407,448,646円	期中追加設定元本額	20,652,185,478円
期中一部解約元本額	46,250,562,340円	期中一部解約元本額	129,268,259,727円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	177,491,751,408口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	68,875,677,159口
3. 元本の欠損		3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	17,460,609,194円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	9,834,806,552円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9016円	4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8572円
1口当たり純資産額		1口当たり純資産額	
(10,000口当たり純資産額)	(9,016円)	(10,000口当たり純資産額)	(8,572円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	2,523,912,802円	A 費用控除後の配当等収益額	971,877,067円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	11,857,186,145円	C 収益調整金額	4,968,685,879円
D 分配準備積立金額	4,283,535,275円	D 分配準備積立金額	2,295,399,296円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	18,664,634,222円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	8,235,962,242円
F 当ファンドの期末残存口数	177,491,751,408口	F 当ファンドの期末残存口数	68,875,677,159口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	1,051円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	1,195円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左

<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
--	--

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△24,681,926,385	△2,592,469,671
合計	△24,681,926,385	△2,592,469,671

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	69,317,370,859	58,954,423,915	
合計		69,317,370,859	58,954,423,915	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな新興国債券インデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな新興国債券インデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな新興国債券インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,275,354	16,065,031
親投資信託受益証券	4,123,751,502	3,194,056,026
未収入金	70,000	2,480,000
流動資産合計	4,144,096,856	3,212,601,057
資産合計	4,144,096,856	3,212,601,057
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,482,466	6,488,615
未払受託者報酬	643,423	536,425
未払委託者報酬	11,152,613	6,615,799
未払利息	54	43
その他未払費用	167,200	109,199
流動負債合計	14,445,756	13,750,081
負債合計	14,445,756	13,750,081
純資産の部		
元本等		
元本	4,002,322,815	2,693,162,554
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	127,328,285	505,688,422
(分配準備積立金)	221,514,981	460,090,109
元本等合計	4,129,651,100	3,198,850,976
純資産合計	4,129,651,100	3,198,850,976
負債純資産合計	4,144,096,856	3,212,601,057

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日	至 2022年12月12日	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		176,693,741		488,594,524
営業収益合計		176,693,741		488,594,524
営業費用				
支払利息		9,715		11,827
受託者報酬		1,002,417		1,124,248
委託者報酬		17,375,053		15,372,823
その他費用		260,862		229,328
営業費用合計		18,648,047		16,738,226
営業利益又は営業損失(△)		158,045,694		471,856,298
経常利益又は経常損失(△)		158,045,694		471,856,298
当期純利益又は当期純損失(△)		158,045,694		471,856,298
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		7,020,077		83,302,161
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△42,067,625		127,328,285
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,370,293		46,912,843
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,748,605		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,621,688		46,912,843
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		57,106,843
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		57,106,843
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		127,328,285		505,688,422

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在		第7期 2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,468,871,244円	期首元本額	4,002,322,815円
期中追加設定元本額	2,938,967,339円	期中追加設定元本額	409,033,425円
期中一部解約元本額	405,515,768円	期中一部解約元本額	1,718,193,686円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,002,322,815口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,693,162,554口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0318円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.1878円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(10,318円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(11,878円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	123,302,309円	A 費用控除後の配当等収益額	152,146,652円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	177,684,780円
C 収益調整金額	651,256,739円	C 収益調整金額	458,462,832円
D 分配準備積立金額	98,212,672円	D 分配準備積立金額	130,258,677円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	872,771,720円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	918,552,941円
F 当ファンドの期末残存口数	4,002,322,815口	F 当ファンドの期末残存口数	2,693,162,554口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	2,180円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	3,410円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
--	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	176, 126, 199	429, 265, 625
合計	176, 126, 199	429, 265, 625

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	2,422,492,246	3,194,056,026	
合計		2,422,492,246	3,194,056,026	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国株式インデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国株式インデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	252,229,206	424,212,802
親投資信託受益証券	63,606,301,321	83,196,927,147
流動資産合計	63,858,530,527	83,621,139,949
資産合計	63,858,530,527	83,621,139,949
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,826,274	125,502,021
未払受託者報酬	9,877,071	13,006,872
未払委託者報酬	121,817,155	160,418,077
未払利息	684	1,150
その他未払費用	2,567,937	2,649,950
流動負債合計	160,089,121	301,578,070
負債合計	160,089,121	301,578,070
純資産の部		
元本等		
元本	32,534,932,340	34,434,952,102
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31,163,509,066	48,884,609,777
(分配準備積立金)	10,176,823,434	20,859,750,848
元本等合計	63,698,441,406	83,319,561,879
純資産合計	63,698,441,406	83,319,561,879
負債純資産合計	63,858,530,527	83,621,139,949

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自	2021年12月11日 至 2022年12月12日	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		2,667,524,214		16,472,025,826
営業収益合計		2,667,524,214		16,472,025,826
営業費用				
支払利息		144,014		232,411
受託者報酬		17,951,149		23,994,584
委託者報酬		221,397,453		295,933,097
その他費用		4,674,184		4,896,634
営業費用合計		244,166,800		325,056,726
営業利益又は営業損失(△)		2,423,357,414		16,146,969,100
経常利益又は経常損失(△)		2,423,357,414		16,146,969,100
当期純利益又は当期純損失(△)		2,423,357,414		16,146,969,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		824,079,290		2,353,796,811
期首剰余金又は期首欠損金(△)		24,556,269,540		31,163,509,066
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,002,197,646		15,673,394,809
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,002,197,646		15,673,394,809
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,994,236,244		11,745,466,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,994,236,244		11,745,466,387
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		31,163,509,066		48,884,609,777

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 27,092,392,723 円	期首元本額 32,534,932,340 円
期中追加設定元本額 16,484,521,354 円	期中追加設定元本額 13,986,896,195 円
期中一部解約元本額 11,041,981,737 円	期中一部解約元本額 12,086,876,433 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 32,534,932,340 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 34,434,952,102 口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.9578 円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.4196 円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (19,578円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (24,196円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 813,080,784 円	A 費用控除後の配当等収益額 1,383,747,195 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 786,197,340 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 12,409,425,094 円
C 収益調整金額 20,986,685,632 円	C 収益調整金額 28,024,858,929 円
D 分配準備積立金額 8,577,545,310 円	D 分配準備積立金額 7,066,578,559 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 31,163,509,066 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 48,884,609,777 円
F 当ファンドの期末残存口数 32,534,932,340 口	F 当ファンドの期末残存口数 34,434,952,102 口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 9,578 円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 14,196 円
H 10,000口当たり分配金額 0 円	H 10,000口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,892,840,962	14,935,187,765
合計	1,892,840,962	14,935,187,765

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	31,795,814,090	83,196,927,147	
合計		31,795,814,090	83,196,927,147	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな新興国株式インデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな新興国株式インデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな新興国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,642,378	37,614,049
親投資信託受益証券	2,078,916,281	6,874,452,187
未収入金	-	4,100,000
流動資産合計	2,095,558,659	6,916,166,236
資産合計	2,095,558,659	6,916,166,236
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,148,411	14,212,562
未払受託者報酬	621,152	1,131,258
未払委託者報酬	11,801,703	15,837,558
未払利息	45	102
その他未払費用	161,401	230,450
流動負債合計	13,732,712	31,411,930
負債合計	13,732,712	31,411,930
純資産の部		
元本等		
元本	1,497,745,030	4,599,667,052
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	584,080,917	2,285,087,254
(分配準備積立金)	186,412,396	530,188,282
元本等合計	2,081,825,947	6,884,754,306
純資産合計	2,081,825,947	6,884,754,306
負債純資産合計	2,095,558,659	6,916,166,236

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日 至 2022年12月12日		自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	
営業収益				
有価証券売買等損益		△308,555,036		571,835,906
営業収益合計		△308,555,036		571,835,906
営業費用				
支払利息		14,390		21,300
受託者報酬		1,387,537		1,928,056
委託者報酬		26,362,902		28,476,375
その他費用		361,386		393,614
営業費用合計		28,126,215		30,819,345
営業利益又は営業損失(△)		△336,681,251		541,016,561
経常利益又は経常損失(△)		△336,681,251		541,016,561
当期純利益又は当期純損失(△)		△336,681,251		541,016,561
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△259,912,689		78,181,942
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,255,081,635		584,080,917
剰余金増加額又は欠損金減少額		588,734,451		1,558,891,495
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		588,734,451		1,558,891,495
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,182,966,607		320,719,777
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,182,966,607		320,719,777
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		584,080,917		2,285,087,254

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在		第7期 2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,809,747,403円	期首元本額	1,497,745,030円
期中追加設定元本額	1,342,540,996円	期中追加設定元本額	3,933,054,908円
期中一部解約元本額	2,654,543,369円	期中一部解約元本額	831,132,886円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	1,497,745,030口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,599,667,052口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.3900円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4968円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(13,900円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(14,968円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	27,660,383円	A 費用控除後の配当等収益額	155,617,823円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	221,422,989円
C 収益調整金額	401,055,603円	C 収益調整金額	1,754,898,972円
D 分配準備積立金額	158,752,013円	D 分配準備積立金額	153,147,470円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	587,467,999円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	2,285,087,254円
F 当ファンドの期末残存口数	1,497,745,030口	F 当ファンドの期末残存口数	4,599,667,052口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	3,922円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	4,967円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△68,681,213	530,701,342
合計	△68,681,213	530,701,342

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	3,978,270,942	6,874,452,187	
合計		3,978,270,942	6,874,452,187	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内リートインデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内リートインデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな国内リートインデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,738,291	46,145,485
親投資信託受益証券	6,808,882,991	9,161,703,224
未収入金	-	1,100,000
流動資産合計	6,832,621,282	9,208,948,709
資産合計	6,832,621,282	9,208,948,709
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,354,574	19,043,849
未払受託者報酬	1,106,320	1,447,046
未払委託者報酬	9,956,853	13,023,320
未払利息	64	125
その他未払費用	287,556	294,730
流動負債合計	13,705,367	33,809,070
負債合計	13,705,367	33,809,070
純資産の部		
元本等		
元本	5,334,690,886	7,342,810,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,484,225,029	1,832,329,439
(分配準備積立金)	667,781,191	697,495,707
元本等合計	6,818,915,915	9,175,139,639
純資産合計	6,818,915,915	9,175,139,639
負債純資産合計	6,832,621,282	9,208,948,709

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日 至 2022年12月12日		自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	
営業収益				
有価証券売買等損益		△140,444,956		△117,279,767
営業収益合計		△140,444,956		△117,279,767
営業費用				
支払利息		16,829		24,873
受託者報酬		2,099,080		2,482,443
委託者報酬		18,891,658		22,341,867
その他費用		546,440		506,462
営業費用合計		21,554,007		25,355,645
営業利益又は営業損失(△)		△161,998,963		△142,635,412
経常利益又は経常損失(△)		△161,998,963		△142,635,412
当期純利益又は当期純損失(△)		△161,998,963		△142,635,412
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△20,677,659		△69,411,193
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,219,056,418		1,484,225,029
剰余金増加額又は欠損金減少額		703,746,748		1,112,108,465
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		703,746,748		1,112,108,465
剰余金減少額又は欠損金増加額		297,256,833		690,779,836
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		297,256,833		690,779,836
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,484,225,029		1,832,329,439

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在		第7期 2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,791,863,443円	期首元本額	5,334,690,886円
期中追加設定元本額	2,506,630,055円	期中追加設定元本額	4,570,724,727円
期中一部解約元本額	963,802,612円	期中一部解約元本額	2,562,605,413円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	5,334,690,886口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	7,342,810,200口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2782円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2495円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(12,782円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(12,495円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	211,258,227円	A 費用控除後の配当等収益額	286,679,047円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	1,663,359,821円	C 収益調整金額	2,799,636,563円
D 分配準備積立金額	456,522,964円	D 分配準備積立金額	410,816,660円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	2,331,141,012円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	3,497,132,270円
F 当ファンドの期末残存口数	5,334,690,886口	F 当ファンドの期末残存口数	7,342,810,200口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	4,369円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	4,762円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日		第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△128,605,269	△44,676,263
合計	△128,605,269	△44,676,263

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	6,398,731,125	9,161,703,224	
合計		6,398,731,125	9,161,703,224	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国リートインデックスファンドの2022年12月13日から2023年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国リートインデックスファンドの2023年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国リートインデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,715,824	95,325,848
親投資信託受益証券	7,471,840,491	20,408,389,561
未収入金	-	6,800,000
流動資産合計	7,500,556,315	20,510,515,409
資産合計	7,500,556,315	20,510,515,409
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,152,465	30,149,060
未払受託者報酬	1,160,561	3,073,775
未払委託者報酬	14,313,498	37,909,839
未払利息	77	258
その他未払費用	301,663	626,064
流動負債合計	17,928,264	71,758,996
負債合計	17,928,264	71,758,996
純資産の部		
元本等		
元本	5,624,584,486	14,164,619,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,858,043,565	6,274,137,345
(分配準備積立金)	1,203,542,704	2,335,092,975
元本等合計	7,482,628,051	20,438,756,413
純資産合計	7,482,628,051	20,438,756,413
負債純資産合計	7,500,556,315	20,510,515,409

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2021年12月11日	至 2022年12月12日	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日
営業収益				
有価証券売買等損益		△111,375,761		1,966,049,070
その他収益		272		-
営業収益合計		△111,375,489		1,966,049,070
営業費用				
支払利息		17,184		45,381
受託者報酬		2,181,442		4,811,099
委託者報酬		26,904,307		59,336,744
その他費用		567,894		981,678
営業費用合計		29,670,827		65,174,902
営業利益又は営業損失(△)		△141,046,316		1,900,874,168
経常利益又は経常損失(△)		△141,046,316		1,900,874,168
当期純利益又は当期純損失(△)		△141,046,316		1,900,874,168
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		75,620,946		159,670,487
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,462,232,584		1,858,043,565
剰余金増加額又は欠損金減少額		942,438,350		3,525,683,314
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		942,438,350		3,525,683,314
剰余金減少額又は欠損金増加額		329,960,107		850,793,215
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		329,960,107		850,793,215
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,858,043,565		6,274,137,345

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年12月13日から2023年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 3,952,338,316円	期首元本額 5,624,584,486円
期中追加設定元本額 2,551,720,696円	期中追加設定元本額 11,222,563,087円
期中一部解約元本額 879,474,526円	期中一部解約元本額 2,682,528,505円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,624,584,486口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 14,164,619,068口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3303円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.4429円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,303円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (14,429円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 196,374,857円	A 費用控除後の配当等収益額 543,482,740円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 887,409,606円
C 収益調整金額 1,641,772,441円	C 収益調整金額 6,274,133,982円
D 分配準備積立金額 1,007,167,847円	D 分配準備積立金額 904,200,629円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 2,845,315,145円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 8,609,226,957円
F 当ファンドの期末残存口数 5,624,584,486口	F 当ファンドの期末残存口数 14,164,619,068口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 5,058円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 6,077円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2021年12月11日 至2022年12月12日	第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年12月12日現在	第7期 2023年12月11日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年12月11日 至 2022年12月12日	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△176,137,129	1,887,312,808
合計	△176,137,129	1,887,312,808

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	13,235,012,686	20,408,389,561	
合計		13,235,012,686	20,408,389,561	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

「RM国内債券マザーファンド」「RM国内株式マザーファンド」「RM先進国債券マザーファンド」「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」「RM新興国債券マザーファンド」「RM先進国株式マザーファンド」「RM新興国株式マザーファンド」「RM国内リートマザーファンド」及び「RM先進国リートマザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	957,166
コール・ローン	2,142,572,899
国債証券	169,807,664,520
地方債証券	9,810,661,595
特殊債券	10,299,207,928
社債券	8,038,019,000
未収入金	207,771,900
未収利息	315,608,262
前払費用	64,145,956
流動資産合計	200,686,609,226
資産合計	200,686,609,226
負債の部	
流動負債	
未払金	300,000,000
未払解約金	1,358,125,700
未払利息	5,811
その他未払費用	150,742
流動負債合計	1,658,282,253
負債合計	1,658,282,253
純資産の部	
元本等	
元本	201,153,521,144
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△2,125,194,171
元本等合計	199,028,326,973
純資産合計	199,028,326,973
負債純資産合計	200,686,609,226

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	170,980,256,528円
期中追加設定元本額	134,371,891,115円
期中一部解約元本額	104,198,626,499円
期末元本額	201,153,521,144円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	12,706,853,452円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	10,372,724,969円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,626,874,282円
DCりそな グローバルバランス	1,015,957,030円
つみたてバランスファンド	8,179,829,258円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	6,165,731,429円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	1,862,777,412円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	598,772,000円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	1,026,764,044円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	317,230,528円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	77,958,496円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	95,098,518円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	351,685,927円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	261,173,255円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	65,002,019円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	137,603,408円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	4,998,686円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	2,623,565円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	7,558,902円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	1,982,165円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	1,532,741円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	14,565円
FWりそな円建債券アクティブファンド	205,094,436円
FWりそな国内債券インデックスファンド	135,704,065,369円
Smart-i 国内債券インデックス	2,673,275,482円
Smart-i 8資産バランス 安定型	2,049,043,316円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	1,554,647,424円
Smart-i 8資産バランス 成長型	410,790,077円
りそなFT 国内債券インデックス(適格機関投資家専用)	6,698,593,148円
りそなFT RCバランスファンド(適格機関投資家専用)	5,074,574,092円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)	49,108,911円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)	47,277,041円
りそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)	74,663,532円

家専用)	
りそなFT マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	352,770,852 円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	22,394,433 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	356,476,380 円
2. 計算日における受益権の総数	201,153,521,144 口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,125,194,171 円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9894 円
(10,000口当たり純資産額)	(9,894 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在

	損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△2,916,983,770
地方債証券	△89,197,365
特殊債証券	△114,773,459
社債証券	△37,520,000
合計	△3,158,474,594

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第4 4 4 回利付国債 (2年)	440,000,000	440,114,400	
	第4 4 5 回利付国債 (2年)	210,000,000	210,035,700	
	第4 4 6 回利付国債 (2年)	130,000,000	130,007,800	
	第4 4 7 回利付国債 (2年)	3,220,000,000	3,219,774,600	
	第4 4 8 回利付国債 (2年)	420,000,000	419,911,800	
	第4 4 9 回利付国債 (2年)	1,230,000,000	1,229,544,900	
	第4 5 0 回利付国債 (2年)	2,430,000,000	2,428,857,900	
	第4 5 1 回利付国債 (2年)	280,000,000	279,860,000	
	第4 5 2 回利付国債 (2年)	1,000,000,000	999,220,000	
	第4 5 3 回利付国債 (2年)	1,190,000,000	1,188,702,900	
	第4 5 4 回利付国債 (2年)	600,000,000	600,564,000	
	第1 4 3 回利付国債 (5年)	1,010,000,000	1,011,343,300	
	第1 4 4 回利付国債 (5年)	1,000,000,000	1,001,060,000	
	第1 4 5 回利付国債 (5年)	1,770,000,000	1,771,557,600	
	第1 4 6 回利付国債 (5年)	2,430,000,000	2,431,701,000	
	第1 4 7 回利付国債 (5年)	3,320,000,000	3,314,356,000	
	第1 4 8 回利付国債 (5年)	2,410,000,000	2,404,529,300	
	第1 4 9 回利付国債 (5年)	2,240,000,000	2,233,481,600	
	第1 5 0 回利付国債 (5年)	2,370,000,000	2,361,065,100	
	第1 5 1 回利付国債 (5年)	270,000,000	268,682,400	
	第1 5 2 回利付国債 (5年)	2,130,000,000	2,126,187,300	
	第1 5 3 回利付国債 (5年)	2,510,000,000	2,494,613,700	
	第1 5 4 回利付国債 (5年)	1,670,000,000	1,663,420,200	
	第1 5 5 回利付国債 (5年)	90,000,000	90,232,200	
	第1 5 6 回利付国債 (5年)	2,200,000,000	2,196,920,000	
	第1 5 7 回利付国債 (5年)	220,000,000	219,302,600	
第1 5 8 回利付国債 (5年)	2,740,000,000	2,719,751,400		
第1 5 9 回利付国債 (5年)	490,000,000	485,408,700		

第160回利付国債（5年）	480,000,000	477,643,200	
第161回利付国債（5年）	1,450,000,000	1,449,347,500	
第162回利付国債（5年）	660,000,000	658,449,000	
第163回利付国債（5年）	570,000,000	571,202,700	
第1回利付国債（40年）	100,000,000	114,484,000	
第2回利付国債（40年）	180,000,000	198,716,400	
第3回利付国債（40年）	110,000,000	121,309,100	
第4回利付国債（40年）	170,000,000	187,056,100	
第5回利付国債（40年）	220,000,000	232,157,200	
第6回利付国債（40年）	200,000,000	206,606,000	
第7回利付国債（40年）	410,000,000	403,944,300	
第8回利付国債（40年）	470,000,000	428,950,200	
第9回利付国債（40年）	790,000,000	525,610,700	
第10回利付国債（40年）	710,000,000	555,646,000	
第11回利付国債（40年）	580,000,000	435,823,600	
第12回利付国債（40年）	590,000,000	393,541,800	
第13回利付国債（40年）	790,000,000	521,178,800	
第14回利付国債（40年）	760,000,000	534,758,800	
第15回利付国債（40年）	850,000,000	657,891,500	
第16回利付国債（40年）	400,000,000	338,784,000	
第338回利付国債（10年）	631,000,000	634,237,030	
第339回利付国債（10年）	385,000,000	387,163,700	
第340回利付国債（10年）	934,000,000	939,781,460	
第341回利付国債（10年）	440,000,000	442,085,600	
第342回利付国債（10年）	380,000,000	380,171,000	
第343回利付国債（10年）	780,000,000	780,093,600	
第344回利付国債（10年）	960,000,000	959,731,200	
第345回利付国債（10年）	1,070,000,000	1,069,026,300	
第346回利付国債（10年）	1,310,000,000	1,307,655,100	
第347回利付国債（10年）	750,000,000	747,900,000	
第348回利付国債（10年）	1,690,000,000	1,683,341,400	
第349回利付国債（10年）	1,340,000,000	1,332,790,800	
第350回利付国債（10年）	980,000,000	972,757,800	
第351回利付国債（10年）	1,360,000,000	1,347,256,800	
第352回利付国債（10年）	1,180,000,000	1,166,146,800	
第353回利付国債（10年）	1,950,000,000	1,924,981,500	

第354回利付国債（10年）	1,740,000,000	1,715,709,600	
第355回利付国債（10年）	1,720,000,000	1,693,494,800	
第356回利付国債（10年）	1,770,000,000	1,740,033,900	
第357回利付国債（10年）	1,890,000,000	1,854,468,000	
第358回利付国債（10年）	1,740,000,000	1,703,895,000	
第359回利付国債（10年）	2,370,000,000	2,315,253,000	
第360回利付国債（10年）	2,210,000,000	2,152,783,100	
第361回利付国債（10年）	1,980,000,000	1,923,649,200	
第362回利付国債（10年）	2,010,000,000	1,946,102,100	
第363回利付国債（10年）	1,890,000,000	1,823,963,400	
第364回利付国債（10年）	2,120,000,000	2,038,994,800	
第365回利付国債（10年）	1,960,000,000	1,879,228,400	
第366回日本国債（10年）	2,540,000,000	2,448,382,200	
第367回日本国債（10年）	2,340,000,000	2,249,535,600	
第368回日本国債（10年）	1,890,000,000	1,811,886,300	
第369回日本国債（10年）	1,890,000,000	1,855,545,300	
第370回利付国債（10年）	1,540,000,000	1,508,584,000	
第371回利付国債（10年）	1,600,000,000	1,548,848,000	
第372回利付国債（10年）	1,140,000,000	1,142,587,800	
第1回利付国債（30年）	60,000,000	68,220,600	
第7回利付国債（30年）	40,000,000	45,368,800	
第10回利付国債（30年）	30,000,000	31,003,800	
第11回利付国債（30年）	80,000,000	86,984,800	
第12回利付国債（30年）	80,000,000	89,956,000	
第13回利付国債（30年）	200,000,000	222,990,000	
第14回利付国債（30年）	60,000,000	69,273,600	
第15回利付国債（30年）	200,000,000	233,106,000	
第16回利付国債（30年）	140,000,000	163,360,400	
第17回利付国債（30年）	160,000,000	185,272,000	
第18回利付国債（30年）	60,000,000	68,875,800	
第19回利付国債（30年）	100,000,000	114,913,000	
第20回利付国債（30年）	100,000,000	117,156,000	
第21回利付国債（30年）	180,000,000	207,000,000	
第22回利付国債（30年）	50,000,000	58,676,500	
第23回利付国債（30年）	220,000,000	258,445,000	
第24回利付国債（30年）	170,000,000	199,785,700	

第25回利付国債（30年）	200,000,000	230,220,000	
第26回利付国債（30年）	205,000,000	238,478,550	
第27回利付国債（30年）	295,000,000	346,884,600	
第28回利付国債（30年）	290,000,000	340,700,700	
第29回利付国債（30年）	150,000,000	174,225,000	
第30回利付国債（30年）	190,000,000	217,671,600	
第31回利付国債（30年）	170,000,000	192,035,400	
第32回利付国債（30年）	335,000,000	382,295,300	
第33回利付国債（30年）	290,000,000	317,077,300	
第34回利付国債（30年）	335,000,000	375,662,300	
第35回利付国債（30年）	406,000,000	441,922,880	
第36回利付国債（30年）	425,000,000	461,422,500	
第37回利付国債（30年）	570,000,000	608,742,900	
第38回利付国債（30年）	220,000,000	230,727,200	
第39回利付国債（30年）	380,000,000	404,168,000	
第40回利付国債（30年）	275,000,000	287,361,250	
第41回利付国債（30年）	385,000,000	395,333,400	
第42回利付国債（30年）	440,000,000	451,220,000	
第43回利付国債（30年）	340,000,000	348,211,000	
第44回利付国債（30年）	450,000,000	460,602,000	
第45回利付国債（30年）	450,000,000	443,965,500	
第46回利付国債（30年）	580,000,000	571,247,800	
第47回利付国債（30年）	570,000,000	570,912,000	
第48回利付国債（30年）	473,000,000	455,882,130	
第49回利付国債（30年）	520,000,000	500,208,800	
第50回利付国債（30年）	560,000,000	475,132,000	
第51回利付国債（30年）	590,000,000	443,556,100	
第52回利付国債（30年）	570,000,000	448,139,700	
第53回利付国債（30年）	510,000,000	409,050,600	
第54回利付国債（30年）	550,000,000	460,553,500	
第55回利付国債（30年）	330,000,000	275,467,500	
第56回利付国債（30年）	510,000,000	424,381,200	
第57回利付国債（30年）	540,000,000	447,935,400	
第58回利付国債（30年）	820,000,000	678,058,000	
第59回利付国債（30年）	490,000,000	394,278,500	
第60回利付国債（30年）	450,000,000	378,985,500	

第6 1 回利付国債（3 0年）	440,000,000	351,648,000	
第6 2 回利付国債（3 0年）	530,000,000	400,584,600	
第6 3 回利付国債（3 0年）	410,000,000	300,173,300	
第6 4 回利付国債（3 0年）	500,000,000	364,565,000	
第6 5 回利付国債（3 0年）	400,000,000	290,712,000	
第6 6 回利付国債（3 0年）	620,000,000	448,390,200	
第6 7 回利付国債（3 0年）	460,000,000	350,524,600	
第6 8 回利付国債（3 0年）	580,000,000	440,336,000	
第6 9 回利付国債（3 0年）	540,000,000	420,168,600	
第7 0 回利付国債（3 0年）	800,000,000	620,864,000	
第7 1 回利付国債（3 0年）	540,000,000	417,614,400	
第7 2 回利付国債（3 0年）	570,000,000	439,652,400	
第7 3 回利付国債（3 0年）	470,000,000	361,575,700	
第7 4 回利付国債（3 0年）	720,000,000	600,271,200	
第7 5 回利付国債（3 0年）	550,000,000	494,444,500	
第7 6 回利付国債（3 0年）	460,000,000	423,512,800	
第7 7 回利付国債（3 0年）	530,000,000	511,253,900	
第7 8 回利付国債（3 0年）	740,000,000	679,993,400	
第7 9 回利付国債（3 0年）	550,000,000	479,908,000	
第8 0 回利付国債（3 0年）	260,000,000	262,285,400	
第7 5 回利付国債（2 0年）	100,000,000	102,670,000	
第7 6 回利付国債（2 0年）	100,000,000	102,416,000	
第7 7 回利付国債（2 0年）	20,000,000	20,508,600	
第7 8 回利付国債（2 0年）	50,000,000	51,421,000	
第7 9 回利付国債（2 0年）	20,000,000	20,598,800	
第8 0 回利付国債（2 0年）	90,000,000	92,831,400	
第8 1 回利付国債（2 0年）	30,000,000	31,035,900	
第8 2 回利付国債（2 0年）	170,000,000	176,171,000	
第8 3 回利付国債（2 0年）	10,000,000	10,410,900	
第8 4 回利付国債（2 0年）	120,000,000	124,688,400	
第8 5 回利付国債（2 0年）	150,000,000	156,861,000	
第8 6 回利付国債（2 0年）	100,000,000	105,026,000	
第8 7 回利付国債（2 0年）	90,000,000	94,320,000	
第8 8 回利付国債（2 0年）	185,000,000	195,256,400	
第8 9 回利付国債（2 0年）	120,000,000	126,351,600	
第9 0 回利付国債（2 0年）	170,000,000	179,820,900	

第9 1 回利付国債（20年）	80,000,000	84,842,400	
第9 2 回利付国債（20年）	255,000,000	270,159,750	
第9 3 回利付国債（20年）	80,000,000	84,813,600	
第9 4 回利付国債（20年）	140,000,000	148,878,800	
第9 5 回利付国債（20年）	185,000,000	198,754,750	
第9 6 回利付国債（20年）	70,000,000	74,714,500	
第9 7 回利付国債（20年）	130,000,000	139,734,400	
第9 8 回利付国債（20年）	70,000,000	74,979,800	
第9 9 回利付国債（20年）	85,000,000	91,334,200	
第1 0 0 回利付国債（20年）	151,000,000	163,332,170	
第1 0 1 回利付国債（20年）	20,000,000	21,802,200	
第1 0 2 回利付国債（20年）	145,000,000	158,580,700	
第1 0 3 回利付国債（20年）	100,000,000	108,920,000	
第1 0 4 回利付国債（20年）	10,000,000	10,802,800	
第1 0 5 回利付国債（20年）	12,000,000	12,994,920	
第1 0 6 回利付国債（20年）	40,000,000	43,504,000	
第1 0 7 回利付国債（20年）	80,000,000	86,930,400	
第1 0 8 回利付国債（20年）	220,000,000	236,887,200	
第1 0 9 回利付国債（20年）	80,000,000	86,392,000	
第1 1 0 回利付国債（20年）	195,000,000	212,596,800	
第1 1 1 回利付国債（20年）	50,000,000	54,965,000	
第1 1 2 回利付国債（20年）	205,000,000	224,245,400	
第1 1 3 回利付国債（20年）	85,000,000	93,257,750	
第1 1 4 回利付国債（20年）	160,000,000	175,993,600	
第1 1 5 回利付国債（20年）	100,000,000	110,584,000	
第1 1 6 回利付国債（20年）	140,000,000	155,267,000	
第1 1 7 回利付国債（20年）	225,000,000	248,161,500	
第1 1 8 回利付国債（20年）	131,000,000	143,953,280	
第1 1 9 回利付国債（20年）	150,000,000	162,879,000	
第1 2 0 回利付国債（20年）	240,000,000	257,563,200	
第1 2 1 回利付国債（20年）	115,000,000	125,793,900	
第1 2 2 回利付国債（20年）	190,000,000	206,585,100	
第1 2 3 回利付国債（20年）	265,000,000	293,961,850	
第1 2 4 回利付国債（20年）	200,000,000	220,500,000	
第1 2 5 回利付国債（20年）	120,000,000	134,119,200	
第1 2 6 回利付国債（20年）	100,000,000	110,326,000	

第127回利付国債（20年）	130,000,000	142,513,800	
第128回利付国債（20年）	225,000,000	246,845,250	
第129回利付国債（20年）	240,000,000	261,568,800	
第130回利付国債（20年）	220,000,000	239,960,600	
第131回利付国債（20年）	30,000,000	32,498,700	
第132回利付国債（20年）	80,000,000	86,701,600	
第133回利付国債（20年）	355,000,000	387,454,100	
第134回利付国債（20年）	45,000,000	49,157,100	
第135回利付国債（20年）	40,000,000	43,380,400	
第136回利付国債（20年）	220,000,000	236,770,600	
第137回利付国債（20年）	160,000,000	173,632,000	
第138回利付国債（20年）	60,000,000	64,117,200	
第140回利付国債（20年）	790,000,000	858,129,600	
第141回利付国債（20年）	145,000,000	157,504,800	
第142回利付国債（20年）	240,000,000	262,848,000	
第143回利付国債（20年）	335,000,000	361,083,100	
第144回利付国債（20年）	480,000,000	513,196,800	
第145回利付国債（20年）	755,000,000	820,919,050	
第146回利付国債（20年）	560,000,000	608,714,400	
第147回利付国債（20年）	775,000,000	834,458,000	
第148回利付国債（20年）	995,000,000	1,061,087,900	
第149回利付国債（20年）	610,000,000	649,857,400	
第150回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,085,898,100	
第151回利付国債（20年）	1,025,000,000	1,057,953,750	
第152回利付国債（20年）	970,000,000	999,769,300	
第153回利付国債（20年）	760,000,000	790,491,200	
第154回利付国債（20年）	1,028,000,000	1,056,321,400	
第155回利付国債（20年）	940,000,000	943,026,800	
第156回利付国債（20年）	980,000,000	913,242,400	
第157回利付国債（20年）	970,000,000	877,782,100	
第158回利付国債（20年）	690,000,000	646,164,300	
第159回利付国債（20年）	850,000,000	802,961,000	
第160回利付国債（20年）	1,010,000,000	963,216,800	
第161回利付国債（20年）	660,000,000	618,967,800	
第162回利付国債（20年）	800,000,000	747,240,000	
第163回利付国債（20年）	800,000,000	744,168,000	

	第164回利付国債（20年）	1,030,000,000	940,441,500	
	第165回利付国債（20年）	840,000,000	763,509,600	
	第166回利付国債（20年）	710,000,000	661,712,900	
	第167回利付国債（20年）	740,000,000	666,436,600	
	第168回利付国債（20年）	1,030,000,000	909,005,900	
	第169回利付国債（20年）	620,000,000	535,773,000	
	第170回利付国債（20年）	910,000,000	782,181,400	
	第171回利付国債（20年）	680,000,000	580,971,600	
	第172回利付国債（20年）	910,000,000	786,285,500	
	第173回利付国債（20年）	820,000,000	704,306,200	
	第174回利付国債（20年）	1,080,000,000	923,259,600	
	第175回利付国債（20年）	740,000,000	640,521,800	
	第176回利付国債（20年）	1,070,000,000	921,976,200	
	第177回利付国債（20年）	820,000,000	690,538,400	
	第178回利付国債（20年）	1,130,000,000	965,336,400	
	第179回利付国債（20年）	500,000,000	425,145,000	
	第180回利付国債（20年）	1,060,000,000	948,159,400	
	第181回利付国債（20年）	810,000,000	735,293,700	
	第182回利付国債（20年）	920,000,000	862,297,600	
	第183回利付国債（20年）	660,000,000	649,268,400	
	第184回利付国債（20年）	1,020,000,000	950,487,000	
	第185回利付国債（20年）	760,000,000	706,100,800	
	第186回利付国債（20年）	560,000,000	556,600,800	
	国債証券合計	176,026,000,000	169,807,664,520	
地方債証券	第14回東京都公募公債	100,000,000	108,073,000	
	第746回東京都公募公債	100,000,000	100,545,000	
	第751回東京都公募公債	200,000,000	200,764,000	
	第761回東京都公募公債	100,000,000	99,600,000	
	第785回東京都公募公債	100,000,000	98,902,000	
	第789回東京都公募公債	100,000,000	98,085,000	
	第817回東京都公募公債	100,000,000	95,288,000	
	第843回東京都公募公債	100,000,000	99,295,000	
	第24回東京都公募公債（20年）	100,000,000	109,265,000	
	平成28年度第8回北海道公募公債	100,000,000	99,499,000	
	第15回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	108,781,000	
	第220回神奈川県公募公債	100,000,000	99,740,000	

第20回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	107,439,000	
第170回大阪府公募公債	100,000,000	99,814,000	
第403回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	100,552,000	
第451回大阪府公募公債	100,000,000	97,123,000	
第471回大阪府公募公債	140,000,000	133,194,600	
第5回大阪府公募公債（15年）	200,000,000	196,240,000	
第4回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	110,085,000	
平成27年度第13回京都府公募公債	100,000,000	99,819,000	
平成29年度第1回兵庫県公募公債	100,000,000	99,635,000	
令和元年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	97,832,000	
第5回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	107,333,000	
第6回静岡県公募公債（15年）	200,000,000	205,944,000	
平成30年度第14回静岡県公募公債	100,000,000	98,405,000	
平成22年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	108,316,000	
平成26年度第11回愛知県公募公債（15年）	100,000,000	102,448,000	
平成28年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	99,596,000	
平成29年度第11回愛知県公募公債	100,000,000	99,579,000	
令和3年度第12回愛知県公募公債	100,000,000	83,408,000	
平成30年度第1回広島県公募公債	100,000,000	99,054,000	
令和3年度第1回広島県公募公債	100,000,000	96,039,000	
令和5年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	96,494,000	
第8回埼玉県公募公債	100,000,000	109,431,000	
第14回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	105,643,000	
令和3年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	90,093,000	
第3回埼玉県公募公債（10年）	100,000,000	99,702,000	
平成27年度第1回福岡県公募公債（20年）	200,000,000	204,696,000	
令和5年度第2回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	92,580,000	
第11回千葉県公募公債	100,000,000	108,579,000	
令和4年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	97,563,000	
令和3年度第5回千葉県公募公債	100,000,000	95,258,000	
令和5年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	99,704,000	
第15回千葉県公募公債	90,000,000	83,703,600	
令和3年度第3回茨城県公募公債	100,000,000	99,435,000	
令和5年度第2回茨城県公募公債	100,000,000	99,581,000	
第18回群馬県公募公債（5年）	100,000,000	100,185,000	
第152回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,625,000	

第156回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,783,000	
第169回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,769,000	
第172回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,716,000	
第174回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,326,000	
第181回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,042,000	
第185回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,055,000	
第187回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,081,000	
第191回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,225,000	
第197回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,456,000	
第207回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,197,000	
第209回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,824,000	
第217回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,521,000	
第222回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,332,000	
第231回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,035,000	
第245回共同発行市場公募地方債	200,000,000	197,830,000	
第246回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,723,000	
第249回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,706,000	
令和3年度第2回堺市公募公債	90,000,000	83,645,100	
令和元年度第3回堺市公募公債	100,000,000	97,434,000	
令和4年度第2回長崎県公募公債（20年・定時償還）	95,000,000	89,364,600	
令和5年度第2回島根県公募公債（20年）	100,000,000	99,504,000	
令和4年度第1回島根県公募公債	100,000,000	90,635,000	
令和2年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	96,590,000	
令和4年度第3回奈良県公募公債（20年・定時償還）	95,000,000	90,017,250	
平成27年度第1回静岡市公募公債	100,000,000	100,586,000	
第11回大阪市公募公債	100,000,000	110,338,000	
第9回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	109,183,000	
第17回名古屋市公募公債	100,000,000	101,461,000	
令和元年度第4回京都市公募公債	114,500,000	111,690,170	
平成22年度第9回神戸市公募公債	100,000,000	109,875,000	
平成26年度第3回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	104,967,000	
第23回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	110,252,000	
第21回横浜市公募公債	100,000,000	108,788,000	
第25回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	107,571,000	
平成26年度第5回札幌市公募公債（15年）	100,000,000	102,449,000	

	令和4年度第3回札幌市公募公債（10年）	100,000,000	96,522,000	
	第12回川崎市公募公債（30年）	100,000,000	72,203,000	
	第37回川崎市公募公債	92,500,000	85,987,075	
	第70回川崎市公募公債（5年）	100,000,000	99,944,000	
	平成27年度第2回広島市公募公債	100,000,000	100,576,000	
	平成29年度第3回千葉市公募公債	120,000,000	119,329,200	
	平成26年度第1回福井県公募公債	100,000,000	104,971,000	
	平成29年度第5回福井県公募公債	100,000,000	99,063,000	
	令和2年度第1回山梨県公募公債（10年）	100,000,000	96,681,000	
	平成29年度第2回岡山県公募公債	100,000,000	99,449,000	
	地方債証券合計	9,837,000,000	9,810,661,595	
特殊債券	第34回新関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	94,011,000	
	第28回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	100,455,000	
	第47回株式会社日本政策投資銀行無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	102,532,000	
	第49回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	98,874,000	
	第89回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	99,334,000	
	第117回株式会社日本政策投資銀行無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	72,193,000	
	第131回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	76,014,000	
	第16回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,001,000	
	第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,436,000	
	第138回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,841,000	
	第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,186,000	
	第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,799,000	
	第205回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,918,000	
	第249回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,555,000	
	第251回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	103,000,000	103,716,880	
	第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	133,000,000	133,437,570	
	第270回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,010,000	
	第300回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,636,000	
	第330回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,333,000	

機構債券			
第345回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,825,000	
第375回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,989,000	
第387回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,239,000	
第12回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,645,000	
第283回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	91,498,000	
第312回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (ソーシャルボン)	100,000,000	96,256,000	
第314回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (ソーシャルボン)	100,000,000	94,857,000	
第316回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (ソーシャルボン)	100,000,000	97,770,000	
第320回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (ソーシャルボン)	100,000,000	99,678,000	
第1回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,669,000	
第5回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	109,649,000	
第13回公営企業債券	100,000,000	103,000,000	
第18回公営企業債券(20年)	100,000,000	105,862,000	
第30回地方公共団体金融機構債券(5年)	100,000,000	99,180,000	
第78回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,446,000	
第95回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,585,000	
第96回政府保証地方公共団体金融機構債券	120,000,000	119,368,800	
第97回政府保証地方公共団体金融機構債券	145,000,000	144,299,650	
第111回政府保証地方公共団体金融機構債券	213,000,000	210,842,310	
F132回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,465,000	
F305回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,187,000	
F143回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	207,208,000	
F159回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,847,000	
F14回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	75,827,000	
F151回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,614,000	
第10回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	100,000,000	109,407,000	
第117回都市再生債券	100,000,000	100,643,000	
第2回一般担保住宅金融公庫債券	100,000,000	105,696,000	
第6回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	42,913,000	42,265,013	
第7回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	45,883,000	45,307,627	
第97回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	108,334,000	

第102回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,629,000	
第117回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	207,896,000	
第123回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,846,000	67,683,434	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,480,000	67,116,694	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,609,000	68,937,888	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,161,000	67,714,672	
第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,371,000	70,290,263	
第137回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	75,445,000	71,682,557	
第150回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,812,000	75,748,094	
第154回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,603,000	77,925,520	
第161回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,775,000	80,144,729	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,602,000	81,991,967	
第170回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,005,000	83,142,240	
第171回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,315,000	83,932,438	
第172回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,740,000	83,381,921	
第173回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,594,000	84,238,830	
第174回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,838,000	84,904,461	
第175回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,729,000	85,543,713	
第183回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,168,000	88,815,490	
第184回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	189,224,000	177,987,878	
第185回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,133,000	90,085,243	
第186回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,437,000	91,754,086	
第187回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,647,000	92,089,888	
第188回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,106,000	94,603,863	
第198回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,832,000	100,020,682	
第199回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,589,000	
第223回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	95,693,000	
第351回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	92,121,000	
第1回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	31,120,000	30,822,492	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	31,793,000	31,509,406	
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	33,053,000	32,821,629	
第334回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	82,897,000	
第356回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	96,967,000	
第27回成田国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	90,208,000	
第72回日本学生支援債券	100,000,000	99,849,000	

	い第866号商工債	100,000,000	99,093,000	
	い第870号商工債	100,000,000	99,050,000	
	い第879号商工債	100,000,000	99,179,000	
	第372回信金中金債	100,000,000	99,638,000	
	第376回信金中金債	100,000,000	99,510,000	
	第385回信金中金債	100,000,000	99,186,000	
	第25回国際協力機構債券	100,000,000	104,453,000	
	第31回国際協力機構債券	100,000,000	100,565,000	
	第58回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	97,857,000	
	第85回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	95,106,000	
	第109回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法）	100,000,000	99,845,000	
	第87回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,515,000	
	第88回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,450,000	
	第101回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法）	100,000,000	99,516,000	
	第79回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	99,871,000	
	第81回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	99,899,000	
	第83回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	99,940,000	
	第75回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,468,000	
	第93回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	89,353,000	
	第103回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	84,373,000	
	第165回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（サステナビリティ）	100,000,000	99,860,000	
	特殊債券合計	10,480,234,000	10,299,207,928	
社債券	第38回フランス相互信用連合銀行（BFCEM）円貨社債（202）	100,000,000	100,107,000	
	第27回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付円	100,000,000	99,306,000	
	第17回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,792,000	
	第6回フランス電力円貨社債（2023）	100,000,000	98,653,000	
	第33回清水建設株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,775,000	
	第13回大和ハウス工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位）	100,000,000	99,322,000	
	第1回株式会社日清製粉グループ本社無担保社債	100,000,000	97,049,000	
	第22回キリンホールディングス株式会社無担保	100,000,000	99,781,000	

社債（社債間限定			
第27回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	97,429,000	
第27回株式会社ニチレイ無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,771,000	
第8回トヨタ紡織株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,865,000	
第18回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債（社	100,000,000	100,575,000	
第18回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	93,233,000	
第29回北越コーポレーション株式会社無担保社債（社債間限定同	100,000,000	99,893,000	
第35回昭和電工株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	92,894,000	
第13回イビデン株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,775,000	
第54回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	93,124,000	
第3回三菱ケミカルグループ株式会社無担保社債（社債間限定同順	100,000,000	99,585,000	
第3回株式会社電通無担保社債	100,000,000	98,586,000	
第1回アステラス製薬株式会社無担保社債（社債間限定	100,000,000	99,833,000	
第20回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	99,207,000	
第12回Zホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,855,000	
第18回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,352,000	
第10回株式会社資生堂無担保社債	100,000,000	99,788,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	98,094,000	
第15回旭硝子株式会社無担保社債	100,000,000	99,255,000	
第28回ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社無担保社	100,000,000	99,613,000	
第30回ダイキン工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	98,188,000	
第46回三菱電機株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,019,000	
第16回日本電産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,005,000	
第19回パナソニック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	95,822,000	
第38回ソニーグループ株式会社無担保社債	100,000,000	99,376,000	
第43回三菱重工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,060,000	
第17回J A三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,640,000	
第21回株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホール	100,000,000	99,575,000	
第5回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	96,817,000	

第30回豊田通商株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	95,594,000	
第62回住友商事株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,253,000	
第97回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,886,000	
第17回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債	100,000,000	97,411,000	
第19回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,296,000	
第18回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	96,704,000	
第21回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,154,000	
第27回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,935,000	
第29回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,801,000	
第71回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,127,000	
第29回SBIホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,954,000	
第100回トヨタファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,985,000	
第17回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,277,000	
第81回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	98,849,000	
第219回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,946,000	
第220回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,705,000	
第40回株式会社大和証券グループ本社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,946,000	
第7回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	100,000,000	99,197,000	
第84回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,534,000	
第120回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	99,106,000	
第134回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	97,720,000	
第44回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債（相模鉄道株式会社）	100,000,000	99,010,000	
第14回東急株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	96,693,000	
第112回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,179,000	
第125回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	83,024,000	
第196回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位）	100,000,000	97,509,000	
第3回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	94,230,000	
第26回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	109,064,000	

第10回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	80,768,000	
第22回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	98,162,000	
第543回中部電力株式会社社債	100,000,000	99,709,000	
第536回関西電力株式会社社債	100,000,000	95,694,000	
第541回関西電力株式会社社債	100,000,000	94,103,000	
第433回中国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,201,000	
第338回北陸電力株式会社社債	100,000,000	95,491,000	
第531回東北電力株式会社社債	100,000,000	94,300,000	
第503回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,375,000	
第375回北海道電力株式会社社債	100,000,000	99,753,000	
第32回沖縄電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,814,000	
第28回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,525,000	
第47回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	94,322,000	
第68回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,809,000	
第10回株式会社JERA無担保社債	100,000,000	99,842,000	
第70回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	99,308,000	
第49回大阪瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	83,976,000	
第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	98,764,000	
社債券合計	8,200,000,000	8,038,019,000	
合計		197,955,553,043	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,486,102,904
株式	123,780,709,020
派生商品評価勘定	4,302,400
未収入金	2,334,600
未収配当金	68,384,874
前払金	6,880,000
差入委託証拠金	37,397,572
流動資産合計	125,386,111,370
資産合計	125,386,111,370
負債の部	
流動負債	
未払金	4,423,200
未払解約金	723,135,300
未払利息	4,030
その他未払費用	15,525
流動負債合計	727,578,055
負債合計	727,578,055
純資産の部	
元本等	
元本	68,717,617,505
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	55,940,915,810
元本等合計	124,658,533,315
純資産合計	124,658,533,315
負債純資産合計	125,386,111,370

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	36,114,583,817円
期中追加設定元本額	65,063,853,888円
期中一部解約元本額	32,460,820,200円
期末元本額	68,717,617,505円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	2,345,060,354円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	3,357,370,608円
りそなラップ型ファンド(成長型)	4,221,415,372円
DCりそな グローバルバランス	68,795,837円
つみたてバランスファンド	6,675,954,109円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	470,280,638円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	347,909,360円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	242,807,102円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	129,599,758円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	87,385,674円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	49,510,707円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	108,898,602円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	65,069,855円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	111,079,408円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	114,068,483円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	47,167,094円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	483,691円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	359,193円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	1,800,783円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	975,200円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	2,837,854円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	56,343円
FWりそな国内株式アクティブファンド	168,551,815円
FWりそな国内株式インデックスファンド	39,865,698,299円
Smart-i TOPIXインデックス	3,982,831,769円
Smart-i 8資産バランス 安定型	117,337,215円

S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	400,123,425 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	539,656,389 円
T O P I Xインデックスファンド (適格機関投資家専用)	496,319,470 円
りそなFT T O P I Xインデックス (適格機関投資家専用)	920,338,665 円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	159,365,217 円
りそなFT R Cバランスファンド (適格機関投資家専用)	1,737,500,381 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	9,739,242 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	29,262,612 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	61,538,376 円
りそなFT マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	74,154,377 円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	2,174,040 円
りそなFT パッシブバランス I (適格機関投資家専用)	273,994,027 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	47,435,457 円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	25,624,924 円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	333,790,716 円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	753,783,470 円
りそなマルチアセットファンド202310 (適格機関投資家専用)	269,511,594 円
2. 計算日における受益権の総数	68,717,617,505 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8141 円
(10,000口当たり純資産額)	(18,141 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額 (円)	
株式		13,812,481,232
合計		13,812,481,232

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2023年12月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	748,657,600	—	752,960,000	4,302,400
合計		748,657,600	—	752,960,000	4,302,400

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	2,000	3,785.00	7,570,000	
ニッセイ	51,800	811.00	42,009,800	
マルハニチロ	7,700	2,939.50	22,634,150	
雪国まいたけ	4,400	941.00	4,140,400	
カネコ種苗	1,600	1,423.00	2,276,800	
サカタのタネ	5,900	3,915.00	23,098,500	
ホクト	4,100	1,723.00	7,064,300	
ホクリョウ	500	1,126.00	563,000	
住石ホールディングス	5,100	1,041.00	5,309,100	
日鉄鉱業	2,100	5,220.00	10,962,000	
三井松島ホールディングス	3,100	2,836.00	8,791,600	
I N P E X	191,500	1,937.00	370,935,500	
石油資源開発	6,000	5,240.00	31,440,000	
K&Oエナジーグループ	2,300	2,091.00	4,809,300	
ショーボンドホールディングス	7,100	5,972.00	42,401,200	
ミライト・ワン	17,100	1,850.00	31,635,000	
タマホーム	3,300	3,570.00	11,781,000	
サンヨーホームズ	300	728.00	218,400	
日本アクア	1,200	896.00	1,075,200	
ファーストコーポレーション	700	739.00	517,300	
ベステラ	700	1,067.00	746,900	
キャンディル	500	566.00	283,000	
ダイセキ環境ソリューション	600	973.00	583,800	
第一カッター興業	1,300	1,293.00	1,680,900	
安藤・間	30,000	1,104.00	33,120,000	
東急建設	16,200	798.00	12,927,600	
コムシスホールディングス	16,500	3,218.00	53,097,000	
ビーアールホールディングス	7,600	351.00	2,667,600	
高松コンストラクショングループ	3,800	2,700.00	10,260,000	

東建コーポレーション	1,500	8,550.00	12,825,000	
ソネック	300	955.00	286,500	
ヤマウラ	2,600	1,424.00	3,702,400	
オリエンタル白石	19,200	325.00	6,240,000	
大成建設	33,900	5,069.00	171,839,100	
大林組	129,600	1,245.50	161,416,800	
清水建設	102,700	980.40	100,687,080	
飛島建設	3,700	1,307.00	4,835,900	
長谷工コーポレーション	33,200	1,800.00	59,760,000	
松井建設	3,400	823.00	2,798,200	
銭高組	300	3,985.00	1,195,500	
鹿島建設	80,300	2,355.00	189,106,500	
不動テトラ	2,500	2,299.00	5,747,500	
大末建設	800	1,332.00	1,065,600	
鉄建建設	2,600	1,942.00	5,049,200	
西松建設	6,900	3,908.00	26,965,200	
三井住友建設	27,000	395.00	10,665,000	
大豊建設	1,200	3,670.00	4,404,000	
佐田建設	1,300	652.00	847,600	
ナカノフドー建設	1,400	467.00	653,800	
奥村組	5,900	4,560.00	26,904,000	
東鉄工業	4,500	3,050.00	13,725,000	
イチケン	500	2,234.00	1,117,000	
富士ピー・エス	900	447.00	402,300	
浅沼組	2,700	3,700.00	9,990,000	
戸田建設	49,000	930.70	45,604,300	
熊谷組	6,100	3,565.00	21,746,500	
北野建設	400	3,085.00	1,234,000	
植木組	600	1,461.00	876,600	
矢作建設工業	4,900	1,341.00	6,570,900	
ピーエス三菱	4,600	866.00	3,983,600	
日本ハウスホールディングス	7,700	308.00	2,371,600	
新日本建設	5,100	1,066.00	5,436,600	
東亜道路工業	1,400	6,720.00	9,408,000	
日本道路	4,200	1,977.00	8,303,400	
東亜建設工業	2,800	3,490.00	9,772,000	

日本国土開発	10,300	581.00	5,984,300
若築建設	1,300	3,005.00	3,906,500
東洋建設	9,100	1,319.00	12,002,900
五洋建設	51,400	784.10	40,302,740
世紀東急工業	4,700	1,671.00	7,853,700
福田組	1,400	5,160.00	7,224,000
住友林業	31,300	3,903.00	122,163,900
日本基礎技術	1,200	440.00	528,000
巴コーポレーション	2,500	552.00	1,380,000
大和ハウス工業	100,200	4,314.00	432,262,800
ライト工業	7,500	1,939.00	14,542,500
積水ハウス	109,900	3,050.00	335,195,000
日特建設	3,500	1,030.00	3,605,000
北陸電気工事	2,500	972.00	2,430,000
ユアテック	8,000	1,045.00	8,360,000
日本リーテック	2,800	1,228.00	3,438,400
四電工	1,500	3,075.00	4,612,500
中電工	5,600	2,560.00	14,336,000
関電工	22,700	1,400.00	31,780,000
きんでん	25,500	2,309.00	58,879,500
東京エネシス	3,600	1,039.00	3,740,400
トーエネック	1,200	4,370.00	5,244,000
住友電設	3,400	2,525.00	8,585,000
日本電設工業	6,800	1,963.00	13,348,400
エクシオグループ	18,200	3,137.00	57,093,400
新日本空調	2,300	2,230.00	5,129,000
九電工	7,800	4,941.00	38,539,800
三機工業	7,800	1,784.00	13,915,200
日揮ホールディングス	35,800	1,622.00	58,067,600
中外炉工業	1,200	2,274.00	2,728,800
ヤマト	1,700	913.00	1,552,100
太平電業	2,200	4,125.00	9,075,000
高砂熱学工業	9,700	3,165.00	30,700,500
三晃金属工業	300	4,650.00	1,395,000
朝日工業社	1,700	2,960.00	5,032,000
明星工業	7,000	1,115.00	7,805,000

大気社	4,200	4,175.00	17,535,000
ダイダン	4,800	1,479.00	7,099,200
日比谷総合設備	2,600	2,395.00	6,227,000
フィル・カンパニー	600	551.00	330,600
テスホールディングス	7,800	412.00	3,213,600
インフロニア・ホールディングス	41,800	1,581.00	66,085,800
東洋エンジニアリング	5,300	768.00	4,070,400
レイズネクスト	5,200	1,425.00	7,410,000
ニッポン	10,900	2,352.00	25,636,800
日清製粉グループ本社	33,600	2,059.50	69,199,200
日東富士製粉	600	4,775.00	2,865,000
昭和産業	3,500	3,135.00	10,972,500
鳥越製粉	1,800	699.00	1,258,200
中部飼料	5,000	1,078.00	5,390,000
フィード・ワン	5,300	776.00	4,112,800
東洋精糖	400	2,055.00	822,000
日本甜菜製糖	2,100	1,975.00	4,147,500
DM三井製糖ホールディングス	3,600	2,925.00	10,530,000
塩水港精糖	2,600	231.00	600,600
ウェルネオシュガー	1,800	2,124.00	3,823,200
森永製菓	7,800	5,325.00	41,535,000
中村屋	900	3,060.00	2,754,000
江崎グリコ	10,400	4,224.00	43,929,600
名糖産業	1,400	1,651.00	2,311,400
井村屋グループ	2,200	2,350.00	5,170,000
不二家	2,500	2,501.00	6,252,500
山崎製パン	24,300	3,387.00	82,304,100
第一屋製パン	400	758.00	303,200
モロゾフ	1,200	3,795.00	4,554,000
亀田製菓	2,100	3,965.00	8,326,500
寿スピリッツ	17,200	2,289.00	39,370,800
カルビー	16,600	2,875.50	47,733,300
森永乳業	13,200	2,801.00	36,973,200
六甲バター	2,700	1,335.00	3,604,500
ヤクルト本社	52,000	3,180.00	165,360,000
明治ホールディングス	44,600	3,410.00	152,086,000

雪印メグミルク	8,800	2,186.00	19,236,800	
プリマハム	4,900	2,264.00	11,093,600	
日本ハム	15,600	4,541.00	70,839,600	
林兼産業	700	594.00	415,800	
丸大食品	3,700	1,627.00	6,019,900	
S Foods	4,000	3,270.00	13,080,000	
柿安本店	1,400	2,408.00	3,371,200	
伊藤ハム米久ホールディングス	5,600	3,900.00	21,840,000	
サッポロホールディングス	12,000	6,108.00	73,296,000	
アサヒグループホールディングス	84,000	5,493.00	461,412,000	
キリンホールディングス	151,500	2,120.50	321,255,750	
宝ホールディングス	24,800	1,226.00	30,404,800	
オエノンホールディングス	10,900	366.00	3,989,400	
養命酒製造	1,200	1,853.00	2,223,600	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	28,500	2,169.50	61,830,750	
ライフドリンク カンパニー	500	4,100.00	2,050,000	
サントリー食品インターナショナル	25,600	4,625.00	118,400,000	
ダイドーグループホールディングス	2,100	5,870.00	12,327,000	
伊藤園	12,300	4,279.00	52,631,700	
キーコーヒー	4,100	2,065.00	8,466,500	
ユニカフェ	700	961.00	672,700	
ジャパンフーズ	300	1,169.00	350,700	
日清オイリオグループ	5,100	4,395.00	22,414,500	
不二製油グループ本社	8,500	2,365.50	20,106,750	
かどや製油	200	3,550.00	710,000	
J-オイルミルズ	4,200	2,031.00	8,530,200	
キッコーマン	24,100	9,194.00	221,575,400	
味の素	86,400	5,309.00	458,697,600	
ブルドックソース	1,900	2,078.00	3,948,200	
キューピー	19,500	2,550.00	49,725,000	
ハウス食品グループ本社	12,500	3,295.00	41,187,500	
カゴメ	15,600	3,144.00	49,046,400	
焼津水産化学工業	900	1,165.00	1,048,500	
アリアケジャパン	3,600	4,580.00	16,488,000	
ピエトロ	300	1,822.00	546,600	

エバラ食品工業	900	2,862.00	2,575,800
やまみ	200	3,170.00	634,000
ニチレイ	16,700	3,580.00	59,786,000
東洋水産	18,400	7,967.00	146,592,800
イトアンドホールディングス	1,700	2,083.00	3,541,100
大冷	300	1,927.00	578,100
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,600	1,053.00	1,684,800
日清食品ホールディングス	12,800	15,310.00	195,968,000
永谷園ホールディングス	1,800	2,161.00	3,889,800
一正蒲鉾	900	743.00	668,700
フジッコ	3,700	1,948.00	7,207,600
ロック・フィールド	4,100	1,533.00	6,285,300
日本たばこ産業	221,000	3,790.00	837,590,000
ケンコーマヨネーズ	2,500	1,696.00	4,240,000
わらべや日洋ホールディングス	2,400	3,650.00	8,760,000
なとり	2,300	2,062.00	4,742,600
イフジ産業	400	1,313.00	525,200
ファーマフーズ	5,200	1,227.00	6,380,400
ユウグレナ	22,600	703.00	15,887,800
紀文食品	3,200	1,139.00	3,644,800
ピックルスホールディングス	2,100	1,208.00	2,536,800
ミヨシ油脂	800	1,394.00	1,115,200
理研ビタミン	3,100	2,297.00	7,120,700
片倉工業	3,400	1,660.00	5,644,000
グンゼ	2,600	5,210.00	13,546,000
東洋紡	16,000	1,043.00	16,688,000
ユニチカ	11,900	168.00	1,999,200
富士紡ホールディングス	1,600	3,460.00	5,536,000
倉敷紡績	2,800	2,427.00	6,795,600
シキボウ	1,700	1,080.00	1,836,000
日本毛織	9,800	1,362.00	13,347,600
ダイトウボウ	3,300	90.00	297,000
トーア紡コーポレーション	800	442.00	353,600
ダイドーリミテッド	3,000	405.00	1,215,000
帝国繊維	4,200	1,971.00	8,278,200
帝人	35,500	1,325.00	47,037,500

東レ	247,900	731.60	181,363,640
住江織物	400	2,189.00	875,600
日本フェルト	1,200	421.00	505,200
イチカワ	300	1,598.00	479,400
日東製網	200	1,503.00	300,600
アツギ	1,400	496.00	694,400
ダイニック	600	724.00	434,400
セーレン	7,100	2,411.00	17,118,100
ソトー	600	709.00	425,400
東海染工	200	917.00	183,400
小松マテーレ	5,400	746.00	4,028,400
ワコールホールディングス	7,600	3,363.00	25,558,800
ホギメディカル	4,900	3,515.00	17,223,500
クラウディアホールディングス	500	398.00	199,000
T S I ホールディングス	12,000	780.00	9,360,000
マツオカコーポレーション	600	1,482.00	889,200
ワールド	5,200	1,671.00	8,689,200
三陽商会	1,200	2,678.00	3,213,600
ナイガイ	700	266.00	186,200
オンワードホールディングス	21,800	503.00	10,965,400
ルックホールディングス	900	2,554.00	2,298,600
キムラタン	12,800	19.00	243,200
ゴールドウイン	6,600	11,250.00	74,250,000
デサント	6,400	3,940.00	25,216,000
キング	800	698.00	558,400
ヤマトインターナショナル	1,600	299.00	478,400
特種東海製紙	2,000	3,720.00	7,440,000
王子ホールディングス	154,100	531.00	81,827,100
日本製紙	20,900	1,333.00	27,859,700
三菱製紙	2,800	520.00	1,456,000
北越コーポレーション	18,200	1,523.00	27,718,600
中越パルプ工業	800	1,679.00	1,343,200
大王製紙	16,300	1,063.50	17,335,050
阿波製紙	600	374.00	224,400
レンゴー	33,700	940.70	31,701,590
トーモク	2,100	2,157.00	4,529,700

ザ・パック	2,700	3,175.00	8,572,500
北の達人コーポレーション	15,600	200.00	3,120,000
クラレ	53,900	1,461.00	78,747,900
旭化成	250,300	1,020.00	255,306,000
共和レザー	1,200	711.00	853,200
巴川製紙所	600	895.00	537,000
レゾナック・ホールディングス	35,800	2,791.50	99,935,700
住友化学	274,500	360.90	99,067,050
住友精化	1,700	4,805.00	8,168,500
日産化学	17,400	5,034.00	87,591,600
ラサ工業	1,400	2,013.00	2,818,200
クレハ	2,700	8,510.00	22,977,000
多木化学	1,400	3,500.00	4,900,000
テイカ	3,200	1,347.00	4,310,400
石原産業	6,100	1,325.00	8,082,500
片倉コープアグリ	500	1,103.00	551,500
日本曹達	4,400	5,330.00	23,452,000
東ソー	49,400	1,849.00	91,340,600
トクヤマ	11,900	2,248.50	26,757,150
セントラル硝子	4,000	2,650.00	10,600,000
東亜合成	18,600	1,313.00	24,421,800
大阪ソーダ	2,600	9,580.00	24,908,000
関東電化工業	7,200	807.00	5,810,400
デンカ	13,500	2,516.50	33,972,750
信越化学工業	335,500	4,925.00	1,652,337,500
日本カーバイド工業	1,400	1,444.00	2,021,600
堺化学工業	2,800	1,839.00	5,149,200
第一稀元素化学工業	4,000	956.00	3,824,000
エア・ウォーター	34,900	1,874.00	65,402,600
日本酸素ホールディングス	35,900	3,750.00	134,625,000
日本化学工業	1,400	1,898.00	2,657,200
東邦アセチレン	400	1,965.00	786,000
日本パーカライジング	16,500	1,103.00	18,199,500
高压ガス工業	5,400	868.00	4,687,200
チタン工業	300	1,258.00	377,400
四国化成ホールディングス	4,700	1,728.00	8,121,600

戸田工業	800	1,626.00	1,300,800
ステラ ケミファ	2,000	3,175.00	6,350,000
保土谷化学工業	1,200	3,385.00	4,062,000
日本触媒	5,600	5,258.00	29,444,800
大日精化工業	2,600	2,270.00	5,902,000
カネカ	9,400	3,641.00	34,225,400
三菱瓦斯化学	27,600	2,234.50	61,672,200
三井化学	30,500	4,190.00	127,795,000
J S R	40,400	4,004.00	161,761,600
東京応化工業	5,900	8,793.00	51,878,700
大阪有機化学工業	3,100	2,515.00	7,796,500
三菱ケミカルグループ	270,500	946.40	256,001,200
KHネオケム	5,600	2,259.00	12,650,400
ダイセル	47,600	1,377.00	65,545,200
住友ベークライト	5,200	7,234.00	37,616,800
積水化学工業	75,000	2,081.00	156,075,000
日本ゼオン	25,400	1,330.50	33,794,700
アイカ工業	9,300	3,358.00	31,229,400
U B E	17,600	2,255.50	39,696,800
積水樹脂	5,500	2,554.00	14,047,000
タキロンシーアイ	9,400	614.00	5,771,600
旭有機材	2,500	3,915.00	9,787,500
ニチバン	2,000	1,720.00	3,440,000
リケンテクノス	8,000	816.00	6,528,000
大倉工業	1,700	2,710.00	4,607,000
積水化成成品工業	5,200	505.00	2,626,000
群栄化学工業	900	2,986.00	2,687,400
タイガースポリマー	900	863.00	776,700
ミライアル	700	1,461.00	1,022,700
ダイキアクシス	800	767.00	613,600
ダイキョーニシカワ	8,200	714.00	5,854,800
竹本容器	800	786.00	628,800
森六ホールディングス	2,100	2,852.00	5,989,200
恵和	2,700	1,240.00	3,348,000
日本化薬	28,300	1,337.00	37,837,100
カーリットホールディングス	4,000	889.00	3,556,000

日本精化	2,500	2,828.00	7,070,000	
扶桑化学工業	3,900	3,895.00	15,190,500	
トリケミカル研究所	4,500	3,505.00	15,772,500	
ADEKA	12,900	2,761.00	35,616,900	
日油	11,400	6,803.00	77,554,200	
新日本理化	2,800	180.00	504,000	
ハリマ化成グループ	2,000	794.00	1,588,000	
花王	83,700	5,827.00	487,719,900	
第一工業製薬	1,500	1,812.00	2,718,000	
石原ケミカル	1,700	1,940.00	3,298,000	
日華化学	800	941.00	752,800	
ニイタカ	400	1,929.00	771,600	
三洋化成工業	2,300	4,250.00	9,775,000	
有機合成薬品工業	1,700	281.00	477,700	
大日本塗料	4,100	983.00	4,030,300	
日本ペイントホールディングス	196,400	1,104.50	216,923,800	
関西ペイント	36,300	2,364.00	85,813,200	
神東塗料	1,700	127.00	215,900	
中国塗料	7,600	1,633.00	12,410,800	
日本特殊塗料	1,500	1,187.00	1,780,500	
藤倉化成	4,500	426.00	1,917,000	
太陽ホールディングス	6,400	3,095.00	19,808,000	
D I C	14,500	2,463.50	35,720,750	
サカタインクス	8,200	1,318.00	10,807,600	
東洋インキS Cホールディングス	8,100	2,677.00	21,683,700	
T&K TOKA	3,000	1,434.00	4,302,000	
富士フイルムホールディングス	68,700	8,744.00	600,712,800	
資生堂	77,300	3,835.00	296,445,500	
ライオン	48,500	1,321.00	64,068,500	
高砂香料工業	2,800	3,300.00	9,240,000	
マンダム	8,000	1,278.00	10,224,000	
ミルボン	5,000	3,323.00	16,615,000	
ファンケル	16,200	2,237.50	36,247,500	
コーセー	7,500	10,630.00	79,725,000	
コタ	3,400	1,538.00	5,229,200	
シーボン	300	1,490.00	447,000	

ポーラ・オルビスホールディングス	19,000	1,578.50	29,991,500
ノエビアホールディングス	3,300	5,150.00	16,995,000
アジュバンホールディングス	500	925.00	462,500
新日本製薬	2,100	1,650.00	3,465,000
I - n e	700	2,381.00	1,666,700
アクシージア	1,900	958.00	1,820,200
エステー	2,900	1,514.00	4,390,600
アグロ カネショウ	1,500	1,429.00	2,143,500
コニシ	5,300	2,463.00	13,053,900
長谷川香料	7,100	3,235.00	22,968,500
小林製薬	10,800	6,651.00	71,830,800
荒川化学工業	3,100	1,023.00	3,171,300
メック	3,000	4,025.00	12,075,000
日本高純度化学	800	2,390.00	1,912,000
タカラバイオ	10,000	1,126.00	11,260,000
J C U	4,100	3,600.00	14,760,000
新田ゼラチン	1,400	775.00	1,085,000
O A Tアグリオ	1,100	1,767.00	1,943,700
デクセリアルズ	9,300	4,170.00	38,781,000
アース製薬	3,400	4,765.00	16,201,000
北興化学工業	3,700	952.00	3,522,400
大成ラミック	1,100	2,833.00	3,116,300
クミアイ化学工業	14,700	1,036.00	15,229,200
日本農薬	6,800	611.00	4,154,800
アキレス	2,300	1,548.00	3,560,400
有沢製作所	6,500	1,068.00	6,942,000
日東電工	23,800	10,125.00	240,975,000
レック	4,700	999.00	4,695,300
三光合成	4,700	507.00	2,382,900
きもと	3,400	187.00	635,800
藤森工業	2,900	3,725.00	10,802,500
前澤化成工業	2,400	1,558.00	3,739,200
未来工業	1,300	3,090.00	4,017,000
ウェーブロックホールディングス	800	635.00	508,000
J S P	2,600	1,780.00	4,628,000
エフピコ	7,000	2,763.00	19,341,000

天馬	2,700	2,328.00	6,285,600
信越ポリマー	8,000	1,409.00	11,272,000
東リ	5,100	331.00	1,688,100
ニフコ	11,100	3,607.00	40,037,700
バルカー	3,100	3,845.00	11,919,500
ユニ・チャーム	77,200	4,924.00	380,132,800
ショーエイコーポレーション	700	586.00	410,200
協和キリン	44,800	2,453.00	109,894,400
武田薬品工業	327,800	4,110.00	1,347,258,000
アステラス製薬	324,900	1,729.50	561,914,550
住友ファーマ	27,500	475.00	13,062,500
塩野義製薬	46,700	7,137.00	333,297,900
わかもと製薬	2,100	197.00	413,700
日本新薬	9,700	5,058.00	49,062,600
中外製薬	116,000	5,356.00	621,296,000
科研製薬	6,300	3,273.00	20,619,900
エーザイ	45,100	7,569.00	341,361,900
ロート製薬	35,900	3,031.00	108,812,900
小野薬品工業	78,600	2,606.00	204,831,600
久光製薬	8,200	4,598.00	37,703,600
持田製薬	4,300	3,300.00	14,190,000
参天製薬	67,500	1,391.00	93,892,500
扶桑薬品工業	1,300	1,885.00	2,450,500
日本ケミファ	200	1,621.00	324,200
ツムラ	11,700	2,685.50	31,420,350
キッセイ薬品工業	6,100	3,135.00	19,123,500
生化学工業	6,300	751.00	4,731,300
栄研化学	7,200	1,725.00	12,420,000
鳥居薬品	2,000	3,630.00	7,260,000
JCRファーマ	12,500	1,178.00	14,725,000
東和薬品	5,700	2,373.00	13,526,100
富士製薬工業	2,700	1,660.00	4,482,000
ゼリア新薬工業	5,100	2,020.00	10,302,000
そーせいグループ	11,900	1,426.00	16,969,400
第一三共	322,700	4,140.00	1,335,978,000
杏林製薬	8,000	1,826.00	14,608,000

大幸薬品	7,600	283.00	2,150,800
ダイト	2,800	1,936.00	5,420,800
大塚ホールディングス	77,000	5,695.00	438,515,000
大正製薬ホールディングス	8,200	8,626.00	70,733,200
ペプチドリーム	18,000	1,184.50	21,321,000
セルソース	1,000	1,451.00	1,451,000
あすか製薬ホールディングス	3,800	1,777.00	6,752,600
サワイグループホールディングス	8,500	5,001.00	42,508,500
日本コークス工業	37,700	125.00	4,712,500
ニチレキ	4,800	2,309.00	11,083,200
ユシロ化学工業	1,900	1,662.00	3,157,800
ビーピー・カストロール	800	893.00	714,400
富士石油	10,800	346.00	3,736,800
MORESCO	700	1,311.00	917,700
出光興産	41,100	4,041.00	166,085,100
ENEOSホールディングス	586,500	596.00	349,554,000
コスモエネルギーホールディングス	11,000	5,735.00	63,085,000
横浜ゴム	18,700	3,260.00	60,962,000
TOYO TIRE	21,300	2,417.00	51,482,100
ブリヂストン	108,400	6,080.00	659,072,000
住友ゴム工業	36,300	1,670.50	60,639,150
藤倉コンポジット	2,500	1,357.00	3,392,500
オカモト	1,700	5,170.00	8,789,000
フコク	1,900	1,366.00	2,595,400
ニッタ	3,800	3,675.00	13,965,000
住友理工	5,700	1,007.00	5,739,900
三ツ星ベルト	4,500	4,405.00	19,822,500
バンドー化学	5,500	1,562.00	8,591,000
日東紡績	4,700	4,005.00	18,823,500
AGC	33,000	5,282.00	174,306,000
日本板硝子	17,700	572.00	10,124,400
石塚硝子	300	3,525.00	1,057,500
日本山村硝子	800	1,432.00	1,145,600
日本電気硝子	15,100	3,050.00	46,055,000
オハラ	1,800	1,242.00	2,235,600
住友大阪セメント	6,200	3,548.00	21,997,600

太平洋セメント	21,900	2,717.00	59,502,300
日本ヒューム	3,200	895.00	2,864,000
日本コンクリート工業	7,200	319.00	2,296,800
三谷セキサン	1,600	4,455.00	7,128,000
アジアパイルホールディングス	5,300	682.00	3,614,600
東海カーボン	34,200	1,061.50	36,303,300
日本カーボン	2,000	4,555.00	9,110,000
東洋炭素	2,600	4,625.00	12,025,000
ノリタケカンパニーリミテド	2,100	6,750.00	14,175,000
TOTO	24,400	3,659.00	89,279,600
日本碍子	43,100	1,683.00	72,537,300
日本特殊陶業	31,000	3,347.00	103,757,000
ダントーホールディングス	1,400	927.00	1,297,800
MARUWA	1,400	27,320.00	38,248,000
品川リフラクトリーズ	4,600	1,700.00	7,820,000
黒崎播磨	800	11,100.00	8,880,000
ヨータイ	2,300	1,508.00	3,468,400
東京窯業	2,200	429.00	943,800
ニッカトー	900	564.00	507,600
フジミインコーポレーテッド	10,000	2,775.00	27,750,000
クミネ工業	600	986.00	591,600
エーアンドエーマテリアル	400	1,241.00	496,400
ニチアス	9,400	3,250.00	30,550,000
ニチハ	4,600	2,777.00	12,774,200
日本製鉄	170,600	3,332.00	568,439,200
神戸製鋼所	76,600	1,670.50	127,960,300
中山製鋼所	8,700	817.00	7,107,900
合同製鐵	2,100	4,360.00	9,156,000
JFEホールディングス	106,000	2,098.50	222,441,000
東京製鐵	10,700	1,848.00	19,773,600
共英製鋼	4,300	2,034.00	8,746,200
大和工業	7,200	7,392.00	53,222,400
東京鐵鋼	1,700	3,785.00	6,434,500
大阪製鐵	1,800	1,940.00	3,492,000
淀川製鋼所	4,300	3,820.00	16,426,000
中部鋼鈹	2,500	1,965.00	4,912,500

丸一鋼管	11,600	3,752.00	43,523,200
モリ工業	700	4,110.00	2,877,000
大同特殊鋼	4,800	7,048.00	33,830,400
日本高周波鋼業	800	543.00	434,400
日本冶金工業	2,800	4,050.00	11,340,000
山陽特殊製鋼	3,800	2,487.00	9,450,600
愛知製鋼	2,200	3,160.00	6,952,000
日本金属	600	903.00	541,800
大平洋金属	3,200	1,192.00	3,814,400
新日本電工	19,000	279.00	5,301,000
栗本鐵工所	1,800	3,130.00	5,634,000
虹技	300	1,148.00	344,400
日本鑄鉄管	200	1,118.00	223,600
三菱製鋼	2,800	1,482.00	4,149,600
日亜鋼業	2,100	307.00	644,700
日本精線	600	4,695.00	2,817,000
エンビプロ・ホールディングス	2,000	578.00	1,156,000
シンニッタン	2,600	255.00	663,000
新家工業	500	2,825.00	1,412,500
大紀アルミニウム工業所	4,800	1,171.00	5,620,800
日本軽金属ホールディングス	11,100	1,641.00	18,215,100
三井金属鉱業	11,100	4,330.00	48,063,000
東邦亜鉛	2,400	1,130.00	2,712,000
三菱マテリアル	27,200	2,478.00	67,401,600
住友金属鉱山	44,200	4,094.00	180,954,800
DOWAホールディングス	9,400	5,029.00	47,272,600
古河機械金属	5,000	1,832.00	9,160,000
エス・サイエンス	12,400	22.00	272,800
大阪チタニウムテクノロジーズ	6,600	2,660.00	17,556,000
東邦チタニウム	7,900	1,808.00	14,283,200
UACJ	5,300	3,735.00	19,795,500
CKサンエツ	900	3,705.00	3,334,500
古河電気工業	12,700	2,263.50	28,746,450
住友電気工業	142,600	1,806.50	257,606,900
フジクラ	45,000	1,063.50	47,857,500
SWCC	4,300	2,560.00	11,008,000

タツタ電線	6,200	680.00	4,216,000
カナレ電気	400	1,574.00	629,600
平河ヒューテック	2,400	1,326.00	3,182,400
リョービ	4,100	2,687.00	11,016,700
アーレスティ	2,300	740.00	1,702,000
AREホールディングス	14,300	1,871.00	26,755,300
稲葉製作所	1,900	1,483.00	2,817,700
宮地エンジニアリンググループ	1,900	3,180.00	6,042,000
トーカロ	11,000	1,401.00	15,411,000
アルファC o	800	1,447.00	1,157,600
SUMCO	67,700	2,050.50	138,818,850
川田テクノロジーズ	900	6,740.00	6,066,000
RS Technologies	2,500	2,663.00	6,657,500
ジェイテックコーポレーション	300	1,834.00	550,200
信和	1,400	740.00	1,036,000
東洋製罐グループホールディングス	22,700	2,271.50	51,563,050
ホッカンホールディングス	1,900	1,636.00	3,108,400
コロナ	2,100	952.00	1,999,200
横河ブリッジホールディングス	6,000	2,688.00	16,128,000
駒井ハルテック	400	2,060.00	824,000
高田機工	200	3,445.00	689,000
三和ホールディングス	38,300	2,089.00	80,008,700
文化シャッター	10,000	1,401.00	14,010,000
三協立山	4,400	798.00	3,511,200
アルインコ	2,900	1,000.00	2,900,000
東洋シャッター	500	649.00	324,500
LIXIL	59,500	1,741.00	103,589,500
日本ファイルコン	1,400	465.00	651,000
ノーリツ	6,300	1,514.00	9,538,200
長府製作所	3,800	2,035.00	7,733,000
リンナイ	18,700	3,127.00	58,474,900
ダイニチ工業	1,100	730.00	803,000
日東精工	5,500	537.00	2,953,500
三洋工業	200	2,427.00	485,400
岡部	6,800	711.00	4,834,800
ジーテクト	4,900	1,683.00	8,246,700

東プレ	6,700	1,962.00	13,145,400
高周波熱錬	5,900	978.00	5,770,200
東京製綱	2,500	1,319.00	3,297,500
サンコール	3,000	460.00	1,380,000
モリテック スチール	1,900	281.00	533,900
パイオラックス	4,700	2,206.00	10,368,200
エイチワン	3,900	780.00	3,042,000
日本発條	33,700	1,126.00	37,946,200
中央発條	2,800	705.00	1,974,000
アドバネクス	300	909.00	272,700
立川ブラインド工業	1,700	1,455.00	2,473,500
三益半導体工業	2,900	2,650.00	7,685,000
日本ドライケミカル	500	2,572.00	1,286,000
日本製鋼所	10,300	2,515.50	25,909,650
三浦工業	15,600	2,687.50	41,925,000
タクマ	12,600	1,817.00	22,894,200
ツガミ	8,300	1,155.00	9,586,500
オークマ	3,300	5,911.00	19,506,300
芝浦機械	3,700	3,660.00	13,542,000
アマダ	59,500	1,462.50	87,018,750
アイダエンジニアリング	8,600	834.00	7,172,400
TAKI SAWA	100	2,594.00	259,400
FUJI	17,600	2,450.00	43,120,000
牧野フライス製作所	4,100	5,640.00	23,124,000
オーエスジー	16,400	1,954.00	32,045,600
ダイジェット工業	200	879.00	175,800
旭ダイヤモンド工業	8,900	856.00	7,618,400
DMG森精機	22,600	2,599.50	58,748,700
ソディック	9,100	726.00	6,606,600
ディスコ	18,000	30,250.00	544,500,000
日東工器	1,800	1,842.00	3,315,600
日進工具	3,500	990.00	3,465,000
パンチ工業	2,000	407.00	814,000
富士ダイス	1,900	665.00	1,263,500
豊和工業	1,100	755.00	830,500
石川製作所	500	1,126.00	563,000

リケンNPR	4,000	1,973.00	7,892,000
東洋機械金属	1,700	664.00	1,128,800
津田駒工業	400	350.00	140,000
エンシュウ	500	685.00	342,500
島精機製作所	5,900	1,435.00	8,466,500
オプトラン	6,100	1,616.00	9,857,600
NCホールディングス	500	1,804.00	902,000
イワキポンプ	2,500	2,074.00	5,185,000
フリュー	3,500	1,299.00	4,546,500
ヤマシンフィルタ	9,000	313.00	2,817,000
日阪製作所	4,100	952.00	3,903,200
やまびこ	6,100	1,490.00	9,089,000
野村マイクロ・サイエンス	1,300	11,290.00	14,677,000
平田機工	1,800	5,960.00	10,728,000
PEGASUS	4,100	445.00	1,824,500
マルマエ	1,600	1,740.00	2,784,000
タツモ	2,300	2,947.00	6,778,100
ナブテスコ	23,400	2,661.50	62,279,100
三井海洋開発	4,700	1,896.00	8,911,200
レオン自動機	4,300	1,507.00	6,480,100
SMC	11,200	71,400.00	799,680,000
ホソカワミクロン	2,400	4,100.00	9,840,000
ユニオンツール	1,600	3,255.00	5,208,000
瑞光	2,700	1,461.00	3,944,700
オイレス工業	5,100	1,907.00	9,725,700
日精エー・エス・ビー機械	1,500	4,725.00	7,087,500
サトーホールディングス	5,300	1,983.00	10,509,900
技研製作所	3,500	1,717.00	6,009,500
日本エアーテック	1,700	1,357.00	2,306,900
カワタ	600	1,037.00	622,200
日精樹脂工業	2,800	1,077.00	3,015,600
オカダアイヨン	700	2,289.00	1,602,300
ワイエイシイホールディングス	1,200	2,278.00	2,733,600
小松製作所	174,900	3,623.00	633,662,700
住友重機械工業	22,100	3,553.00	78,521,300
日立建機	14,900	3,605.00	53,714,500

日工	5,500	660.00	3,630,000
巴工業	1,500	2,830.00	4,245,000
井関農機	3,500	1,103.00	3,860,500
TOWA	4,200	6,620.00	27,804,000
丸山製作所	300	2,515.00	754,500
北川鉄工所	1,500	1,261.00	1,891,500
ローツェ	1,900	13,450.00	25,555,000
タカキタ	700	500.00	350,000
クボタ	195,800	2,040.50	399,529,900
荏原実業	2,000	2,872.00	5,744,000
三菱化工機	1,300	3,050.00	3,965,000
月島ホールディングス	5,000	1,273.00	6,365,000
帝国電機製作所	2,600	2,927.00	7,610,200
東京機械製作所	500	459.00	229,500
新東工業	7,500	1,088.00	8,160,000
澁谷工業	3,500	2,425.00	8,487,500
アイチ コーポレーション	5,200	997.00	5,184,400
小森コーポレーション	9,200	1,115.00	10,258,000
鶴見製作所	2,800	3,495.00	9,786,000
日本ギア工業	800	560.00	448,000
酒井重工業	500	5,930.00	2,965,000
荏原製作所	15,300	8,020.00	122,706,000
石井鐵工所	200	2,698.00	539,600
西島製作所	3,200	2,147.00	6,870,400
北越工業	3,700	2,301.00	8,513,700
ダイキン工業	44,500	21,455.00	954,747,500
オルガノ	4,500	5,450.00	24,525,000
トーヨーカネツ	1,400	3,820.00	5,348,000
栗田工業	20,900	4,970.00	103,873,000
椿本チエイン	5,300	3,935.00	20,855,500
大同工業	900	729.00	656,100
木村化工機	2,800	730.00	2,044,000
アネスト岩田	5,800	1,075.00	6,235,000
ダイフク	63,000	2,637.00	166,131,000
サムコ	1,000	4,490.00	4,490,000
加藤製作所	1,100	1,262.00	1,388,200

油研工業	300	2,139.00	641,700
タダノ	21,500	1,109.00	23,843,500
フジテック	8,700	3,539.00	30,789,300
CKD	10,300	2,385.00	24,565,500
平和	11,000	2,077.00	22,847,000
理想科学工業	3,000	2,718.00	8,154,000
SANKYO	9,200	7,099.00	65,310,800
日本金銭機械	4,500	1,181.00	5,314,500
マースグループホールディングス	1,900	2,345.00	4,455,500
フクシマガリレイ	2,400	4,930.00	11,832,000
オーイズミ	800	385.00	308,000
ダイコク電機	1,800	3,200.00	5,760,000
竹内製作所	6,800	4,245.00	28,866,000
アマノ	10,600	3,267.00	34,630,200
JUKI	5,800	484.00	2,807,200
サンデン	3,000	160.00	480,000
ジャノメ	3,800	696.00	2,644,800
マックス	5,300	2,981.00	15,799,300
グローリー	9,000	2,739.50	24,655,500
新晃工業	3,800	2,488.00	9,454,400
大和冷機工業	5,700	1,463.00	8,339,100
セガサミーホールディングス	33,300	2,100.50	69,946,650
TPR	4,700	1,638.00	7,698,600
ツバキ・ナカシマ	7,500	703.00	5,272,500
ホシザキ	22,000	4,809.00	105,798,000
大豊工業	3,200	818.00	2,617,600
日本精工	69,100	760.60	52,557,460
NTN	80,900	261.10	21,122,990
ジェイテクト	33,200	1,284.00	42,628,800
不二越	2,800	3,600.00	10,080,000
日本トムソン	10,200	588.00	5,997,600
THK	21,500	2,810.50	60,425,750
ユースン精機	3,000	664.00	1,992,000
前澤給装工業	2,900	1,300.00	3,770,000
イーグル工業	4,100	1,623.00	6,654,300
前澤工業	1,200	947.00	1,136,400

日本ピラー工業	3,500	4,310.00	15,085,000
キット	12,500	1,161.00	14,512,500
マキタ	42,500	3,770.00	160,225,000
三井E&S	17,900	594.00	10,632,600
日立造船	32,900	884.00	29,083,600
三菱重工業	65,200	7,904.00	515,340,800
I H I	27,800	2,689.00	74,754,200
サノヤスホールディングス	3,000	138.00	414,000
スター精密	6,900	1,775.00	12,247,500
日清紡ホールディングス	28,000	1,102.50	30,870,000
イビデン	19,500	6,671.00	130,084,500
コニカミノルタ	83,300	444.30	37,010,190
ブラザー工業	49,800	2,568.00	127,886,400
ミネベアミツミ	64,900	2,706.50	175,651,850
日立製作所	179,300	9,919.00	1,778,476,700
三菱電機	415,200	1,986.00	824,587,200
富士電機	22,700	5,938.00	134,792,600
東洋電機製造	700	942.00	659,400
安川電機	40,500	5,266.00	213,273,000
シンフォニアテクノロジー	4,100	2,107.00	8,638,700
明電舎	6,900	2,423.00	16,718,700
オリジン	500	1,162.00	581,000
山洋電気	1,600	5,860.00	9,376,000
デンヨー	2,800	2,112.00	5,913,600
PHCホールディングス	7,000	1,440.00	10,080,000
KOKUSAI ELECTRIC	14,300	2,971.00	42,485,300
ソシオネクスト	5,400	12,265.00	66,231,000
東芝テック	4,800	2,708.00	12,998,400
芝浦メカトロニクス	2,100	5,790.00	12,159,000
マブチモーター	9,300	4,640.00	43,152,000
ニデック	82,400	5,502.00	453,364,800
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	2,300	336.00	772,800
トレックス・セミコンダクター	1,900	1,874.00	3,560,600
東光高岳	2,200	2,123.00	4,670,600
ダブル・スコープ	10,700	976.00	10,443,200
ダイヘン	3,700	6,100.00	22,570,000

ヤーマン	6,400	1,046.00	6,694,400
JVCケンウッド	29,400	779.00	22,902,600
ミマキエンジニアリング	3,500	944.00	3,304,000
I-PEX	2,600	1,529.00	3,975,400
大崎電気工業	8,200	637.00	5,223,400
オムロン	28,500	6,034.00	171,969,000
日東工業	5,000	3,540.00	17,700,000
IDEC	5,500	2,746.00	15,103,000
正興電機製作所	700	1,135.00	794,500
不二電機工業	400	1,164.00	465,600
ジーエス・ユアサ コーポレーション	14,600	2,025.00	29,565,000
サクサホールディングス	500	2,695.00	1,347,500
メルコホールディングス	1,200	3,425.00	4,110,000
テクノメディカ	900	2,364.00	2,127,600
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	1,400	671.00	939,400
日本電気	49,000	8,327.00	408,023,000
富士通	34,300	21,720.00	744,996,000
沖電気工業	16,900	921.00	15,564,900
岩崎通信機	1,000	784.00	784,000
電気興業	1,700	2,376.00	4,039,200
サンケン電気	3,500	7,608.00	26,628,000
ナカヨ	300	1,230.00	369,000
アイホン	2,000	2,703.00	5,406,000
ルネサスエレクトロニクス	243,400	2,336.50	568,704,100
セイコーエプソン	47,900	2,113.50	101,236,650
ワコム	28,400	679.00	19,283,600
アルバック	8,900	6,126.00	54,521,400
アクセル	1,300	2,100.00	2,730,000
EIZO	2,700	5,060.00	13,662,000
ジャパンディスプレイ	161,300	25.00	4,032,500
日本信号	8,500	960.00	8,160,000
京三製作所	7,800	472.00	3,681,600
能美防災	5,000	1,998.00	9,990,000
ホーチキ	2,800	1,593.00	4,460,400
星和電機	900	488.00	439,200
エレコム	8,900	1,748.00	15,557,200

パナソニック ホールディングス	440,700	1,432.00	631,082,400	
シャープ	62,900	960.50	60,415,450	
アンリツ	26,300	1,310.50	34,466,150	
富士通ゼネラル	10,600	2,421.00	25,662,600	
ソニーグループ	261,300	13,015.00	3,400,819,500	
TDK	59,100	6,610.00	390,651,000	
帝国通信工業	1,600	1,888.00	3,020,800	
タムラ製作所	14,900	556.00	8,284,400	
アルプスアルパイン	33,300	1,241.50	41,341,950	
池上通信機	700	858.00	600,600	
日本電波工業	4,500	1,107.00	4,981,500	
鈴木	2,000	1,139.00	2,278,000	
メイコー	3,700	3,910.00	14,467,000	
日本トリム	800	3,110.00	2,488,000	
ローランド ディー. ジー.	2,000	3,665.00	7,330,000	
フォスター電機	2,800	1,030.00	2,884,000	
SMK	1,000	2,500.00	2,500,000	
ヨコオ	3,300	1,466.00	4,837,800	
ティアック	3,300	98.00	323,400	
ホンデン	8,500	1,676.00	14,246,000	
ヒロセ電機	5,500	16,385.00	90,117,500	
日本航空電子工業	8,900	3,105.00	27,634,500	
TOA	4,200	1,015.00	4,263,000	
マクセル	8,200	1,600.00	13,120,000	
古野電気	4,800	1,748.00	8,390,400	
スミダコーポレーション	5,000	1,126.00	5,630,000	
アイコム	1,400	3,210.00	4,494,000	
リオン	1,500	2,063.00	3,094,500	
横河電機	40,800	2,709.50	110,547,600	
新電元工業	1,400	2,966.00	4,152,400	
アズビル	25,400	4,553.00	115,646,200	
東亜ディーケーケー	1,000	884.00	884,000	
日本光電工業	15,800	3,620.00	57,196,000	
チノー	1,500	2,015.00	3,022,500	
共和電業	1,900	408.00	775,200	
日本電子材料	2,300	1,408.00	3,238,400	

堀場製作所	7,000	9,897.00	69,279,000
アドバンテスト	105,800	4,343.00	459,489,400
小野測器	800	452.00	361,600
エスベック	3,000	2,247.00	6,741,000
キーエンス	37,000	60,850.00	2,251,450,000
日置電機	1,700	6,140.00	10,438,000
シスメックス	31,900	7,970.00	254,243,000
日本マイクロニクス	6,600	3,645.00	24,057,000
メガチップス	2,900	4,310.00	12,499,000
OBARA GROUP	2,000	3,635.00	7,270,000
澤藤電機	200	1,211.00	242,200
原田工業	900	771.00	693,900
コーセル	4,400	1,216.00	5,350,400
イリソ電子工業	3,400	3,675.00	12,495,000
オプテックスグループ	6,800	1,694.00	11,519,200
千代田インテグレ	1,400	2,988.00	4,183,200
レーザーテック	16,900	34,480.00	582,712,000
スタンレー電気	23,600	2,645.50	62,433,800
ウシオ電機	18,800	1,904.50	35,804,600
岡谷電機産業	1,600	289.00	462,400
ヘリオス テクノ ホールディング	2,000	504.00	1,008,000
エノモト	600	1,522.00	913,200
日本セラミック	3,000	2,853.00	8,559,000
遠藤照明	900	1,182.00	1,063,800
古河電池	2,700	851.00	2,297,700
双信電機	800	317.00	253,600
山一電機	3,300	1,742.00	5,748,600
図研	3,200	4,175.00	13,360,000
日本電子	9,300	5,863.00	54,525,900
カシオ計算機	26,700	1,233.50	32,934,450
ファナック	180,100	4,017.00	723,461,700
日本シイエムケイ	7,800	715.00	5,577,000
エンプラス	1,100	12,480.00	13,728,000
大真空	5,500	767.00	4,218,500
ローム	68,300	2,814.00	192,196,200
浜松ホトニクス	29,600	5,477.00	162,119,200

三井ハイテック	3,300	6,966.00	22,987,800
新光電気工業	13,100	5,240.00	68,644,000
京セラ	57,400	8,281.00	475,329,400
太陽誘電	18,000	3,468.00	62,424,000
村田製作所	336,000	2,834.50	952,392,000
双葉電子工業	7,000	511.00	3,577,000
北陸電気工業	800	1,368.00	1,094,400
ニチコン	9,700	1,383.00	13,415,100
日本ケミコン	3,900	1,359.00	5,300,100
KOA	5,600	1,546.00	8,657,600
市光工業	6,700	550.00	3,685,000
小糸製作所	40,000	2,252.00	90,080,000
ミツバ	6,900	950.00	6,555,000
SCREENホールディングス	12,600	11,115.00	140,049,000
キヤノン電子	4,100	1,952.00	8,003,200
キヤノン	184,200	3,802.00	700,328,400
リコー	92,600	1,135.00	105,101,000
象印マホービン	10,000	1,488.00	14,880,000
MUTOHホールディングス	300	1,909.00	572,700
東京エレクトロン	78,200	23,005.00	1,798,991,000
イノテック	2,500	1,648.00	4,120,000
トヨタ紡織	15,600	2,367.00	36,925,200
芦森工業	400	2,073.00	829,200
ユニプレス	6,600	964.00	6,362,400
豊田自動織機	31,500	11,860.00	373,590,000
モリタホールディングス	6,500	1,496.00	9,724,000
三櫻工業	5,600	807.00	4,519,200
デンソー	304,700	2,165.00	659,675,500
東海理化電機製作所	10,400	2,326.00	24,190,400
川崎重工業	30,200	3,115.00	94,073,000
名村造船所	8,000	1,123.00	8,984,000
日本車輛製造	1,200	2,072.00	2,486,400
三菱ロジスネクスト	5,900	1,324.00	7,811,600
近畿車輛	300	1,755.00	526,500
日産自動車	524,700	574.80	301,597,560
いすゞ自動車	107,400	1,896.00	203,630,400

トヨタ自動車	2,028,100	2,705.50	5,487,024,550
日野自動車	55,600	478.50	26,604,600
三菱自動車工業	144,100	463.40	66,775,940
エフテック	1,400	648.00	907,200
レシップホールディングス	900	543.00	488,700
GMB	400	1,191.00	476,400
ファルテック	400	548.00	219,200
武蔵精密工業	9,000	1,504.00	13,536,000
日産車体	4,300	910.00	3,913,000
新明和工業	10,600	1,166.00	12,359,600
極東開発工業	6,100	1,913.00	11,669,300
トピー工業	3,000	2,616.00	7,848,000
ティラド	800	3,030.00	2,424,000
曙ブレーキ工業	22,600	107.00	2,418,200
タチエス	6,800	1,712.00	11,641,600
NOK	14,300	1,869.50	26,733,850
フタバ産業	9,900	794.00	7,860,600
カヤバ	3,600	4,740.00	17,064,000
大同メタル工業	7,200	563.00	4,053,600
プレス工業	14,800	594.00	8,791,200
ミクニ	2,600	466.00	1,211,600
太平洋工業	8,500	1,341.00	11,398,500
河西工業	3,200	207.00	662,400
アイシン	28,500	5,141.00	146,518,500
マツダ	122,200	1,544.00	188,676,800
今仙電機製作所	1,300	594.00	772,200
本田技研工業	900,700	1,494.50	1,346,096,150
スズキ	67,800	5,742.00	389,307,600
SUBARU	116,900	2,598.00	303,706,200
安永	900	654.00	588,600
ヤマハ発動機	53,200	3,793.00	201,787,600
TBK	2,200	379.00	833,800
エクセディ	6,000	2,478.00	14,868,000
豊田合成	10,800	2,721.00	29,386,800
愛三工業	6,100	1,263.00	7,704,300
盟和産業	300	988.00	296,400

日本プラスト	1,700	549.00	933,300
ヨロズ	3,500	882.00	3,087,000
エフ・シー・シー	6,500	1,772.00	11,518,000
シマノ	15,000	22,505.00	337,575,000
テイ・エス テック	13,100	1,742.00	22,820,200
ジャムコ	1,600	1,495.00	2,392,000
テルモ	103,300	4,756.00	491,294,800
クリエートメディック	700	913.00	639,100
日機装	8,600	977.00	8,402,200
日本エム・ディ・エム	2,900	722.00	2,093,800
島津製作所	49,100	3,925.00	192,717,500
JMS	3,400	509.00	1,730,600
クボテック	600	279.00	167,400
長野計器	2,700	2,003.00	5,408,100
ブイ・テクノロジー	1,900	2,448.00	4,651,200
東京計器	2,800	1,612.00	4,513,600
愛知時計電機	1,600	2,250.00	3,600,000
インターアクション	1,700	952.00	1,618,400
オーバル	1,800	447.00	804,600
東京精密	7,600	8,053.00	61,202,800
マニー	14,800	2,163.00	32,012,400
ニコン	53,400	1,385.00	73,959,000
トプコン	18,000	1,481.50	26,667,000
オリンパス	227,300	2,112.50	480,171,250
理研計器	2,600	6,390.00	16,614,000
タムロン	2,300	4,960.00	11,408,000
HOYA	73,400	16,920.00	1,241,928,000
シード	1,000	826.00	826,000
ノーリツ鋼機	3,500	2,893.00	10,125,500
A&Dホロンホールディングス	5,400	1,841.00	9,941,400
朝日インテック	41,300	2,796.00	115,474,800
シチズン時計	34,000	834.00	28,356,000
リズム	500	2,617.00	1,308,500
大研医器	1,800	499.00	898,200
メニコン	12,700	2,328.00	29,565,600
シンシア	200	548.00	109,600

松風	1,700	2,777.00	4,720,900
セイコーグループ	5,100	2,485.00	12,673,500
ニプロ	30,800	1,116.50	34,388,200
KYORITSU	3,000	172.00	516,000
中本パックス	700	1,635.00	1,144,500
スノーピーク	5,300	876.00	4,642,800
パラマウントベッドホールディングス	7,700	2,798.00	21,544,600
トランザクション	2,400	2,137.00	5,128,800
粧美堂	600	664.00	398,400
ニホンフラッシュ	3,500	900.00	3,150,000
前田工織	3,100	3,045.00	9,439,500
永大産業	2,400	225.00	540,000
アートネイチャー	3,300	785.00	2,590,500
バンダイナムコホールディングス	101,200	2,808.00	284,169,600
アイフィスジャパン	600	627.00	376,200
SHOEI	8,300	1,862.00	15,454,600
フランスベッドホールディングス	4,800	1,293.00	6,206,400
パイロットコーポレーション	5,200	4,321.00	22,469,200
萩原工業	2,500	1,595.00	3,987,500
フジシールインターナショナル	7,500	1,692.00	12,690,000
タカラトミー	16,800	2,020.00	33,936,000
広済堂ホールディングス	8,300	753.00	6,249,900
エステールホールディングス	500	628.00	314,000
タカノ	800	889.00	711,200
プロネクサス	3,800	1,256.00	4,772,800
ホクシン	1,500	113.00	169,500
ウッドワン	700	1,016.00	711,200
TOPPANホールディングス	45,400	3,923.00	178,104,200
大日本印刷	40,400	4,271.00	172,548,400
共同印刷	1,000	3,430.00	3,430,000
NISSHA	6,300	1,490.00	9,387,000
光村印刷	200	1,305.00	261,000
TAKARA & COMPANY	2,400	2,509.00	6,021,600
アシックス	31,500	4,852.00	152,838,000
ツツミ	900	2,140.00	1,926,000
ローランド	2,700	4,295.00	11,596,500

小松ウオール工業	1,500	2,856.00	4,284,000
ヤマハ	23,300	3,216.00	74,932,800
河合楽器製作所	1,100	3,270.00	3,597,000
クリナップ	3,600	679.00	2,444,400
ピジョン	23,500	1,625.00	38,187,500
キングジム	3,300	864.00	2,851,200
リンテック	7,400	2,612.00	19,328,800
イトーキ	7,600	1,241.00	9,431,600
任天堂	233,200	6,890.00	1,606,748,000
三菱鉛筆	5,200	1,947.00	10,124,400
タカラスタンダード	7,800	1,795.00	14,001,000
コクヨ	15,100	2,312.00	34,911,200
ナカバヤシ	4,000	542.00	2,168,000
グローブライド	3,300	1,909.00	6,299,700
オカムラ	11,100	2,083.00	23,121,300
美津濃	3,700	3,895.00	14,411,500
東京電力ホールディングス	332,900	891.60	296,813,640
中部電力	136,100	2,065.00	281,046,500
関西電力	142,600	2,077.50	296,251,500
中国電力	64,200	1,060.00	68,052,000
北陸電力	37,800	764.50	28,898,100
東北電力	97,200	1,008.50	98,026,200
四国電力	34,400	1,095.50	37,685,200
九州電力	85,100	1,045.00	88,929,500
北海道電力	35,700	670.40	23,933,280
沖縄電力	9,400	1,136.00	10,678,400
電源開発	30,300	2,396.00	72,598,800
エフオン	2,400	469.00	1,125,600
イーレックス	6,600	545.00	3,597,000
レノバ	9,800	1,059.00	10,378,200
東京瓦斯	78,100	3,569.00	278,738,900
大阪瓦斯	74,800	2,949.00	220,585,200
東邦瓦斯	16,000	2,803.00	44,848,000
北海道瓦斯	2,200	2,260.00	4,972,000
広島ガス	7,800	383.00	2,987,400
西部ガスホールディングス	3,900	1,942.00	7,573,800

静岡ガス	7,400	1,080.00	7,992,000
メタウォーター	4,400	2,007.00	8,830,800
SBSホールディングス	3,300	2,452.00	8,091,600
東武鉄道	40,600	3,860.00	156,716,000
相鉄ホールディングス	13,200	2,735.00	36,102,000
東急	103,600	1,745.00	180,782,000
京浜急行電鉄	45,700	1,286.00	58,770,200
小田急電鉄	61,100	2,223.00	135,825,300
京王電鉄	17,800	4,422.00	78,711,600
京成電鉄	23,800	6,626.00	157,698,800
富士急行	4,500	4,335.00	19,507,500
東日本旅客鉄道	67,900	8,189.00	556,033,100
西日本旅客鉄道	43,800	5,928.00	259,646,400
東海旅客鉄道	142,300	3,626.00	515,979,800
西武ホールディングス	44,700	1,989.50	88,930,650
鴻池運輸	6,300	1,892.00	11,919,600
西日本鉄道	9,900	2,434.00	24,096,600
ハマキョウレックス	3,200	3,935.00	12,592,000
サカイ引越センター	4,100	2,668.00	10,938,800
近鉄グループホールディングス	36,900	4,296.00	158,522,400
阪急阪神ホールディングス	49,200	4,540.00	223,368,000
南海電気鉄道	16,400	2,878.00	47,199,200
京阪ホールディングス	20,300	3,730.00	75,719,000
神戸電鉄	1,000	2,925.00	2,925,000
名古屋鉄道	38,000	2,229.50	84,721,000
山陽電気鉄道	2,800	2,119.00	5,933,200
アルプス物流	2,900	1,632.00	4,732,800
ヤマトホールディングス	47,200	2,694.50	127,180,400
山九	9,400	4,987.00	46,877,800
丸運	1,200	259.00	310,800
丸全昭和運輸	2,300	3,790.00	8,717,000
センコーグループホールディングス	19,500	1,053.00	20,533,500
トナミホールディングス	800	4,750.00	3,800,000
ニッコンホールディングス	11,800	3,089.00	36,450,200
日本石油輸送	200	2,853.00	570,600
福山通運	4,200	3,890.00	16,338,000

セイノーホールディングス	20,700	2,116.00	43,801,200
エスライングループ本社	600	873.00	523,800
神奈川中央交通	1,000	3,010.00	3,010,000
AZ-COM丸和ホールディングス	8,900	1,479.00	13,163,100
C&Fロジホールディングス	3,500	1,517.00	5,309,500
九州旅客鉄道	26,100	3,184.00	83,102,400
SGホールディングス	61,900	2,095.50	129,711,450
NIPPON EXPRESSホールディングス	12,500	7,990.00	99,875,000
日本郵船	105,700	3,918.00	414,132,600
商船三井	80,000	4,051.00	324,080,000
川崎汽船	31,200	5,087.00	158,714,400
NSユニテッド海運	2,000	4,765.00	9,530,000
明海グループ	2,200	700.00	1,540,000
飯野海運	13,500	1,179.00	15,916,500
共栄タンカー	400	823.00	329,200
乾汽船	4,300	1,136.00	4,884,800
日本航空	90,600	2,870.00	260,022,000
ANAホールディングス	100,300	3,106.00	311,531,800
パスコ	400	1,710.00	684,000
トランコム	1,100	7,400.00	8,140,000
日新	2,800	2,450.00	6,860,000
三菱倉庫	9,100	4,497.00	40,922,700
三井倉庫ホールディングス	3,400	4,780.00	16,252,000
住友倉庫	9,900	2,532.00	25,066,800
澁澤倉庫	1,700	2,802.00	4,763,400
東陽倉庫	500	1,517.00	758,500
日本トランスシティ	7,400	631.00	4,669,400
ケイヒン	400	1,765.00	706,000
中央倉庫	2,000	1,115.00	2,230,000
川西倉庫	400	1,110.00	444,000
安田倉庫	2,500	1,148.00	2,870,000
ファイズホールディングス	300	1,076.00	322,800
東洋埠頭	600	1,397.00	838,200
上組	17,700	3,335.00	59,029,500
サンリツ	500	735.00	367,500

キムラユニティー	1,000	1,347.00	1,347,000
キューソー流通システム	1,500	892.00	1,338,000
東海運	1,200	285.00	342,000
エーアイティー	2,300	1,699.00	3,907,700
内外トランスライン	1,500	2,476.00	3,714,000
日本コンセプト	1,300	1,647.00	2,141,100
NEC ネットエスアイ	14,400	2,288.00	32,947,200
クロスキャット	2,300	1,073.00	2,467,900
システナ	56,000	297.00	16,632,000
デジタルアーツ	2,300	4,875.00	11,212,500
日鉄ソリューションズ	6,300	4,610.00	29,043,000
キューブシステム	2,000	1,111.00	2,222,000
コア	1,600	1,747.00	2,795,200
手間いらず	600	2,696.00	1,617,600
ラクーンホールディングス	3,100	707.00	2,191,700
ソリトンシステムズ	1,900	1,525.00	2,897,500
ソフトクリエイトホールディングス	3,000	1,784.00	5,352,000
T I S	40,500	3,086.00	124,983,000
テクミラホールディングス	900	505.00	454,500
グリー	9,900	563.00	5,573,700
GMOペパボ	500	1,221.00	610,500
コーエーテクモホールディングス	23,200	1,711.50	39,706,800
三菱総合研究所	1,800	4,705.00	8,469,000
ボルテージ	600	258.00	154,800
電算	200	1,514.00	302,800
A G S	900	776.00	698,400
ファインデックス	2,900	935.00	2,711,500
ブレインパッド	2,800	983.00	2,752,400
K L a b	6,800	266.00	1,808,800
ポールトゥウィンホールディングス	6,300	488.00	3,074,400
ネクソン	82,800	3,057.00	253,119,600
アイスタイル	11,000	431.00	4,741,000
エムアップホールディングス	4,500	1,029.00	4,630,500
エイチーム	2,200	583.00	1,282,600
エニグモ	4,700	356.00	1,673,200
テクノスジャパン	1,800	623.00	1,121,400

e n i s h	1,800	166.00	298,800
コロプラ	14,400	603.00	8,683,200
オルトプラス	1,700	139.00	236,300
ブロードリーフ	17,600	560.00	9,856,000
クロス・マーケティンググループ	1,200	541.00	649,200
デジタルハーツホールディングス	2,300	1,001.00	2,302,300
システム情報	1,000	928.00	928,000
メディアドゥ	1,700	1,432.00	2,434,400
じげん	10,800	528.00	5,702,400
ブイキューブ	4,400	298.00	1,311,200
エンカレッジ・テクノロジー	500	517.00	258,500
サイバーリンクス	800	718.00	574,400
ディー・エル・イー	1,400	207.00	289,800
フィックスターズ	4,200	1,246.00	5,233,200
CARTA HOLDINGS	1,700	1,317.00	2,238,900
オブティム	3,800	827.00	3,142,600
セレス	1,500	1,059.00	1,588,500
SHIFT	2,500	33,240.00	83,100,000
ティーガイア	3,900	1,852.00	7,222,800
セック	400	4,530.00	1,812,000
テクマトリックス	6,800	1,747.00	11,879,600
プロシップ	1,800	1,318.00	2,372,400
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	9,600	2,240.00	21,504,000
GMOペイメントゲートウェイ	7,400	8,811.00	65,201,400
ザッパラス	600	483.00	289,800
システムリサーチ	1,300	3,580.00	4,654,000
インターネットイニシアティブ	17,700	2,703.00	47,843,100
さくらインターネット	4,200	2,040.00	8,568,000
ヴィンクス	500	2,016.00	1,008,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	1,100	2,416.00	2,657,600
SRAホールディングス	1,900	3,500.00	6,650,000
システムインテグレータ	600	398.00	238,800
朝日ネット	4,000	621.00	2,484,000
eBASE	5,200	789.00	4,102,800
アバントグループ	4,700	1,390.00	6,533,000
アドソル日進	1,600	1,584.00	2,534,400

ODKソリューションズ	400	589.00	235,600
フリービット	1,900	1,333.00	2,532,700
コムチュア	5,300	1,877.00	9,948,100
サイバーコム	300	1,900.00	570,000
アステリア	2,900	683.00	1,980,700
アイル	1,700	3,310.00	5,627,000
マークライズ	2,000	2,649.00	5,298,000
メディカル・データ・ビジョン	4,400	617.00	2,714,800
g u m i	5,500	395.00	2,172,500
ショーケース	500	303.00	151,500
モバイルファクトリー	400	676.00	270,400
テラスカイ	1,600	1,581.00	2,529,600
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	2,100	1,583.00	3,324,300
P C I ホールディングス	800	1,033.00	826,400
アイビーシー	300	488.00	146,400
ネオジャパン	1,200	996.00	1,195,200
P R T I M E S	700	1,715.00	1,200,500
ラクス	17,500	2,508.50	43,898,750
ランドコンピュータ	1,000	907.00	907,000
ダブルスタンダード	1,100	1,505.00	1,655,500
オーブンドア	2,200	725.00	1,595,000
マイネット	600	291.00	174,600
アカツキ	1,800	2,146.00	3,862,800
ベネフィットジャパン	100	1,246.00	124,600
U b i c o mホールディングス	1,100	1,553.00	1,708,300
カナミックネットワーク	4,000	392.00	1,568,000
ノムラシステムコーポレーション	2,200	115.00	253,000
チェンジホールディングス	8,100	1,353.00	10,959,300
シンクロ・フード	1,300	735.00	955,500
オークネット	1,500	1,937.00	2,905,500
キャピタル・アセット・プランニング	400	706.00	282,400
セグエグループ	600	906.00	543,600
エイトレッド	300	1,400.00	420,000
マクロミル	7,300	779.00	5,686,700
ビーグリー	400	1,186.00	474,400
オロ	1,300	2,619.00	3,404,700

ユーザーローカル	1,300	1,669.00	2,169,700
テモナ	500	233.00	116,500
ニーズウェル	1,100	728.00	800,800
マネーフォワード	8,200	4,020.00	32,964,000
サインポスト	800	410.00	328,000
Sun Asterisk	2,600	896.00	2,329,600
プラスアルファ・コンサルティング	2,200	2,451.00	5,392,200
電算システムホールディングス	1,600	2,710.00	4,336,000
Appier Group	12,700	1,513.00	19,215,100
ソルクシーズ	1,700	412.00	700,400
フェイス	600	482.00	289,200
プロトコーポレーション	4,100	1,296.00	5,313,600
ハイマックス	1,200	1,398.00	1,677,600
野村総合研究所	82,100	3,986.00	327,250,600
サイバネットシステム	2,600	1,092.00	2,839,200
CEホールディングス	1,100	639.00	702,900
日本システム技術	1,200	2,699.00	3,238,800
インテージホールディングス	4,200	1,532.00	6,434,400
東邦システムサイエンス	1,200	1,198.00	1,437,600
ソースネクスト	16,900	179.00	3,025,100
インフォコム	4,800	2,420.00	11,616,000
シンプレクス・ホールディングス	5,600	2,425.00	13,580,000
HEROZ	1,200	1,575.00	1,890,000
ラクスル	8,900	1,312.00	11,676,800
メルカリ	22,500	2,678.50	60,266,250
I P S	1,000	1,974.00	1,974,000
F I G	2,400	343.00	823,200
システムサポート	1,400	1,801.00	2,521,400
イーソル	2,700	568.00	1,533,600
東海ソフト	300	1,128.00	338,400
ウイングアーク1st	3,800	3,095.00	11,761,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	1,000	1,314.00	1,314,000
サーバーワークス	800	3,360.00	2,688,000
東名	200	1,714.00	342,800
ヴィッツ	200	892.00	178,400

トビラシステムズ	600	866.00	519,600
S a n s a n	12,100	1,522.00	18,416,200
L i n k-U	500	677.00	338,500
ギフトイ	3,200	1,747.00	5,590,400
メドレー	5,000	4,175.00	20,875,000
ベース	1,300	3,315.00	4,309,500
JMDC	6,300	4,193.00	26,415,900
フォーカシステムズ	2,500	963.00	2,407,500
クレスコ	3,000	1,847.00	5,541,000
フジ・メディア・ホールディングス	35,600	1,636.50	58,259,400
オービック	12,400	23,615.00	292,826,000
ジャストシステム	5,300	3,230.00	17,119,000
TDCソフト	3,500	2,108.00	7,378,000
L I N Eヤフー	527,300	466.40	245,932,720
トレンドマイクロ	17,500	8,157.00	142,747,500
IDホールディングス	2,500	1,612.00	4,030,000
日本オラクル	7,100	11,595.00	82,324,500
アルファシステムズ	1,000	2,943.00	2,943,000
フューチャー	7,900	1,729.00	13,659,100
C A C H o l d i n g s	2,000	1,768.00	3,536,000
S Bテクノロジー	1,600	2,429.00	3,886,400
トーセ	600	700.00	420,000
オービックビジネスコンサルタント	5,200	6,888.00	35,817,600
アイティフォー	4,700	1,161.00	5,456,700
東計電算	500	7,220.00	3,610,000
エックスネット	300	1,073.00	321,900
大塚商会	18,400	6,141.00	112,994,400
サイボウズ	5,100	2,059.00	10,500,900
電通国際情報サービス	4,500	5,040.00	22,680,000
A C C E S S	3,800	670.00	2,546,000
デジタルガレージ	5,900	3,565.00	21,033,500
EMシステムズ	6,200	699.00	4,333,800
ウェザーニューズ	1,100	5,440.00	5,984,000
C I J	6,200	602.00	3,732,400
ビジネスエンジニアリング	600	4,295.00	2,577,000
日本エンタープライズ	2,100	120.00	252,000

WOWOW	2,800	1,070.00	2,996,000
スカラ	3,400	760.00	2,584,000
インテリジェント ウェイブ	1,100	1,048.00	1,152,800
ANYCOLOR	1,300	3,855.00	5,011,500
IMAGICA GROUP	3,700	670.00	2,479,000
ネットワンシステムズ	15,000	2,305.00	34,575,000
システムソフト	12,800	63.00	806,400
アルゴグラフィックス	3,400	3,625.00	12,325,000
マーベラス	6,000	689.00	4,134,000
エイベックス	6,300	1,381.00	8,700,300
B I P R O G Y	12,100	4,260.00	51,546,000
都築電気	2,000	2,193.00	4,386,000
T B Sホールディングス	19,000	2,949.50	56,040,500
日本テレビホールディングス	32,800	1,494.50	49,019,600
朝日放送グループホールディングス	3,500	643.00	2,250,500
テレビ朝日ホールディングス	9,000	1,644.00	14,796,000
スカパー J S A Tホールディングス	28,800	657.00	18,921,600
テレビ東京ホールディングス	2,700	2,970.00	8,019,000
日本BS放送	700	899.00	629,300
ビジョン	5,600	1,170.00	6,552,000
スマートバリュー	500	433.00	216,500
USEN-NEXT HOLDINGS	4,200	3,690.00	15,498,000
ワイヤレスゲート	900	224.00	201,600
日本通信	36,500	226.00	8,249,000
クロップス	300	995.00	298,500
日本電信電話	11,018,700	172.00	1,895,216,400
K D D I	286,200	4,525.00	1,295,055,000
ソフトバンク	596,000	1,809.00	1,078,164,000
光通信	3,700	22,920.00	84,804,000
エムティーアイ	2,500	579.00	1,447,500
GMOインターネットグループ	13,700	2,467.00	33,797,900
ファイバーゲート	2,000	919.00	1,838,000
アイドママーケティングコミュニケーション	500	226.00	113,000
KADOKAWA	19,600	2,547.50	49,931,000
学研ホールディングス	6,200	996.00	6,175,200
ゼンリン	6,300	874.00	5,506,200

昭文社ホールディングス	900	358.00	322,200
インプレスホールディングス	2,000	181.00	362,000
アイネット	2,200	1,784.00	3,924,800
松竹	1,900	9,523.00	18,093,700
東宝	20,600	5,426.00	111,775,600
東映	1,200	19,480.00	23,376,000
NTTデータグループ	96,900	1,761.50	170,689,350
ピー・シー・エー	2,100	1,154.00	2,423,400
ビジネスブレイン太田昭和	1,400	2,079.00	2,910,600
D T S	7,900	3,535.00	27,926,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,900	5,006.00	84,601,400
シーイーシー	4,700	1,731.00	8,135,700
カプコン	33,100	4,813.00	159,310,300
アイ・エス・ビー	1,900	1,518.00	2,884,200
ジャステック	2,300	1,487.00	3,420,100
S C S K	25,900	2,797.50	72,455,250
NSW	1,600	2,879.00	4,606,400
アイネス	2,900	1,629.00	4,724,100
T K C	5,900	3,520.00	20,768,000
富士ソフト	7,400	6,090.00	45,066,000
NSD	13,200	2,772.00	36,590,400
コナミグループ	13,900	7,558.00	105,056,200
福井コンピュータホールディングス	2,300	2,593.00	5,963,900
J B C Cホールディングス	2,500	3,485.00	8,712,500
ミロク情報サービス	3,400	1,657.00	5,633,800
ソフトバンクグループ	182,700	5,764.00	1,053,082,800
高千穂交易	1,100	3,375.00	3,712,500
オルパヘルスケアホールディングス	300	1,741.00	522,300
伊藤忠食品	900	7,990.00	7,191,000
エレマテック	3,500	1,698.00	5,943,000
あらた	3,000	6,300.00	18,900,000
トーメンデバイス	600	5,070.00	3,042,000
東京エレクトロン デバイス	3,900	4,775.00	18,622,500
円谷フィールズホールディングス	6,700	1,255.00	8,408,500
双日	43,500	3,325.00	144,637,500
アルフレッサ ホールディングス	39,200	2,467.50	96,726,000

横浜冷凍	10,600	1,112.00	11,787,200
神栄	300	1,921.00	576,300
ラサ商事	1,400	1,481.00	2,073,400
アルコニックス	5,100	1,319.00	6,726,900
神戸物産	30,200	4,179.00	126,205,800
ハイパー	500	315.00	157,500
あい ホールディングス	6,300	2,387.00	15,038,100
ディーブイエックス	600	1,032.00	619,200
ダイワボウホールディングス	17,300	2,826.50	48,898,450
マクニカホールディングス	9,200	7,598.00	69,901,600
ラクト・ジャパン	1,500	1,893.00	2,839,500
グリムス	1,600	1,939.00	3,102,400
バイタルケーエスケー・ホールディングス	5,900	1,061.00	6,259,900
八洲電機	3,200	1,272.00	4,070,400
メディアスホールディングス	2,500	774.00	1,935,000
レスターホールディングス	3,300	2,730.00	9,009,000
ジオリーブグループ	500	1,243.00	621,500
大光	900	643.00	578,700
OCHIホールディングス	500	1,416.00	708,000
TOKAIホールディングス	21,200	970.00	20,564,000
黒谷	600	582.00	349,200
Cominix	400	777.00	310,800
三洋貿易	4,400	1,274.00	5,605,600
ビューティガレージ	1,200	1,951.00	2,341,200
ウイン・パートナーズ	2,500	1,151.00	2,877,500
ミタチ産業	500	1,078.00	539,000
シップヘルスケアホールディングス	14,000	2,106.00	29,484,000
明治電機工業	1,400	1,394.00	1,951,600
デリカフーズホールディングス	900	581.00	522,900
スターティアホールディングス	600	1,269.00	761,400
コメダホールディングス	9,600	2,737.00	26,275,200
ピーバンドットコム	300	372.00	111,600
アセンテック	1,500	524.00	786,000
富士興産	600	1,850.00	1,110,000
協栄産業	200	2,396.00	479,200
フルサト・マルカホールディングス	3,500	2,549.00	8,921,500

ヤマエグループホールディングス	2,200	3,965.00	8,723,000
小野建	3,800	1,683.00	6,395,400
南陽	400	2,051.00	820,400
佐鳥電機	1,900	2,015.00	3,828,500
エコートレーディング	400	1,452.00	580,800
伯東	2,200	5,320.00	11,704,000
コンドーテック	3,000	1,166.00	3,498,000
中山福	1,100	358.00	393,800
ナガイレーベン	4,900	2,350.00	11,515,000
三菱食品	3,600	5,100.00	18,360,000
松田産業	3,000	2,379.00	7,137,000
第一興商	15,100	2,140.50	32,321,550
メディパルホールディングス	40,500	2,359.00	95,539,500
S P K	1,700	1,812.00	3,080,400
萩原電気ホールディングス	1,700	4,700.00	7,990,000
アズワン	6,100	5,352.00	32,647,200
スズデン	1,400	2,289.00	3,204,600
尾家産業	500	1,855.00	927,500
シモジマ	2,700	1,222.00	3,299,400
ドウシヤ	3,600	2,075.00	7,470,000
小津産業	500	1,598.00	799,000
高速	2,300	2,018.00	4,641,400
たけびし	1,500	1,817.00	2,725,500
リックス	700	3,300.00	2,310,000
丸文	3,500	1,459.00	5,106,500
ハピネット	3,300	2,577.00	8,504,100
橋本総業ホールディングス	1,500	1,298.00	1,947,000
日本ライフライン	11,500	1,196.00	13,754,000
タカショー	3,400	528.00	1,795,200
I D O M	10,300	932.00	9,599,600
進和	2,400	2,379.00	5,709,600
エスケイジャパン	500	793.00	396,500
ダイトロン	1,500	2,789.00	4,183,500
シークス	5,600	1,471.00	8,237,600
田中商事	600	704.00	422,400
オーハシテクニカ	2,100	1,801.00	3,782,100

白銅	1,100	2,162.00	2,378,200
ダイコー通産	200	1,149.00	229,800
伊藤忠商事	262,700	5,865.00	1,540,735,500
丸紅	325,800	2,282.00	743,475,600
高島	1,500	946.00	1,419,000
長瀬産業	17,900	2,294.50	41,071,550
蝶理	2,400	2,720.00	6,528,000
豊田通商	34,200	8,340.00	285,228,000
三共生興	5,400	720.00	3,888,000
兼松	16,300	2,040.00	33,252,000
ツカモトコーポレーション	300	1,184.00	355,200
三井物産	294,400	5,238.00	1,542,067,200
日本紙パルプ商事	1,900	4,970.00	9,443,000
カメイ	4,200	1,624.00	6,820,800
東都水産	100	6,990.00	699,000
OUGホールディングス	300	2,390.00	717,000
スターゼン	2,700	2,459.00	6,639,300
山善	11,800	1,224.00	14,443,200
椿本興業	800	6,490.00	5,192,000
住友商事	236,500	3,117.00	737,170,500
内田洋行	1,600	6,720.00	10,752,000
三菱商事	258,100	6,838.00	1,764,887,800
第一実業	3,700	1,892.00	7,000,400
キヤノンマーケティングジャパン	9,100	3,889.00	35,389,900
西華産業	1,500	2,833.00	4,249,500
佐藤商事	2,700	1,430.00	3,861,000
菱洋エレクトロ	3,700	3,635.00	13,449,500
東京産業	3,600	839.00	3,020,400
ユアサ商事	3,100	4,640.00	14,384,000
神鋼商事	1,000	5,720.00	5,720,000
トルク	1,100	279.00	306,900
阪和興業	7,000	4,580.00	32,060,000
正栄食品工業	2,600	4,460.00	11,596,000
カナデン	2,900	1,523.00	4,416,700
RYODEN	3,200	2,640.00	8,448,000
岩谷産業	8,900	6,455.00	57,449,500

ナイス	700	1,612.00	1,128,400
ニチモウ	300	4,035.00	1,210,500
極東貿易	2,300	1,912.00	4,397,600
アステナホールディングス	7,300	477.00	3,482,100
三愛オブリ	9,400	1,656.00	15,566,400
稲畑産業	7,700	3,175.00	24,447,500
G S I クレオス	2,100	2,056.00	4,317,600
明和産業	4,600	647.00	2,976,200
クワザワホールディングス	800	674.00	539,200
ワキタ	6,500	1,585.00	10,302,500
東邦ホールディングス	10,800	3,317.00	35,823,600
サンゲツ	9,000	2,892.00	26,028,000
ミツウロコグループホールディングス	5,000	1,425.00	7,125,000
シナネンホールディングス	1,100	4,100.00	4,510,000
伊藤忠エネクス	9,700	1,646.00	15,966,200
サンリオ	11,100	5,721.00	63,503,100
サンワテクノス	2,000	2,176.00	4,352,000
リョーサン	2,800	4,885.00	13,678,000
新光商事	5,200	1,158.00	6,021,600
トーヨー	1,500	3,170.00	4,755,000
三信電気	1,600	2,195.00	3,512,000
東陽テクニカ	4,000	1,389.00	5,556,000
モスフードサービス	5,700	3,255.00	18,553,500
加賀電子	3,600	6,390.00	23,004,000
ソーダニッカ	2,900	1,033.00	2,995,700
立花エレテック	2,600	2,811.00	7,308,600
フォーバル	1,500	1,404.00	2,106,000
PAL TAC	5,300	4,767.00	25,265,100
三谷産業	6,800	332.00	2,257,600
太平洋興発	800	789.00	631,200
西本W i s m e t t a cホールディングス	1,000	5,480.00	5,480,000
ヤマシタヘルスケアホールディングス	200	2,105.00	421,000
コア商事ホールディングス	2,200	714.00	1,570,800
K P Pグループホールディングス	10,100	708.00	7,150,800
ヤマタネ	1,700	2,303.00	3,915,100
丸紅建材リース	200	2,531.00	506,200

泉州電業	2,000	3,450.00	6,900,000
トラスコ中山	8,200	2,400.00	19,680,000
オートバックスセブン	13,600	1,581.50	21,508,400
モリト	2,800	1,300.00	3,640,000
加藤産業	4,800	4,800.00	23,040,000
北恵	600	833.00	499,800
イエローハット	6,200	1,779.00	11,029,800
J Kホールディングス	3,000	979.00	2,937,000
日伝	2,600	2,732.00	7,103,200
北沢産業	1,300	271.00	352,300
杉本商事	1,900	2,166.00	4,115,400
因幡電機産業	10,100	3,280.00	33,128,000
東テク	1,300	4,730.00	6,149,000
ミスミグループ本社	59,000	2,101.50	123,988,500
アルテック	1,100	227.00	249,700
タキヒヨー	500	990.00	495,000
蔵王産業	400	2,426.00	970,400
スズケン	14,900	4,990.00	74,351,000
ジェコス	2,300	1,055.00	2,426,500
グローセル	4,000	677.00	2,708,000
ローソン	8,300	7,297.00	60,565,100
サンエー	3,000	4,625.00	13,875,000
カワチ薬品	3,100	2,543.00	7,883,300
エービーシー・マート	17,100	2,594.00	44,357,400
ハードオフコーポレーション	1,200	1,516.00	1,819,200
アスクル	8,100	2,159.00	17,487,900
ゲオホールディングス	4,400	2,318.00	10,199,200
アダストリア	4,700	3,760.00	17,672,000
ジーフット	1,800	289.00	520,200
シー・ヴィ・エス・バイエリア	300	670.00	201,000
くら寿司	4,600	3,685.00	16,951,000
キャンドウ	1,400	2,669.00	3,736,600
I Kホールディングス	700	337.00	235,900
パルグループホールディングス	7,700	2,498.00	19,234,600
エディオン	15,500	1,489.00	23,079,500
サーラコーポレーション	8,200	710.00	5,822,000

ワッツ	1,100	590.00	649,000
ハローズ	1,800	4,175.00	7,515,000
フジオフードグループ本社	4,400	1,443.00	6,349,200
あみやき亭	900	3,660.00	3,294,000
ひらまつ	5,100	248.00	1,264,800
大黒天物産	1,200	6,700.00	8,040,000
ハニーズホールディングス	3,100	1,761.00	5,459,100
ファーマライズホールディングス	500	636.00	318,000
アルペン	3,200	1,968.00	6,297,600
ハブ	700	705.00	493,500
クオールホールディングス	5,400	1,700.00	9,180,000
ジーンズホールディングス	2,300	4,255.00	9,786,500
ビックカメラ	20,800	1,264.00	26,291,200
DCMホールディングス	20,600	1,296.00	26,697,600
ペッパーフードサービス	8,900	100.00	890,000
Monotaro	55,400	1,465.00	81,161,000
東京一番フーズ	500	500.00	250,000
DDグループ	1,400	1,316.00	1,842,400
きちりホールディングス	500	1,180.00	590,000
J. フロント リテイリング	44,800	1,327.00	59,449,600
ドトール・日レスホールディングス	6,900	2,179.00	15,035,100
マツキヨココカラ&カンパニー	71,100	2,595.00	184,504,500
ブロンコビリー	2,300	3,170.00	7,291,000
ZOZO	25,800	3,127.00	80,676,600
トレジャー・ファクトリー	1,900	1,337.00	2,540,300
物語コーポレーション	6,500	3,985.00	25,902,500
三越伊勢丹ホールディングス	65,800	1,619.00	106,530,200
Hamee	1,300	1,000.00	1,300,000
マーケットエンタープライズ	200	1,093.00	218,600
ウエルシアホールディングス	20,300	2,576.00	52,292,800
クリエイトSDホールディングス	6,500	3,115.00	20,247,500
丸善CHIホールディングス	2,600	331.00	860,600
ミサワ	400	643.00	257,200
ティーライフ	300	1,382.00	414,600
エー・ピーホールディングス	500	890.00	445,000
チムニー	700	1,417.00	991,900

シュッピン	3,500	1,155.00	4,042,500
オイシックス・ラ・大地	5,300	1,374.00	7,282,200
ネクステージ	8,900	2,372.00	21,110,800
ジョイフル本田	11,400	1,813.00	20,668,200
鳥貴族ホールディングス	1,400	3,335.00	4,669,000
ホットランド	3,000	1,961.00	5,883,000
すかいらーくホールディングス	53,400	2,181.00	116,465,400
SFPホールディングス	2,100	2,122.00	4,456,200
綿半ホールディングス	3,000	1,363.00	4,089,000
ヨシックスホールディングス	700	2,886.00	2,020,200
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	10,900	1,017.00	11,085,300
ゴルフダイジェスト・オンライン	1,800	658.00	1,184,400
B E E N O S	1,600	1,365.00	2,184,000
あさひ	3,600	1,308.00	4,708,800
日本調剤	2,700	1,311.00	3,539,700
コスモス薬品	3,900	17,120.00	66,768,000
トーエル	1,000	723.00	723,000
セブン&アイ・ホールディングス	134,700	5,790.00	779,913,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	26,500	1,045.00	27,692,500
ツルハホールディングス	8,200	12,465.00	102,213,000
サンマルクホールディングス	3,100	2,029.00	6,289,900
フェリシモ	500	909.00	454,500
トリドールホールディングス	10,900	4,194.00	45,714,600
TOKYO BASE	4,700	248.00	1,165,600
ウイルプラスホールディングス	300	1,000.00	300,000
JMホールディングス	2,900	2,105.00	6,104,500
サツドラホールディングス	1,000	780.00	780,000
アレンザホールディングス	2,900	1,018.00	2,952,200
串カツ田中ホールディングス	1,000	1,662.00	1,662,000
バロックジャパンリミテッド	3,000	816.00	2,448,000
クスリのアオキホールディングス	10,500	3,542.00	37,191,000
力の源ホールディングス	1,700	1,509.00	2,565,300
FOOD & LIFE COMPANIES	20,800	2,807.00	58,385,600
メディカルシステムネットワーク	4,200	639.00	2,683,800
一家ホールディングス	500	668.00	334,000

ジャパクラフトホールディングス	1,200	173.00	207,600	
はるやまホールディングス	1,000	540.00	540,000	
ノジマ	11,300	1,479.00	16,712,700	
カップ・クリエイト	6,100	1,639.00	9,997,900	
ライトオン	1,600	455.00	728,000	
良品計画	42,700	2,231.50	95,285,050	
パリミキホールディングス	2,700	457.00	1,233,900	
アドヴァングループ	3,700	1,060.00	3,922,000	
アルビス	1,300	2,596.00	3,374,800	
コナカ	2,400	407.00	976,800	
ハウス オブ ローゼ	300	1,602.00	480,600	
G-7ホールディングス	4,300	1,163.00	5,000,900	
イオン北海道	11,600	903.00	10,474,800	
コジマ	6,500	754.00	4,901,000	
ヒマラヤ	700	922.00	645,400	
コーナン商事	4,800	3,740.00	17,952,000	
エコス	1,400	2,233.00	3,126,200	
ワタミ	4,100	1,028.00	4,214,800	
マルシェ	700	262.00	183,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	78,900	3,371.00	265,971,900	
西松屋チェーン	7,700	2,164.00	16,662,800	
ゼンショーホールディングス	19,900	7,372.00	146,702,800	
幸楽苑ホールディングス	2,900	1,175.00	3,407,500	
ハークスレイ	800	663.00	530,400	
サイゼリヤ	5,800	5,210.00	30,218,000	
VTホールディングス	14,800	515.00	7,622,000	
魚力	1,400	2,247.00	3,145,800	
ポプラ	600	192.00	115,200	
フジ・コーポレーション	1,900	1,600.00	3,040,000	
ユナイテッドアローズ	4,600	1,968.00	9,052,800	
ハイデイ日高	5,800	2,671.00	15,491,800	
YU-WA Creation Holdings	1,200	160.00	192,000	
コロワイド	16,800	2,168.50	36,430,800	
荳番屋	3,100	5,320.00	16,492,000	
トップカルチャー	700	168.00	117,600	

PLANT	500	1,584.00	792,000
スギホールディングス	7,900	6,445.00	50,915,500
薬王堂ホールディングス	1,900	2,675.00	5,082,500
ヴィア・ホールディングス	3,200	230.00	736,000
スクロール	5,800	954.00	5,533,200
ヨンドシーホールディングス	3,700	1,986.00	7,348,200
木曾路	5,900	2,495.00	14,720,500
SRSホールディングス	6,400	1,046.00	6,694,400
千趣会	7,200	389.00	2,800,800
タカキュー	1,400	79.00	110,600
リテールパートナーズ	5,800	1,711.00	9,923,800
上新電機	3,900	2,399.00	9,356,100
日本瓦斯	20,700	2,354.00	48,727,800
ロイヤルホールディングス	6,900	2,555.00	17,629,500
東天紅	200	827.00	165,400
いなげや	3,800	1,369.00	5,202,200
チヨダ	3,700	882.00	3,263,400
ライフコーポレーション	4,100	3,430.00	14,063,000
リンガーハット	5,000	2,327.00	11,635,000
MrMaxHD	4,900	622.00	3,047,800
テナアライド	2,900	302.00	875,800
AOKIホールディングス	8,400	1,166.00	9,794,400
オークワ	5,600	828.00	4,636,800
コメリ	6,000	3,165.00	18,990,000
青山商事	8,400	1,566.00	13,154,400
しまむら	4,600	16,265.00	74,819,000
はせがわ	1,000	363.00	363,000
高島屋	27,000	2,020.00	54,540,000
松屋	6,600	923.00	6,091,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	17,300	1,614.00	27,922,200
近鉄百貨店	1,700	2,650.00	4,505,000
丸井グループ	25,900	2,329.00	60,321,100
アクシアル リテイリング	2,700	3,885.00	10,489,500
井筒屋	1,000	351.00	351,000
イオン	132,500	3,090.00	409,425,000
イズミ	6,900	3,580.00	24,702,000

平和堂	6,500	2,229.00	14,488,500
フジ	6,000	1,875.00	11,250,000
ヤオコー	4,400	8,370.00	36,828,000
ゼビオホールディングス	5,300	956.00	5,066,800
ケーズホールディングス	27,600	1,331.50	36,749,400
O l y m p i c グループ	1,000	525.00	525,000
日産東京販売ホールディングス	3,200	433.00	1,385,600
シルバーライフ	700	1,013.00	709,100
G e n k y D r u g S t o r e s	1,700	5,710.00	9,707,000
ナルミヤ・インターナショナル	300	1,150.00	345,000
ブックオフグループホールディングス	2,000	1,119.00	2,238,000
ギフトホールディングス	1,700	2,013.00	3,422,100
アインホールディングス	5,400	4,793.00	25,882,200
元気寿司	2,200	3,350.00	7,370,000
ヤマダホールディングス	120,200	431.70	51,890,340
アークランズ	11,600	1,693.00	19,638,800
ニトリホールディングス	14,200	18,045.00	256,239,000
グルメ杵屋	3,200	1,058.00	3,385,600
愛眼	1,500	181.00	271,500
ケーユーホールディングス	1,800	1,094.00	1,969,200
吉野家ホールディングス	14,400	3,146.00	45,302,400
松屋フーズホールディングス	1,800	5,200.00	9,360,000
サガミホールディングス	5,900	1,356.00	8,000,400
関西フードマーケット	2,600	1,437.00	3,736,200
王将フードサービス	2,900	8,130.00	23,577,000
ミニストップ	2,800	1,527.00	4,275,600
アークス	7,200	2,817.00	20,282,400
バローホールディングス	7,500	2,401.00	18,007,500
ベルク	1,900	6,380.00	12,122,000
大庄	1,600	1,206.00	1,929,600
ファーストリテイリング	17,600	35,450.00	623,920,000
サンドラッグ	13,200	4,564.00	60,244,800
サックスパー ホールディングス	3,300	859.00	2,834,700
ヤマザワ	500	1,254.00	627,000
やまや	400	3,035.00	1,214,000
ベルーナ	9,400	613.00	5,762,200

いよぎんホールディングス	43,300	989.30	42,836,690	
しずおかフィナンシャルグループ	80,800	1,247.50	100,798,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	30,600	1,085.50	33,216,300	
楽天銀行	12,700	2,478.00	31,470,600	
京都フィナンシャルグループ	11,500	9,051.00	104,086,500	
島根銀行	600	521.00	312,600	
じもとホールディングス	1,800	610.00	1,098,000	
めぶきフィナンシャルグループ	180,500	465.90	84,094,950	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	4,700	4,270.00	20,069,000	
九州フィナンシャルグループ	70,400	867.10	61,043,840	
ゆうちょ銀行	399,700	1,521.00	607,943,700	
富山第一銀行	11,500	800.00	9,200,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	195,200	716.70	139,899,840	
西日本フィナンシャルホールディングス	20,500	1,641.00	33,640,500	
三十三フィナンシャルグループ	3,300	1,884.00	6,217,200	
第四北越フィナンシャルグループ	5,700	4,075.00	23,227,500	
ひろぎんホールディングス	51,800	958.50	49,650,300	
おきなわフィナンシャルグループ	3,100	2,429.00	7,529,900	
十六フィナンシャルグループ	4,700	3,920.00	18,424,000	
北國フィナンシャルホールディングス	3,800	4,880.00	18,544,000	
プロクレアホールディングス	4,200	1,904.00	7,996,800	
あいちフィナンシャルグループ	5,600	2,369.00	13,266,400	
あおぞら銀行	26,100	3,087.00	80,570,700	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,278,100	1,280.50	2,917,107,050	
りそなホールディングス	422,400	813.10	343,453,440	
三井住友トラスト・ホールディングス	65,400	5,603.00	366,436,200	
三井住友フィナンシャルグループ	258,600	7,363.00	1,904,071,800	
千葉銀行	101,400	1,147.00	116,305,800	
群馬銀行	70,600	781.10	55,145,660	
武蔵野銀行	5,100	2,897.00	14,774,700	
千葉興業銀行	6,000	843.00	5,058,000	
筑波銀行	16,000	261.00	4,176,000	
七十七銀行	10,600	3,875.00	41,075,000	
秋田銀行	2,400	2,018.00	4,843,200	
山形銀行	4,000	1,113.00	4,452,000	
岩手銀行	2,300	2,509.00	5,770,700	

東邦銀行	28,800	310.00	8,928,000
東北銀行	1,000	1,191.00	1,191,000
ふくおかフィナンシャルグループ	31,700	3,505.00	111,108,500
スルガ銀行	32,100	817.00	26,225,700
八十二銀行	78,100	838.60	65,494,660
山梨中央銀行	4,100	1,825.00	7,482,500
大垣共立銀行	6,900	1,904.00	13,137,600
福井銀行	3,300	1,606.00	5,299,800
清水銀行	1,400	1,567.00	2,193,800
富山銀行	300	1,698.00	509,400
滋賀銀行	6,000	3,685.00	22,110,000
南都銀行	5,500	2,489.00	13,689,500
百五銀行	34,200	576.00	19,699,200
紀陽銀行	13,000	1,562.00	20,306,000
ほくほくフィナンシャルグループ	22,500	1,581.50	35,583,750
山陰合同銀行	22,800	994.00	22,663,200
鳥取銀行	700	1,361.00	952,700
百十四銀行	3,600	2,553.00	9,190,800
四国銀行	5,300	987.00	5,231,100
阿波銀行	5,100	2,485.00	12,673,500
大分銀行	2,200	2,569.00	5,651,800
宮崎銀行	2,200	2,582.00	5,680,400
佐賀銀行	2,100	1,877.00	3,941,700
琉球銀行	7,700	1,147.00	8,831,900
セブン銀行	114,000	305.80	34,861,200
みずほフィナンシャルグループ	491,000	2,506.00	1,230,446,000
高知銀行	700	969.00	678,300
山口フィナンシャルグループ	35,700	1,350.00	48,195,000
名古屋銀行	2,400	5,690.00	13,656,000
北洋銀行	55,100	374.00	20,607,400
大光銀行	700	1,326.00	928,200
愛媛銀行	4,900	988.00	4,841,200
トマト銀行	700	1,160.00	812,000
京葉銀行	15,300	718.00	10,985,400
栃木銀行	18,200	314.00	5,714,800
北日本銀行	1,200	2,114.00	2,536,800

東和銀行	6,700	617.00	4,133,900
福島銀行	2,100	250.00	525,000
大東銀行	900	780.00	702,000
トモニホールディングス	29,400	379.00	11,142,600
フィデアホールディングス	3,800	1,522.00	5,783,600
池田泉州ホールディングス	50,500	344.00	17,372,000
F P G	12,300	1,690.00	20,787,000
ジャパンインベストメントアドバイザー	3,000	1,587.00	4,761,000
マーキュリアホールディングス	1,000	733.00	733,000
S B I ホールディングス	53,200	3,233.00	171,995,600
日本アジア投資	1,500	234.00	351,000
ジャフコ グループ	10,800	1,684.50	18,192,600
大和証券グループ本社	281,800	976.80	275,262,240
野村ホールディングス	611,700	607.10	371,363,070
岡三証券グループ	31,900	710.00	22,649,000
丸三証券	12,100	856.00	10,357,600
東洋証券	9,700	302.00	2,929,400
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	43,200	546.00	23,587,200
光世証券	500	528.00	264,000
水戸証券	10,700	431.00	4,611,700
いちよし証券	6,800	717.00	4,875,600
松井証券	17,900	739.00	13,228,100
マネックスグループ	35,600	675.00	24,030,000
極東証券	5,000	1,035.00	5,175,000
岩井コスモホールディングス	4,100	1,751.00	7,179,100
アイザワ証券グループ	5,300	1,159.00	6,142,700
マネーパートナーズグループ	2,100	286.00	600,600
スパークス・グループ	4,100	1,534.00	6,289,400
小林洋行	800	236.00	188,800
かんぽ生命保険	37,000	2,676.50	99,030,500
F P パートナー	700	5,100.00	3,570,000
S O M P O ホールディングス	57,600	7,246.00	417,369,600
アニコム ホールディングス	12,400	549.00	6,807,600
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	81,400	5,644.00	459,421,600
第一生命ホールディングス	177,700	3,084.00	548,026,800

東京海上ホールディングス	359,600	3,766.00	1,354,253,600
T&Dホールディングス	105,800	2,323.00	245,773,400
アドバンスクリエイト	2,100	1,001.00	2,102,100
全国保証	9,500	5,133.00	48,763,500
あんしん保証	800	240.00	192,000
ジェイリース	1,000	1,779.00	1,779,000
イントラスト	800	810.00	648,000
日本モーゲージサービス	1,100	508.00	558,800
C a s a	800	874.00	699,200
アルヒ	3,500	800.00	2,800,000
プレミアグループ	6,100	1,684.00	10,272,400
ネットプロテクションズホールディングス	12,000	187.00	2,244,000
クレディセゾン	23,100	2,580.50	59,609,550
芙蓉総合リース	3,300	12,010.00	39,633,000
みずほリース	6,100	4,955.00	30,225,500
東京センチュリー	6,800	5,916.00	40,228,800
日本証券金融	13,400	1,559.00	20,890,600
アイフル	53,500	385.00	20,597,500
リコーリース	3,500	4,725.00	16,537,500
イオンフィナンシャルサービス	20,900	1,260.50	26,344,450
アコム	64,900	337.90	21,929,710
ジャックス	3,900	5,130.00	20,007,000
オリエントコーポレーション	11,900	1,068.00	12,709,200
オリックス	221,700	2,660.50	589,832,850
三菱HCキャピタル	162,100	973.10	157,739,510
九州リースサービス	800	1,034.00	827,200
日本取引所グループ	94,900	2,918.00	276,918,200
イー・ギャランティ	5,900	1,880.00	11,092,000
アサックス	900	676.00	608,400
NECキャピタルソリューション	1,800	3,325.00	5,985,000
R o b o t Home	10,000	170.00	1,700,000
大東建託	13,300	16,550.00	220,115,000
いちご	41,900	341.00	14,287,900
日本駐車場開発	38,500	181.00	6,968,500
スター・マイカ・ホールディングス	4,200	600.00	2,520,000
S R Eホールディングス	1,600	2,605.00	4,168,000

ADワークスグループ	5,100	239.00	1,218,900
ヒューリック	84,800	1,498.00	127,030,400
野村不動産ホールディングス	20,200	3,664.00	74,012,800
三重交通グループホールディングス	7,800	583.00	4,547,400
サムティ	5,800	2,340.00	13,572,000
ディア・ライフ	6,200	865.00	5,363,000
コーセーアールイー	600	1,055.00	633,000
地主	2,800	2,257.00	6,319,600
プレサンスコーポレーション	5,800	1,548.00	8,978,400
THEグローバル社	1,200	395.00	474,000
ハウスコム	300	875.00	262,500
JPMC	2,100	1,138.00	2,389,800
サンセイランディック	600	1,035.00	621,000
エストラスト	200	631.00	126,200
フージャースホールディングス	5,600	1,047.00	5,863,200
オープンハウスグループ	13,300	4,071.00	54,144,300
東急不動産ホールディングス	109,400	916.50	100,265,100
飯田グループホールディングス	34,900	2,190.00	76,431,000
イーグランド	300	1,478.00	443,400
ムゲンエステート	1,300	1,158.00	1,505,400
ビーロッド	1,400	984.00	1,377,600
ファーストブラザーズ	400	967.00	386,800
And Doホールディングス	2,200	1,030.00	2,266,000
シーアールイー	2,000	1,413.00	2,826,000
ケイアイスター不動産	1,800	3,125.00	5,625,000
アグレ都市デザイン	400	1,505.00	602,000
グッドコムアセット	3,400	629.00	2,138,600
ジェイ・エス・ビー	1,800	2,394.00	4,309,200
ロードスターキャピタル	2,400	1,951.00	4,682,400
テンポイノベーション	600	1,145.00	687,000
グローバル・リンク・マネジメント	400	2,252.00	900,800
フェイスネットワーク	600	1,340.00	804,000
霞ヶ関キャピタル	800	7,130.00	5,704,000
パーク24	23,600	1,791.00	42,267,600
パラカ	1,300	1,881.00	2,445,300
ミガロホールディングス	300	1,543.00	462,900

宮越ホールディングス	1,700	1,078.00	1,832,600	
三井不動産	168,200	3,515.00	591,223,000	
三菱地所	237,800	1,937.00	460,618,600	
平和不動産	5,900	3,855.00	22,744,500	
東京建物	31,800	2,109.50	67,082,100	
京阪神ビルディング	6,800	1,403.00	9,540,400	
住友不動産	52,600	4,299.00	226,127,400	
テーオーシー	6,500	681.00	4,426,500	
東京楽天地	600	6,800.00	4,080,000	
レオパレス21	36,400	447.00	16,270,800	
スターツコーポレーション	5,200	2,779.00	14,450,800	
フジ住宅	4,600	696.00	3,201,600	
空港施設	5,100	569.00	2,901,900	
明和地所	1,800	1,255.00	2,259,000	
ゴールドクレスト	3,000	2,130.00	6,390,000	
エスリード	1,700	3,195.00	5,431,500	
日神グループホールディングス	5,800	486.00	2,818,800	
日本エスコン	6,800	918.00	6,242,400	
MIRARTHホールディングス	16,700	444.00	7,414,800	
AVANTIA	1,100	854.00	939,400	
イオンモール	18,900	1,731.00	32,715,900	
毎日コムネット	700	742.00	519,400	
ファースト住建	800	1,077.00	861,600	
ランド	198,200	7.00	1,387,400	
カチタス	9,800	2,126.00	20,834,800	
トーセイ	6,100	1,797.00	10,961,700	
穴吹興産	400	2,020.00	808,000	
サンフロンティア不動産	5,400	1,558.00	8,413,200	
FJネクストホールディングス	3,800	1,103.00	4,191,400	
インテリックス	500	485.00	242,500	
ランドビジネス	700	274.00	191,800	
サンネクスタグループ	600	941.00	564,600	
グランディハウス	2,400	591.00	1,418,400	
日本空港ビルデング	12,900	6,348.00	81,889,200	
明豊ファシリティワークス	1,100	816.00	897,600	
LIFULL	13,000	186.00	2,418,000	

MIXI	8,100	2,357.00	19,091,700
ジェイエイシーリクルートメント	3,400	2,762.00	9,390,800
日本M&Aセンターホールディングス	60,500	714.70	43,239,350
メンバーズ	1,300	976.00	1,268,800
中広	300	412.00	123,600
UTグループ	4,900	2,205.00	10,804,500
アイティメディア	1,400	905.00	1,267,000
E・Jホールディングス	2,200	1,584.00	3,484,800
オープンアップグループ	11,400	2,216.00	25,262,400
コシダカホールディングス	11,400	1,036.00	11,810,400
アルトナー	900	1,978.00	1,780,200
パソナグループ	4,600	2,859.00	13,151,400
CDS	500	1,718.00	859,000
リンクアンドモチベーション	10,900	560.00	6,104,000
エス・エム・エス	13,300	2,673.00	35,550,900
サニーサイドアップグループ	600	594.00	356,400
パーソルホールディングス	386,500	227.00	87,735,500
リニカル	1,400	514.00	719,600
クックパッド	10,300	112.00	1,153,600
エスクリ	800	275.00	220,000
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,000	666.00	666,000
学情	1,900	2,015.00	3,828,500
スタジオアリス	1,900	2,064.00	3,921,600
シミックホールディングス	1,800	2,645.00	4,761,000
エプコ	600	874.00	524,400
NJS	800	2,857.00	2,285,600
総合警備保障	63,400	834.30	52,894,620
カカコム	25,100	1,732.00	43,473,200
アイロムグループ	1,500	1,918.00	2,877,000
セントケア・ホールディング	2,800	926.00	2,592,800
サイネックス	400	782.00	312,800
ルネサンス	3,000	873.00	2,619,000
ディップ	5,800	3,060.00	17,748,000
デジタルホールディングス	2,000	1,265.00	2,530,000
新日本科学	3,500	1,629.00	5,701,500
キャリアデザインセンター	400	1,984.00	793,600

ベネフィット・ワン	13,200	1,970.00	26,004,000
エムスリー	75,000	2,156.50	161,737,500
ツカダ・グローバルホールディング	1,400	364.00	509,600
プラス	200	656.00	131,200
アウトソーシング	24,400	1,453.50	35,465,400
ウェルネット	1,600	552.00	883,200
ワールドホールディングス	1,700	2,751.00	4,676,700
ディー・エヌ・エー	13,500	1,432.50	19,338,750
博報堂DYホールディングス	48,400	1,070.00	51,788,000
ぐるなび	7,100	284.00	2,016,400
タカミヤ	5,100	453.00	2,310,300
ジャパンベストレスキューシステム	1,800	997.00	1,794,600
ファンコミュニケーションズ	5,300	415.00	2,199,500
ライク	1,400	1,314.00	1,839,600
A o b a - B B T	800	402.00	321,600
エスプール	10,900	406.00	4,425,400
WDBホールディングス	1,900	2,208.00	4,195,200
ティア	1,200	458.00	549,600
CDG	200	1,220.00	244,000
アドウェイズ	5,200	519.00	2,698,800
バリューコマース	3,300	1,391.00	4,590,300
インフォマート	39,400	428.00	16,863,200
J Pホールディングス	9,700	411.00	3,986,700
エコナックホールディングス	1,800	136.00	244,800
CLホールディングス	900	864.00	777,600
プレステージ・インターナショナル	17,800	586.00	10,430,800
アミューズ	2,300	1,512.00	3,477,600
ドリームインキュベータ	1,300	2,701.00	3,511,300
クイック	2,600	2,121.00	5,514,600
TAC	1,000	199.00	199,000
電通グループ	37,300	3,801.00	141,777,300
テイクアンドギヴ・ニーズ	1,300	1,096.00	1,424,800
ぴあ	1,300	3,290.00	4,277,000
イオンファンタジー	1,400	2,494.00	3,491,600
シーティーエス	4,800	630.00	3,024,000
ネクシィーズグループ	700	775.00	542,500

H. U. グループホールディングス	11,100	2,600.50	28,865,550
アルプス技研	3,600	2,711.00	9,759,600
サニックス	6,100	360.00	2,196,000
日本空調サービス	4,100	791.00	3,243,100
オリエンタルランド	200,900	5,300.00	1,064,770,000
ダスキン	8,500	3,399.00	28,891,500
明光ネットワークジャパン	4,600	733.00	3,371,800
ファルコホールディングス	1,700	2,111.00	3,588,700
秀英予備校	500	320.00	160,000
田谷	400	407.00	162,800
ラウンドワン	35,700	543.00	19,385,100
リゾートトラスト	16,500	2,453.00	40,474,500
ビー・エム・エル	4,700	2,908.00	13,667,600
リソー教育	19,400	223.00	4,326,200
早稲田アカデミー	2,100	1,815.00	3,811,500
ユー・エス・エス	42,600	2,903.50	123,689,100
東京個別指導学院	4,500	468.00	2,106,000
サイバーエージェント	83,900	820.00	68,798,000
楽天グループ	325,200	589.60	191,737,920
クリーク・アンド・リバー社	1,900	2,033.00	3,862,700
SBIグローバルアセットマネジメント	7,400	612.00	4,528,800
テー・オー・ダブリュー	7,500	314.00	2,355,000
山田コンサルティンググループ	1,600	1,764.00	2,822,400
セントラルスポーツ	1,400	2,450.00	3,430,000
フルキャストホールディングス	3,600	1,790.00	6,444,000
エン・ジャパン	6,200	2,567.00	15,915,400
リソルホールディングス	200	5,600.00	1,120,000
テクノプロ・ホールディングス	22,200	3,465.00	76,923,000
アトラグループ	600	199.00	119,400
アイ・アールジャパンホールディングス	2,000	1,525.00	3,050,000
Keepers 技研	2,300	6,330.00	14,559,000
ファーストロジック	500	509.00	254,500
三機サービス	300	1,129.00	338,700
Gunosy	3,000	674.00	2,022,000
デザインワン・ジャパン	600	133.00	79,800
イー・ガーディアン	1,400	1,446.00	2,024,400

リブセンス	1,000	272.00	272,000
ジャパンマテリアル	11,600	2,432.00	28,211,200
ベクトル	4,700	1,069.00	5,024,300
ウチヤマホールディングス	900	357.00	321,300
チャーム・ケア・コーポレーション	3,200	1,113.00	3,561,600
キャリアリンク	1,400	2,319.00	3,246,600
I B J	2,900	706.00	2,047,400
アサンテ	1,900	1,639.00	3,114,100
バリューHR	3,300	1,532.00	5,055,600
M&Aキャピタルパートナーズ	3,100	2,292.00	7,105,200
ライドオンエクスプレスホールディングス	1,500	1,022.00	1,533,000
E R I ホールディングス	500	1,663.00	831,500
アビスト	300	2,985.00	895,500
シグマクシス・ホールディングス	5,100	1,267.00	6,461,700
ウィルグループ	3,200	1,112.00	3,558,400
エスクロー・エージェント・ジャパン	2,500	139.00	347,500
メドピア	3,300	681.00	2,247,300
レアジョブ	400	882.00	352,800
リクルートホールディングス	281,100	5,353.00	1,504,728,300
エラン	5,000	1,081.00	5,405,000
土木管理総合試験所	1,000	324.00	324,000
日本郵政	446,200	1,329.50	593,222,900
ベルシステム24ホールディングス	4,100	1,783.00	7,310,300
鎌倉新書	3,200	518.00	1,657,600
SMN	400	276.00	110,400
一蔵	300	584.00	175,200
グローバルキッズCOMPANY	400	649.00	259,600
エアトリ	2,800	1,630.00	4,564,000
アトラエ	2,200	667.00	1,467,400
ストライク	1,600	4,110.00	6,576,000
ソラスト	10,500	577.00	6,058,500
セラク	1,200	1,267.00	1,520,400
インソース	8,200	821.00	6,732,200
ベイカレント・コンサルティング	27,900	4,767.00	132,999,300
Orchestra Holdings	800	1,002.00	801,600
アイモバイル	5,100	457.00	2,330,700

キャリアインデックス	700	210.00	147,000
MS-Japan	1,200	1,135.00	1,362,000
船場	400	925.00	370,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	12,300	2,214.00	27,232,200
フルテック	300	1,270.00	381,000
グリーンズ	800	1,915.00	1,532,000
ツナググループ・ホールディングス	600	937.00	562,200
GameWith	600	292.00	175,200
MS&Consulting	300	672.00	201,600
ウェルビー	1,900	783.00	1,487,700
エル・ティール・エス	400	2,813.00	1,125,200
ミダックホールディングス	2,300	1,731.00	3,981,300
キュービーネットホールディングス	1,800	1,495.00	2,691,000
RPAホールディングス	5,100	280.00	1,428,000
スプリックス	600	774.00	464,400
マネジメントソリューションズ	1,600	2,635.00	4,216,000
プロレド・パートナーズ	900	377.00	339,300
and factory	600	330.00	198,000
テノ・ホールディングス	300	441.00	132,300
フロンティア・マネジメント	1,000	1,484.00	1,484,000
ピアラ	400	298.00	119,200
コプロ・ホールディングス	700	1,415.00	990,500
ギークス	300	480.00	144,000
アンビスホールディングス	4,100	3,150.00	12,915,000
カーブスホールディングス	10,400	632.00	6,572,800
フォーラムエンジニアリング	5,200	779.00	4,050,800
Fast Fitness Japan	1,300	1,062.00	1,380,600
ダイレクトマーケティングミックス	3,900	451.00	1,758,900
ポピンズ	600	1,081.00	648,600
LITALICO	3,000	2,087.00	6,261,000
コンフィデンス・インターワークス	200	1,484.00	296,800
アドバンテッジリスクマネジメント	1,100	491.00	540,100
リログループ	19,000	1,581.00	30,039,000
東祥	2,600	779.00	2,025,400
ID&Eホールディングス	2,300	3,210.00	7,383,000

ビーウィズ	1,000	2,118.00	2,118,000
TREホールディングス	7,300	1,026.00	7,489,800
人・夢・技術グループ	1,400	1,740.00	2,436,000
NISSOホールディングス	3,300	741.00	2,445,300
大栄環境	6,900	2,166.00	14,945,400
日本管財ホールディングス	4,000	2,501.00	10,004,000
M&A総研ホールディングス	1,800	4,120.00	7,416,000
エイチ・アイ・エス	11,000	1,794.00	19,734,000
ラックランド	1,700	2,690.00	4,573,000
共立メンテナンス	6,000	5,798.00	34,788,000
イチネンホールディングス	4,000	1,501.00	6,004,000
建設技術研究所	2,000	5,080.00	10,160,000
スペース	2,500	937.00	2,342,500
燦ホールディングス	3,600	1,129.00	4,064,400
スバル興業	200	13,300.00	2,660,000
東京テアトル	800	1,093.00	874,400
タナベコンサルティンググループ	1,100	1,022.00	1,124,200
ナガワ	1,200	6,820.00	8,184,000
東京都競馬	3,200	4,405.00	14,096,000
常磐興産	800	1,225.00	980,000
カナモト	5,900	2,846.00	16,791,400
ニシオホールディングス	3,500	3,850.00	13,475,000
アゴラ ホスピタリティグループ	13,300	23.00	305,900
トランス・コスモス	4,700	2,992.00	14,062,400
乃村工藝社	16,600	849.00	14,093,400
藤田観光	1,500	4,385.00	6,577,500
KNT-CTホールディングス	2,300	1,257.00	2,891,100
トーカイ	3,400	1,958.00	6,657,200
白洋舎	300	2,597.00	779,100
セコム	38,700	10,490.00	405,963,000
セントラル警備保障	2,000	2,465.00	4,930,000
丹青社	7,400	880.00	6,512,000
メイテックグループホールディングス	13,700	2,820.00	38,634,000
応用地質	3,500	2,057.00	7,199,500
船井総研ホールディングス	7,900	2,493.00	19,694,700
進学会ホールディングス	500	270.00	135,000

オオバ	1,300	918.00	1,193,400	
いであ	600	1,723.00	1,033,800	
学究社	1,500	1,942.00	2,913,000	
ベネッセホールディングス	12,500	2,632.50	32,906,250	
イオンディライト	4,100	3,590.00	14,719,000	
ナック	1,600	984.00	1,574,400	
ダイセキ	7,700	3,815.00	29,375,500	
ステップ	1,400	1,892.00	2,648,800	
合 計	56,062,200		123,780,709,020	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	91,257,245
コール・ローン	73,274,852
国債証券	55,762,352,504
未収利息	348,361,177
前払費用	23,725,374
流動資産合計	56,298,971,152
資産合計	56,298,971,152
負債の部	
流動負債	
未払解約金	41,756,000
未払利息	198
その他未払費用	1,534
流動負債合計	41,757,732
負債合計	41,757,732
純資産の部	
元本等	
元本	47,213,922,415
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	9,043,291,005
元本等合計	56,257,213,420
純資産合計	56,257,213,420
負債純資産合計	56,298,971,152

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	43,191,461,509円
期中追加設定元本額	24,958,114,812円
期中一部解約元本額	20,935,653,906円
期末元本額	47,213,922,415円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド (安定型)	2,360,692,492円
りそなラップ型ファンド (安定成長型)	2,226,624,671円
りそなラップ型ファンド (成長型)	672,804,208円
DCりそな グローバルバランス	68,759,442円
つみたてバランスファンド	1,678,657,470円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,130,979,433円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	335,841,412円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	107,734,624円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	186,377,292円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	57,344,646円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	13,993,139円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	16,878,800円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	69,219,565円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	24,306,999円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	14,969,607円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	725,577円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	150,231円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	581,909円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	241,768円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	457,247円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	2,609円
FWりそな先進国債券アクティブファンド	27,079,320円
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド	36,218,598円

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）	32,551,028,957円
S m a r t e r i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）	2,458,397,116円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	373,899,123円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	282,398,776円
S m a r t e r i 8資産バランス 成長型	72,654,264円
りそなFT 先進国債券インデックス（適格機関投資家専用）	910,509,674円
りそなVI グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	4,313,852円
りそなVI グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	5,149,175円
りそなVI グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	21,728,578円
りそなFT マルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	16,181,544円
りそなFT パッシブバランスI（適格機関投資家専用）	352,822,553円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	17,047,985円
りそなFT パッシブバランス202307（適格機関投資家専用）	1,117,149,759円
2. 計算日における受益権の総数	47,213,922,415口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1915円
(10,000口当たり純資産額)	(11,915円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析及び評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券		△1,024,851,822
合計		△1,024,851,822

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	400,000.00	388,455.77	
		US TREASURY N/B	700,000.00	675,641.19	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	993,679.32	
		US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,084,191.17	
		US TREASURY N/B	400,000.00	388,347.96	
		US TREASURY N/B	860,000.00	830,513.58	
		US TREASURY N/B	560,000.00	555,018.83	
		US TREASURY N/B	700,000.00	670,673.82	
		US TREASURY N/B	430,000.00	417,763.47	
		US TREASURY N/B	550,000.00	527,645.50	
		US TREASURY N/B	770,000.00	761,728.51	
		US TREASURY N/B	730,000.00	704,435.74	
		US TREASURY N/B	930,000.00	892,200.58	
		US TREASURY N/B	340,000.00	330,802.73	
		US TREASURY N/B	960,000.00	915,974.99	
		US TREASURY N/B	850,000.00	845,783.20	
		US TREASURY N/B	590,000.00	566,595.89	
		US TREASURY N/B	250,000.00	242,519.53	
		US TREASURY N/B	1,160,000.00	1,094,704.69	
		US TREASURY N/B	2,120,000.00	2,089,939.05	
		US TREASURY N/B	600,000.00	581,718.75	
		US TREASURY N/B	250,000.00	243,002.93	
		US TREASURY N/B	1,060,000.00	995,364.84	
		US TREASURY N/B	400,000.00	394,156.24	
		US TREASURY N/B	570,000.00	547,901.36	
		US TREASURY N/B	880,000.00	853,496.87	
US TREASURY N/B	240,000.00	233,142.18			
US TREASURY N/B	850,000.00	794,102.53			

	US TREASURY N/B	900,000.00	873,492.19
	US TREASURY N/B	290,000.00	280,909.17
	US TREASURY N/B	650,000.00	605,287.11
	US TREASURY N/B	780,000.00	757,849.21
	US TREASURY N/B	470,000.00	455,541.99
	US TREASURY N/B	630,000.00	584,743.35
	US TREASURY N/B	810,000.00	773,265.23
	US TREASURY N/B	820,000.00	797,546.09
	US TREASURY N/B	310,000.00	299,525.39
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	925,175.78
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,052,953.12
	US TREASURY N/B	920,000.00	899,821.09
	US TREASURY N/B	230,000.00	222,992.18
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,088,573.04
	US TREASURY N/B	500,000.00	495,498.04
	US TREASURY N/B	570,000.00	552,243.16
	US TREASURY N/B	1,270,000.00	1,167,879.09
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,241,017.58
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	995,781.25
	US TREASURY N/B	480,000.00	463,659.37
	US TREASURY N/B	980,000.00	900,796.09
	US TREASURY N/B	400,000.00	394,640.62
	US TREASURY N/B	300,000.00	288,041.01
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,036,267.38
	US TREASURY N/B	800,000.00	787,453.12
	US TREASURY N/B	330,000.00	316,555.07
	US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,206,382.02
	US TREASURY N/B	1,060,000.00	994,391.79
	US TREASURY N/B	720,000.00	710,578.12
	US TREASURY N/B	350,000.00	334,496.09
	US TREASURY N/B	1,360,000.00	1,242,885.93
	US TREASURY N/B	310,000.00	310,139.25
	US TREASURY N/B	430,000.00	408,348.82
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	917,812.50
	US TREASURY N/B	980,000.00	962,237.50
	US TREASURY N/B	450,000.00	428,027.34

	US TREASURY N/B	1,000,000.00	914,570.31
	US TREASURY N/B	880,000.00	821,356.25
	US TREASURY N/B	470,000.00	443,764.45
	US TREASURY N/B	1,090,000.00	994,326.95
	US TREASURY N/B	200,000.00	198,109.37
	US TREASURY N/B	450,000.00	421,831.05
	US TREASURY N/B	1,880,000.00	1,718,510.93
	US TREASURY N/B	520,000.00	486,301.56
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	950,003.90
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,045,250.00
	US TREASURY N/B	320,000.00	294,787.50
	US TREASURY N/B	1,030,000.00	932,673.04
	US TREASURY N/B	400,000.00	370,531.24
	US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,188,569.14
	US TREASURY N/B	1,860,000.00	1,867,701.55
	US TREASURY N/B	350,000.00	323,312.50
	US TREASURY N/B	1,170,000.00	1,065,705.47
	US TREASURY N/B	250,000.00	233,398.43
	US TREASURY N/B	850,000.00	853,884.76
	US TREASURY N/B	300,000.00	276,732.42
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,103,581.44
	US TREASURY N/B	440,000.00	407,017.18
	US TREASURY N/B	900,000.00	819,984.37
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,327,486.32
	US TREASURY N/B	340,000.00	318,517.57
	US TREASURY N/B	590,000.00	532,820.70
	US TREASURY N/B	470,000.00	434,575.58
	US TREASURY N/B	300,000.00	265,564.45
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	980,626.56
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	993,097.85
	US TREASURY N/B	550,000.00	521,952.15
	US TREASURY N/B	580,000.00	543,149.60
	US TREASURY N/B	1,120,000.00	981,596.87
	US TREASURY N/B	660,000.00	622,991.01
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,031,071.09
	US TREASURY N/B	490,000.00	472,199.22

	US TREASURY N/B	1,100,000.00	953,841.80
	US TREASURY N/B	400,000.00	378,359.37
	US TREASURY N/B	800,000.00	743,000.00
	US TREASURY N/B	410,000.00	356,275.58
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,005,682.61
	US TREASURY N/B	810,000.00	698,340.23
	US TREASURY N/B	580,000.00	575,525.39
	US TREASURY N/B	1,230,000.00	1,062,460.54
	US TREASURY N/B	1,360,000.00	1,349,135.93
	US TREASURY N/B	690,000.00	638,317.38
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,021,898.43
	US TREASURY N/B	740,000.00	727,628.12
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	898,096.87
	US TREASURY N/B	750,000.00	737,490.23
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	995,670.89
	US TREASURY N/B	600,000.00	581,437.50
	US TREASURY N/B	850,000.00	799,182.61
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	974,436.90
	US TREASURY N/B	550,000.00	543,361.32
	US TREASURY N/B	980,000.00	862,974.22
	US TREASURY N/B	840,000.00	817,687.49
	US TREASURY N/B	1,820,000.00	1,599,253.91
	US TREASURY N/B	780,000.00	755,320.31
	US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,262,819.13
	US TREASURY N/B	1,170,000.00	1,025,738.08
	US TREASURY N/B	930,000.00	905,278.71
	US TREASURY N/B	870,000.00	761,165.03
	US TREASURY N/B	900,000.00	889,576.17
	US TREASURY N/B	1,090,000.00	940,188.86
	US TREASURY N/B	1,170,000.00	1,099,868.55
	US TREASURY N/B	1,280,000.00	1,108,074.99
	US TREASURY N/B	700,000.00	703,199.21
	US TREASURY N/B	920,000.00	799,501.56
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	872,656.25
	US TREASURY N/B	890,000.00	844,161.52
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	972,615.82

	US TREASURY N/B	1,020,000.00	886,105.07
	US TREASURY N/B	1,190,000.00	1,052,313.28
	US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,052,162.11
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	888,378.91
	US TREASURY N/B	1,120,000.00	1,019,265.62
	US TREASURY N/B	790,000.00	736,736.71
	US TREASURY N/B	930,000.00	845,155.66
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	925,664.06
	US TREASURY N/B	480,000.00	455,550.00
	US TREASURY N/B	570,000.00	522,997.26
	US TREASURY N/B	850,000.00	739,832.02
	US TREASURY N/B	660,000.00	621,353.90
	US TREASURY N/B	710,000.00	694,884.76
	US TREASURY N/B	470,000.00	462,931.64
	US TREASURY N/B	680,000.00	593,366.40
	US TREASURY N/B	840,000.00	821,887.50
	US TREASURY N/B	880,000.00	860,818.74
	US TREASURY N/B	600,000.00	574,699.21
	US TREASURY N/B	770,000.00	655,251.95
	US TREASURY N/B	620,000.00	610,457.81
	US TREASURY N/B	600,000.00	578,296.87
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	956,718.75
	US TREASURY N/B	120,000.00	133,176.56
	US TREASURY N/B	1,430,000.00	1,139,670.90
	US TREASURY N/B	900,000.00	873,210.94
	US TREASURY N/B	840,000.00	814,734.37
	US TREASURY N/B	1,410,000.00	1,114,010.14
	US TREASURY N/B	650,000.00	663,304.68
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,242,562.50
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,440,773.44
	US TREASURY N/B	160,000.00	171,637.50
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,462,675.78
	US TREASURY N/B	1,660,000.00	1,387,169.91
	US TREASURY N/B	2,220,000.00	1,789,094.52
	US TREASURY N/B	1,930,000.00	1,560,359.76
	US TREASURY N/B	1,920,000.00	1,607,700.00

	US TREASURY N/B	1,840,000.00	1,661,606.25
	US TREASURY N/B	1,650,000.00	1,471,013.67
	US TREASURY N/B	1,590,000.00	1,574,596.87
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,943,561.71
	US TREASURY N/B	1,890,000.00	1,764,196.87
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,165,500.00
	US TREASURY N/B	770,000.00	786,663.27
	US TREASURY N/B	80,000.00	82,540.62
	US TREASURY N/B	90,000.00	97,119.14
	US TREASURY N/B	280,000.00	282,985.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,113.28
	US TREASURY N/B	470,000.00	425,808.98
	US TREASURY N/B	140,000.00	138,107.81
	US TREASURY N/B	190,000.00	192,512.30
	US TREASURY N/B	440,000.00	438,779.68
	US TREASURY N/B	190,000.00	194,857.61
	US TREASURY N/B	210,000.00	208,605.46
	US TREASURY N/B	450,000.00	275,167.97
	US TREASURY N/B	150,000.00	139,880.85
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	672,937.50
	US TREASURY N/B	210,000.00	204,864.84
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	756,773.43
	US TREASURY N/B	230,000.00	238,256.64
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	829,039.06
	US TREASURY N/B	250,000.00	247,329.10
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	807,091.41
	US TREASURY N/B	230,000.00	209,843.55
	US TREASURY N/B	1,340,000.00	888,064.06
	US TREASURY N/B	130,000.00	108,194.53
	US TREASURY N/B	1,290,000.00	890,049.61
	US TREASURY N/B	180,000.00	149,361.32
	US TREASURY N/B	840,000.00	615,890.62
	US TREASURY N/B	200,000.00	162,214.84
	US TREASURY N/B	800,000.00	672,437.50
	US TREASURY N/B	200,000.00	155,531.25
	US TREASURY N/B	680,000.00	580,789.06

	US TREASURY N/B	400,000.00	309,765.62
	US TREASURY N/B	800,000.00	746,562.49
	US TREASURY N/B	320,000.00	262,450.00
	US TREASURY N/B	810,000.00	741,703.70
	US TREASURY N/B	590,000.00	464,383.00
	US TREASURY N/B	390,000.00	357,063.28
	US TREASURY N/B	360,000.00	317,749.21
	US TREASURY N/B	190,000.00	186,422.65
	US TREASURY N/B	720,000.00	646,537.50
	US TREASURY N/B	410,000.00	360,840.04
	US TREASURY N/B	390,000.00	329,984.17
	US TREASURY N/B	230,000.00	186,614.45
	US TREASURY N/B	380,000.00	301,365.23
	US TREASURY N/B	530,000.00	383,846.28
	US TREASURY N/B	320,000.00	252,906.24
	US TREASURY N/B	610,000.00	470,760.35
	US TREASURY N/B	290,000.00	228,414.64
	US TREASURY N/B	180,000.00	128,981.25
	US TREASURY N/B	460,000.00	328,891.01
	US TREASURY N/B	870,000.00	590,053.71
	US TREASURY N/B	350,000.00	267,941.40
	US TREASURY N/B	170,000.00	132,739.45
	US TREASURY N/B	620,000.00	461,342.96
	US TREASURY N/B	770,000.00	572,672.46
	US TREASURY N/B	190,000.00	148,033.00
	US TREASURY N/B	760,000.00	605,610.15
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	809,250.00
	US TREASURY N/B	830,000.00	692,077.33
	US TREASURY N/B	410,000.00	318,935.15
	US TREASURY N/B	970,000.00	737,029.49
	US TREASURY N/B	200,000.00	133,179.68
	US TREASURY N/B	1,090,000.00	746,309.37
	US TREASURY N/B	1,260,000.00	789,911.71
	US TREASURY N/B	1,060,000.00	542,256.25
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	555,310.54
	US TREASURY N/B	1,330,000.00	752,930.66

	US TREASURY N/B	1,680,000.00	1,013,939.06
	US TREASURY N/B	900,000.00	612,509.76
	US TREASURY N/B	1,380,000.00	858,106.64
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	631,886.72
	US TREASURY N/B	1,240,000.00	819,562.50
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	798,594.73
	US TREASURY N/B	770,000.00	601,126.36
	US TREASURY N/B	1,270,000.00	1,199,381.05
	US TREASURY N/B	1,370,000.00	1,209,158.79
	US TREASURY N/B	930,000.00	821,742.18
	US TREASURY N/B	680,000.00	657,634.37
	US TREASURY N/B	370,000.00	397,171.87
	米ドル 小計	205,510,000.00	181,980,915.86 (26,460,025,166)
カナダドル	GOV OF CANADA	340,000.00	336,971.87
	GOV OF CANADA	200,000.00	192,492.65
	GOV OF CANADA	190,000.00	182,966.01
	GOV OF CANADA	200,000.00	198,313.51
	GOV OF CANADA	230,000.00	223,380.42
	GOV OF CANADA	380,000.00	375,294.58
	GOV OF CANADA	600,000.00	563,776.86
	GOV OF CANADA	160,000.00	156,729.88
	GOV OF CANADA	170,000.00	171,075.11
	GOV OF CANADA	350,000.00	322,750.50
	GOV OF CANADA	230,000.00	225,131.52
	GOV OF CANADA	250,000.00	236,233.05
	GOV OF CANADA	250,000.00	232,070.64
	GOV OF CANADA	350,000.00	324,368.69
	GOV OF CANADA	160,000.00	146,730.64
	GOV OF CANADA	170,000.00	164,935.76
	GOV OF CANADA	320,000.00	319,411.98
	GOV OF CANADA	150,000.00	141,111.79
	GOV OF CANADA	290,000.00	287,045.09
	GOV OF CANADA	120,000.00	133,933.91
	GOV OF CANADA	130,000.00	122,724.55
	GOV OF CANADA	130,000.00	122,231.49

	GOV OF CANADA	580,000.00	507,803.67
	GOV OF CANADA	670,000.00	550,042.39
	GOV OF CANADA	510,000.00	446,620.52
	GOV OF CANADA	600,000.00	521,092.63
	GOV OF CANADA	310,000.00	278,382.28
	GOV OF CANADA	490,000.00	456,344.47
	GOV OF CANADA	160,000.00	190,372.17
	GOV OF CANADA	230,000.00	218,414.75
	GOV OF CANADA	150,000.00	148,496.55
	GOV OF CANADA	120,000.00	140,833.15
	GOV OF CANADA	140,000.00	153,275.90
	GOV OF CANADA	190,000.00	197,688.15
	GOV OF CANADA	260,000.00	239,949.79
	GOV OF CANADA	690,000.00	537,882.79
	GOV OF CANADA	560,000.00	406,416.99
	GOV OF CANADA	90,000.00	81,992.78
	GOV OF CANADA	120,000.00	109,006.06
	カナダドル 小計	11,240,000.00	10,364,295.54 (1,109,186,908)
メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	4,010,000.00	3,979,601.55
	UNITED MEXICAN STATE	3,900,000.00	3,675,984.00
	UNITED MEXICAN STATE	7,930,000.00	7,289,341.16
	UNITED MEXICAN STATE	500,000.00	467,315.00
	UNITED MEXICAN STATE	5,670,000.00	5,054,578.20
	UNITED MEXICAN STATE	6,280,000.00	5,913,373.60
	UNITED MEXICAN STATE	5,760,000.00	5,593,766.40
	UNITED MEXICAN STATE	7,760,000.00	7,144,166.40
	UNITED MEXICAN STATE	3,270,000.00	2,909,973.00
	UNITED MEXICAN STATE	2,490,000.00	2,241,821.70
	UNITED MEXICAN STATE	1,470,000.00	1,559,302.50
	UNITED MEXICAN STATE	2,480,000.00	2,332,068.00
	UNITED MEXICAN STATE	6,650,000.00	5,765,151.00
	UNITED MEXICAN STATE	5,050,000.00	4,438,041.00
	UNITED MEXICAN STATE	2,990,000.00	2,608,715.20
	メキシコペソ 小計	66,210,000.00	60,973,198.71 (510,998,086)

ユ-ロ	GOV OF AUSTRIA	70,000.00	67,253.20
	GOV OF AUSTRIA	310,000.00	301,097.11
	GOV OF AUSTRIA	120,000.00	125,430.60
	GOV OF AUSTRIA	80,000.00	78,765.12
	GOV OF AUSTRIA	380,000.00	360,494.60
	GOV OF AUSTRIA	280,000.00	261,412.20
	GOV OF AUSTRIA	130,000.00	146,077.75
	GOV OF AUSTRIA	220,000.00	204,378.24
	GOV OF AUSTRIA	190,000.00	167,691.72
	GOV OF AUSTRIA	210,000.00	188,755.16
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	61,048.60
	GOV OF AUSTRIA	230,000.00	195,609.94
	GOV OF AUSTRIA	40,000.00	41,799.48
	GOV OF AUSTRIA	260,000.00	214,376.76
	GOV OF AUSTRIA	260,000.00	224,478.54
	GOV OF AUSTRIA	190,000.00	191,130.50
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	153,495.04
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	113,449.92
	GOV OF AUSTRIA	260,000.00	291,579.34
	GOV OF AUSTRIA	100,000.00	60,335.10
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	162,016.48
	GOV OF AUSTRIA	180,000.00	133,330.51
	GOV OF AUSTRIA	80,000.00	62,896.32
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	93,028.24
	GOV OF AUSTRIA	50,000.00	50,406.95
	GOV OF AUSTRIA	80,000.00	92,161.28
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	27,010.44
	GOV OF AUSTRIA	110,000.00	48,536.95
	GOV OF AUSTRIA	84,000.00	62,005.44
	GOV OF AUSTRIA	50,000.00	29,795.90
	GOV OF BELGIUM	410,000.00	396,543.59
	GOV OF BELGIUM	190,000.00	197,366.87
GOV OF BELGIUM	320,000.00	307,160.00	
GOV OF BELGIUM	260,000.00	244,693.54	
GOV OF BELGIUM	210,000.00	190,632.75	
GOV OF BELGIUM	350,000.00	391,908.30	

		GOV OF BELGIUM	310,000.00	287,483.15
		GOV OF BELGIUM	270,000.00	247,357.86
		GOV OF BELGIUM	300,000.00	255,263.40
		GOV OF BELGIUM	340,000.00	301,009.14
		GOV OF BELGIUM	320,000.00	259,043.84
		GOV OF BELGIUM	110,000.00	120,153.22
		GOV OF BELGIUM	350,000.00	285,965.75
		GOV OF BELGIUM	150,000.00	131,149.50
		GOV OF BELGIUM	240,000.00	242,789.76
		GOV OF BELGIUM	140,000.00	140,852.88
		GOV OF BELGIUM	370,000.00	440,865.10
		GOV OF BELGIUM	130,000.00	106,845.96
		GOV OF BELGIUM	180,000.00	154,468.26
		GOV OF BELGIUM	70,000.00	66,616.06
		GOV OF BELGIUM	180,000.00	115,952.22
		GOV OF BELGIUM	310,000.00	352,816.58
		GOV OF BELGIUM	50,000.00	51,199.70
		GOV OF BELGIUM	170,000.00	182,265.50
		GOV OF BELGIUM	210,000.00	152,162.22
		GOV OF BELGIUM	200,000.00	143,417.50
		GOV OF BELGIUM	180,000.00	115,726.68
		GOV OF BELGIUM	200,000.00	197,020.00
		GOV OF BELGIUM	80,000.00	63,046.48
		GOV OF BELGIUM	150,000.00	113,609.70
		GOV OF BELGIUM	120,000.00	50,752.34
		GOV OF FINLAND	100,000.00	101,582.61
		GOV OF FINLAND	100,000.00	96,662.80
		GOV OF FINLAND	130,000.00	123,575.66
		GOV OF FINLAND	40,000.00	37,190.88
		GOV OF FINLAND	110,000.00	105,815.49
		GOV OF FINLAND	120,000.00	111,294.00
		GOV OF FINLAND	70,000.00	70,636.79
		GOV OF FINLAND	140,000.00	126,987.30
		GOV OF FINLAND	150,000.00	133,360.23
		GOV OF FINLAND	120,000.00	100,515.57
		GOV OF FINLAND	40,000.00	34,939.80

	GOV OF FINLAND	140,000.00	114,900.24
	GOV OF FINLAND	140,000.00	126,341.40
	GOV OF FINLAND	50,000.00	50,767.10
	GOV OF FINLAND	90,000.00	76,213.08
	GOV OF FINLAND	80,000.00	56,567.12
	GOV OF FINLAND	70,000.00	67,446.40
	GOV OF FINLAND	30,000.00	19,103.29
	GOV OF FINLAND	100,000.00	94,091.40
	GOV OF FINLAND	100,000.00	62,996.77
	GOV OF FINLAND	90,000.00	65,976.75
	GOV OF FINLAND	100,000.00	46,877.01
	GOV OF FRANCE	700,000.00	674,464.00
	GOV OF FRANCE	1,110,000.00	1,066,843.20
	GOV OF FRANCE	650,000.00	627,361.15
	GOV OF FRANCE	340,000.00	359,524.33
	GOV OF FRANCE	690,000.00	667,036.11
	GOV OF FRANCE	820,000.00	773,111.01
	GOV OF FRANCE	720,000.00	732,954.96
	GOV OF FRANCE	980,000.00	929,884.76
	GOV OF FRANCE	660,000.00	656,959.86
	GOV OF FRANCE	580,000.00	541,360.98
	GOV OF FRANCE	740,000.00	681,656.92
	GOV OF FRANCE	740,000.00	701,827.10
	GOV OF FRANCE	1,040,000.00	1,046,879.91
	GOV OF FRANCE	550,000.00	510,968.70
	GOV OF FRANCE	1,360,000.00	1,258,388.96
	GOV OF FRANCE	960,000.00	880,669.44
	GOV OF FRANCE	490,000.00	493,954.79
	GOV OF FRANCE	620,000.00	709,404.62
	GOV OF FRANCE	1,100,000.00	986,216.00
	GOV OF FRANCE	880,000.00	756,998.43
	GOV OF FRANCE	1,060,000.00	1,055,447.63
	GOV OF FRANCE	950,000.00	794,551.50
	GOV OF FRANCE	1,030,000.00	953,206.29
	GOV OF FRANCE	1,010,000.00	819,719.03
	GOV OF FRANCE	570,000.00	455,396.37

	GOV OF FRANCE	620,000.00	765,694.23
	GOV OF FRANCE	950,000.00	895,382.60
	GOV OF FRANCE	460,000.00	468,610.28
	GOV OF FRANCE	270,000.00	285,856.29
	GOV OF FRANCE	760,000.00	651,245.52
	GOV OF FRANCE	580,000.00	682,973.20
	GOV OF FRANCE	780,000.00	641,591.34
	GOV OF FRANCE	310,000.00	244,639.60
	GOV OF FRANCE	480,000.00	534,478.08
	GOV OF FRANCE	370,000.00	311,626.95
	GOV OF FRANCE	630,000.00	420,109.20
	GOV OF FRANCE	730,000.00	864,818.59
	GOV OF FRANCE	210,000.00	188,869.67
	GOV OF FRANCE	380,000.00	228,217.08
	GOV OF FRANCE	510,000.00	514,908.75
	GOV OF FRANCE	550,000.00	437,864.35
	GOV OF FRANCE	530,000.00	369,221.85
	GOV OF FRANCE	540,000.00	294,672.06
	GOV OF FRANCE	560,000.00	299,363.68
	GOV OF FRANCE	320,000.00	302,714.24
	GOV OF FRANCE	380,000.00	432,994.80
	GOV OF FRANCE	380,000.00	437,627.00
	GOV OF FRANCE	270,000.00	183,519.00
	GOV OF FRANCE	240,000.00	93,193.14
	GOV OF GERMANY	260,000.00	257,243.05
	GOV OF GERMANY	640,000.00	621,021.86
	GOV OF GERMANY	340,000.00	337,633.94
	GOV OF GERMANY	290,000.00	278,853.85
	GOV OF GERMANY	360,000.00	359,132.40
	GOV OF GERMANY	490,000.00	475,754.62
	GOV OF GERMANY	140,000.00	140,701.12
	GOV OF GERMANY	580,000.00	552,419.84
	GOV OF GERMANY	50,000.00	47,712.95
	GOV OF GERMANY	650,000.00	621,715.46
	GOV OF GERMANY	520,000.00	490,818.25
	GOV OF GERMANY	570,000.00	534,628.08

	GOV OF GERMANY	440,000.00	411,295.28
	GOV OF GERMANY	580,000.00	543,266.28
	GOV OF GERMANY	360,000.00	333,459.36
	GOV OF GERMANY	140,000.00	159,598.27
	GOV OF GERMANY	740,000.00	694,422.66
	GOV OF GERMANY	490,000.00	472,896.74
	GOV OF GERMANY	550,000.00	503,981.50
	GOV OF GERMANY	170,000.00	192,053.01
	GOV OF GERMANY	670,000.00	624,665.32
	GOV OF GERMANY	420,000.00	419,086.08
	GOV OF GERMANY	190,000.00	210,745.58
	GOV OF GERMANY	700,000.00	640,628.33
	GOV OF GERMANY	190,000.00	191,472.50
	GOV OF GERMANY	350,000.00	314,776.00
	GOV OF GERMANY	590,000.00	535,393.14
	GOV OF GERMANY	670,000.00	593,737.92
	GOV OF GERMANY	470,000.00	467,719.32
	GOV OF GERMANY	210,000.00	258,234.62
	GOV OF GERMANY	650,000.00	570,130.60
	GOV OF GERMANY	610,000.00	529,335.43
	GOV OF GERMANY	80,000.00	69,510.93
	GOV OF GERMANY	370,000.00	449,633.17
	GOV OF GERMANY	660,000.00	566,147.34
	GOV OF GERMANY	700,000.00	593,733.00
	GOV OF GERMANY	600,000.00	502,507.20
	GOV OF GERMANY	630,000.00	604,780.47
	GOV OF GERMANY	820,000.00	824,465.20
	GOV OF GERMANY	210,000.00	216,026.58
	GOV OF GERMANY	490,000.00	601,206.18
	GOV OF GERMANY	400,000.00	306,537.60
	GOV OF GERMANY	360,000.00	268,277.40
	GOV OF GERMANY	540,000.00	635,326.14
	GOV OF GERMANY	290,000.00	239,322.79
	GOV OF GERMANY	340,000.00	416,944.04
	GOV OF GERMANY	370,000.00	482,651.68
	GOV OF GERMANY	370,000.00	410,469.86

		GOV OF GERMANY	550,000.00	550,102.30
		GOV OF GERMANY	560,000.00	562,179.52
		GOV OF GERMANY	650,000.00	508,164.15
		GOV OF GERMANY	700,000.00	371,063.70
		GOV OF GERMANY	130,000.00	69,297.15
		GOV OF GERMANY	440,000.00	222,342.12
		GOV OF GERMANY	440,000.00	380,288.04
		GOV OF GERMANY	110,000.00	95,282.99
		GOV OF IRELAND	200,000.00	205,750.00
		GOV OF IRELAND	180,000.00	173,136.81
		GOV OF IRELAND	130,000.00	120,270.80
		GOV OF IRELAND	150,000.00	140,232.30
		GOV OF IRELAND	190,000.00	176,674.54
		GOV OF IRELAND	160,000.00	158,967.68
		GOV OF IRELAND	140,000.00	119,606.52
		GOV OF IRELAND	120,000.00	110,658.00
		GOV OF IRELAND	110,000.00	90,388.50
		GOV OF IRELAND	130,000.00	107,255.20
		GOV OF IRELAND	110,000.00	97,904.73
		GOV OF IRELAND	100,000.00	77,175.00
		GOV OF IRELAND	130,000.00	112,571.29
		GOV OF IRELAND	50,000.00	33,734.10
		GOV OF IRELAND	80,000.00	80,036.50
		GOV OF IRELAND	170,000.00	141,749.91
		GOV OF IRELAND	160,000.00	114,656.80
		GOV OF ITALY	550,000.00	544,952.10
		GOV OF ITALY	300,000.00	289,944.13
		GOV OF ITALY	440,000.00	425,138.05
		GOV OF ITALY	370,000.00	376,920.48
		GOV OF ITALY	350,000.00	349,968.50
		GOV OF ITALY	350,000.00	341,254.80
		GOV OF ITALY	410,000.00	399,439.53
		GOV OF ITALY	340,000.00	332,601.26
		GOV OF ITALY	120,000.00	115,993.56
		GOV OF ITALY	120,000.00	120,658.36
		GOV OF ITALY	310,000.00	306,114.28

	GOV OF ITALY	320,000.00	312,726.79
	GOV OF ITALY	190,000.00	191,121.00
	GOV OF ITALY	380,000.00	358,887.58
	GOV OF ITALY	530,000.00	544,521.47
	GOV OF ITALY	580,000.00	539,223.68
	GOV OF ITALY	90,000.00	91,222.20
	GOV OF ITALY	440,000.00	423,776.35
	GOV OF ITALY	330,000.00	321,325.95
	GOV OF ITALY	270,000.00	248,500.28
	GOV OF ITALY	60,000.00	61,010.04
	GOV OF ITALY	570,000.00	539,285.55
	GOV OF ITALY	360,000.00	335,471.76
	GOV OF ITALY	430,000.00	402,095.58
	GOV OF ITALY	270,000.00	261,258.75
	GOV OF ITALY	410,000.00	393,797.62
	GOV OF ITALY	230,000.00	211,639.10
	GOV OF ITALY	450,000.00	503,007.30
	GOV OF ITALY	310,000.00	303,061.58
	GOV OF ITALY	500,000.00	475,731.50
	GOV OF ITALY	400,000.00	352,256.80
	GOV OF ITALY	420,000.00	421,444.80
	GOV OF ITALY	250,000.00	220,217.50
	GOV OF ITALY	240,000.00	244,423.20
	GOV OF ITALY	350,000.00	371,077.70
	GOV OF ITALY	440,000.00	428,801.12
	GOV OF ITALY	50,000.00	51,502.15
	GOV OF ITALY	60,000.00	51,612.12
	GOV OF ITALY	330,000.00	318,871.74
	GOV OF ITALY	560,000.00	546,885.92
	GOV OF ITALY	480,000.00	524,795.52
	GOV OF ITALY	330,000.00	335,295.51
	GOV OF ITALY	510,000.00	509,020.80
	GOV OF ITALY	420,000.00	367,947.30
	GOV OF ITALY	230,000.00	231,026.28
	GOV OF ITALY	250,000.00	211,022.50
	GOV OF ITALY	260,000.00	265,256.08

		GOV OF ITALY	500,000.00	438,792.02	
		GOV OF ITALY	520,000.00	428,779.00	
		GOV OF ITALY	500,000.00	576,309.20	
		GOV OF ITALY	420,000.00	334,168.80	
		GOV OF ITALY	370,000.00	299,549.78	
		GOV OF ITALY	520,000.00	443,276.08	
		GOV OF ITALY	500,000.00	398,301.00	
		GOV OF ITALY	390,000.00	350,598.30	
		GOV OF ITALY	340,000.00	388,089.60	
		GOV OF ITALY	410,000.00	426,105.90	
		GOV OF ITALY	350,000.00	309,059.80	
		GOV OF ITALY	320,000.00	330,140.80	
		GOV OF ITALY	430,000.00	465,352.88	
		GOV OF ITALY	260,000.00	242,357.70	
		GOV OF ITALY	120,000.00	119,106.96	
		GOV OF ITALY	350,000.00	260,250.90	
		GOV OF ITALY	320,000.00	259,680.00	
		GOV OF ITALY	510,000.00	501,005.13	
		GOV OF ITALY	370,000.00	249,794.40	
		GOV OF ITALY	220,000.00	195,655.02	
		GOV OF ITALY	250,000.00	214,096.25	
		GOV OF ITALY	400,000.00	428,411.20	
		GOV OF ITALY	220,000.00	188,160.28	
		GOV OF ITALY	380,000.00	407,547.87	
		GOV OF ITALY	330,000.00	228,829.26	
		GOV OF ITALY	300,000.00	299,373.00	
		GOV OF ITALY	340,000.00	353,535.06	
		GOV OF ITALY	250,000.00	151,590.75	
		GOV OF ITALY	330,000.00	274,966.23	
		GOV OF ITALY	230,000.00	173,882.30	
		GOV OF ITALY	340,000.00	291,530.96	
		GOV OF ITALY	330,000.00	299,628.45	
		GOV OF ITALY	200,000.00	139,605.20	
		GOV OF ITALY	220,000.00	128,482.68	
		GOV OF ITALY	140,000.00	89,041.12	
		GOV OF ITALY	180,000.00	178,374.78	

	GOV OF ITALY	150,000.00	104,880.00
	GOV OF ITALY	110,000.00	63,806.05
	GOV OF NETHERLANDS	380,000.00	364,772.71
	GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	189,177.80
	GOV OF NETHERLANDS	340,000.00	322,699.23
	GOV OF NETHERLANDS	270,000.00	250,209.00
	GOV OF NETHERLANDS	350,000.00	329,757.92
	GOV OF NETHERLANDS	210,000.00	234,506.58
	GOV OF NETHERLANDS	400,000.00	371,024.40
	GOV OF NETHERLANDS	300,000.00	265,518.60
	GOV OF NETHERLANDS	50,000.00	44,379.15
	GOV OF NETHERLANDS	130,000.00	130,306.80
	GOV OF NETHERLANDS	220,000.00	187,657.80
	GOV OF NETHERLANDS	360,000.00	299,039.84
	GOV OF NETHERLANDS	220,000.00	185,838.15
	GOV OF NETHERLANDS	250,000.00	248,865.00
	GOV OF NETHERLANDS	170,000.00	168,663.46
	GOV OF NETHERLANDS	330,000.00	375,551.08
	GOV OF NETHERLANDS	130,000.00	88,655.19
	GOV OF NETHERLANDS	310,000.00	221,260.26
	GOV OF NETHERLANDS	330,000.00	377,288.67
	GOV OF NETHERLANDS	50,000.00	53,951.65
	GOV OF NETHERLANDS	370,000.00	374,363.78
	GOV OF NETHERLANDS	320,000.00	155,596.36
	GOV OF NETHERLANDS	160,000.00	137,959.04
	GOV OF SPAIN	330,000.00	318,206.79
	GOV OF SPAIN	420,000.00	411,161.34
	GOV OF SPAIN	460,000.00	439,604.52
	GOV OF SPAIN	340,000.00	348,427.24
	GOV OF SPAIN	480,000.00	473,127.20
	GOV OF SPAIN	420,000.00	394,571.10
	GOV OF SPAIN	420,000.00	410,672.64
	GOV OF SPAIN	350,000.00	348,808.04
	GOV OF SPAIN	360,000.00	386,618.40
	GOV OF SPAIN	310,000.00	296,637.41
	GOV OF SPAIN	510,000.00	466,451.61

	GOV OF SPAIN	550,000.00	525,956.75
	GOV OF SPAIN	330,000.00	306,751.50
	GOV OF SPAIN	440,000.00	417,512.04
	GOV OF SPAIN	490,000.00	435,965.25
	GOV OF SPAIN	450,000.00	423,190.35
	GOV OF SPAIN	510,000.00	478,108.68
	GOV OF SPAIN	360,000.00	396,952.20
	GOV OF SPAIN	410,000.00	470,347.08
	GOV OF SPAIN	410,000.00	380,758.98
	GOV OF SPAIN	40,000.00	41,133.17
	GOV OF SPAIN	460,000.00	409,529.01
	GOV OF SPAIN	430,000.00	376,539.82
	GOV OF SPAIN	510,000.00	437,767.17
	GOV OF SPAIN	420,000.00	394,176.71
	GOV OF SPAIN	440,000.00	392,218.20
	GOV OF SPAIN	390,000.00	315,022.26
	GOV OF SPAIN	470,000.00	385,898.94
	GOV OF SPAIN	340,000.00	279,896.50
	GOV OF SPAIN	390,000.00	466,698.57
	GOV OF SPAIN	480,000.00	456,864.00
	GOV OF SPAIN	420,000.00	417,095.87
	GOV OF SPAIN	280,000.00	259,675.92
	GOV OF SPAIN	520,000.00	531,425.17
	GOV OF SPAIN	240,000.00	204,468.48
	GOV OF SPAIN	470,000.00	504,806.97
	GOV OF SPAIN	280,000.00	198,677.92
	GOV OF SPAIN	130,000.00	133,330.13
	GOV OF SPAIN	350,000.00	401,810.85
	GOV OF SPAIN	290,000.00	199,746.20
	GOV OF SPAIN	470,000.00	531,456.02
	GOV OF SPAIN	180,000.00	114,965.10
	GOV OF SPAIN	180,000.00	171,719.28
	GOV OF SPAIN	380,000.00	456,034.39
	GOV OF SPAIN	220,000.00	190,331.65
	GOV OF SPAIN	270,000.00	221,977.80
	GOV OF SPAIN	470,000.00	250,666.04

	GOV OF SPAIN	300,000.00	197,324.40
	GOV OF SPAIN	260,000.00	232,700.37
	GOV OF SPAIN	120,000.00	57,354.12
	ユーロ 小計	125,844,000.00	116,758,769.61 (18,282,088,145)
英ポンド	UK TREASURY	430,000.00	408,887.00
	UK TREASURY	250,000.00	250,882.50
	UK TREASURY	370,000.00	349,581.03
	UK TREASURY	250,000.00	239,812.50
	UK TREASURY	440,000.00	431,882.00
	UK TREASURY	460,000.00	421,516.40
	UK TREASURY	250,000.00	233,458.75
	UK TREASURY	590,000.00	529,820.00
	UK TREASURY	470,000.00	468,684.00
	UK TREASURY	240,000.00	217,836.00
	UK TREASURY	280,000.00	282,367.12
	UK TREASURY	300,000.00	256,425.19
	UK TREASURY	160,000.00	162,817.28
	UK TREASURY	320,000.00	287,840.00
	UK TREASURY	140,000.00	152,719.42
	UK TREASURY	550,000.00	462,220.00
	UK TREASURY	270,000.00	227,689.92
	UK TREASURY	300,000.00	236,982.00
	UK TREASURY	280,000.00	294,292.76
	UK TREASURY	470,000.00	356,894.50
	UK TREASURY	580,000.00	461,477.69
	UK TREASURY	480,000.00	490,776.00
	UK TREASURY	580,000.00	546,528.78
	UK TREASURY	380,000.00	284,785.68
	UK TREASURY	50,000.00	52,169.00
	UK TREASURY	220,000.00	227,326.00
	UK TREASURY	430,000.00	290,422.00
	UK TREASURY	270,000.00	271,671.30
	UK TREASURY	400,000.00	294,988.16
	UK TREASURY	470,000.00	440,579.49
	UK TREASURY	280,000.00	292,447.06

	UK TREASURY	340,000.00	218,840.32
	UK TREASURY	330,000.00	325,248.00
	UK TREASURY	240,000.00	235,459.96
	UK TREASURY	290,000.00	177,588.75
	UK TREASURY	450,000.00	452,432.43
	UK TREASURY	30,000.00	31,017.00
	UK TREASURY	380,000.00	318,060.00
	UK TREASURY	360,000.00	311,281.56
	UK TREASURY	220,000.00	109,648.00
	UK TREASURY	300,000.00	289,047.00
	UK TREASURY	350,000.00	198,868.95
	UK TREASURY	210,000.00	124,287.45
	UK TREASURY	220,000.00	211,382.20
	UK TREASURY	340,000.00	138,176.00
	UK TREASURY	430,000.00	212,420.00
	UK TREASURY	240,000.00	211,916.49
	UK TREASURY	320,000.00	165,478.40
	UK TREASURY	380,000.00	333,684.84
	UK TREASURY	240,000.00	127,080.00
	UK TREASURY	310,000.00	298,499.00
	UK TREASURY	280,000.00	150,864.00
	UK TREASURY	280,000.00	259,417.76
	UK TREASURY	400,000.00	121,400.00
	UK TREASURY	180,000.00	166,320.00
	UK TREASURY	260,000.00	168,194.00
	UK TREASURY	270,000.00	225,516.04
	UK TREASURY	290,000.00	137,343.07
	UK TREASURY	170,000.00	63,699.00
	英ポンド 小計	19,070,000.00	15,708,949.75 (2,866,726,239)
スウェーデンクローナ	GOV OF SWEDEN	1,460,000.00	1,447,216.85
	GOV OF SWEDEN	1,480,000.00	1,414,196.04
	GOV OF SWEDEN	1,300,000.00	1,212,397.82
	GOV OF SWEDEN	1,220,000.00	1,115,730.95
	GOV OF SWEDEN	1,080,000.00	919,924.56
	GOV OF SWEDEN	790,000.00	784,594.62

	GOV OF SWEDEN	600,000.00	568,504.87
	GOV OF SWEDEN	770,000.00	864,278.80
	スウェーデンクローナ 小計	8,700,000.00	8,326,844.51 (115,659,870)
ノルウェークローネ	GOV OF NORWAY	1,080,000.00	1,052,222.40
	GOV OF NORWAY	880,000.00	841,262.40
	GOV OF NORWAY	810,000.00	768,941.91
	GOV OF NORWAY	720,000.00	680,822.78
	GOV OF NORWAY	690,000.00	633,668.40
	GOV OF NORWAY	1,060,000.00	937,931.46
	GOV OF NORWAY	940,000.00	809,230.96
	GOV OF NORWAY	470,000.00	428,932.34
	GOV OF NORWAY	880,000.00	854,245.48
	GOV OF NORWAY	340,000.00	358,068.62
	ノルウェークローネ 小計	7,870,000.00	7,365,326.75 (98,253,458)
デンマーククローネ	GOV OF DENMARK	1,090,000.00	1,070,404.74
	GOV OF DENMARK	1,160,000.00	1,079,166.56
	GOV OF DENMARK	1,050,000.00	942,549.30
	GOV OF DENMARK	1,250,000.00	1,034,049.93
	GOV OF DENMARK	450,000.00	439,060.50
	GOV OF DENMARK	1,810,000.00	2,242,639.23
	GOV OF DENMARK	1,040,000.00	557,220.78
	デンマーククローネ 小計	7,850,000.00	7,365,091.04 (154,666,911)
ポーランドズロチ	GOV OF POLAND	570,000.00	537,368.64
	GOV OF POLAND	820,000.00	796,259.36
	GOV OF POLAND	840,000.00	789,960.36
	GOV OF POLAND	910,000.00	798,456.75
	GOV OF POLAND	330,000.00	317,702.55
	GOV OF POLAND	610,000.00	561,324.44
	GOV OF POLAND	700,000.00	640,237.50
	GOV OF POLAND	700,000.00	769,689.54
	GOV OF POLAND	380,000.00	391,545.16
	GOV OF POLAND	940,000.00	834,767.94
	GOV OF POLAND	640,000.00	501,313.28

	GOV OF POLAND	690,000.00	529,292.10	
	GOV OF POLAND	400,000.00	420,010.00	
	ポーランドズロチ 小計	8,530,000.00	7,887,927.62 (284,769,962)	
オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	350,000.00	345,918.04	
	GOV OF AUSTRALIA	350,000.00	325,726.44	
	GOV OF AUSTRALIA	380,000.00	382,748.19	
	GOV OF AUSTRALIA	450,000.00	410,132.82	
	GOV OF AUSTRALIA	330,000.00	338,712.39	
	GOV OF AUSTRALIA	310,000.00	296,980.64	
	GOV OF AUSTRALIA	310,000.00	288,960.16	
	GOV OF AUSTRALIA	210,000.00	198,750.18	
	GOV OF AUSTRALIA	340,000.00	328,059.52	
	GOV OF AUSTRALIA	310,000.00	289,182.46	
	GOV OF AUSTRALIA	480,000.00	437,727.23	
	GOV OF AUSTRALIA	490,000.00	397,442.12	
	GOV OF AUSTRALIA	320,000.00	265,462.22	
	GOV OF AUSTRALIA	510,000.00	400,780.66	
	GOV OF AUSTRALIA	490,000.00	387,157.02	
	GOV OF AUSTRALIA	510,000.00	415,409.51	
	GOV OF AUSTRALIA	480,000.00	488,186.68	
	GOV OF AUSTRALIA	360,000.00	322,636.25	
	GOV OF AUSTRALIA	350,000.00	333,849.56	
	GOV OF AUSTRALIA	330,000.00	306,428.07	
	GOV OF AUSTRALIA	190,000.00	162,813.70	
	GOV OF AUSTRALIA	190,000.00	177,407.60	
	GOV OF AUSTRALIA	190,000.00	163,487.29	
GOV OF AUSTRALIA	240,000.00	187,796.55		
GOV OF AUSTRALIA	250,000.00	191,640.04		
GOV OF AUSTRALIA	320,000.00	177,163.84		
GOV OF AUSTRALIA	140,000.00	142,960.51		
	オーストラリアドル 小計	9,180,000.00	8,163,519.69 (780,350,847)	
ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	130,000.00	125,852.37	
	GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	134,916.27	
	GOV OF NEWZEALAND	190,000.00	188,070.24	

	GOV OF NEWZEALAND	130,000.00	106,738.17
	GOV OF NEWZEALAND	110,000.00	100,934.36
	GOV OF NEWZEALAND	100,000.00	98,382.21
	GOV OF NEWZEALAND	120,000.00	95,258.64
	GOV OF NEWZEALAND	120,000.00	96,536.97
	GOV OF NEWZEALAND	240,000.00	215,435.31
	GOV OF NEWZEALAND	90,000.00	85,160.83
	GOV OF NEWZEALAND	110,000.00	85,551.07
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	49,087.37
	GOV OF NEWZEALAND	100,000.00	65,675.41
	ニュージーランドドル 小計	1,670,000.00	1,447,599.22 (128,879,758)
シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	220,000.00	216,458.00
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	113,770.20
	GOV OF SINGAPORE	130,000.00	126,659.00
	GOV OF SINGAPORE	110,000.00	104,423.00
	GOV OF SINGAPORE	180,000.00	182,484.00
	GOV OF SINGAPORE	40,000.00	40,016.00
	GOV OF SINGAPORE	90,000.00	89,145.00
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	120,084.00
	GOV OF SINGAPORE	130,000.00	130,117.00
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	110,004.00
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	98,240.00
	GOV OF SINGAPORE	110,000.00	114,775.65
	GOV OF SINGAPORE	200,000.00	187,200.00
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	93,493.00
	GOV OF SINGAPORE	110,000.00	107,055.30
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	115,824.00
	GOV OF SINGAPORE	150,000.00	120,300.00
	GOV OF SINGAPORE	50,000.00	40,035.25
	GOV OF SINGAPORE	90,000.00	92,160.00
	シンガポールドル 小計	2,290,000.00	2,202,243.40 (238,701,162)
マレーシアリングット	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	251,718.20
	GOV OF MALAYSIA	520,000.00	524,201.13
	GOV OF MALAYSIA	210,000.00	214,152.60

	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	282,788.04
	GOV OF MALAYSIA	440,000.00	444,546.87
	GOV OF MALAYSIA	270,000.00	269,002.47
	GOV OF MALAYSIA	500,000.00	506,004.20
	GOV OF MALAYSIA	130,000.00	129,652.80
	GOV OF MALAYSIA	350,000.00	351,371.23
	GOV OF MALAYSIA	180,000.00	187,199.49
	GOV OF MALAYSIA	470,000.00	474,157.33
	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	260,603.40
	GOV OF MALAYSIA	430,000.00	397,227.92
	GOV OF MALAYSIA	340,000.00	348,561.47
	GOV OF MALAYSIA	320,000.00	313,178.49
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	190,125.59
	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	300,738.64
	GOV OF MALAYSIA	420,000.00	416,817.34
	GOV OF MALAYSIA	220,000.00	225,471.73
	GOV OF MALAYSIA	550,000.00	590,699.50
	GOV OF MALAYSIA	300,000.00	329,594.22
	GOV OF MALAYSIA	450,000.00	432,687.80
	GOV OF MALAYSIA	370,000.00	398,733.19
	GOV OF MALAYSIA	140,000.00	153,539.86
	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	300,233.22
	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	274,890.82
	GOV OF MALAYSIA	490,000.00	473,430.20
	GOV OF MALAYSIA	150,000.00	155,166.77
	マレーシアリングット 小計	9,030,000.00	9,196,494.52 (285,812,335)
中国元	GOV OF CHINA	2,170,000.00	2,167,481.75
	GOV OF CHINA	3,130,000.00	3,124,476.98
	GOV OF CHINA	4,720,000.00	4,713,689.31
	GOV OF CHINA	5,130,000.00	5,096,461.90
	GOV OF CHINA	3,140,000.00	3,128,939.91
	GOV OF CHINA	3,960,000.00	3,932,884.33
	GOV OF CHINA	4,800,000.00	4,776,707.37
	GOV OF CHINA	2,880,000.00	2,868,125.70
	GOV OF CHINA	2,690,000.00	2,721,479.18

	GOV OF CHINA	4,450,000.00	4,431,932.02
	GOV OF CHINA	2,500,000.00	2,498,243.75
	GOV OF CHINA	4,480,000.00	4,544,932.22
	GOV OF CHINA	3,500,000.00	3,540,959.80
	GOV OF CHINA	3,300,000.00	3,370,011.15
	GOV OF CHINA	4,650,000.00	4,672,921.71
	GOV OF CHINA	4,460,000.00	4,421,654.25
	GOV OF CHINA	7,400,000.00	7,377,179.73
	GOV OF CHINA	320,000.00	326,465.08
	GOV OF CHINA	5,780,000.00	5,754,658.97
	GOV OF CHINA	2,740,000.00	2,735,609.83
	GOV OF CHINA	6,770,000.00	6,849,026.21
	GOV OF CHINA	2,630,000.00	2,624,968.57
	GOV OF CHINA	3,120,000.00	3,107,823.07
	GOV OF CHINA	3,630,000.00	3,748,190.25
	GOV OF CHINA	3,200,000.00	3,209,090.24
	GOV OF CHINA	3,090,000.00	3,098,128.85
	GOV OF CHINA	3,230,000.00	3,296,410.73
	GOV OF CHINA	2,200,000.00	2,328,807.14
	GOV OF CHINA	3,410,000.00	3,383,184.85
	GOV OF CHINA	4,020,000.00	4,001,936.57
	GOV OF CHINA	4,360,000.00	4,424,741.64
	GOV OF CHINA	1,850,000.00	1,850,542.79
	GOV OF CHINA	1,900,000.00	1,966,213.10
	GOV OF CHINA	3,850,000.00	3,887,406.21
	GOV OF CHINA	2,300,000.00	2,389,892.74
	GOV OF CHINA	3,950,000.00	3,975,723.57
	GOV OF CHINA	2,930,000.00	2,928,886.53
	GOV OF CHINA	4,140,000.00	4,176,506.10
	GOV OF CHINA	4,000,000.00	4,036,901.60
	GOV OF CHINA	4,080,000.00	4,084,893.14
	GOV OF CHINA	3,400,000.00	3,393,950.67
	GOV OF CHINA	2,760,000.00	2,752,226.37
	GOV OF CHINA	4,540,000.00	4,745,788.66
	GOV OF CHINA	4,320,000.00	4,443,827.18
	GOV OF CHINA	1,820,000.00	1,850,356.87

	GOV OF CHINA	2,260,000.00	2,271,309.49	
	GOV OF CHINA	2,170,000.00	2,182,586.00	
	GOV OF CHINA	3,690,000.00	3,690,697.77	
	GOV OF CHINA	1,900,000.00	1,886,909.89	
	GOV OF CHINA	3,960,000.00	3,999,065.79	
	GOV OF CHINA	3,770,000.00	3,835,871.32	
	GOV OF CHINA	1,700,000.00	1,696,728.65	
	GOV OF CHINA	2,000,000.00	1,975,049.50	
	GOV OF CHINA	2,840,000.00	2,840,620.82	
	GOV OF CHINA	2,540,000.00	3,010,785.44	
	GOV OF CHINA	2,260,000.00	2,594,908.94	
	GOV OF CHINA	3,670,000.00	3,905,925.95	
	GOV OF CHINA	3,150,000.00	3,603,130.96	
	GOV OF CHINA	1,340,000.00	1,513,205.72	
	GOV OF CHINA	2,430,000.00	2,662,929.35	
	GOV OF CHINA	1,650,000.00	1,745,135.53	
	GOV OF CHINA	1,660,000.00	1,695,272.67	
	GOV OF CHINA	1,650,000.00	1,724,944.32	
	GOV OF CHINA	1,270,000.00	1,288,841.21	
	中国元 小計	207,610,000.00	210,884,157.91 (4,274,410,996)	
イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL	750,000.00	719,475.00	
	GOV OF ISRAEL	50,000.00	48,587.50	
	GOV OF ISRAEL	290,000.00	272,658.00	
	GOV OF ISRAEL	260,000.00	279,474.00	
	GOV OF ISRAEL	560,000.00	537,516.00	
	GOV OF ISRAEL	430,000.00	404,501.00	
	GOV OF ISRAEL	240,000.00	245,904.00	
	GOV OF ISRAEL	440,000.00	371,866.00	
	GOV OF ISRAEL	330,000.00	269,296.50	
	GOV OF ISRAEL	360,000.00	261,324.00	
	GOV OF ISRAEL	370,000.00	440,707.00	
	GOV OF ISRAEL	430,000.00	395,385.00	
	GOV OF ISRAEL	180,000.00	129,582.00	
	イスラエルシュケル 小計	4,690,000.00	4,376,276.00 (171,822,661)	

合計		55,762,352,504 (55,762,352,504)
----	--	------------------------------------

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 256 銘柄	100.0%	47.5%
カナダドル	国債証券 39 銘柄	100.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券 15 銘柄	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 363 銘柄	100.0%	32.8%
英ポンド	国債証券 59 銘柄	100.0%	5.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 8 銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 7 銘柄	100.0%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 27 銘柄	100.0%	1.4%
ニュージーランドドル	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.2%
シンガポールドル	国債証券 19 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 28 銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券 64 銘柄	100.0%	7.7%
イスラエルシェケル	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.3%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	215,186,056
コール・ローン	413,050,140
国債証券	121,886,866,068
派生商品評価勘定	2,265,111,695
未収入金	1,140,330,101
未収利息	818,659,679
前払費用	57,420,348
流動資産合計	126,796,624,087
資産合計	126,796,624,087
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,411,591
未払金	3,745,441
未払解約金	1,184,535,300
未払利息	1,120
その他未払費用	29,718
流動負債合計	1,196,723,170
負債合計	1,196,723,170
純資産の部	
元本等	
元本	147,673,926,056
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△22,074,025,139
元本等合計	125,599,900,917
純資産合計	125,599,900,917
負債純資産合計	126,796,624,087

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>為替予約取引による為替差損益</p> <p>原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	259,708,895,692円
期中追加設定元本額	45,854,020,707円
期中一部解約元本額	157,888,990,343円
期末元本額	147,673,926,056円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	25,889,897,258円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	17,171,131,452円
りそなラップ型ファンド(成長型)	472,234,209円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	7,302,336,443円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	2,210,238,723円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	710,436,112円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	1,218,309,883円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	374,764,508円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	92,502,279円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	112,170,162円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	707,036,148円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	445,194,007円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	14,282,261円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	67,890,395円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	5,868,800円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	3,080,575円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	8,773,523円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	2,331,223円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	1,791,225円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	17,416円
FWりそな円建債券アクティブファンド	374,820,627円
FWりそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)	69,317,370,859円
Smart-i 先進国債券インデックス(為替ヘッジあり)	2,710,366,579円

S m a r t - i 8資産バランス 安定型	2,408,332,686円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	1,844,341,841円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	487,357,207円
りそなFT 先進国債券インデックス・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	8,544,134,966円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	430,042,570円
りそなFT RCバランスファンド (適格機関投資家専用)	2,507,113,257円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	100,018,167円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	74,038,203円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	15,363,692円
りそなFT マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	103,690,418円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	105,628,418円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	421,281,360円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	519,014,357円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	900,724,247円
2. 計算日における受益権の総数	147,673,926,056口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	22,074,025,139円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	0.8505円
(10,000口当たり純資産額)	(8,505円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析及び評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券		△2,367,329,272
合計		△2,367,329,272

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(通貨関連)

(2023年12月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	124,850,009,201	—	122,593,309,097	2,256,700,104
	米ドル	58,792,698,399	—	58,193,424,726	599,273,673
	カナダドル	2,472,943,927	—	2,447,626,769	25,317,158
	メキシコペソ	1,160,569,768	—	1,144,244,097	16,325,671
	ユーロ	41,212,413,962	—	39,999,506,492	1,212,907,470
	英ポンド	6,442,120,522	—	6,300,643,181	141,477,341
	スウェーデンクローナ	258,788,375	—	253,219,813	5,568,562
	ノルウェークローネ	220,206,740	—	213,156,461	7,050,279
	デンマーククローネ	347,319,085	—	337,296,664	10,022,421
	ポーランドズロチ	647,930,898	—	630,129,308	17,801,590
	オーストラリアドル	1,745,135,634	—	1,715,200,245	29,935,389
	ニュージーランドドル	291,748,496	—	286,769,142	4,979,354

シンガポールドル	541,701,318	—	532,333,512	9,367,806
マレーシアリング	634,413,780	—	623,108,352	11,305,428
中国元	9,694,561,668	—	9,536,714,575	157,847,093
イスラエルシケル	387,456,629	—	379,935,760	7,520,869
合計	124,850,009,201	—	122,593,309,097	2,256,700,104

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,262,481.25	
		US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,283,718.27	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,689,254.84	
		US TREASURY N/B	2,070,000.00	1,986,084.72	
		US TREASURY N/B	980,000.00	951,452.52	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,255,427.51	
		US TREASURY N/B	1,280,000.00	1,268,614.48	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,916,210.94	
		US TREASURY N/B	530,000.00	514,917.76	
		US TREASURY N/B	1,290,000.00	1,237,568.55	
		US TREASURY N/B	1,630,000.00	1,612,490.23	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,688,715.82	
		US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,861,149.61	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,264,833.98	
		US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,202,217.18	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,920,664.06	
		US TREASURY N/B	1,030,000.00	999,180.46	
		US TREASURY N/B	840,000.00	792,717.18	
		US TREASURY N/B	1,790,000.00	1,735,460.93	
		US TREASURY N/B	950,000.00	923,411.13	
		US TREASURY N/B	1,990,000.00	1,868,656.64	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,133,199.21	
		US TREASURY N/B	2,620,000.00	2,518,423.83	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,697,294.91	
		US TREASURY N/B	870,000.00	845,140.42	
		US TREASURY N/B	2,520,000.00	2,354,280.46	
US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,881,630.85			
US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,008,695.32			

	US TREASURY N/B	2,120,000.00	2,053,542.96
	US TREASURY N/B	690,000.00	642,535.54
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,095,660.15
	US TREASURY N/B	1,890,000.00	1,836,326.94
	US TREASURY N/B	2,250,000.00	2,180,786.13
	US TREASURY N/B	2,980,000.00	2,765,928.89
	US TREASURY N/B	600,000.00	598,921.87
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,431,972.66
	US TREASURY N/B	3,260,000.00	3,170,732.03
	US TREASURY N/B	1,890,000.00	1,826,138.67
	US TREASURY N/B	1,120,000.00	1,036,196.87
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,173,679.69
	US TREASURY N/B	2,430,000.00	2,355,960.93
	US TREASURY N/B	2,520,000.00	2,324,749.21
	US TREASURY N/B	550,000.00	545,047.84
	US TREASURY N/B	1,190,000.00	1,152,928.71
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,195,466.79
	US TREASURY N/B	2,270,000.00	2,167,007.62
	US TREASURY N/B	1,430,000.00	1,423,967.18
	US TREASURY N/B	920,000.00	888,680.46
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,038,673.04
	US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,529,232.41
	US TREASURY N/B	840,000.00	806,514.84
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,283,871.09
	US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,909,573.83
	US TREASURY N/B	2,820,000.00	2,705,107.02
	US TREASURY N/B	1,590,000.00	1,453,141.99
	US TREASURY N/B	2,010,000.00	1,885,591.99
	US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,529,716.79
	US TREASURY N/B	1,020,000.00	974,817.18
	US TREASURY N/B	2,340,000.00	2,138,494.92
	US TREASURY N/B	1,760,000.00	1,760,790.62
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	949,648.44
	US TREASURY N/B	3,070,000.00	2,817,684.37
	US TREASURY N/B	750,000.00	736,406.25
	US TREASURY N/B	750,000.00	713,378.91

	US TREASURY N/B	2,820,000.00	2,579,088.27
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,138,698.44
	US TREASURY N/B	840,000.00	822,412.50
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,549,285.16
	US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,441,317.96
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,981,093.75
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,078,012.69
	US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,526,549.60
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,199,671.86
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,431,507.80
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,261,914.05
	US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,230,250.00
	US TREASURY N/B	200,000.00	199,375.00
	US TREASURY N/B	1,280,000.00	1,179,150.00
	US TREASURY N/B	2,170,000.00	1,964,951.94
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,706,707.02
	US TREASURY N/B	860,000.00	796,642.18
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,451,687.50
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,807,453.11
	US TREASURY N/B	2,520,000.00	2,327,850.00
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,548,460.94
	US TREASURY N/B	1,640,000.00	1,531,093.75
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,337,540.04
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,371,332.02
	US TREASURY N/B	640,000.00	592,024.99
	US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,006,609.37
	US TREASURY N/B	2,550,000.00	2,334,544.91
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,105,443.36
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	903,085.94
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,904,735.55
	US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,549,125.97
	US TREASURY N/B	800,000.00	754,328.12
	US TREASURY N/B	650,000.00	571,250.97
	US TREASURY N/B	900,000.00	854,103.51
	US TREASURY N/B	620,000.00	580,608.20
	US TREASURY N/B	1,570,000.00	1,375,988.47

	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,265,421.87
	US TREASURY N/B	1,230,000.00	1,074,760.54
	US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,782,792.96
	US TREASURY N/B	470,000.00	407,550.58
	US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,078,324.22
	US TREASURY N/B	3,850,000.00	3,575,687.50
	US TREASURY N/B	820,000.00	712,551.16
	US TREASURY N/B	1,480,000.00	1,417,533.59
	US TREASURY N/B	2,270,000.00	1,957,076.95
	US TREASURY N/B	1,890,000.00	1,875,418.95
	US TREASURY N/B	2,310,000.00	1,995,352.72
	US TREASURY N/B	2,180,000.00	2,162,585.54
	US TREASURY N/B	940,000.00	869,591.80
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,255,722.64
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,376,593.75
	US TREASURY N/B	1,680,000.00	1,450,771.87
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,064,972.65
	US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,398,268.16
	US TREASURY N/B	2,410,000.00	2,335,440.62
	US TREASURY N/B	1,650,000.00	1,551,354.48
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,141,232.41
	US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,590,566.80
	US TREASURY N/B	3,890,000.00	3,425,479.30
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,460,156.25
	US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,434,029.30
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,355,703.13
	US TREASURY N/B	3,390,000.00	3,194,743.93
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,630,097.66
	US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,625,608.00
	US TREASURY N/B	3,170,000.00	2,773,440.41
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,075,677.73
	US TREASURY N/B	3,350,000.00	2,889,571.27
	US TREASURY N/B	2,520,000.00	2,368,947.64
	US TREASURY N/B	2,390,000.00	2,068,983.78
	US TREASURY N/B	700,000.00	703,199.21
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,085,656.25

	US TREASURY N/B	2,230,000.00	1,946,023.43
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,334,734.37
	US TREASURY N/B	2,950,000.00	2,798,063.46
	US TREASURY N/B	2,170,000.00	1,901,420.11
	US TREASURY N/B	2,370,000.00	2,058,891.21
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,821,651.57
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,122,783.20
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,154,892.58
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,938,424.79
	US TREASURY N/B	2,080,000.00	1,939,762.48
	US TREASURY N/B	1,530,000.00	1,390,417.38
	US TREASURY N/B	1,630,000.00	1,508,832.41
	US TREASURY N/B	1,630,000.00	1,546,971.87
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,376,308.59
	US TREASURY N/B	1,770,000.00	1,540,591.39
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,365,095.69
	US TREASURY N/B	980,000.00	959,136.72
	US TREASURY N/B	1,350,000.00	1,329,697.26
	US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,151,828.91
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,467,656.25
	US TREASURY N/B	1,360,000.00	1,330,356.24
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	996,145.31
	US TREASURY N/B	2,610,000.00	2,221,048.82
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,166,140.63
	US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,783,082.02
	US TREASURY N/B	800,000.00	765,375.00
	US TREASURY N/B	780,000.00	865,647.65
	US TREASURY N/B	4,930,000.00	3,929,075.21
	US TREASURY N/B	430,000.00	417,200.78
	US TREASURY N/B	1,560,000.00	1,513,078.13
	US TREASURY N/B	960,000.00	944,700.00
	US TREASURY N/B	4,610,000.00	3,642,260.13
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,346,109.37
	US TREASURY N/B	4,220,000.00	3,377,813.29
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,298,008.59
	US TREASURY N/B	3,330,000.00	2,705,950.20

	US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,590,498.04
	US TREASURY N/B	4,430,000.00	3,570,130.08
	US TREASURY N/B	4,310,000.00	3,484,533.97
	US TREASURY N/B	4,080,000.00	3,416,362.50
	US TREASURY N/B	3,960,000.00	3,576,065.64
	US TREASURY N/B	3,260,000.00	2,906,366.41
	US TREASURY N/B	4,610,000.00	4,565,340.62
	US TREASURY N/B	2,370,000.00	2,236,039.44
	US TREASURY N/B	3,640,000.00	3,397,712.50
	US TREASURY N/B	4,050,000.00	3,933,562.50
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,145,445.30
	US TREASURY N/B	10,000.00	10,317.57
	US TREASURY N/B	730,000.00	787,744.13
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,066.40
	US TREASURY N/B	300,000.00	306,339.84
	US TREASURY N/B	60,000.00	54,358.59
	US TREASURY N/B	270,000.00	266,350.78
	US TREASURY N/B	480,000.00	486,346.87
	US TREASURY N/B	520,000.00	518,557.81
	US TREASURY N/B	780,000.00	799,941.79
	US TREASURY N/B	950,000.00	943,691.41
	US TREASURY N/B	340,000.00	207,904.68
	US TREASURY N/B	610,000.00	568,848.82
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	630,500.00
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,190,167.19
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,343,272.84
	US TREASURY N/B	530,000.00	549,026.17
	US TREASURY N/B	1,910,000.00	1,308,648.43
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,117,927.54
	US TREASURY N/B	1,620,000.00	1,177,917.19
	US TREASURY N/B	1,080,000.00	985,352.34
	US TREASURY N/B	2,010,000.00	1,332,096.10
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	865,556.24
	US TREASURY N/B	2,450,000.00	1,690,404.30
	US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,111,912.11
	US TREASURY N/B	860,000.00	630,554.68

	US TREASURY N/B	1,070,000.00	867,849.41
	US TREASURY N/B	1,590,000.00	1,336,469.53
	US TREASURY N/B	240,000.00	186,637.50
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,451,972.65
	US TREASURY N/B	1,560,000.00	1,208,085.93
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,306,484.36
	US TREASURY N/B	440,000.00	360,868.75
	US TREASURY N/B	1,350,000.00	1,236,172.84
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	928,766.01
	US TREASURY N/B	1,530,000.00	1,400,786.72
	US TREASURY N/B	930,000.00	820,852.14
	US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,118,535.93
	US TREASURY N/B	1,060,000.00	951,846.87
	US TREASURY N/B	740,000.00	651,272.26
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,023,797.06
	US TREASURY N/B	1,780,000.00	1,444,233.59
	US TREASURY N/B	170,000.00	134,821.28
	US TREASURY N/B	1,380,000.00	999,448.82
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	869,365.23
	US TREASURY N/B	390,000.00	300,977.92
	US TREASURY N/B	620,000.00	488,334.76
	US TREASURY N/B	120,000.00	85,987.50
	US TREASURY N/B	1,780,000.00	1,272,665.23
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	712,133.79
	US TREASURY N/B	1,260,000.00	964,589.06
	US TREASURY N/B	840,000.00	656,709.37
	US TREASURY N/B	950,000.00	741,779.29
	US TREASURY N/B	2,230,000.00	1,659,346.47
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	892,476.56
	US TREASURY N/B	1,250,000.00	973,901.35
	US TREASURY N/B	580,000.00	462,176.17
	US TREASURY N/B	1,460,000.00	1,136,062.50
	US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,317,448.42
	US TREASURY N/B	1,480,000.00	1,151,278.11
	US TREASURY N/B	1,290,000.00	980,173.24
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	732,488.28

	US TREASURY N/B	1,590,000.00	1,088,653.12
	US TREASURY N/B	1,710,000.00	1,072,023.04
	US TREASURY N/B	2,460,000.00	1,258,443.75
	US TREASURY N/B	2,920,000.00	1,544,292.19
	US TREASURY N/B	2,870,000.00	1,624,745.11
	US TREASURY N/B	3,240,000.00	1,955,453.91
	US TREASURY N/B	2,840,000.00	1,932,808.60
	US TREASURY N/B	3,010,000.00	1,871,667.39
	US TREASURY N/B	2,840,000.00	1,709,103.13
	US TREASURY N/B	1,860,000.00	1,229,343.75
	US TREASURY N/B	2,590,000.00	1,969,867.00
	US TREASURY N/B	1,540,000.00	1,202,252.72
	US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,644,304.68
	US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,736,052.74
	US TREASURY N/B	2,380,000.00	2,102,953.12
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,112,175.77
	US TREASURY N/B	900,000.00	966,093.75
	米ドル 小計	447,210,000.00	397,806,592.98 (57,841,078,619)
カナダドル	GOV OF CANADA	590,000.00	584,745.30
	GOV OF CANADA	600,000.00	577,477.95
	GOV OF CANADA	760,000.00	731,864.07
	GOV OF CANADA	350,000.00	339,926.73
	GOV OF CANADA	660,000.00	651,827.43
	GOV OF CANADA	1,020,000.00	958,420.66
	GOV OF CANADA	470,000.00	460,394.05
	GOV OF CANADA	650,000.00	654,110.74
	GOV OF CANADA	1,000,000.00	922,144.30
	GOV OF CANADA	130,000.00	127,248.25
	GOV OF CANADA	850,000.00	803,192.37
	GOV OF CANADA	730,000.00	677,646.27
	GOV OF CANADA	610,000.00	565,328.30
	GOV OF CANADA	650,000.00	596,093.25
	GOV OF CANADA	90,000.00	87,318.93
	GOV OF CANADA	740,000.00	738,640.21
	GOV OF CANADA	440,000.00	413,927.92

	GOV OF CANADA	620,000.00	613,682.61
	GOV OF CANADA	480,000.00	535,735.65
	GOV OF CANADA	250,000.00	236,008.76
	GOV OF CANADA	1,260,000.00	1,103,159.69
	GOV OF CANADA	1,220,000.00	1,001,569.73
	GOV OF CANADA	1,000,000.00	875,726.52
	GOV OF CANADA	1,510,000.00	1,311,416.45
	GOV OF CANADA	980,000.00	880,047.22
	GOV OF CANADA	1,200,000.00	1,117,578.30
	GOV OF CANADA	910,000.00	1,082,741.74
	GOV OF CANADA	260,000.00	246,903.64
	GOV OF CANADA	250,000.00	293,402.40
	GOV OF CANADA	260,000.00	284,655.25
	GOV OF CANADA	410,000.00	426,590.22
	GOV OF CANADA	380,000.00	350,695.85
	GOV OF CANADA	1,710,000.00	1,333,013.87
	GOV OF CANADA	1,050,000.00	762,031.87
	GOV OF CANADA	290,000.00	264,198.96
	GOV OF CANADA	250,000.00	227,095.96
	カナダドル 小計	24,630,000.00	22,836,561.42 (2,443,968,803)
メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	8,130,000.00	8,068,369.23
	UNITED MEXICAN STATE	5,750,000.00	5,419,720.00
	UNITED MEXICAN STATE	17,830,000.00	16,389,527.49
	UNITED MEXICAN STATE	3,160,000.00	2,953,430.80
	UNITED MEXICAN STATE	14,300,000.00	12,747,878.00
	UNITED MEXICAN STATE	13,110,000.00	12,344,638.20
	UNITED MEXICAN STATE	12,900,000.00	12,527,706.00
	UNITED MEXICAN STATE	16,566,000.00	15,251,322.24
	UNITED MEXICAN STATE	9,060,000.00	8,062,494.00
	UNITED MEXICAN STATE	3,620,000.00	3,259,194.60
	UNITED MEXICAN STATE	3,370,000.00	3,574,727.50
	UNITED MEXICAN STATE	10,570,000.00	9,939,499.50
	UNITED MEXICAN STATE	9,660,000.00	8,374,640.40
	UNITED MEXICAN STATE	9,880,000.00	8,682,741.60
	UNITED MEXICAN STATE	7,030,000.00	6,133,534.40

	メキシコペソ 小計	144,936,000.00	133,729,423.96 (1,120,746,183)
ユーロ	GOV OF AUSTRIA	310,000.00	297,835.60
	GOV OF AUSTRIA	460,000.00	446,789.26
	GOV OF AUSTRIA	470,000.00	491,269.85
	GOV OF AUSTRIA	220,000.00	216,604.08
	GOV OF AUSTRIA	550,000.00	521,768.50
	GOV OF AUSTRIA	530,000.00	494,815.95
	GOV OF AUSTRIA	370,000.00	415,759.75
	GOV OF AUSTRIA	460,000.00	427,336.32
	GOV OF AUSTRIA	280,000.00	247,124.64
	GOV OF AUSTRIA	830,000.00	746,032.35
	GOV OF AUSTRIA	600,000.00	510,286.80
	GOV OF AUSTRIA	570,000.00	469,979.82
	GOV OF AUSTRIA	440,000.00	379,886.76
	GOV OF AUSTRIA	440,000.00	442,618.00
	GOV OF AUSTRIA	490,000.00	470,078.56
	GOV OF AUSTRIA	250,000.00	177,265.50
	GOV OF AUSTRIA	590,000.00	661,660.81
	GOV OF AUSTRIA	280,000.00	168,938.28
	GOV OF AUSTRIA	490,000.00	496,175.47
	GOV OF AUSTRIA	300,000.00	222,217.52
	GOV OF AUSTRIA	110,000.00	86,482.44
	GOV OF AUSTRIA	490,000.00	284,899.03
	GOV OF AUSTRIA	80,000.00	80,651.12
	GOV OF AUSTRIA	180,000.00	207,362.88
	GOV OF AUSTRIA	30,000.00	13,505.22
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	70,599.20
	GOV OF AUSTRIA	240,000.00	177,158.40
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	95,346.88
	GOV OF BELGIUM	830,000.00	802,758.98
	GOV OF BELGIUM	460,000.00	477,835.58
	GOV OF BELGIUM	650,000.00	623,918.75
	GOV OF BELGIUM	630,000.00	592,911.27
GOV OF BELGIUM	390,000.00	354,032.25	
GOV OF BELGIUM	990,000.00	1,108,540.62	

		GOV OF BELGIUM	690,000.00	639,881.85
		GOV OF BELGIUM	840,000.00	769,557.80
		GOV OF BELGIUM	730,000.00	621,140.94
		GOV OF BELGIUM	570,000.00	504,632.97
		GOV OF BELGIUM	630,000.00	509,992.56
		GOV OF BELGIUM	500,000.00	546,151.00
		GOV OF BELGIUM	640,000.00	522,908.80
		GOV OF BELGIUM	580,000.00	507,111.40
		GOV OF BELGIUM	280,000.00	283,254.72
		GOV OF BELGIUM	90,000.00	90,548.28
		GOV OF BELGIUM	780,000.00	929,391.29
		GOV OF BELGIUM	250,000.00	205,473.00
		GOV OF BELGIUM	330,000.00	283,191.81
		GOV OF BELGIUM	310,000.00	199,695.49
		GOV OF BELGIUM	680,000.00	773,920.24
		GOV OF BELGIUM	160,000.00	163,839.04
		GOV OF BELGIUM	450,000.00	482,467.50
		GOV OF BELGIUM	430,000.00	311,570.26
		GOV OF BELGIUM	470,000.00	337,031.12
		GOV OF BELGIUM	440,000.00	282,887.44
		GOV OF BELGIUM	430,000.00	423,593.00
		GOV OF BELGIUM	240,000.00	189,139.44
		GOV OF BELGIUM	480,000.00	363,551.04
		GOV OF BELGIUM	250,000.00	105,734.06
		GOV OF FINLAND	150,000.00	152,373.93
		GOV OF FINLAND	310,000.00	299,654.68
		GOV OF FINLAND	210,000.00	199,622.22
		GOV OF FINLAND	230,000.00	213,847.56
		GOV OF FINLAND	260,000.00	250,109.34
		GOV OF FINLAND	160,000.00	148,392.00
		GOV OF FINLAND	280,000.00	282,547.16
		GOV OF FINLAND	310,000.00	281,186.18
		GOV OF FINLAND	260,000.00	231,157.73
		GOV OF FINLAND	200,000.00	167,525.98
		GOV OF FINLAND	290,000.00	253,313.55
		GOV OF FINLAND	370,000.00	303,664.92

	GOV OF FINLAND	190,000.00	171,463.33
	GOV OF FINLAND	230,000.00	194,766.76
	GOV OF FINLAND	260,000.00	183,843.14
	GOV OF FINLAND	80,000.00	77,081.60
	GOV OF FINLAND	100,000.00	63,677.64
	GOV OF FINLAND	190,000.00	178,773.67
	GOV OF FINLAND	230,000.00	144,892.57
	GOV OF FINLAND	320,000.00	234,584.00
	GOV OF FINLAND	160,000.00	75,003.21
	GOV OF FRANCE	1,110,000.00	1,069,507.20
	GOV OF FRANCE	1,790,000.00	1,720,404.80
	GOV OF FRANCE	1,460,000.00	1,409,149.66
	GOV OF FRANCE	1,240,000.00	1,311,206.38
	GOV OF FRANCE	1,450,000.00	1,401,742.55
	GOV OF FRANCE	1,680,000.00	1,583,934.77
	GOV OF FRANCE	1,720,000.00	1,750,947.96
	GOV OF FRANCE	1,990,000.00	1,888,235.38
	GOV OF FRANCE	1,550,000.00	1,542,860.30
	GOV OF FRANCE	1,690,000.00	1,577,413.89
	GOV OF FRANCE	2,210,000.00	2,035,759.18
	GOV OF FRANCE	1,330,000.00	1,261,391.95
	GOV OF FRANCE	1,680,000.00	1,691,113.70
	GOV OF FRANCE	1,580,000.00	1,467,873.72
	GOV OF FRANCE	3,010,000.00	2,785,110.86
	GOV OF FRANCE	1,860,000.00	1,706,297.04
	GOV OF FRANCE	110,000.00	110,887.81
	GOV OF FRANCE	2,230,000.00	2,551,568.23
	GOV OF FRANCE	2,200,000.00	1,972,432.00
	GOV OF FRANCE	1,850,000.00	1,591,417.16
	GOV OF FRANCE	2,240,000.00	2,230,379.91
	GOV OF FRANCE	2,230,000.00	1,865,105.10
	GOV OF FRANCE	2,410,000.00	2,230,317.63
	GOV OF FRANCE	1,800,000.00	1,460,885.40
	GOV OF FRANCE	1,280,000.00	1,022,644.48
	GOV OF FRANCE	1,500,000.00	1,852,486.05
	GOV OF FRANCE	1,770,000.00	1,668,239.16

	GOV OF FRANCE	1,680,000.00	1,711,446.24
	GOV OF FRANCE	290,000.00	307,030.83
	GOV OF FRANCE	1,730,000.00	1,482,440.46
	GOV OF FRANCE	1,130,000.00	1,330,620.20
	GOV OF FRANCE	1,640,000.00	1,348,986.92
	GOV OF FRANCE	640,000.00	505,062.40
	GOV OF FRANCE	1,030,000.00	1,146,900.88
	GOV OF FRANCE	1,020,000.00	859,079.70
	GOV OF FRANCE	910,000.00	606,824.40
	GOV OF FRANCE	1,570,000.00	1,859,952.31
	GOV OF FRANCE	530,000.00	476,671.09
	GOV OF FRANCE	750,000.00	450,428.45
	GOV OF FRANCE	1,190,000.00	1,201,453.75
	GOV OF FRANCE	1,150,000.00	915,534.55
	GOV OF FRANCE	1,400,000.00	975,303.00
	GOV OF FRANCE	1,070,000.00	583,887.23
	GOV OF FRANCE	1,210,000.00	646,839.38
	GOV OF FRANCE	810,000.00	766,245.42
	GOV OF FRANCE	780,000.00	888,778.80
	GOV OF FRANCE	780,000.00	898,287.00
	GOV OF FRANCE	570,000.00	387,429.00
	GOV OF FRANCE	450,000.00	174,737.13
	GOV OF GERMANY	600,000.00	593,637.83
	GOV OF GERMANY	1,190,000.00	1,154,712.52
	GOV OF GERMANY	580,000.00	575,963.78
	GOV OF GERMANY	890,000.00	855,792.85
	GOV OF GERMANY	420,000.00	418,987.80
	GOV OF GERMANY	1,730,000.00	1,679,705.09
	GOV OF GERMANY	280,000.00	281,402.24
	GOV OF GERMANY	970,000.00	923,874.56
	GOV OF GERMANY	350,000.00	333,990.65
	GOV OF GERMANY	480,000.00	483,768.00
	GOV OF GERMANY	1,300,000.00	1,243,430.92
	GOV OF GERMANY	1,030,000.00	972,197.68
	GOV OF GERMANY	1,070,000.00	1,003,600.08
	GOV OF GERMANY	930,000.00	869,328.66

	GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 030, 332. 60
	GOV OF GERMANY	860, 000. 00	796, 597. 36
	GOV OF GERMANY	960, 000. 00	1, 094, 388. 19
	GOV OF GERMANY	840, 000. 00	788, 263. 56
	GOV OF GERMANY	1, 370, 000. 00	1, 322, 180. 69
	GOV OF GERMANY	500, 000. 00	458, 165. 00
	GOV OF GERMANY	1, 230, 000. 00	1, 389, 560. 02
	GOV OF GERMANY	660, 000. 00	615, 341. 95
	GOV OF GERMANY	490, 000. 00	488, 933. 76
	GOV OF GERMANY	710, 000. 00	787, 522. 98
	GOV OF GERMANY	1, 110, 000. 00	1, 015, 853. 49
	GOV OF GERMANY	1, 050, 000. 00	1, 058, 137. 50
	GOV OF GERMANY	1, 050, 000. 00	944, 328. 00
	GOV OF GERMANY	1, 480, 000. 00	1, 343, 020. 08
	GOV OF GERMANY	1, 150, 000. 00	1, 019, 102. 40
	GOV OF GERMANY	900, 000. 00	895, 632. 75
	GOV OF GERMANY	460, 000. 00	565, 656. 80
	GOV OF GERMANY	970, 000. 00	850, 810. 28
	GOV OF GERMANY	1, 130, 000. 00	980, 572. 19
	GOV OF GERMANY	700, 000. 00	608, 220. 64
	GOV OF GERMANY	150, 000. 00	151, 863. 00
	GOV OF GERMANY	870, 000. 00	1, 057, 245. 57
	GOV OF GERMANY	1, 090, 000. 00	935, 000. 91
	GOV OF GERMANY	1, 090, 000. 00	924, 527. 10
	GOV OF GERMANY	500, 000. 00	424, 244. 00
	GOV OF GERMANY	1, 650, 000. 00	1, 381, 894. 80
	GOV OF GERMANY	810, 000. 00	777, 574. 89
	GOV OF GERMANY	1, 540, 000. 00	1, 548, 385. 89
	GOV OF GERMANY	810, 000. 00	833, 245. 38
	GOV OF GERMANY	950, 000. 00	1, 165, 603. 83
	GOV OF GERMANY	880, 000. 00	674, 382. 72
	GOV OF GERMANY	1, 000, 000. 00	745, 215. 00
	GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 294, 182. 89
	GOV OF GERMANY	800, 000. 00	660, 200. 80
	GOV OF GERMANY	750, 000. 00	919, 729. 50
	GOV OF GERMANY	840, 000. 00	1, 095, 749. 76

	GOV OF GERMANY	700,000.00	776,564.60
	GOV OF GERMANY	1,190,000.00	1,190,221.34
	GOV OF GERMANY	1,100,000.00	1,104,281.20
	GOV OF GERMANY	1,460,000.00	1,141,414.86
	GOV OF GERMANY	1,560,000.00	826,941.96
	GOV OF GERMANY	1,280,000.00	646,813.44
	GOV OF GERMANY	1,280,000.00	1,106,292.48
	GOV OF IRELAND	550,000.00	565,812.50
	GOV OF IRELAND	460,000.00	442,460.75
	GOV OF IRELAND	280,000.00	259,044.80
	GOV OF IRELAND	210,000.00	196,325.22
	GOV OF IRELAND	330,000.00	306,855.78
	GOV OF IRELAND	410,000.00	407,354.68
	GOV OF IRELAND	330,000.00	281,929.66
	GOV OF IRELAND	160,000.00	147,544.00
	GOV OF IRELAND	390,000.00	320,468.32
	GOV OF IRELAND	280,000.00	231,011.20
	GOV OF IRELAND	240,000.00	213,610.32
	GOV OF IRELAND	160,000.00	123,480.00
	GOV OF IRELAND	250,000.00	216,483.25
	GOV OF IRELAND	90,000.00	60,721.38
	GOV OF IRELAND	190,000.00	190,086.69
	GOV OF IRELAND	420,000.00	350,205.66
	GOV OF IRELAND	410,000.00	293,808.05
	GOV OF ITALY	920,000.00	911,556.24
	GOV OF ITALY	580,000.00	560,558.66
	GOV OF ITALY	1,170,000.00	1,130,480.73
	GOV OF ITALY	1,050,000.00	1,069,639.20
	GOV OF ITALY	800,000.00	780,010.99
	GOV OF ITALY	660,000.00	643,000.23
	GOV OF ITALY	970,000.00	948,891.83
	GOV OF ITALY	200,000.00	193,322.60
	GOV OF ITALY	200,000.00	201,097.28
	GOV OF ITALY	740,000.00	730,724.42
	GOV OF ITALY	780,000.00	762,271.55
	GOV OF ITALY	730,000.00	734,307.00

	GOV OF ITALY	710,000.00	670,553.11
	GOV OF ITALY	710,000.00	729,453.29
	GOV OF ITALY	1,180,000.00	1,097,041.28
	GOV OF ITALY	900,000.00	912,222.00
	GOV OF ITALY	880,000.00	847,552.70
	GOV OF ITALY	1,010,000.00	983,452.15
	GOV OF ITALY	200,000.00	184,074.29
	GOV OF ITALY	440,000.00	447,406.96
	GOV OF ITALY	1,140,000.00	1,078,571.10
	GOV OF ITALY	710,000.00	661,624.86
	GOV OF ITALY	600,000.00	561,063.60
	GOV OF ITALY	700,000.00	677,337.50
	GOV OF ITALY	820,000.00	787,595.24
	GOV OF ITALY	860,000.00	791,346.20
	GOV OF ITALY	1,110,000.00	1,240,751.34
	GOV OF ITALY	650,000.00	635,451.70
	GOV OF ITALY	840,000.00	799,228.92
	GOV OF ITALY	800,000.00	704,513.60
	GOV OF ITALY	940,000.00	943,233.60
	GOV OF ITALY	780,000.00	687,078.60
	GOV OF ITALY	610,000.00	621,242.30
	GOV OF ITALY	860,000.00	911,790.92
	GOV OF ITALY	630,000.00	613,965.24
	GOV OF ITALY	870,000.00	748,375.74
	GOV OF ITALY	820,000.00	792,347.96
	GOV OF ITALY	600,000.00	585,949.20
	GOV OF ITALY	1,660,000.00	1,814,917.84
	GOV OF ITALY	760,000.00	772,195.72
	GOV OF ITALY	1,000,000.00	998,080.00
	GOV OF ITALY	870,000.00	762,176.55
	GOV OF ITALY	980,000.00	984,372.85
	GOV OF ITALY	590,000.00	498,013.10
	GOV OF ITALY	180,000.00	183,638.82
	GOV OF ITALY	310,000.00	272,051.05
	GOV OF ITALY	860,000.00	709,134.50
	GOV OF ITALY	1,540,000.00	1,775,032.33

	GOV OF ITALY	810,000.00	644,468.40
	GOV OF ITALY	170,000.00	173,077.51
	GOV OF ITALY	1,190,000.00	963,416.86
	GOV OF ITALY	1,280,000.00	1,091,141.12
	GOV OF ITALY	400,000.00	318,640.80
	GOV OF ITALY	750,000.00	674,227.50
	GOV OF ITALY	1,080,000.00	1,232,755.20
	GOV OF ITALY	690,000.00	717,105.06
	GOV OF ITALY	670,000.00	591,628.76
	GOV OF ITALY	150,000.00	154,753.50
	GOV OF ITALY	1,500,000.00	1,623,324.00
	GOV OF ITALY	540,000.00	503,358.30
	GOV OF ITALY	380,000.00	377,172.04
	GOV OF ITALY	390,000.00	289,993.86
	GOV OF ITALY	440,000.00	357,060.00
	GOV OF ITALY	1,790,000.00	1,758,429.77
	GOV OF ITALY	450,000.00	303,804.00
	GOV OF ITALY	550,000.00	489,137.55
	GOV OF ITALY	630,000.00	539,522.55
	GOV OF ITALY	460,000.00	492,672.88
	GOV OF ITALY	580,000.00	496,058.92
	GOV OF ITALY	1,050,000.00	1,126,119.12
	GOV OF ITALY	690,000.00	478,461.18
	GOV OF ITALY	560,000.00	558,829.60
	GOV OF ITALY	700,000.00	727,866.30
	GOV OF ITALY	560,000.00	339,563.28
	GOV OF ITALY	790,000.00	658,252.49
	GOV OF ITALY	870,000.00	657,728.70
	GOV OF ITALY	440,000.00	377,275.36
	GOV OF ITALY	370,000.00	335,947.05
	GOV OF ITALY	700,000.00	488,618.20
	GOV OF ITALY	690,000.00	402,968.41
	GOV OF ITALY	320,000.00	203,522.56
	GOV OF ITALY	390,000.00	386,478.69
	GOV OF ITALY	290,000.00	202,768.00
	GOV OF ITALY	260,000.00	150,814.30

	GOV OF NETHERLANDS	820,000.00	787,141.12
	GOV OF NETHERLANDS	550,000.00	520,238.95
	GOV OF NETHERLANDS	680,000.00	645,398.47
	GOV OF NETHERLANDS	980,000.00	908,166.00
	GOV OF NETHERLANDS	280,000.00	263,806.34
	GOV OF NETHERLANDS	680,000.00	759,354.64
	GOV OF NETHERLANDS	500,000.00	463,780.50
	GOV OF NETHERLANDS	550,000.00	486,784.10
	GOV OF NETHERLANDS	600,000.00	532,549.80
	GOV OF NETHERLANDS	350,000.00	350,826.00
	GOV OF NETHERLANDS	320,000.00	272,956.80
	GOV OF NETHERLANDS	580,000.00	481,786.45
	GOV OF NETHERLANDS	700,000.00	591,303.22
	GOV OF NETHERLANDS	640,000.00	637,094.40
	GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	198,427.60
	GOV OF NETHERLANDS	850,000.00	967,328.56
	GOV OF NETHERLANDS	270,000.00	184,130.01
	GOV OF NETHERLANDS	820,000.00	585,269.08
	GOV OF NETHERLANDS	630,000.00	720,278.37
	GOV OF NETHERLANDS	890,000.00	900,496.66
	GOV OF NETHERLANDS	740,000.00	359,816.66
	GOV OF NETHERLANDS	350,000.00	301,785.40
	GOV OF SPAIN	830,000.00	800,338.29
	GOV OF SPAIN	660,000.00	646,110.68
	GOV OF SPAIN	840,000.00	802,756.08
	GOV OF SPAIN	890,000.00	912,059.54
	GOV OF SPAIN	1,050,000.00	1,034,965.76
	GOV OF SPAIN	570,000.00	535,489.35
	GOV OF SPAIN	1,290,000.00	1,261,351.68
	GOV OF SPAIN	600,000.00	597,956.63
	GOV OF SPAIN	960,000.00	1,030,982.40
	GOV OF SPAIN	1,110,000.00	1,062,153.32
	GOV OF SPAIN	890,000.00	814,003.79
	GOV OF SPAIN	1,010,000.00	965,847.85
	GOV OF SPAIN	900,000.00	836,595.00
	GOV OF SPAIN	880,000.00	835,024.08

	GOV OF SPAIN	1,110,000.00	987,594.75
	GOV OF SPAIN	1,090,000.00	1,025,061.07
	GOV OF SPAIN	940,000.00	881,219.92
	GOV OF SPAIN	700,000.00	771,851.50
	GOV OF SPAIN	1,120,000.00	1,284,850.56
	GOV OF SPAIN	920,000.00	854,386.01
	GOV OF SPAIN	1,100,000.00	979,308.51
	GOV OF SPAIN	940,000.00	823,133.56
	GOV OF SPAIN	930,000.00	798,281.31
	GOV OF SPAIN	860,000.00	807,123.74
	GOV OF SPAIN	890,000.00	793,350.45
	GOV OF SPAIN	1,120,000.00	904,679.32
	GOV OF SPAIN	690,000.00	566,532.49
	GOV OF SPAIN	900,000.00	740,902.50
	GOV OF SPAIN	840,000.00	1,005,196.92
	GOV OF SPAIN	890,000.00	847,102.00
	GOV OF SPAIN	830,000.00	824,260.88
	GOV OF SPAIN	970,000.00	899,591.58
	GOV OF SPAIN	960,000.00	981,092.64
	GOV OF SPAIN	900,000.00	766,756.80
	GOV OF SPAIN	860,000.00	923,689.36
	GOV OF SPAIN	570,000.00	404,451.48
	GOV OF SPAIN	280,000.00	287,172.58
	GOV OF SPAIN	800,000.00	918,424.80
	GOV OF SPAIN	440,000.00	303,063.20
	GOV OF SPAIN	1,140,000.00	1,289,063.55
	GOV OF SPAIN	350,000.00	223,543.25
	GOV OF SPAIN	320,000.00	305,278.72
	GOV OF SPAIN	630,000.00	756,057.01
	GOV OF SPAIN	710,000.00	614,252.15
	GOV OF SPAIN	710,000.00	583,719.40
	GOV OF SPAIN	880,000.00	469,332.16
	GOV OF SPAIN	700,000.00	460,423.60
	GOV OF SPAIN	570,000.00	510,150.82
	GOV OF SPAIN	290,000.00	138,605.79
	ユーロ 小計	273,680,000.00	254,969,151.82

			(39,923,069,791)
英ポンド	UK TREASURY	1,300,000.00	1,236,170.00
	UK TREASURY	640,000.00	642,259.20
	UK TREASURY	470,000.00	444,062.39
	UK TREASURY	840,000.00	805,770.00
	UK TREASURY	530,000.00	520,221.50
	UK TREASURY	420,000.00	384,862.80
	UK TREASURY	870,000.00	812,436.45
	UK TREASURY	1,240,000.00	1,113,520.00
	UK TREASURY	950,000.00	947,340.00
	UK TREASURY	790,000.00	717,043.50
	UK TREASURY	580,000.00	584,903.32
	UK TREASURY	780,000.00	666,705.51
	UK TREASURY	350,000.00	356,162.80
	UK TREASURY	500,000.00	449,750.00
	UK TREASURY	580,000.00	632,694.74
	UK TREASURY	950,000.00	798,380.00
	UK TREASURY	590,000.00	497,544.64
	UK TREASURY	750,000.00	592,455.00
	UK TREASURY	640,000.00	672,669.18
	UK TREASURY	1,120,000.00	850,472.00
	UK TREASURY	1,470,000.00	1,169,607.26
	UK TREASURY	860,000.00	879,307.00
	UK TREASURY	1,350,000.00	1,272,092.85
	UK TREASURY	720,000.00	539,593.92
	UK TREASURY	570,000.00	588,981.00
	UK TREASURY	480,000.00	324,192.00
	UK TREASURY	1,060,000.00	1,066,561.40
	UK TREASURY	740,000.00	545,728.09
	UK TREASURY	630,000.00	590,564.00
	UK TREASURY	880,000.00	919,119.34
UK TREASURY	960,000.00	617,902.08	
UK TREASURY	460,000.00	453,376.00	
UK TREASURY	820,000.00	804,488.22	
UK TREASURY	890,000.00	545,013.75	
UK TREASURY	750,000.00	754,054.05	

	UK TREASURY	840,000.00	703,080.00
	UK TREASURY	630,000.00	544,742.73
	UK TREASURY	640,000.00	318,976.00
	UK TREASURY	640,000.00	616,633.60
	UK TREASURY	950,000.00	539,787.15
	UK TREASURY	340,000.00	201,227.30
	UK TREASURY	600,000.00	576,496.92
	UK TREASURY	780,000.00	316,992.00
	UK TREASURY	840,000.00	414,960.00
	UK TREASURY	400,000.00	353,194.16
	UK TREASURY	860,000.00	444,723.20
	UK TREASURY	810,000.00	711,275.58
	UK TREASURY	540,000.00	285,930.00
	UK TREASURY	790,000.00	760,691.00
	UK TREASURY	540,000.00	290,952.00
	UK TREASURY	500,000.00	463,246.00
	UK TREASURY	760,000.00	230,660.00
	UK TREASURY	430,000.00	397,320.00
	UK TREASURY	530,000.00	342,857.00
	UK TREASURY	570,000.00	476,089.42
	UK TREASURY	690,000.00	326,781.79
	UK TREASURY	400,000.00	149,880.00
	英ポンド 小計	41,610,000.00	34,262,499.84 (6,252,563,595)
スウェーデンクローナ	GOV OF SWEDEN	3,170,000.00	3,142,244.81
	GOV OF SWEDEN	3,300,000.00	3,153,274.97
	GOV OF SWEDEN	2,790,000.00	2,601,992.25
	GOV OF SWEDEN	2,680,000.00	2,450,949.96
	GOV OF SWEDEN	1,620,000.00	1,379,886.84
	GOV OF SWEDEN	2,320,000.00	2,304,125.98
	GOV OF SWEDEN	1,340,000.00	1,269,660.88
	GOV OF SWEDEN	1,840,000.00	2,065,289.60
	スウェーデンクローナ 小計	19,060,000.00	18,367,425.29 (255,123,537)
ノルウェークローネ	GOV OF NORWAY	430,000.00	418,940.40
	GOV OF NORWAY	2,680,000.00	2,562,026.40

	GOV OF NORWAY	1,890,000.00	1,794,197.79
	GOV OF NORWAY	2,110,000.00	1,995,188.99
	GOV OF NORWAY	2,070,000.00	1,901,005.20
	GOV OF NORWAY	2,410,000.00	2,132,466.81
	GOV OF NORWAY	2,150,000.00	1,850,900.60
	GOV OF NORWAY	2,030,000.00	1,852,622.66
	GOV OF NORWAY	1,570,000.00	1,524,051.59
	ノルウェークローネ 小計	17,340,000.00	16,031,400.44 (213,858,881)
デンマーククローネ	GOV OF DENMARK	2,500,000.00	2,455,056.75
	GOV OF DENMARK	2,370,000.00	2,204,848.92
	GOV OF DENMARK	2,320,000.00	2,082,585.12
	GOV OF DENMARK	2,640,000.00	2,183,913.48
	GOV OF DENMARK	1,200,000.00	1,170,828.00
	GOV OF DENMARK	4,020,000.00	4,980,889.34
	GOV OF DENMARK	2,280,000.00	1,221,599.42
	デンマーククローネ 小計	17,330,000.00	16,299,721.03 (342,294,141)
ポーランドズロチ	GOV OF POLAND	1,760,000.00	1,659,243.52
	GOV OF POLAND	1,510,000.00	1,466,282.48
	GOV OF POLAND	2,250,000.00	2,115,965.25
	GOV OF POLAND	820,000.00	719,488.50
	GOV OF POLAND	1,410,000.00	1,357,456.35
	GOV OF POLAND	2,510,000.00	2,309,712.04
	GOV OF POLAND	1,620,000.00	1,481,692.50
	GOV OF POLAND	780,000.00	803,697.96
	GOV OF POLAND	2,310,000.00	2,051,397.81
	GOV OF POLAND	2,000,000.00	1,566,604.00
	GOV OF POLAND	1,320,000.00	1,012,558.80
	GOV OF POLAND	920,000.00	966,023.00
	ポーランドズロチ 小計	19,210,000.00	17,510,122.21 (632,150,432)
オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	830,000.00	820,319.93
	GOV OF AUSTRALIA	610,000.00	567,694.65
	GOV OF AUSTRALIA	810,000.00	815,857.99
	GOV OF AUSTRALIA	960,000.00	874,950.02

	GOV OF AUSTRALIA	790,000.00	810,856.94	
	GOV OF AUSTRALIA	720,000.00	689,761.51	
	GOV OF AUSTRALIA	630,000.00	587,241.62	
	GOV OF AUSTRALIA	680,000.00	643,572.01	
	GOV OF AUSTRALIA	700,000.00	675,416.66	
	GOV OF AUSTRALIA	710,000.00	662,321.12	
	GOV OF AUSTRALIA	910,000.00	829,857.88	
	GOV OF AUSTRALIA	800,000.00	648,885.10	
	GOV OF AUSTRALIA	1,000,000.00	829,569.43	
	GOV OF AUSTRALIA	1,210,000.00	950,871.78	
	GOV OF AUSTRALIA	1,160,000.00	916,535.00	
	GOV OF AUSTRALIA	940,000.00	765,656.76	
	GOV OF AUSTRALIA	920,000.00	935,691.15	
	GOV OF AUSTRALIA	760,000.00	681,120.99	
	GOV OF AUSTRALIA	740,000.00	705,853.35	
	GOV OF AUSTRALIA	670,000.00	622,141.85	
	GOV OF AUSTRALIA	380,000.00	325,627.41	
	GOV OF AUSTRALIA	590,000.00	550,897.30	
	GOV OF AUSTRALIA	460,000.00	395,811.34	
	GOV OF AUSTRALIA	390,000.00	305,169.40	
	GOV OF AUSTRALIA	620,000.00	475,267.30	
	GOV OF AUSTRALIA	800,000.00	442,909.62	
	GOV OF AUSTRALIA	250,000.00	255,286.62	
	オーストラリアドル 小計	20,040,000.00	17,785,144.73 (1,700,081,984)	
ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	330,000.00	319,471.40	
	GOV OF NEWZEALAND	240,000.00	215,866.03	
	GOV OF NEWZEALAND	320,000.00	316,749.89	
	GOV OF NEWZEALAND	450,000.00	369,478.28	
	GOV OF NEWZEALAND	330,000.00	302,803.08	
	GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	147,573.31	
	GOV OF NEWZEALAND	250,000.00	198,455.52	
	GOV OF NEWZEALAND	420,000.00	337,879.41	
	GOV OF NEWZEALAND	460,000.00	412,917.67	
	GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	141,934.73	
	GOV OF NEWZEALAND	180,000.00	139,992.67	

	GOV OF NEWZEALAND	140,000.00	85,902.90
	GOV OF NEWZEALAND	330,000.00	216,728.85
	ニュージーランドドル 小計	3,750,000.00	3,205,753.74 (285,408,255)
シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	340,000.00	334,526.00
	GOV OF SINGAPORE	300,000.00	284,425.50
	GOV OF SINGAPORE	260,000.00	253,318.00
	GOV OF SINGAPORE	170,000.00	161,381.00
	GOV OF SINGAPORE	410,000.00	415,658.00
	GOV OF SINGAPORE	80,000.00	80,032.00
	GOV OF SINGAPORE	210,000.00	208,005.00
	GOV OF SINGAPORE	510,000.00	510,357.00
	GOV OF SINGAPORE	330,000.00	330,297.00
	GOV OF SINGAPORE	210,000.00	192,507.00
	GOV OF SINGAPORE	190,000.00	186,656.00
	GOV OF SINGAPORE	300,000.00	313,024.50
	GOV OF SINGAPORE	330,000.00	308,880.00
	GOV OF SINGAPORE	240,000.00	224,383.20
	GOV OF SINGAPORE	190,000.00	184,913.70
	GOV OF SINGAPORE	330,000.00	318,516.00
	GOV OF SINGAPORE	250,000.00	200,500.00
	GOV OF SINGAPORE	290,000.00	232,204.45
	GOV OF SINGAPORE	130,000.00	133,120.00
	シンガポールドル 小計	5,070,000.00	4,872,704.35 (528,152,424)
マレーシアリングgit	GOV OF MALAYSIA	640,000.00	644,398.59
	GOV OF MALAYSIA	1,170,000.00	1,179,452.54
	GOV OF MALAYSIA	340,000.00	346,723.26
	GOV OF MALAYSIA	690,000.00	696,870.53
	GOV OF MALAYSIA	930,000.00	939,610.43
	GOV OF MALAYSIA	130,000.00	131,097.77
	GOV OF MALAYSIA	590,000.00	587,820.21
	GOV OF MALAYSIA	1,470,000.00	1,487,652.34
	GOV OF MALAYSIA	820,000.00	823,212.59
	GOV OF MALAYSIA	370,000.00	384,798.96
	GOV OF MALAYSIA	760,000.00	766,722.50

	GOV OF MALAYSIA	780,000.00	813,082.60
	GOV OF MALAYSIA	1,050,000.00	969,975.17
	GOV OF MALAYSIA	470,000.00	481,834.96
	GOV OF MALAYSIA	530,000.00	518,701.88
	GOV OF MALAYSIA	660,000.00	660,436.26
	GOV OF MALAYSIA	620,000.00	665,921.29
	GOV OF MALAYSIA	800,000.00	793,937.79
	GOV OF MALAYSIA	910,000.00	932,633.06
	GOV OF MALAYSIA	820,000.00	880,679.26
	GOV OF MALAYSIA	800,000.00	878,917.92
	GOV OF MALAYSIA	920,000.00	884,606.18
	GOV OF MALAYSIA	660,000.00	711,253.81
	GOV OF MALAYSIA	510,000.00	559,323.78
	GOV OF MALAYSIA	450,000.00	482,517.67
	GOV OF MALAYSIA	900,000.00	989,606.97
	GOV OF MALAYSIA	1,010,000.00	975,845.93
	GOV OF MALAYSIA	320,000.00	331,022.46
	マレーシアリングット 小計	20,120,000.00	20,518,656.71 (637,687,020)
中国元	GOV OF CHINA	6,300,000.00	6,292,688.97
	GOV OF CHINA	6,420,000.00	6,408,671.65
	GOV OF CHINA	9,400,000.00	9,387,432.10
	GOV OF CHINA	11,910,000.00	11,832,136.70
	GOV OF CHINA	7,880,000.00	7,852,244.11
	GOV OF CHINA	11,670,000.00	11,590,090.94
	GOV OF CHINA	7,220,000.00	7,184,964.01
	GOV OF CHINA	5,500,000.00	5,477,323.39
	GOV OF CHINA	13,160,000.00	13,314,002.26
	GOV OF CHINA	6,650,000.00	6,622,999.53
	GOV OF CHINA	5,130,000.00	5,126,396.17
	GOV OF CHINA	22,990,000.00	23,323,212.46
	GOV OF CHINA	10,240,000.00	10,201,758.50
	GOV OF CHINA	15,840,000.00	15,918,081.69
	GOV OF CHINA	1,800,000.00	1,784,524.14
	GOV OF CHINA	8,250,000.00	8,213,829.84
	GOV OF CHINA	8,300,000.00	8,286,701.32

	GOV OF CHINA	11,720,000.00	11,856,807.56
	GOV OF CHINA	9,840,000.00	9,821,175.19
	GOV OF CHINA	5,160,000.00	5,139,861.24
	GOV OF CHINA	11,890,000.00	12,277,130.07
	GOV OF CHINA	9,610,000.00	9,637,299.11
	GOV OF CHINA	14,060,000.00	14,349,082.03
	GOV OF CHINA	7,200,000.00	7,143,381.50
	GOV OF CHINA	14,780,000.00	14,999,468.22
	GOV OF CHINA	15,100,000.00	15,104,430.34
	GOV OF CHINA	9,780,000.00	9,875,021.49
	GOV OF CHINA	11,940,000.00	12,017,756.86
	GOV OF CHINA	9,420,000.00	9,416,420.21
	GOV OF CHINA	6,700,000.00	6,759,079.93
	GOV OF CHINA	8,950,000.00	9,032,567.32
	GOV OF CHINA	11,250,000.00	11,263,492.12
	GOV OF CHINA	9,870,000.00	9,852,439.18
	GOV OF CHINA	10,830,000.00	11,320,901.15
	GOV OF CHINA	9,600,000.00	9,875,171.52
	GOV OF CHINA	4,250,000.00	4,320,888.30
	GOV OF CHINA	9,780,000.00	9,828,941.07
	GOV OF CHINA	7,140,000.00	7,181,412.00
	GOV OF CHINA	6,220,000.00	6,221,176.20
	GOV OF CHINA	5,260,000.00	5,223,761.07
	GOV OF CHINA	3,900,000.00	3,938,473.89
	GOV OF CHINA	8,260,000.00	8,404,322.85
	GOV OF CHINA	7,230,000.00	7,216,087.16
	GOV OF CHINA	7,290,000.00	7,199,055.42
	GOV OF CHINA	5,010,000.00	5,938,596.48
	GOV OF CHINA	7,500,000.00	8,611,423.50
	GOV OF CHINA	6,070,000.00	6,460,209.95
	GOV OF CHINA	6,890,000.00	7,881,134.07
	GOV OF CHINA	4,170,000.00	4,709,005.86
	GOV OF CHINA	4,500,000.00	4,931,350.65
	GOV OF CHINA	3,610,000.00	3,818,145.01
	GOV OF CHINA	4,220,000.00	4,309,669.09
	GOV OF CHINA	5,360,000.00	5,603,455.48

		中国元 小計	453,020,000.00	460,355,650.87 (9,330,948,687)
イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL		580,000.00	556,394.00
	GOV OF ISRAEL		1,330,000.00	1,292,427.50
	GOV OF ISRAEL		570,000.00	535,914.00
	GOV OF ISRAEL		760,000.00	816,924.00
	GOV OF ISRAEL		1,030,000.00	988,645.50
	GOV OF ISRAEL		930,000.00	874,851.00
	GOV OF ISRAEL		360,000.00	368,856.00
	GOV OF ISRAEL		1,070,000.00	904,310.50
	GOV OF ISRAEL		700,000.00	571,235.00
	GOV OF ISRAEL		940,000.00	682,346.00
	GOV OF ISRAEL		820,000.00	976,702.00
	GOV OF ISRAEL		910,000.00	836,745.00
	GOV OF ISRAEL		370,000.00	266,363.00
		イスラエルシュケル 小計	10,370,000.00	9,671,713.50 (379,733,716)
合計				121,886,866,068 (121,886,866,068)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 261 銘柄	100.0%	47.5%
カナダドル	国債証券 36 銘柄	100.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券 15 銘柄	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 357 銘柄	100.0%	32.8%
英ポンド	国債証券 57 銘柄	100.0%	5.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 8 銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 9 銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 7 銘柄	100.0%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券 12 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 27 銘柄	100.0%	1.4%
ニュージーランドドル	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.2%
シンガポールドル	国債証券 19 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券 28 銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券 53 銘柄	100.0%	7.7%

イスラエルシェケル	国債証券	13 銘柄	100.0%	0.3%
-----------	------	-------	--------	------

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	77,702,951
コール・ローン	12,991,889
投資信託受益証券	10,869,127,493
流動資産合計	10,959,822,333
資産合計	10,959,822,333
負債の部	
流動負債	
未払金	65,533,986
未払解約金	9,824,400
未払利息	35
その他未払費用	170
流動負債合計	75,358,591
負債合計	75,358,591
純資産の部	
元本等	
元本	8,255,019,283
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,629,444,459
元本等合計	10,884,463,742
純資産合計	10,884,463,742
負債純資産合計	10,959,822,333

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	8,879,397,999円
期中追加設定元本額	1,514,687,631円
期中一部解約元本額	2,139,066,347円
期末元本額	8,255,019,283円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	746,492,793円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	933,078,119円
りそなラップ型ファンド(成長型)	600,177,766円
DCりそな グローバルバランス	21,559,724円
つみたてバランスファンド	1,505,287,295円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	317,429,406円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	234,523,650円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	163,245,616円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	85,909,895円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	58,729,382円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	33,333,691円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	73,435,774円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	94,246,629円
九州SDGs・グローバルバランス	29,986,182円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	4,802,166円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	38,662,652円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	51,291,158円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	20,539,800円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	21,950,700円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	13,520,076円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	215,398円

ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	135,662 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	525,627 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	216,670 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	409,744 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	37,433 円
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド	26,980,410 円
FWりそな新興国債券インデックスファンド	2,422,492,246 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	78,759,619 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	270,084,579 円
S m a r t e r i 8資産バランス 成長型	365,138,998 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	2,880,377 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	4,650,576 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	19,360,518 円
りそなF T マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	14,294,203 円
りそなD A A マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	634,749 円
2. 計算日における受益権の総数	8,255,019,283 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3185 円
(10,000口当たり純資産額)	(13,185 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析及び評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券		24,710,253
合計		24,710,253

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	1,368,547	61,276,691.92	
		VANECK J.P.MORGAN EM LOCAL	545,832	13,476,592.08	
		米ドル 小計	1,914,379	74,753,284.00 (10,869,127,493)	
合計				10,869,127,493 (10,869,127,493)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM先進国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	6,845,877,410
コール・ローン	712,379,152
株式	207,371,709,030
投資証券	4,289,303,331
派生商品評価勘定	698,293,274
未収入金	92,486
未収配当金	298,729,125
差入委託証拠金	3,431,161,662
流動資産合計	223,647,545,470
資産合計	223,647,545,470
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,708,215
未払解約金	819,588,900
未払利息	1,932
その他未払費用	13,973
流動負債合計	821,313,020
負債合計	821,313,020
純資産の部	
元本等	
元本	85,160,121,138
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	137,666,111,312
元本等合計	222,826,232,450
純資産合計	222,826,232,450
負債純資産合計	223,647,545,470

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p> <p>為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	76,433,099,907円
期中追加設定元本額	43,139,328,974円
期中一部解約元本額	34,412,307,743円
期末元本額	85,160,121,138円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,522,089,142円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	7,713,427,214円
りそなラップ型ファンド(成長型)	6,965,679,027円
DCりそな グローバルバランス	44,289,421円
つみたてバランスファンド	3,089,470,915円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,962,788,881円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	1,469,023,053円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	1,018,379,150円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	540,051,506円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	367,397,690円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	207,423,297円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	455,597,338円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	40,252,787円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	135,015,839円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	128,363,552円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	25,032,697円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	558,011円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	778,110円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	4,111,362円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	2,082,759円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	4,166,997円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	236,688円
FWりそな先進国株式アクティブファンド	137,228,598円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	125,447,238円
FWりそな先進国株式インデックスファンド	31,795,814,090円
S m a r t - i 先進国株式インデックス	18,588,867,819円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	495,066,656円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	1,686,065,801円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	2,269,652,448円
S m a r t - i S e l e c t 全世界株式インデックス	383,731,382円
S m a r t - i S e l e c t 全世界株式インデックス (除く日本)	187,070,196円
S m a r t - i D C 全世界株式インデックス	332,526円
S m a r t - i D C 全世界株式インデックス (除く日本)	352,513円
りそなFT 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	248,473,705円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	107,208,978円
りそなFT RCバランスファンド (適格機関投資家専用)	1,161,950,704円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	8,371,236円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	34,497,514円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	259,338,004円
りそなFT マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	118,082,940円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	9,451,604円
りそなFT パッシブバランスI (適格機関投資家専用)	446,721,842円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	71,190,487円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	134,569,312円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	224,548,885円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	969,871,224円
2. 計算日における受益権の総数	85,160,121,138口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6166円
(10,000口当たり純資産額)	(26,166円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式、新株予約権証券、投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	20,408,707,741	
投資証券	△173,217,394	
合計	20,235,490,347	

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2023年12月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	10,474,345,155	—	11,172,636,254	698,291,099
合計		10,474,345,155	—	11,172,636,254	698,291,099

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2023年12月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	40,153,795	—	40,154,152	357
	米ドル	36,332,075	—	36,332,100	25
	オーストラリアドル	3,821,720	—	3,822,052	332
	売建	110,233,200	—	111,939,597	△1,706,397
	米ドル	110,233,200	—	111,939,597	△1,706,397
合計		150,386,995	—	152,093,749	△1,706,040

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	APA CORP	7,486	34.47	258,042.42	
	BAKER HUGHES COMPANY	26,015	32.24	838,723.60	
	CHENIERE ENERGY INC	6,240	176.21	1,099,550.40	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	3,035	75.05	227,776.75	
	CHEVRON CORP	48,573	144.31	7,009,569.63	
	CONOCOPHILLIPS	32,117	112.07	3,599,352.19	
	COTERRA ENERGY INC	20,285	24.70	501,039.50	
	DEVON ENERGY CORP	17,167	44.09	756,893.03	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	4,616	148.73	686,537.68	
	EOG RESOURCES INC	15,557	118.96	1,850,660.72	
	EQT CORP	10,599	37.13	393,540.87	
	EXXON MOBIL CORP	107,205	99.55	10,672,257.75	
	HALLIBURTON CO	24,120	34.93	842,511.60	
	HESS CORP	7,377	134.50	992,206.50	
	HF SINCLAIR CORP	3,758	52.67	197,933.86	
	KINDER MORGAN INC	53,962	17.70	955,127.40	
	MARATHON OIL CORP	16,626	24.09	400,520.34	
	MARATHON PETROLEUM CORP	10,747	143.02	1,537,035.94	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	17,681	56.47	998,446.07	
	ONEOK INC	15,437	68.24	1,053,420.88	
	OVINTIV INC	7,033	41.63	292,783.79	
	PHILLIPS 66	12,231	125.32	1,532,788.92	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	6,228	223.05	1,389,155.40	
	SCHLUMBERGER LTD	37,897	48.80	1,849,373.60	
	TARGA RESOURCES CORP	5,417	86.56	468,895.52	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	151	1,546.12	233,464.12	
VALERO ENERGY CORP	9,643	122.74	1,183,581.82		
WILLIAMS COS INC	32,530	35.52	1,155,465.60		
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	5,932	263.27	1,561,717.64		
ALBEMARLE CORP	3,181	127.99	407,136.19		

AMCOR PLC	36,707	9.65	354,222.55
AVERY DENNISON CORP	2,036	191.71	390,321.56
BALL CORP	7,893	57.51	453,926.43
CELANESE CORP	2,671	141.35	377,545.85
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	4,912	76.56	376,062.72
CLEVELAND-CLIFFS INC	14,637	17.38	254,391.06
CORTEVA INC	19,337	45.15	873,065.55
CROWN HOLDINGS INC	3,413	88.53	302,152.89
DOW INC	18,281	50.92	930,868.52
DUPONT DE NEMOURS INC	12,505	70.89	886,479.45
EASTMAN CHEMICAL CO	2,948	84.85	250,137.80
ECOLAB INC	6,867	192.12	1,319,288.04
FMC CORP	3,105	55.88	173,507.40
FREPORT-MCMORAN INC	38,316	38.15	1,461,755.40
INTERNATIONAL PAPER CO	7,868	36.84	289,857.12
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	6,933	76.82	532,593.06
LINDE PLC	13,003	401.27	5,217,713.81
LYONDELBASELL INDU-CL A	7,041	92.58	651,855.78
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,675	469.39	786,228.25
MOSAIC CO/THE	8,511	35.68	303,672.48
NEWMONT CORP	31,246	39.08	1,221,093.68
NUCOR CORP	6,739	162.09	1,092,324.51
PACKAGING CORP OF AMERICA	2,403	163.88	393,803.64
PPG INDUSTRIES INC	6,417	143.98	923,919.66
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	1,573	264.64	416,278.72
RPM INTERNATIONAL INC	3,503	107.02	374,891.06
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	6,542	289.82	1,896,002.44
STEEL DYNAMICS INC	4,203	113.16	475,611.48
VULCAN MATERIALS CO	3,454	216.03	746,167.62
WESTLAKE CORP	1,041	129.25	134,549.25
WESTROCK CO	7,139	41.16	293,841.24
3M CO	14,719	103.37	1,521,503.03
AECOM	3,727	91.23	340,014.21
AERCAP HOLDINGS NV	5,527	72.15	398,773.05
ALLEGION PLC	2,487	110.34	274,415.58
AMETEK INC	6,262	157.16	984,135.92

AXON ENTERPRISE INC	1,836	236.38	433,993.68
BOEING CO/THE	15,388	244.70	3,765,443.60
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3,334	147.70	492,431.80
CARLISLE COS INC	1,273	295.10	375,662.30
CARRIER GLOBAL CORP	22,317	55.27	1,233,460.59
CATERPILLAR INC	13,688	259.50	3,552,036.00
CNH INDUSTRIAL NV	25,382	11.11	281,994.02
CUMMINS INC	3,851	230.58	887,963.58
DEERE & CO	7,404	363.67	2,692,612.68
DOVER CORP	3,781	143.62	543,027.22
EATON CORP PLC	10,606	232.31	2,463,879.86
EMERSON ELECTRIC CO	15,254	89.55	1,365,995.70
FASTENAL CO	15,511	62.29	966,180.19
FERGUSON PLC	5,490	180.65	991,768.50
FORTIVE CORP	9,516	68.89	655,557.24
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	3,093	73.43	227,118.99
GENERAL DYNAMICS CORP	6,228	252.29	1,571,262.12
GENERAL ELECTRIC CO	28,940	120.59	3,489,874.60
GRACO INC	4,552	82.63	376,131.76
HEICO CORP	1,073	178.91	191,970.43
HEICO CORP-CLASS A	1,964	143.83	282,482.12
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	17,690	194.61	3,442,650.90
HOWMET AEROSPACE INC	10,616	53.26	565,408.16
HUBBELL INC	1,422	308.17	438,217.74
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,111	246.89	274,294.79
IDEX CORP	1,857	204.84	380,387.88
ILLINOIS TOOL WORKS	8,096	249.61	2,020,842.56
INGERSOLL-RAND INC	10,886	73.31	798,052.66
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4,700	40.45	190,115.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	17,690	56.08	992,055.20
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5,086	195.81	995,889.66
LENNOX INTERNATIONAL INC	876	420.62	368,463.12
LOCKHEED MARTIN CORP	6,062	448.02	2,715,897.24
MASCO CORP	5,980	64.00	382,720.00
NORDSON CORP	1,267	239.16	303,015.72
NORTHROP GRUMMAN CORP	3,848	476.25	1,832,610.00

OTIS WORLDWIDE CORP	10,672	87.50	933,800.00
OWENS CORNING	2,541	143.36	364,277.76
PACCAR INC	13,983	95.38	1,333,698.54
PARKER HANNIFIN CORP	3,426	438.63	1,502,746.38
PENTAIR PLC	4,364	67.41	294,177.24
QUANTA SERVICES INC	3,901	199.25	777,274.25
ROCKWELL AUTOMATION INC	2,965	278.53	825,841.45
RTX CORP	38,829	81.32	3,157,574.28
SMITH (A. O.) CORP	3,305	77.99	257,756.95
SNAP-ON INC	1,311	278.22	364,746.42
STANLEY BLACK & DECKER INC	4,061	92.85	377,063.85
TEXTRON INC	5,445	75.93	413,438.85
TORO CO	2,938	84.23	247,467.74
TRANE TECHNOLOGIES PLC	6,098	234.00	1,426,932.00
TRANSDIGM GROUP INC	1,468	983.92	1,444,394.56
UNITED RENTALS INC	1,845	495.06	913,385.70
VERTIV HOLDINGS CO	9,385	47.14	442,408.90
WABTEC CORP	4,863	118.40	575,779.20
WATSCO INC	883	411.85	363,663.55
WW GRAINGER INC	1,213	804.05	975,312.65
XYLEM INC	6,460	106.38	687,214.80
AUTOMATIC DATA PROCESSING	10,987	229.27	2,518,989.49
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	3,274	125.29	410,199.46
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	3,189	191.36	610,247.04
CERIDIAN HCM HOLDING INC	3,672	67.17	246,648.24
CINTAS CORP	2,449	553.33	1,355,105.17
COPART INC	23,024	47.39	1,091,107.36
EQUIFAX INC	3,307	228.38	755,252.66
JACOBS SOLUTIONS INC	3,361	127.29	427,821.69
LEIDOS HOLDINGS INC	3,453	108.49	374,615.97
PAYCHEX INC	8,692	124.02	1,077,981.84
PAYCOM SOFTWARE INC	1,316	186.57	245,526.12
PAYLOCITY HOLDING CORP	1,263	152.35	192,418.05
REPUBLIC SERVICES INC	5,946	161.79	962,003.34
ROBERT HALF INC	2,833	83.09	235,393.97
ROLLINS INC	7,960	41.43	329,782.80

SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	5,673	57.11	323,985.03
TRANSUNION	5,124	62.63	320,916.12
VERALTO CORP	6,200	75.43	467,666.00
VERISK ANALYTICS INC	3,933	232.92	916,074.36
WASTE CONNECTIONS INC	6,988	138.33	966,650.04
WASTE MANAGEMENT INC	10,849	172.50	1,871,452.50
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,329	84.50	281,300.50
CSX CORP	54,859	32.96	1,808,152.64
DELTA AIR LINES INC	3,957	40.35	159,664.95
EXPEDITORS INTL WASH INC	3,825	120.37	460,415.25
FEDEX CORP	6,395	272.21	1,740,782.95
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	46,934	3.15	147,842.10
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,293	186.62	427,919.66
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	3,939	55.69	219,362.91
NORFOLK SOUTHERN CORP	6,120	221.00	1,352,520.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	2,657	369.45	981,628.65
SOUTHWEST AIRLINES CO	3,155	29.07	91,715.85
U-HAUL HOLDING CO	2,277	56.41	128,445.57
UBER TECHNOLOGIES INC	49,559	61.70	3,057,790.30
UNION PACIFIC CORP	16,230	229.77	3,729,167.10
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	19,304	156.30	3,017,215.20
APTIV PLC	7,761	79.83	619,560.63
BORGWARNER INC	6,496	32.90	213,718.40
FORD MOTOR CO	104,802	11.01	1,153,870.02
GENERAL MOTORS CO	37,078	33.75	1,251,382.50
LEAR CORP	1,641	133.08	218,384.28
LUCID GROUP INC	24,463	4.73	115,709.99
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	17,047	19.04	324,574.88
TESLA INC	76,455	243.84	18,642,787.20
DECKERS OUTDOOR CORP	699	695.38	486,070.62
DR HORTON INC	8,215	138.46	1,137,448.90
GARMIN LTD	3,824	124.59	476,432.16
HASBRO INC	3,664	48.70	178,436.80
LENNAR CORP-A	6,773	139.58	945,375.34
LULULEMON ATHLETICA INC	3,092	489.64	1,513,966.88
NIKE INC -CL B	32,723	115.91	3,792,922.93

NVR INC	88	6,535.89	575,158.32
PULTEGROUP INC	6,015	96.31	579,304.65
VF CORP	8,818	18.14	159,958.52
AIRBNB INC-CLASS A	11,518	140.68	1,620,352.24
BOOKING HOLDINGS INC	959	3,275.00	3,140,725.00
CAESARS ENTERTAINMENT INC	6,097	44.19	269,426.43
CARNIVAL CORP	25,264	18.11	457,531.04
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	739	2,242.95	1,657,540.05
DARDEN RESTAURANTS INC	3,060	158.95	486,387.00
DOMINO'S PIZZA INC	878	394.90	346,722.20
DOORDASH INC - A	6,877	100.00	687,700.00
DRAFTKINGS INC-CL A	10,834	35.90	388,940.60
EXPEDIA GROUP INC	3,721	145.50	541,405.50
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	7,113	171.33	1,218,670.29
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,264	122.64	155,016.96
LAS VEGAS SANDS CORP	8,597	46.39	398,814.83
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	6,906	209.40	1,446,116.40
MCDONALD'S CORP	19,541	285.53	5,579,541.73
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7,436	41.42	307,999.12
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	6,254	120.47	753,419.38
STARBUCKS CORP	30,518	96.61	2,948,343.98
VAIL RESORTS INC	1,148	225.87	259,298.76
WYNN RESORTS LTD	2,915	84.19	245,413.85
YUM! BRANDS INC	7,611	124.34	946,351.74
ALPHABET INC-CL A	158,747	134.99	21,429,257.53
ALPHABET INC-CL C	139,705	136.64	19,089,291.20
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	2,628	367.55	965,921.40
COMCAST CORP-CLASS A	110,467	42.10	4,650,660.70
ELECTRONIC ARTS INC	6,761	137.14	927,203.54
FOX CORP - CLASS A	7,650	29.94	229,041.00
FOX CORP- CLASS B	2,680	28.01	75,066.80
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	9,761	31.22	304,738.42
LIBERTY BROADBAND-C	3,126	75.60	236,325.60
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	4,896	62.92	308,056.32
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	3,736	26.64	99,527.04
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	4,305	85.19	366,742.95

MATCH GROUP INC	7,064	32.10	226,754.40
META PLATFORMS INC-CLASS A	59,472	332.75	19,789,308.00
NETFLIX INC	11,804	453.76	5,356,183.04
NEWS CORP - CLASS A	9,625	21.94	211,172.50
OMNICOM GROUP	5,185	81.94	424,858.90
PARAMOUNT GLOBAL	13,751	16.85	231,704.35
PINTEREST INC- CLASS A	16,150	34.91	563,796.50
ROBLOX CORP -CLASS A	11,628	40.83	474,771.24
ROKU INC	3,276	103.36	338,607.36
SEA LTD-ADR	9,530	40.00	381,200.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	18,628	4.64	86,433.92
SNAP INC - A	28,084	15.09	423,787.56
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	4,589	155.32	712,763.48
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	12,123	70.63	856,247.49
WALT DISNEY CO/THE	49,069	92.82	4,554,584.58
WARNER BROS DISCOVERY INC	62,552	11.47	717,471.44
AMAZON.COM INC	248,406	147.42	36,620,012.52
AUTOZONE INC	486	2,620.49	1,273,558.14
BATH & BODY WORKS INC	5,832	37.57	219,108.24
BEST BUY CO INC	4,752	73.99	351,600.48
BURLINGTON STORES INC	1,834	176.28	323,297.52
CARMAX INC	4,066	67.22	273,316.52
DICK'S SPORTING GOODS INC	1,663	138.09	229,643.67
EBAY INC	13,552	41.29	559,562.08
ETSY INC	3,342	80.08	267,627.36
GENUINE PARTS CO	3,804	132.98	505,855.92
GLOBAL-E ONLINE LTD	2,458	34.15	83,940.70
HOME DEPOT INC	26,660	326.47	8,703,690.20
LKQ CORP	7,165	45.40	325,291.00
LOWE'S COS INC	15,571	207.83	3,236,120.93
MERCADOLIBRE INC	1,205	1,577.98	1,901,465.90
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,625	945.88	1,537,055.00
POOL CORP	967	354.12	342,434.04
ROSS STORES INC	9,164	132.08	1,210,381.12
TJX COMPANIES INC	30,569	89.13	2,724,614.97
TRACTOR SUPPLY COMPANY	2,960	212.07	627,727.20

ULTA BEAUTY INC	1,348	482.16	649,951.68
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	7,590	22.19	168,422.10
COSTCO WHOLESALE CORP	11,864	610.78	7,246,293.92
DOLLAR GENERAL CORP	5,649	127.22	718,665.78
DOLLAR TREE INC	5,419	124.41	674,177.79
KROGER CO	18,323	44.58	816,839.34
SYSCO CORP	13,692	73.83	1,010,880.36
TARGET CORP	12,318	135.19	1,665,270.42
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	19,846	23.16	459,633.36
WALMART INC	39,681	150.86	5,986,275.66
ALTRIA GROUP INC	47,518	41.30	1,962,493.40
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	14,562	73.75	1,073,947.50
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	7,800	55.08	429,624.00
BUNGE GLOBAL SA	3,961	104.50	413,924.50
CAMPBELL SOUP CO	5,192	42.91	222,788.72
CELSIUS HOLDINGS INC	4,118	50.90	209,606.20
COCA-COLA CO/THE	110,119	58.61	6,454,074.59
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	5,522	63.41	350,150.02
CONAGRA BRANDS INC	12,600	29.52	371,952.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4,411	234.44	1,034,114.84
DARLING INGREDIENTS INC	4,506	47.59	214,440.54
GENERAL MILLS INC	15,789	65.47	1,033,705.83
HERSHEY CO/THE	3,952	185.74	734,044.48
HORMEL FOODS CORP	7,411	31.38	232,557.18
JM SMUCKER CO/THE	2,684	119.33	320,281.72
KELLANOVA	7,243	53.70	388,949.10
KEURIG DR PEPPER INC	28,502	32.11	915,199.22
KRAFT HEINZ CO/THE	23,439	36.23	849,194.97
LAMB WESTON HOLDINGS INC	3,850	100.96	388,696.00
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	6,780	67.09	454,870.20
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	5,126	62.31	319,401.06
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	36,220	71.09	2,574,879.80
MONSTER BEVERAGE CORP	20,986	53.92	1,131,565.12
PEPSICO INC	36,857	165.68	6,106,467.76
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	41,676	91.31	3,805,435.56
TYSON FOODS INC-CL A	7,546	51.38	387,713.48

CHURCH & DWIGHT CO INC	6,583	92.94	611,824.02
CLOROX COMPANY	3,403	141.55	481,694.65
COLGATE-PALMOLIVE CO	21,018	77.17	1,621,959.06
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,208	133.73	830,195.84
KENVUE INC	46,830	20.61	965,166.30
KIMBERLY-CLARK CORP	9,020	119.94	1,081,858.80
PROCTER & GAMBLE CO/THE	63,123	145.15	9,162,303.45
ABBOTT LABORATORIES	46,162	104.51	4,824,390.62
ALIGN TECHNOLOGY INC	1,957	221.23	432,947.11
BAXTER INTERNATIONAL INC	13,900	36.15	502,485.00
BECTON DICKINSON AND CO	7,821	232.30	1,816,818.30
BOSTON SCIENTIFIC CORP	39,427	54.95	2,166,513.65
CARDINAL HEALTH INC	6,878	106.83	734,776.74
CENCORA INC	4,621	201.75	932,286.75
CENTENE CORP	14,685	73.77	1,083,312.45
CIGNA GROUP/THE	7,877	258.80	2,038,567.60
COOPER COS INC/THE	1,338	335.00	448,230.00
CVS HEALTH CORP	34,127	75.10	2,562,937.70
DAVITA INC	1,175	107.58	126,406.50
DEXCOM INC	10,505	116.97	1,228,769.85
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	16,208	69.18	1,121,269.44
ELEVANCE HEALTH INC	6,303	477.97	3,012,644.91
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES I	11,010	68.52	754,405.20
HCA HEALTHCARE INC	5,508	257.53	1,418,475.24
HENRY SCHEIN INC	3,593	71.91	258,372.63
HOLOGIC INC	6,146	68.37	420,202.02
HUMANA INC	3,334	481.62	1,605,721.08
IDEXX LABORATORIES INC	2,252	531.35	1,196,600.20
INSULET CORP	1,978	194.66	385,037.48
INTUITIVE SURGICAL INC	9,316	310.42	2,891,872.72
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	2,351	216.60	509,226.60
MCKESSON CORP	3,617	457.89	1,656,188.13
MEDTRONIC PLC	35,375	79.35	2,807,006.25
MOLINA HEALTHCARE INC	1,538	367.72	565,553.36
QUEST DIAGNOSTICS INC	2,872	135.91	390,333.52
RESMED INC	3,967	162.87	646,105.29

STERIS PLC	2,665	200.50	534,332.50
STRYKER CORP	9,088	289.10	2,627,340.80
TELEFLEX INC	1,243	231.08	287,232.44
UNITEDHEALTH GROUP INC	24,798	549.77	13,633,196.46
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,578	137.45	216,896.10
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	4,169	172.71	720,027.99
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	5,629	117.30	660,281.70
ABBVIE INC	47,324	149.28	7,064,526.72
AGILENT TECHNOLOGIES INC	7,964	127.20	1,013,020.80
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3,348	170.04	569,293.92
AMGEN INC	14,370	269.12	3,867,254.40
AVANTOR INC	17,912	20.98	375,793.76
BIO-RAD LABORATORIES-A	545	304.13	165,750.85
BIO-TECHNE CORP	3,857	68.31	263,471.67
BIOGEN INC	3,949	239.29	944,956.21
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	4,978	92.94	462,655.32
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	55,794	50.31	2,806,996.14
CATALENT INC	4,393	37.18	163,331.74
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,351	204.46	276,225.46
DANAHER CORP	18,836	217.49	4,096,641.64
ELI LILLY & CO	21,606	598.05	12,921,468.30
EXACT SCIENCES CORP	4,549	64.72	294,411.28
GILEAD SCIENCES INC	33,163	79.02	2,620,540.26
ILLUMINA INC	4,250	112.94	479,995.00
INCYTE CORP	4,649	54.70	254,300.30
IQVIA HOLDINGS INC	4,980	215.28	1,072,094.40
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1,672	120.42	201,342.24
JOHNSON & JOHNSON	64,507	154.42	9,961,170.94
MERCK & CO. INC.	68,027	103.75	7,057,801.25
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	591	1,090.52	644,497.32
MODERNA INC	8,672	80.32	696,535.04
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	2,714	117.28	318,297.92
PFIZER INC	151,557	28.78	4,361,810.46
REGENERON PHARMACEUTICALS	2,869	840.14	2,410,361.66
REPLIGEN CORP	1,261	159.27	200,839.47
REVVITY INC	3,104	91.02	282,526.08

ROYALTY PHARMA PLC- CL A	9,995	28.57	285,557.15
SEAGEN INC	3,772	218.98	825,992.56
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	29,745	9.82	292,095.90
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	10,356	489.77	5,072,058.12
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,321	241.65	319,219.65
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	6,849	350.15	2,398,177.35
VIATRIS INC	29,814	9.83	293,071.62
WATERS CORP	1,566	292.14	457,491.24
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	1,991	342.24	681,399.84
ZOETIS INC	12,289	184.60	2,268,549.40
BANK OF AMERICA CORP	190,341	30.96	5,892,957.36
CITIGROUP INC	51,846	48.89	2,534,750.94
CITIZENS FINANCIAL GROUP	12,086	29.61	357,866.46
FIFTH THIRD BANCORP	17,207	31.25	537,718.75
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	293	1,446.47	423,815.71
HUNTINGTON BANCSHARES INC	38,289	11.99	459,085.11
JPMORGAN CHASE & CO	77,808	158.52	12,334,124.16
KEYCORP	25,737	13.26	341,272.62
M & T BANK CORP	4,275	132.65	567,078.75
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	10,670	140.67	1,500,948.90
REGIONS FINANCIAL CORP	24,798	17.44	432,477.12
TRUIST FINANCIAL CORP	35,673	34.33	1,224,654.09
US BANCORP	40,928	40.43	1,654,719.04
WELLS FARGO & CO	97,412	46.10	4,490,693.20
ALLY FINANCIAL INC	6,439	30.08	193,685.12
AMERICAN EXPRESS CO	16,830	168.43	2,834,676.90
AMERIPRISE FINANCIAL INC	2,806	357.58	1,003,369.48
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	10,700	92.09	985,363.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	4,230	110.64	468,007.20
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	20,982	49.06	1,029,376.92
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	35,007	353.08	12,360,271.56
BLACKROCK INC	3,989	744.73	2,970,727.97
BLACKSTONE INC	18,847	112.57	2,121,606.79
BLOCK INC	14,865	69.17	1,028,212.05
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	10,270	118.09	1,212,784.30
CARLYLE GROUP INC/THE	4,906	36.93	181,178.58

CBOE GLOBAL MARKETS INC	2,873	178.72	513,462.56
CME GROUP INC	9,605	211.62	2,032,610.10
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	4,412	146.62	646,887.44
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	6,902	103.30	712,976.60
EQUITABLE HOLDINGS INC	9,273	32.12	297,848.76
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,023	443.89	454,099.47
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	15,313	58.94	902,548.22
FISERV INC	16,479	132.36	2,181,160.44
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	1,761	256.09	450,974.49
FRANKLIN RESOURCES INC	7,382	25.57	188,757.74
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,496	52.06	77,881.76
GLOBAL PAYMENTS INC	7,065	120.16	848,930.40
GOLDMAN SACHS GROUP INC	8,853	350.83	3,105,897.99
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	15,181	113.34	1,720,614.54
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	2,076	164.69	341,896.44
KKR & CO INC	15,594	76.95	1,199,958.30
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,100	224.11	470,631.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	905	261.68	236,820.40
MASTERCARD INC-CLASS A	22,447	412.16	9,251,755.52
MOODY'S CORP	4,421	374.61	1,656,150.81
MORGAN STANLEY	33,359	82.28	2,744,778.52
MSCI INC	2,150	506.68	1,089,362.00
NASDAQ INC	9,140	53.97	493,285.80
NORTHERN TRUST CORP	5,559	80.39	446,888.01
PAYPAL HOLDINGS INC	28,321	58.94	1,669,239.74
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	5,484	107.05	587,062.20
ROBINHOOD MARKETS INC - A	11,055	11.73	129,675.15
S&P GLOBAL INC	8,726	415.38	3,624,605.88
SCHWAB (CHARLES) CORP	40,091	64.07	2,568,630.37
SEI INVESTMENTS COMPANY	2,972	60.24	179,033.28
STATE STREET CORP	9,083	73.97	671,869.51
SYNCHRONY FINANCIAL	11,238	35.29	396,589.02
T ROWE PRICE GROUP INC	6,092	98.44	599,696.48
TOAST INC-CLASS A	8,567	15.35	131,503.45
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	2,965	90.35	267,887.75
VISA INC-CLASS A SHARES	42,915	255.74	10,975,082.10

AFLAC INC	15,371	82.55	1,268,876.05
ALLSTATE CORP	7,079	139.32	986,246.28
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,681	115.82	194,693.42
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	19,381	65.53	1,270,036.93
AON PLC	5,447	324.10	1,765,372.70
ARCH CAPITAL GROUP LTD	10,029	79.30	795,299.70
ARTHUR J GALLAGHER & CO	5,729	240.96	1,380,459.84
ASSURANT INC	1,479	167.68	247,998.72
BROWN & BROWN INC	6,060	74.15	449,349.00
CHUBB LTD	11,030	222.91	2,458,697.30
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,189	102.80	430,629.20
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	663	305.75	202,712.25
EVEREST GROUP LTD	1,143	384.78	439,803.54
FNF GROUP	6,744	46.72	315,079.68
GLOBE LIFE INC	2,275	122.36	278,369.00
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	8,392	78.28	656,925.76
LOEWS CORP	4,757	68.84	327,471.88
MARKEL GROUP INC	332	1,374.00	456,168.00
MARSH & MCLENNAN COS	13,165	195.67	2,575,995.55
METLIFE INC	17,436	64.09	1,117,473.24
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	6,160	75.15	462,924.00
PROGRESSIVE CORP	15,593	161.17	2,513,123.81
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	9,882	100.87	996,797.34
TRAVELERS COS INC/THE	6,216	181.26	1,126,712.16
WILLIS TOWERS WATSON PLC	2,715	242.66	658,821.90
WR BERKLEY CORP	5,648	71.33	402,871.84
ACCENTURE PLC-CL A	16,740	337.23	5,645,230.20
ADOBE INC	12,195	610.01	7,439,071.95
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	3,929	114.41	449,516.89
ANSYS INC	2,333	287.20	670,037.60
ASPEN TECHNOLOGY INC	677	198.99	134,716.23
ATLASSIAN CORP-CL A	4,081	192.36	785,021.16
AUTODESK INC	5,715	224.01	1,280,217.15
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	5,957	50.59	301,364.63
BILL HOLDINGS INC	2,332	70.98	165,525.36
CADENCE DESIGN SYS INC	7,270	259.93	1,889,691.10

CHECK POINT SOFTWARE TECH	2,485	145.72	362,114.20
CLOUDFLARE INC - CLASS A	7,252	77.52	562,175.04
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	13,609	70.33	957,120.97
CONFLUENT INC-CLASS A	4,264	22.68	96,707.52
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	6,104	242.55	1,480,525.20
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,262	201.06	253,737.72
DATADOG INC - CLASS A	6,793	113.83	773,247.19
DOCUSIGN INC	5,725	49.73	284,704.25
DROPBOX INC-CLASS A	6,720	27.59	185,404.80
DYNATRACE INC	6,741	54.13	364,890.33
EPAM SYSTEMS INC	1,534	268.50	411,879.00
FAIR ISAAC CORP	675	1,134.39	765,713.25
FORTINET INC	18,080	52.16	943,052.80
GARTNER INC	2,128	452.00	961,856.00
GEN DIGITAL INC	16,224	22.15	359,361.60
GODADDY INC - CLASS A	4,144	104.31	432,260.64
HUBSPOT INC	1,271	502.04	638,092.84
INTL BUSINESS MACHINES CORP	24,440	161.96	3,958,302.40
INTUIT INC	7,516	573.90	4,313,432.40
MANHATTAN ASSOCIATES INC	1,676	221.74	371,636.24
MICROSOFT CORP	188,773	374.23	70,644,519.79
MONDAY.COM LTD	726	175.03	127,071.78
MONGODB INC	1,838	381.79	701,730.02
OKTA INC	4,195	72.01	302,081.95
ORACLE CORP	44,057	113.61	5,005,315.77
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	50,000	17.77	888,500.00
PALO ALTO NETWORKS INC	8,148	298.42	2,431,526.16
PTC INC	3,246	166.61	540,816.06
ROPER TECHNOLOGIES INC	2,847	536.60	1,527,700.20
SALESFORCE INC	26,073	250.81	6,539,369.13
SERVICENOW INC	5,481	699.08	3,831,657.48
SNOWFLAKE INC-CLASS A	7,566	190.67	1,442,609.22
SPLUNK INC	4,362	150.95	658,443.90
SYNOPSYS INC	4,055	535.93	2,173,196.15
TWILIO INC - A	4,478	70.61	316,191.58
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,045	403.07	421,208.15

UIPATH INC - CLASS A	9,453	24.63	232,827.39
UNITY SOFTWARE INC	5,673	32.70	185,507.10
VERISIGN INC	2,384	212.97	507,720.48
WIX.COM LTD	1,473	103.18	151,984.14
WORKDAY INC-CLASS A	5,504	273.41	1,504,848.64
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	6,246	73.06	456,332.76
ZSCALER INC	2,316	198.80	460,420.80
AMPHENOL CORP-CL A	15,937	93.23	1,485,806.51
APPLE INC	418,175	195.71	81,841,029.25
ARISTA NETWORKS INC	7,016	224.03	1,571,794.48
CDW CORP/DE	3,641	213.19	776,224.79
CISCO SYSTEMS INC	108,168	48.38	5,233,167.84
CORNING INC	21,859	29.11	636,315.49
DELL TECHNOLOGIES -C	6,963	68.70	478,358.10
F5 INC	1,530	170.82	261,354.60
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	35,054	16.22	568,575.88
HP INC	23,098	29.46	680,467.08
JABIL INC	3,427	119.00	407,813.00
JUNIPER NETWORKS INC	7,685	28.99	222,788.15
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	4,836	144.33	697,979.88
MOTOROLA SOLUTIONS INC	4,495	324.52	1,458,717.40
NETAPP INC	5,397	89.39	482,437.83
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	5,475	80.59	441,230.25
SUPER MICRO COMPUTER INC	1,237	272.65	337,268.05
TE CONNECTIVITY LTD	8,558	133.32	1,140,952.56
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,279	411.49	526,295.71
TRIMBLE INC	6,056	46.90	284,026.40
WESTERN DIGITAL CORP	8,076	47.86	386,517.36
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,301	236.13	307,205.13
AT&T INC	190,393	16.92	3,221,449.56
LIBERTY GLOBAL LTD-C	6,233	17.08	106,459.64
T-MOBILE US INC	14,413	156.40	2,254,193.20
VERIZON COMMUNICATIONS INC	112,933	38.25	4,319,687.25
AES CORP	17,804	18.22	324,388.88
ALLIANT ENERGY CORP	6,232	51.38	320,200.16
AMEREN CORPORATION	7,154	78.02	558,155.08

AMERICAN ELECTRIC POWER	13,962	79.64	1,111,933.68
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,062	131.35	664,893.70
ATMOS ENERGY CORP	3,846	113.46	436,367.16
CENTERPOINT ENERGY INC	17,191	28.77	494,585.07
CMS ENERGY CORP	7,946	58.15	462,059.90
CONSOLIDATED EDISON INC	9,364	91.55	857,274.20
CONSTELLATION ENERGY	8,406	111.21	934,831.26
DOMINION ENERGY INC	22,686	47.49	1,077,358.14
DTE ENERGY COMPANY	5,615	108.61	609,845.15
DUKE ENERGY CORP	20,594	94.39	1,943,867.66
EDISON INTERNATIONAL	9,964	67.45	672,071.80
ENTERGY CORP	5,760	102.01	587,577.60
ESSENTIAL UTILITIES INC	6,186	36.00	222,696.00
EVERGY INC	5,701	51.56	293,943.56
EVERSOURCE ENERGY	9,502	59.65	566,794.30
EXELON CORP	26,985	39.21	1,058,081.85
FIRSTENERGY CORP	14,826	37.08	549,748.08
NEXTERA ENERGY INC	55,099	59.70	3,289,410.30
NISOURCE INC	11,765	26.30	309,419.50
NRG ENERGY INC	6,483	47.81	309,952.23
P G & E CORP	55,006	17.61	968,655.66
PPL CORP	20,210	26.06	526,672.60
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	12,950	62.57	810,281.50
SEMPRA	16,899	72.38	1,223,149.62
SOUTHERN CO/THE	29,118	71.50	2,081,937.00
VISTRA CORP	8,462	36.96	312,755.52
WEC ENERGY GROUP INC	8,206	84.07	689,878.42
XCEL ENERGY INC	14,989	60.91	912,979.99
ADVANCED MICRO DEVICES	43,293	128.92	5,581,333.56
ANALOG DEVICES INC	13,311	184.88	2,460,937.68
APPLIED MATERIALS INC	22,275	147.72	3,290,463.00
BROADCOM INC	11,878	944.30	11,216,395.40
ENPHASE ENERGY INC	3,595	103.01	370,320.95
ENTEGRIS INC	4,091	106.99	437,696.09
FIRST SOLAR INC	2,665	145.38	387,437.70
INTEL CORP	112,238	42.70	4,792,562.60

	KLA CORP	3,645	534.43	1,947,997.35
	LAM RESEARCH CORP	3,566	703.17	2,507,504.22
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	3,791	61.71	233,942.61
	MARVELL TECHNOLOGY INC	22,878	52.88	1,209,788.64
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	14,488	86.08	1,247,127.04
	MICRON TECHNOLOGY INC	29,089	74.96	2,180,511.44
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,205	575.73	693,754.65
	NVIDIA CORP	66,071	475.06	31,387,689.26
	NXP SEMICONDUCTORS NV	6,907	215.55	1,488,803.85
	ON SEMICONDUCTOR CORP	11,497	76.14	875,381.58
	QORVO INC	2,616	103.97	271,985.52
	QUALCOMM INC	29,928	132.97	3,979,526.16
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	4,344	103.78	450,820.32
	TERADYNE INC	3,798	92.29	350,517.42
	TEXAS INSTRUMENTS INC	24,351	157.03	3,823,837.53
	CBRE GROUP INC - A	8,543	82.69	706,420.67
	COSTAR GROUP INC	11,080	82.39	912,881.20
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	20,100	3.28	65,928.00
	ZILLOW GROUP INC - C	3,663	46.41	169,999.83
	米ドル 小計	9,048,833		1,063,648,016.97 (154,654,421,667)
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	16,999	20.45	347,629.55
	CAMECO CORP	11,404	61.27	698,723.08
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	29,411	84.80	2,494,052.80
	CENOVUS ENERGY INC	38,211	22.12	845,227.32
	ENBRIDGE INC	56,465	47.46	2,679,828.90
	IMPERIAL OIL LTD	5,025	75.32	378,483.00
	KEYERA CORP	5,128	33.57	172,146.96
	MEG ENERGY CORP	8,433	23.83	200,958.39
	PARKLAND CORP	4,484	44.77	200,748.68
	PEMBINA PIPELINE CORP	14,460	45.44	657,062.40
	SUNCOR ENERGY INC	35,094	41.77	1,465,876.38
	TC ENERGY CORP	27,120	51.65	1,400,748.00
	TOURMALINE OIL CORP	8,465	62.22	526,692.30
	AGNICO EAGLE MINES LTD	13,272	69.64	924,262.08
	BARRICK GOLD CORP	47,200	22.83	1,077,576.00

CCL INDUSTRIES INC - CL B	3,584	59.61	213,642.24
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	14,762	10.39	153,377.18
FRANCO-NEVADA CORP	4,989	147.38	735,278.82
IVANHOE MINES LTD-CL A	14,737	12.64	186,275.68
KINROSS GOLD CORP	35,977	7.80	280,620.60
LUNDIN MINING CORP	18,302	9.89	181,006.78
NUTRIEN LTD	12,942	73.96	957,190.32
PAN AMERICAN SILVER CORP	9,012	20.20	182,042.40
TECK RESOURCES LTD-CLS B	12,339	52.62	649,278.18
WEST FRASER TIMBER CO LTD	1,240	102.25	126,790.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	12,264	64.29	788,452.56
CAE INC	8,986	27.95	251,158.70
STANTEC INC	3,137	105.03	329,479.11
TOROMONT INDUSTRIES LTD	1,967	113.60	223,451.20
WSP GLOBAL INC	3,459	189.44	655,272.96
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	6,180	38.65	238,857.00
RB GLOBAL INC	5,059	85.32	431,633.88
THOMSON REUTERS CORP	4,276	192.20	821,847.20
AIR CANADA	5,799	18.49	107,223.51
CANADIAN NATL RAILWAY CO	15,044	160.06	2,407,942.64
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	24,843	99.06	2,460,947.58
TFI INTERNATIONAL INC	2,185	156.74	342,476.90
MAGNA INTERNATIONAL INC	7,184	74.63	536,141.92
BRP INC/CA- SUB VOTING	766	83.06	63,623.96
GILDAN ACTIVEWEAR INC	5,096	49.61	252,812.56
RESTAURANT BRANDS INTERN	8,009	97.70	782,479.30
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1,212	144.53	175,170.36
DOLLARAMA INC	7,647	99.65	762,023.55
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	20,978	76.56	1,606,075.68
EMPIRE CO LTD 'A'	3,510	38.11	133,766.10
LOBLAW COMPANIES LTD	4,129	124.05	512,202.45
METRO INC	6,425	68.48	439,984.00
WESTON (GEORGE) LTD	1,755	161.52	283,467.60
SAPUTO INC	6,950	26.40	183,480.00
BANK OF MONTREAL	18,989	118.50	2,250,196.50
BANK OF NOVA SCOTIA	31,744	60.90	1,933,209.60

CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	25,184	58.45	1,472,004.80
NATIONAL BANK OF CANADA	9,078	94.55	858,324.90
ROYAL BANK OF CANADA	37,519	125.24	4,698,879.56
TORONTO-DOMINION BANK	48,826	81.01	3,955,394.26
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	9,424	48.81	459,985.44
BROOKFIELD CORP	37,659	48.77	1,836,629.43
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	10,091	22.16	223,616.56
IGM FINANCIAL INC	1,623	34.51	56,009.73
ONEX CORPORATION	2,236	91.32	204,191.52
TMX GROUP LTD	7,110	30.16	214,437.60
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	545	1,237.26	674,306.70
GREAT-WEST LIFECO INC	7,067	43.91	310,311.97
IA FINANCIAL CORP INC	2,549	92.23	235,094.27
INTACT FINANCIAL CORP	4,706	210.25	989,436.50
MANULIFE FINANCIAL CORP	49,628	27.08	1,343,926.24
POWER CORP OF CANADA	15,664	38.17	597,894.88
SUN LIFE FINANCIAL INC	15,727	69.90	1,099,317.30
CGI INC	5,691	141.55	805,561.05
CONSTELLATION SOFTWARE INC	545	3,291.95	1,794,112.75
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2,169	112.63	244,294.47
OPEN TEXT CORP	7,726	54.26	419,212.76
SHOPIFY INC - CLASS A	31,893	98.59	3,144,330.87
BCE INC	1,259	55.20	69,496.80
QUEBECOR INC -CL B	4,795	30.90	148,165.50
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	9,507	61.75	587,057.25
TELUS CORP	9,885	25.06	247,718.10
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	20,954	8.23	172,451.42
ALTAGAS LTD	7,887	27.89	219,968.43
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	3,622	36.76	133,144.72
CANADIAN UTILITIES LTD-A	2,375	31.58	75,002.50
EMERA INC	7,779	49.10	381,948.90
FORTIS INC	13,157	55.33	727,976.81
HYDRO ONE LTD	9,349	38.99	364,517.51
NORTHLAND POWER INC	5,997	22.66	135,892.02
FIRSTSERVICE CORP	1,231	222.04	273,331.24
カナダドル 小計	1,097,105		65,882,839.62

				(7,050,781,496)
ユーロ	ENI SPA	63,503	15.01	953,180.03
	GALP ENERGIA SGPS SA	15,142	13.43	203,432.77
	NESTE OYJ	10,953	35.22	385,764.66
	OMV AG	4,120	38.83	159,979.60
	REPSOL SA	33,572	13.94	467,993.68
	TENARIS SA	10,411	15.74	163,921.19
	TOTALENERGIES SE	61,453	61.90	3,803,940.70
	AIR LIQUIDE SA	13,972	175.32	2,449,571.04
	AKZO NOBEL	4,402	72.28	318,176.56
	ARCELORMITTAL	13,149	23.73	312,091.51
	ARKEMA	1,842	91.64	168,800.88
	BASF SE	24,030	45.19	1,085,915.70
	COVESTRO AG	5,325	51.14	272,320.50
	DSM-FIRMENICH AG	4,851	87.03	422,182.53
	EVONIK INDUSTRIES AG	5,594	17.48	97,811.09
	HEIDELBERG MATERIALS AG	3,445	78.20	269,399.00
	OCI NV	1,927	18.37	35,408.62
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	7,200	35.27	253,944.00
	SOLVAY SA	1,924	112.35	216,161.40
	STORA ENSO OYJ-R SHS	16,656	12.00	199,955.28
	SYMRISE AG	3,729	105.35	392,850.15
	UMICORE	6,087	24.10	146,696.70
	UPM-KYMMENE OYJ	14,037	33.54	470,800.98
	VOESTALPINE AG	3,524	26.58	93,667.92
	WACKER CHEMIE AG	498	110.50	55,029.00
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	5,784	37.45	216,610.80
	AIRBUS SE	15,803	141.82	2,241,181.46
	ALSTOM	7,670	11.69	89,662.30
	BOUYGUES SA	5,825	36.01	209,758.25
	BRENTAG SE	4,188	79.18	331,605.84
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	12,202	61.86	754,815.72
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	14,911	32.25	480,879.75
	DASSAULT AVIATION SA	468	182.40	85,363.20
	EIFFAGE	2,234	96.28	215,089.52
	FERROVIAL SE	13,882	32.48	450,887.36

GEA GROUP AG	3,741	34.45	128,877.45
IMCD NV	1,562	147.90	231,019.80
KINGSPAN GROUP PLC	4,208	74.08	311,728.64
KNORR-BREMSE AG	1,728	57.28	98,979.84
KONE OYJ-B	8,387	40.92	343,196.04
LEGRAND SA	7,224	93.88	678,189.12
LEONARDO SPA	11,946	13.85	165,452.10
METSO CORPORATION	20,109	9.01	181,302.74
MTU AERO ENGINES AG	1,567	190.00	297,730.00
PRYSMIAN SPA	7,461	38.52	287,397.72
RATIONAL AG	130	631.50	82,095.00
RHEINMETALL AG	1,200	284.70	341,640.00
SAFRAN SA	9,149	164.60	1,505,925.40
SCHNEIDER ELECTRIC SE	14,501	174.94	2,536,804.94
SIEMENS AG-REG	20,224	162.42	3,284,782.08
SIEMENS ENERGY AG	13,258	11.36	150,677.17
THALES SA	2,680	138.95	372,386.00
VINCI SA	13,723	115.84	1,589,672.32
WARTSILA OYJ ABP	11,668	13.05	152,267.40
BUREAU VERITAS SA	7,102	21.65	153,758.30
RANDSTAD NV	3,070	56.02	171,981.40
TELEPERFORMANCE	1,798	118.05	212,253.90
WOLTERS KLUWER	6,604	129.80	857,199.20
ADP	1,006	117.00	117,702.00
AENA SME SA	1,862	163.50	304,437.00
DEUTSCHE GROUP AG	26,734	45.89	1,226,956.93
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	15,976	8.36	133,623.26
GETLINK	10,511	17.19	180,684.09
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	8,737	100.92	881,738.04
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	1,607	91.60	147,201.20
CONTINENTAL AG	2,802	73.60	206,227.20
DR ING HC F PORSCHE AG	2,745	83.56	229,372.20
FERRARI NV	3,360	340.70	1,144,752.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	21,792	62.87	1,370,063.04
MICHELIN(CGDE)	18,353	31.92	585,827.76
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	3,959	47.15	186,666.85

RENAULT SA	5, 408	37. 98	205, 395. 84
STELLANTIS NV	58, 954	21. 02	1, 239, 507. 85
VOLKSWAGEN AG	591	124. 60	73, 638. 60
VOLKSWAGEN AG-PREF	5, 562	114. 86	638, 851. 32
ADIDAS AG	4, 407	193. 36	852, 137. 52
HERMES INTERNATIONAL	845	1, 982. 40	1, 675, 128. 00
KERING	2, 021	413. 80	836, 289. 80
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	7, 402	739. 10	5, 470, 818. 20
MONCLER SPA	5, 451	53. 66	292, 500. 66
PUMA SE	2, 836	56. 00	158, 816. 00
SEB SA	417	110. 70	46, 161. 90
ACCOR SA	6, 007	34. 81	209, 103. 67
AMADEUS IT GROUP SA	11, 620	65. 56	761, 807. 20
DELIVERY HERO SE	4, 095	31. 51	129, 033. 45
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	4, 587	153. 70	705, 021. 90
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	2, 283	34. 10	77, 850. 30
SODEXO	2, 449	100. 05	245, 022. 45
BOLLORE SE	14, 850	5. 38	79, 967. 25
PUBLICIS GROUPE	6, 295	79. 26	498, 941. 70
SCOUT24 SE	1, 621	65. 14	105, 591. 94
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	22, 291	25. 00	557, 275. 00
VIVENDI	20, 767	8. 89	184, 618. 63
D' IETEREN GROUP	470	161. 50	75, 905. 00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	29, 233	37. 88	1, 107, 346. 04
PROSUS NV	39, 536	30. 08	1, 189, 242. 88
ZALANDO SE	5, 907	22. 28	131, 607. 96
CARREFOUR SA	15, 170	17. 19	260, 772. 30
HELLOFRESH SE	5, 039	16. 01	80, 699. 58
JERONIMO MARTINS	6, 820	23. 50	160, 270. 00
KESKO OYJ-B SHS	7, 834	17. 93	140, 502. 79
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N. V.	26, 102	27. 27	711, 932. 05
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	23, 616	58. 71	1, 386, 495. 36
DANONE	17, 515	59. 22	1, 037, 238. 30
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	12, 123	10. 06	121, 957. 38
HEINEKEN HOLDING NV	3, 344	73. 60	246, 118. 40
HEINEKEN NV	7, 397	87. 48	647, 089. 56

JDE PEET' S BV	3, 184	24. 70	78, 644. 80
KERRY GROUP PLC-A	4, 388	74. 28	325, 940. 64
LOTUS BAKERIES	11	8, 060. 00	88, 660. 00
PERNOD RICARD SA	5, 491	159. 25	874, 441. 75
REMY COINTREAU	644	107. 05	68, 940. 20
BEIERSDORF AG	2, 823	132. 50	374, 047. 50
HENKEL AG & CO KGAA	2, 848	64. 00	182, 272. 00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	4, 445	72. 74	323, 329. 30
L' OREAL	6, 419	441. 95	2, 836, 877. 05
AMPLIFON SPA	3, 038	28. 17	85, 580. 46
BIOMERIEUX	820	97. 88	80, 261. 60
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	869	86. 92	75, 533. 48
DIASORIN ITALIA SPA	614	90. 24	55, 407. 36
ESSILORLUXOTTICA	7, 889	182. 70	1, 441, 320. 30
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	5, 474	38. 15	208, 833. 10
FRESENIUS SE & CO KGAA	11, 575	28. 53	330, 234. 75
KONINKLIJKE PHILIPS NV	21, 802	18. 80	410, 052. 01
SIEMENS HEALTHINEERS AG	7, 641	52. 74	402, 986. 34
ARGENX SE	1, 592	424. 00	675, 008. 00
BAYER AG-REG	26, 253	31. 89	837, 339. 43
EUROFINS SCIENTIFIC	3, 415	55. 00	187, 825. 00
GRIFOLS SA	8, 799	14. 18	124, 813. 81
IPSEN	693	103. 10	71, 448. 30
MERCK KGAA	3, 494	142. 00	496, 148. 00
ORION OYJ-CLASS B	2, 913	36. 60	106, 615. 80
QIAGEN N. V.	6, 261	38. 57	241, 486. 77
RECORDATI SPA	3, 050	46. 70	142, 435. 00
SANOFI	30, 211	86. 13	2, 602, 073. 43
SARTORIUS AG-VORZUG	611	305. 80	186, 843. 80
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	663	204. 80	135, 782. 40
UCB SA	3, 287	76. 60	251, 784. 20
ABN AMRO BANK NV-CVA	10, 185	13. 13	133, 729. 05
AIB GROUP PLC	38, 239	3. 93	150, 279. 27
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	159, 631	8. 50	1, 357, 821. 28
BANCO BPM SPA	35, 886	4. 98	179, 035. 25
BANCO SANTANDER SA	431, 952	3. 94	1, 701, 890. 88

BANK OF IRELAND GROUP PLC	30,522	8.10	247,472.37
BNP PARIBAS	28,394	61.85	1,756,168.90
CAIXABANK S.A	104,486	3.91	408,853.71
COMMERZBANK AG	29,203	11.02	321,817.06
CREDIT AGRICOLE SA	29,943	12.61	377,641.11
ERSTE GROUP BANK AG	9,433	36.86	347,700.38
FINECOBANK SPA	17,182	12.93	222,163.26
ING GROEP NV-CVA	96,702	13.51	1,306,444.02
INTESA SANPAOLO	415,346	2.70	1,121,434.20
KBC GROEP NV	7,180	56.96	408,972.80
MEDIOBANCA SPA	14,388	11.13	160,138.44
NORDEA BANK ABP	85,043	10.78	916,933.62
SOCIETE GENERALE SA	18,766	24.04	451,134.64
UNICREDIT SPA	43,391	25.30	1,097,792.30
ADYEN NV	594	1,186.80	704,959.20
AMUNDI SA	1,142	57.80	66,007.60
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	53,160	11.82	628,563.84
DEUTSCHE BOERSE AG	5,163	180.50	931,921.50
EDENRED	6,289	53.20	334,574.80
EURAZEO	846	70.35	59,516.10
EURONEXT NV	2,215	77.70	172,105.50
EXOR NV	2,777	92.42	256,650.34
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	2,398	73.56	176,396.88
NEXI SPA	14,056	7.42	104,351.74
SOFINA	272	208.00	56,576.00
WORLDLINE SA	6,107	15.55	94,963.85
AEGON LTD	41,151	5.20	214,067.50
AGEAS	4,697	40.52	190,322.44
ALLIANZ SE-REG	10,745	243.80	2,619,631.00
ASR NEDERLAND NV	4,312	44.12	190,245.44
ASSICURAZIONI GENERALI	27,355	19.14	523,574.70
AXA SA	49,135	29.99	1,473,804.32
HANNOVER RUECK SE	1,645	218.60	359,597.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	3,654	391.30	1,429,810.20
NN GROUP NV	6,780	35.55	241,029.00
POSTE ITALIANE SPA	12,729	10.03	127,735.51

SAMPO OYJ-A SHS	11,968	41.04	491,166.72
TALANX AG	1,722	67.50	116,235.00
BECHTLE AG	2,142	43.14	92,405.88
CAPGEMINI SA	4,451	192.15	855,259.65
DASSAULT SYSTEMES SE	18,138	44.22	802,062.36
NEMETSCHEK SE	1,486	78.66	116,888.76
SAP SE	27,760	148.18	4,113,476.80
NOKIA OYJ	146,126	2.98	436,186.11
CELLNEX TELECOM SA	15,557	35.77	556,473.89
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	86,707	22.61	1,960,878.80
ELISA OYJ	4,366	41.97	183,241.02
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9,768	11.54	112,771.56
KONINKLIJKE KPN NV	85,923	3.13	269,626.37
ORANGE	51,043	11.09	566,271.04
TELECOM ITALIA SPA	282,105	0.26	74,983.50
TELEFONICA SA	141,116	4.00	564,887.34
ACCIONA SA	678	135.85	92,106.30
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	1,625	28.22	45,857.50
E.ON SE	58,651	12.48	732,257.73
EDP RENOVAVEIS SA	7,288	17.42	126,993.40
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	76,676	4.51	346,115.46
ELIA GROUP SA/NV	575	107.20	61,640.00
ENAGAS SA	6,843	16.86	115,372.98
ENDESA SA	8,910	19.74	175,883.40
ENEL SPA	217,500	6.56	1,428,105.00
ENGIE	47,962	16.23	778,615.10
FORTUM OYJ	10,734	13.54	145,338.36
IBERDROLA SA	162,679	11.79	1,918,798.80
NATURGY ENERGY GROUP SA	3,070	28.12	86,328.40
REDEIA CORP SA	10,476	15.56	163,058.94
RWE AG	17,380	40.45	703,021.00
SNAM SPA	53,892	4.69	253,076.83
TERNA SPA	38,984	7.67	299,085.24
VEOLIA ENVIRONNEMENT	18,656	29.55	551,284.80
VERBUND AG	1,686	87.25	147,103.50
ASM INTERNATIONAL NV	1,255	458.70	575,668.50

	ASML HOLDING NV	10,796	649.60	7,013,081.60
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,064	133.20	274,924.80
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	34,836	37.16	1,294,505.76
	STMICROELECTRONICS NV	18,303	44.38	812,378.65
	LEG IMMOBILIEN SE	2,018	72.18	145,659.24
	VONOVIA SE	19,712	26.52	522,762.24
	ユーロ 小計	4,865,600		129,714,706.51 (20,310,728,745)
英ポンド	BP PLC	460,998	4.68	2,158,623.13
	SHELL PLC-NEW	177,842	25.20	4,482,507.61
	ANGLO AMERICAN PLC	33,033	18.02	595,452.85
	ANTOFAGASTA PLC	9,832	15.14	148,856.48
	CRH PLC	18,912	51.40	972,076.80
	CRODA INTERNATIONAL PLC	3,481	47.67	165,939.27
	ENDEAVOUR MINING PLC	5,026	17.60	88,457.60
	GLENCORE PLC	281,724	4.57	1,288,605.57
	MONDI PLC	11,896	14.63	174,038.48
	RIO TINTO PLC	30,058	55.83	1,678,138.14
	ASSTEAD GROUP PLC	11,790	50.32	593,272.80
	BAE SYSTEMS PLC	82,245	10.42	857,404.12
	BUNZL PLC	9,080	30.79	279,573.20
	DCC PLC	2,603	55.20	143,685.60
	MELROSE INDUSTRIES PLC	37,196	5.59	208,074.42
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	227,390	2.89	657,839.27
	SMITHS GROUP PLC	8,753	16.75	146,612.75
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	1,807	94.78	171,267.46
	EXPERIAN PLC	24,727	30.81	761,838.87
	INTERTEK GROUP PLC	3,767	40.52	152,638.84
	RELX PLC	50,529	31.07	1,569,936.03
	RENTOKIL INITIAL PLC	68,450	4.19	286,873.95
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	27,219	5.36	146,057.15
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	2,907	47.40	137,791.80
	BURBERRY GROUP PLC	10,857	15.18	164,863.54
	PERSIMMON PLC	8,500	13.09	111,307.50
	TAYLOR WIMPEY PLC	102,300	1.37	140,662.50
	COMPASS GROUP PLC	46,547	20.62	959,799.14

ENTAIN PLC	16,920	8.03	135,867.60
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	4,209	68.30	287,474.70
PEARSON PLC	18,520	9.60	177,866.08
WHITBREAD PLC	4,984	33.43	166,615.12
AUTO TRADER GROUP PLC	22,112	7.38	163,186.56
INFORMA PLC	36,756	7.74	284,638.46
WPP PLC	31,267	7.22	225,935.34
JD SPORTS FASHION PLC	67,369	1.66	112,472.54
KINGFISHER PLC	48,904	2.32	113,506.18
NEXT PLC	3,213	80.02	257,104.26
OCADO GROUP PLC	16,747	6.27	105,070.67
SAINSBURY (J) PLC	39,265	2.94	115,753.22
TESCO PLC	193,731	2.87	557,751.54
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	8,443	24.22	204,489.46
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	56,614	23.16	1,311,463.31
COCA-COLA HBC AG-DI	5,331	22.73	121,173.63
DIAGEO PLC	59,793	28.29	1,691,543.97
IMPERIAL BRANDS PLC	23,388	18.20	425,661.60
HALEON PLC	144,556	3.24	469,517.88
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	19,159	53.94	1,033,436.46
UNILEVER PLC	66,824	37.86	2,530,290.76
NMC HEALTH PLC	438	0.00	0.00
SMITH & NEPHEW PLC	25,100	10.48	263,173.50
ASTRAZENECA PLC	41,570	101.22	4,207,715.40
GSK PLC	109,043	14.34	1,564,112.79
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	4,453	17.51	77,994.29
BARCLAYS PLC	397,261	1.43	569,195.56
HSBC HOLDINGS PLC	525,161	6.19	3,251,796.91
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,729,799	0.46	801,502.36
NATWEST GROUP PLC	158,355	2.20	349,172.77
STANDARD CHARTERED PLC	61,177	6.60	403,768.20
3I GROUP PLC	24,778	23.44	580,796.32
ABRDN PLC	51,021	1.79	91,327.59
HARGREAVES LANSDOWN PLC	5,595	7.48	41,872.98
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	11,242	91.00	1,023,022.00
M&G PLC	53,635	2.12	114,188.91

	SCHRODERS PLC	19,357	4.21	81,570.39
	ST JAMES' S PLACE PLC	12,910	6.99	90,318.36
	WISE PLC - A	16,616	8.08	134,390.20
	ADMIRAL GROUP PLC	7,507	28.01	210,271.07
	AVIVA PLC	69,482	4.29	298,147.26
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	163,168	2.40	393,071.71
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	16,924	4.97	84,213.82
	PRUDENTIAL PLC	74,924	8.89	666,523.90
	SAGE GROUP PLC/THE	27,848	11.74	327,074.76
	HALMA PLC	10,535	22.05	232,296.75
	BT GROUP PLC	167,081	1.32	220,797.54
	VODAFONE GROUP PLC	609,610	0.69	422,154.92
	CENTRICA PLC	162,387	1.49	242,687.37
	NATIONAL GRID PLC	98,878	10.60	1,048,106.80
	SEVERN TRENT PLC	6,844	27.14	185,746.16
	SSE PLC	29,718	18.82	559,441.35
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	18,553	11.09	205,845.53
	英ポンド 小計	7,358,544		48,475,311.68 (8,846,259,628)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	4,450	12.79	56,915.50
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	185	654.50	121,082.50
	GIVAUDAN-REG	249	3,392.00	844,608.00
	HOLCIM LTD	13,620	65.42	891,020.40
	SIG GROUP AG	8,857	19.92	176,431.44
	SIKA AG-REG	4,153	245.70	1,020,392.10
	ABB LTD-REG	42,636	35.97	1,533,616.92
	GEBERIT AG-REG	891	507.20	451,915.20
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	620	193.20	119,784.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,097	202.70	222,361.90
	VAT GROUP AG	716	395.90	283,464.40
	ADECCO SA-REG	4,419	41.51	183,432.69
	SGS SA-REG	4,000	73.16	292,640.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,539	262.00	403,218.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	13,882	115.75	1,606,841.50
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	667	228.50	152,409.50
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	959	43.95	42,148.05

	AVOLTA AG	3,059	31.27	95,654.93	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	90	1,429.00	128,610.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	24	10,880.00	261,120.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	107,200.00	321,600.00	
	NESTLE SA-REG	71,570	99.38	7,112,626.60	
	ALCON INC	13,356	63.10	842,763.60	
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,404	257.00	360,828.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	2,819	119.85	337,857.15	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	580	64.90	37,642.00	
	LONZA GROUP AG-REG	1,987	329.20	654,120.40	
	NOVARTIS AG-REG	55,032	84.72	4,662,311.04	
	ROCHE HOLDING AG-BR	863	272.00	234,736.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	18,867	253.30	4,779,011.10	
	SANDOZ GROUP AG	10,872	27.04	293,978.88	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	737	102.50	75,542.50	
	JULIUS BAER GROUP LTD	5,378	45.76	246,097.28	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	614	1,172.50	719,915.00	
	UBS GROUP AG-REG	87,639	25.01	2,191,851.39	
	BALOISE HOLDING AG - REG	1,130	133.00	150,290.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,070	117.00	125,190.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	766	571.80	437,998.80	
	SWISS RE AG	8,102	98.88	801,125.76	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,008	450.60	1,806,004.80	
	TEMENOS GROUP AG-REG	1,696	76.82	130,286.72	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	4,494	78.18	351,340.92	
	SWISSCOM AG-REG	661	508.60	336,184.60	
	BKW AG	522	152.10	79,396.20	
	SWISS PRIME SITE-REG	2,082	88.50	184,257.00	
	スイスフラン 小計	402,365		36,160,622.77 (5,979,520,581)	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	6,682	295.95	1,977,537.90	
	HOLMEN AB-B SHARES	2,814	443.80	1,248,853.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	17,171	156.80	2,692,412.80	
	ALFA LAVAL AB	7,597	385.20	2,926,364.40	
	ASSA ABLOY AB-B	27,113	274.80	7,450,652.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	71,074	165.15	11,737,871.10	

ATLAS COPCO AB-B SHS	40,380	141.05	5,695,599.00
BEIJER REF AB	10,131	128.70	1,303,859.70
EPIROC AB-A	17,281	199.00	3,438,919.00
EPIROC AB-B	10,209	171.20	1,747,780.80
HUSQVARNA AB-B SHS	8,099	86.04	696,837.96
INDUTRADE AB	7,147	253.10	1,808,905.70
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,737	249.80	683,702.60
LIFCO AB-B SHS	4,582	240.10	1,100,138.20
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	42,668	69.10	2,948,358.80
SAAB AB-B	2,409	544.00	1,310,496.00
SANDVIK AB	29,539	211.10	6,235,682.90
SKANSKA AB-B SHS	8,250	173.25	1,429,312.50
SKF AB-B SHARES	9,296	203.00	1,887,088.00
VOLVO AB-A SHS	5,298	257.80	1,365,824.40
VOLVO AB-B SHS	40,214	252.70	10,162,077.80
SECURITAS AB-B SHS	12,044	94.48	1,137,917.12
VOLVO CAR AB-B	10,746	34.13	366,760.98
EVOLUTION AB	4,992	1,148.60	5,733,811.20
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	18,218	172.54	3,143,333.72
ESSITY AKTIEBOLAG-B	15,619	263.30	4,112,482.70
GETINGE AB-B SHS	6,454	232.00	1,497,328.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	5,811	239.40	1,391,153.40
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	42,139	132.45	5,581,310.55
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	37,765	102.35	3,865,247.75
SWEDBANK AB - A SHARES	23,817	198.55	4,728,865.35
EQT AB	10,109	239.70	2,423,127.30
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3,567	322.90	1,151,784.30
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	3,625	323.40	1,172,325.00
INVESTOR AB-B SHS	47,462	224.60	10,659,965.20
LUNDBERGS AB-B SHS	1,611	532.00	857,052.00
ERICSSON LM-B SHS	76,779	59.30	4,552,994.70
HEXAGON AB-B SHS	57,185	115.70	6,616,304.50
TELE2 AB-B SHS	13,442	85.90	1,154,667.80
TELIA CO AB	75,050	26.10	1,958,805.00
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	17,865	65.10	1,163,011.50
SAGAX AB-B	5,246	252.50	1,324,615.00

	スウェーデンクローナ 小計	860,237		134,441,138.23 (1,867,387,410)
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	8,475	300.00	2,542,500.00
	EQUINOR ASA	24,419	334.75	8,174,260.25
	NORSK HYDRO ASA	39,706	62.28	2,472,889.68
	YARA INTERNATIONAL ASA	4,955	361.80	1,792,719.00
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,670	445.60	744,152.00
	ADEVINTA ASA	9,112	112.00	1,020,544.00
	MOWI ASA	12,181	183.65	2,237,040.65
	ORKLA ASA	18,647	80.90	1,508,542.30
	SALMAR ASA	2,244	580.40	1,302,417.60
	DNB BANK ASA	24,205	208.80	5,054,004.00
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	4,317	184.70	797,349.90
	TELENOR ASA	17,808	123.20	2,193,945.60
	ノルウェークローネ 小計	167,739		29,840,364.98 (398,070,468)
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	3,077	550.40	1,693,580.80
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	5,223	360.30	1,881,846.90
	ROCKWOOL A/S-B SHS	229	1,918.00	439,222.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	26,648	188.92	5,034,340.16
	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	78	10,430.00	813,540.00
	AP MOELLER-MAERSK A/S-B	122	10,500.00	1,281,000.00
	DSV A/S	4,863	1,080.00	5,252,040.00
	PANDORA A/S	2,289	937.60	2,146,166.40
	CARLSBERG AS-B	2,655	833.20	2,212,146.00
	COLOPLAST-B	3,785	767.40	2,904,609.00
	DEMANT A/S	1,941	293.20	569,101.20
	GENMAB A/S	1,795	2,252.00	4,042,340.00
	NOVO NORDISK A/S-B	87,470	668.60	58,482,442.00
	DANSKE BANK A/S	19,131	179.10	3,426,362.10
	TRYG A/S	10,027	151.05	1,514,578.35
ORSTED A/S	4,796	342.50	1,642,630.00	
	デンマーククローネ 小計	174,129		93,335,944.91 (1,960,054,843)
オーストラリアドル	AMPOL LTD	6,343	34.49	218,770.07
	SANTOS LTD	85,587	7.25	620,505.75

WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	50,241	29.81	1,497,684.21
BHP GROUP LTD	136,083	47.74	6,496,602.42
BLUESCOPE STEEL LTD	13,389	21.16	283,311.24
FORTESCUE LTD	45,201	25.75	1,163,925.75
IGO LTD	16,726	8.18	136,818.68
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	12,919	49.50	639,490.50
MINERAL RESOURCES LTD	4,720	62.49	294,952.80
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	32,470	12.60	409,122.00
ORICA LTD	13,514	15.58	210,548.12
PILBARA MINERALS LTD	79,307	3.71	294,228.97
RIO TINTO LTD	9,891	128.89	1,274,850.99
SOUTH32 LTD	133,593	3.13	418,146.09
REECE LTD	5,105	20.01	102,151.05
BRAMBLES LTD	38,743	12.98	502,884.14
COMPUTERSHARE LTD	15,873	23.61	374,761.53
AURIZON HOLDINGS LTD	45,292	3.64	164,862.88
QANTAS AIRWAYS LTD	17,415	5.56	96,827.40
TRANSURBAN GROUP	82,542	13.16	1,086,252.72
ARISTOCRAT LEISURE LTD	14,554	39.24	571,098.96
IDP EDUCATION LTD	6,171	23.21	143,228.91
LOTTERY CORP LTD/THE	59,224	4.61	273,022.64
CAR GROUP LTD	10,658	28.64	305,245.12
REA GROUP LTD	1,458	161.79	235,889.82
SEEK LTD	10,021	24.83	248,821.43
WESFARMERS LTD	30,113	53.70	1,617,068.10
COLES GROUP LTD	34,879	15.67	546,553.93
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	40,049	5.05	202,247.45
WOOLWORTHS GROUP LTD	32,344	35.77	1,156,944.88
TREASURY WINE ESTATES LTD	19,494	10.45	203,712.30
COCHLEAR LTD	1,833	283.32	519,325.56
RAMSAY HEALTH CARE LTD	4,302	48.53	208,776.06
SONIC HEALTHCARE LTD	12,546	31.10	390,180.60
CSL LTD	12,771	266.92	3,408,835.32
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	79,705	24.61	1,961,540.05
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	45,050	106.44	4,795,122.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	83,242	29.20	2,430,666.40

	WESTPAC BANKING CORP	93,066	21.92	2,040,006.72	
	ASX LTD	5,710	59.21	338,089.10	
	MACQUARIE GROUP LTD	9,775	169.35	1,655,396.25	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	6,799	32.88	223,551.12	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	67,809	5.94	402,785.46	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	64,169	3.50	224,591.50	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	39,069	14.52	567,281.88	
	SUNCORP GROUP LTD	35,184	13.90	489,057.60	
	WISETECH GLOBAL LTD	3,650	67.26	245,499.00	
	XERO LTD	3,659	105.00	384,195.00	
	TELSTRA GROUP LTD	101,989	3.84	391,637.76	
	APA GROUP	37,178	8.70	323,448.60	
	ORIGIN ENERGY LTD	48,740	7.84	382,121.60	
	オーストラリアドル 小計	1,860,165		43,172,638.43 (4,126,872,507)	
ニュージーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	33,815	8.25	278,973.75	
	EBOS GROUP LTD	4,341	37.53	162,917.73	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	14,964	24.00	359,136.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	46,094	5.17	238,305.98	
	MERCURY NZ LTD	18,009	6.32	113,816.88	
	MERIDIAN ENERGY LTD	33,959	5.25	178,284.75	
	ニュージーランドドル 小計	151,182		1,331,435.09 (118,537,666)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	70,000	40.20	2,814,000.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	38,500	77.55	2,985,675.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	52,000	8.49	441,480.00	
	MTR CORP	44,500	27.90	1,241,550.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	24,000	11.42	274,080.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	62,000	41.90	2,597,800.00	
	SANDS CHINA LTD	70,200	21.05	1,477,710.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	45,800	12.94	592,652.00	
	WH GROUP LTD	210,000	4.82	1,012,200.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	94,500	20.45	1,932,525.00	
	HANG SENG BANK LTD	22,500	85.85	1,931,625.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	32,600	248.40	8,097,840.00	
	AIA GROUP LTD	308,600	63.85	19,704,110.00	

	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	69,000	8.77	605,130.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD (CKI)	11,900	39.80	473,620.00	
	CLP HOLDINGS LTD	43,500	61.20	2,662,200.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	311,717	5.35	1,667,685.95	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	37,500	41.60	1,560,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	55,500	37.45	2,078,475.00	
	ESR GROUP LTD	70,200	9.95	698,490.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	45,000	10.42	468,900.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	32,916	21.25	699,465.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	38,000	11.02	418,760.00	
	SINO LAND CO	106,000	8.00	848,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	39,700	77.20	3,064,840.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	13,700	57.75	791,175.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	21,400	15.36	328,704.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	32,000	23.25	744,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	40,000	25.25	1,010,000.00	
	香港ドル 小計	2,043,233		63,222,691.95 (1,177,206,524)	
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	2,400	29.60	71,040.00	
	KEPPEL CORP LTD	47,000	6.77	318,190.00	
	SEATRIM LTD	1,253,142	0.10	136,592.47	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	33,900	3.77	127,803.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	37,300	6.38	237,974.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	178,600	0.98	175,028.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	45,400	3.63	164,802.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	47,800	31.60	1,510,480.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	89,300	12.65	1,129,645.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	34,800	27.58	959,784.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	24,000	9.60	230,400.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	214,800	2.34	502,632.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	25,700	4.95	127,215.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	62,600	3.10	194,060.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	20,000	6.29	125,800.00	
	UOL GROUP LTD	9,400	6.02	56,588.00	
	シンガポールドル 小計	2,126,142		6,068,033.47 (657,714,147)	

イスラエルシユケル	ICL GROUP LTD	24,131	18.70	451,249.70	
	ELBIT SYSTEMS LTD	724	770.60	557,914.40	
	BANK HAPOALIM BM	35,677	31.38	1,119,544.26	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	37,127	28.20	1,046,981.40	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	34,303	17.99	617,110.97	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,617	134.00	618,678.00	
	NICE SYSTEMS LTD	1,508	756.90	1,141,405.20	
	AZRIELI GROUP	723	216.10	156,240.30	
イスラエルシユケル 小計		138,810		5,709,124.23	(224,153,348)
合 計		30,294,084		207,371,709,030	(207,371,709,030)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダドル	(WRT) CONSTELLATION SOFTWARE INC	497.00	0.00	
		カナダドル 小計	497.00	0.00	(0)
新株予約権証券合計				0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,491	536,405.04	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	8,191	287,340.28	
		AMERICAN TOWER CORP	12,440	2,568,238.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	12,077	221,129.87	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,860	678,395.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	3,897	249,719.76	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,862	268,026.30	
		CROWN CASTLE INC	11,727	1,361,152.89	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	8,196	1,104,902.76	
		EQUINIX INC	2,500	2,004,425.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,429	313,617.49	
		EQUITY RESIDENTIAL	9,814	577,259.48	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,729	390,944.19	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	5,734	795,191.12	

	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	6,429	296,248.32
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	15,625	292,968.75
	HOST HOTELS & RESORTS INC	20,316	365,484.84
	INVITATION HOMES INC	16,133	533,679.64
	IRON MOUNTAIN INC	7,969	521,571.05
	KIMCO REALTY CORP	15,495	313,618.80
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,188	405,290.44
	PROLOGIS INC	24,600	2,948,310.00
	PUBLIC STORAGE	4,286	1,173,549.66
	REALTY INCOME CORP	19,211	1,034,704.46
	REGENCY CENTERS CORP	4,747	303,618.12
	SBA COMMUNICATIONS CORP	2,950	720,331.00
	SIMON PROPERTY GROUP INC	8,864	1,177,848.32
	SUN COMMUNITIES INC	3,399	433,848.36
	UDR INC	7,646	270,439.02
	VENTAS INC	10,931	510,696.32
	VICI PROPERTIES INC	26,214	799,789.14
	WELLTOWER INC	14,026	1,230,360.72
	WEYERHAEUSER CO	18,644	575,540.28
	WP CAREY INC	5,737	358,906.72
	米ドル 小計	328,357	25,623,551.14 (3,725,664,335)
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,821	91,996.92
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,998	53,724.16
	カナダドル 小計	4,819	145,721.08 (15,595,069)
ユーロ	COVIVIO	968	45,128.16
	GECINA SA	1,087	116,417.70
	KLEPIERRE	5,091	120,045.78
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,132	198,005.04
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	4,126	112,309.72
	ユーロ 小計	14,404	591,906.40 (92,680,704)
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	14,625	94,155.75
	SEGRO PLC	34,080	283,477.44
	英ポンド 小計	48,705	377,633.19

				(68,914,280)
オーストラリアドル	DEXUS/AU		33,935	247,386.15
	GOODMAN GROUP		44,620	1,035,184.00
	GPT GROUP		46,863	202,916.79
	MIRVAC GROUP		109,547	231,144.17
	SCENTRE GROUP		149,154	416,139.66
	STOCKLAND		56,253	235,700.07
	VICINITY CENTRES		97,692	187,568.64
オーストラリアドル 小計			538,064	2,556,039.48 (244,331,813)
香港ドル	LINK REIT		67,000	2,539,300.00
香港ドル 小計			67,000	2,539,300.00 (47,281,766)
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT		106,100	302,385.00
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER		151,663	288,159.70
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST		110,100	179,463.00
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA		73,900	104,938.00
シンガポールドル 小計			441,763	874,945.70 (94,835,364)
投資証券合計				4,289,303,331 (4,289,303,331)
合計				4,289,303,331 (4,289,303,331)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 589 銘柄	97.6%	—	—	73.2%
	投資証券 34 銘柄	—	—	2.4%	1.8%
カナダドル	株式 86 銘柄	99.8%	—	—	3.3%
	新株予約権 証券 1 銘柄	—	—	—	—
	投資証券 2 銘柄	—	—	0.2%	0.0%
ユーロ	株式 221 銘柄	99.5%	—	—	9.6%
	投資証券 5 銘柄	—	—	0.5%	0.0%

英ポンド	株式	81 銘柄	99.2%	—	—	4.2%
	投資証券	2 銘柄	—	—	0.8%	0.0%
スイスフラン	株式	45 銘柄	100.0%	—	—	2.8%
スウェーデンクローナ	株式	42 銘柄	100.0%	—	—	0.9%
ノルウェークローネ	株式	12 銘柄	100.0%	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式	16 銘柄	100.0%	—	—	0.9%
オーストラリアドル	株式	51 銘柄	94.4%	—	—	1.9%
	投資証券	7 銘柄	—	—	5.6%	0.1%
ニュージーランドドル	株式	6 銘柄	100.0%	—	—	0.1%
香港ドル	株式	29 銘柄	96.1%	—	—	0.6%
	投資証券	1 銘柄	—	—	3.9%	0.0%
シンガポールドル	株式	16 銘柄	87.4%	—	—	0.3%
	投資証券	4 銘柄	—	—	12.6%	0.0%
イスラエルシェケル	株式	8 銘柄	100.0%	—	—	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	420,503,569
コール・ローン	50,593,828
株式	27,754,514,247
投資証券	41,806,317
派生商品評価勘定	17,702,052
未収入金	2,500
未収配当金	26,534,095
差入委託証拠金	653,621,276
流動資産合計	28,965,277,884
資産合計	28,965,277,884
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,278,013
未払解約金	33,988,700
未払利息	137
その他未払費用	192
流動負債合計	39,267,042
負債合計	39,267,042
純資産の部	
元本等	
元本	16,739,460,779
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	12,186,550,063
元本等合計	28,926,010,842
純資産合計	28,926,010,842
負債純資産合計	28,965,277,884

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	11,379,332,176円
期中追加設定元本額	7,297,384,831円
期中一部解約元本額	1,937,256,228円
期末元本額	16,739,460,779円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	565,213,930円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	2,399,146,651円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,295,633,681円
DCりそな グローバルバランス	16,335,514円
つみたてバランスファンド	1,135,592,835円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	477,632,954円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	356,421,478円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	249,217,900円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	132,723,423円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	90,625,937円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	51,000,396円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	113,425,386円

埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	141,112,436円
九州SDGs・グローバルバランス	71,949,928円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	3,649,298円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	86,581,695円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	192,745,259円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	15,747,625円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	43,267,419円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	46,475,976円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	2,006,267円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	164,994円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	188,819円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	1,148,533円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	623,382円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	1,379,443円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	56,688円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	103,140,330円
FWりそな新興国株式インデックスファンド	3,978,270,942円
Smart-i 新興国株式インデックス	2,836,695,231円
Smart-i 8資産バランス 安定型	120,248,258円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	414,044,826円
Smart-i 8資産バランス 成長型	558,442,782円
Smart-i Select 全世界株式インデックス	71,377,849円
Smart-i Select 全世界株式インデックス(除く日本)	34,711,981円
Smart-i DC 全世界株式インデックス	61,873円
Smart-i DC 全世界株式インデックス(除く日本)	65,301円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)	2,213,341円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)	10,070,512円
りそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)	92,804,192円
りそなFT マルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	25,226,638円
りそなDAAマルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	2,018,876円
2. 計算日における受益権の総数	16,739,460,779口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7280円
(10,000口当たり純資産額)	(17,280円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォ

パフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
株式、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	△687,782,300	
投資証券	3,475,548	
合計	△684,306,752	

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2023年12月11日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,126,794,021	—	1,140,037,780	13,243,759
合計		1,126,794,021	—	1,140,037,780	13,243,759

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2023年12月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	52,859,572	—	52,417,495	△442,077
	米ドル	52,859,572	—	52,417,495	△442,077
	売建	24,422,785	—	24,800,428	△377,643
	米ドル	24,337,200	—	24,713,937	△376,737
	オフショア人民元	85,585	—	86,491	△906
合計		77,282,357	—	77,217,923	△819,720

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	29,100	1.52	44,319.30	
	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	1,600	0.00	0.00	
	SURGUTNEFTEGAS-SP ADR	13,769	0.00	0.00	
	TATNEFT PAO-SPONSORED ADR	4,090	0.00	0.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	5,573	9.44	52,609.12	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	11,117	0.00	0.00	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	2,773	0.00	0.00	
	PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	2,330	0.00	0.00	
	PHOSAGRO PJSC(BLOCKED)-GDR	15	0.00	0.00	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR	1,288	0.00	0.00	
	SEVERSTAL - GDR REG S	3,862	0.00	0.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,307	75.45	174,063.15	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	12,159	21.31	259,108.29	
	NIO INC - ADR	39,910	7.38	294,535.80	
	H WORLD GROUP LTD	5,970	34.57	206,382.90	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	12,989	11.14	144,697.46	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	11,763	39.91	469,461.33	
	AUTOHOME INC-ADR	2,118	26.45	56,021.10	
	IQIYI INC-ADR	13,465	4.56	61,400.40	
	JOYY INC	1,406	37.44	52,640.64	
	KANZHUN LTD	6,267	15.20	95,258.40	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	20,718	8.22	170,301.96	
	VK CO LTD	2,211	0.00	0.00	
	WEIBO CORP-SPON ADR	2,566	9.57	24,556.62	
	PDD HOLDINGS INC	16,997	138.96	2,361,903.12	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	9,598	15.27	146,561.46	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	2,296	0.00	0.00	
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	2,140	59.28	126,859.20		
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	142,276	1.40	199,186.40		
CREDICORP LTD	2,005	124.67	249,963.35		

	TCS GROUP HOLDING-GDR REG S	2,188	0.00	0.00	
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	29,314	0.86	25,426.96	
	QIFU TECHNOLOGY INC	3,164	14.77	46,732.28	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	14,388	1.97	28,459.46	
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	1,554	23.11	35,912.94	
	KE HOLDINGS INC	18,894	15.10	285,299.40	
	米ドル 小計	454,180		5,611,661.04 (815,935,515)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-CPO	419,000	12.33	5,166,270.00	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	90,000	80.25	7,222,500.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	5,350	256.47	1,372,114.50	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	27,700	36.30	1,005,510.00	
	ALFA S. A. B. -A	87,800	12.89	1,131,742.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	14,500	161.02	2,334,790.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	11,960	256.04	3,062,238.40	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	5,295	402.90	2,133,355.50	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	8,600	155.35	1,336,010.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	5,980	172.56	1,031,908.80	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	150,100	66.11	9,923,111.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	13,400	181.29	2,429,286.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	14,350	153.90	2,208,465.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	55,800	223.16	12,452,328.00	
	GRUMA S. A. B. -B	5,455	321.18	1,752,036.90	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	37,700	87.27	3,290,079.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	40,200	34.83	1,400,166.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	22,200	53.83	1,195,026.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	74,300	166.06	12,338,258.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	54,000	42.63	2,302,020.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	520,700	15.89	8,273,923.00	
	メキシコペソ 小計	1,664,390		83,361,138.10 (698,624,690)	
ブラジルリアル	COSAN SA	34,500	17.52	604,440.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	106,300	36.66	3,896,958.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	135,900	34.49	4,687,191.00	
	PRIOR SA	22,200	44.55	989,010.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	20,900	25.90	541,310.00	

CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	17,000	17.20	292,400.00
GERDAU SA-PREF	31,695	22.51	713,454.45
KLABIN SA - UNIT	22,300	20.74	462,502.00
SUZANO SA	21,307	50.77	1,081,756.39
VALE SA	97,104	72.80	7,069,171.20
WEG SA	48,300	34.65	1,673,595.00
CCR SA	26,700	14.05	375,135.00
LOCALIZA RENT A CAR	26,510	61.08	1,619,230.80
RUMO SA	36,000	22.17	798,120.00
LOJAS RENNER S. A.	30,720	16.45	505,344.00
MAGAZINE LUIZA SA	86,300	2.13	183,819.00
VIBRA ENERGIA SA	33,500	22.50	753,750.00
ATACADO DISTRIBUICAO COMERC	19,100	11.06	211,246.00
RAIA DROGASIL SA	37,676	28.19	1,062,086.44
SENDAS DISTRIBUIDORA SA	41,700	11.98	499,566.00
AMBEV SA	136,000	14.31	1,946,160.00
JBS SA	21,300	23.88	508,644.00
NATURA &CO HOLDING SA	28,800	16.93	487,584.00
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	150,892	4.35	656,380.20
REDE D'OR SAO LUIZ SA	14,200	26.50	376,300.00
HYPERA SA	9,800	35.56	348,488.00
BANCO BRADESCO S. A.	42,615	14.51	618,343.65
BANCO BRADESCO SA-PREF	151,936	16.46	2,500,866.56
BANCO DO BRASIL S. A.	23,900	54.45	1,301,355.00
BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	8,100	31.10	251,910.00
ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	138,200	32.02	4,425,164.00
ITAUSA SA	162,928	9.86	1,606,470.08
B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	168,300	13.54	2,278,782.00
BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	32,400	34.37	1,113,588.00
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	18,600	31.11	578,646.00
TOTVS SA	16,400	34.36	563,504.00
TELEFONICA BRASIL S. A.	11,000	53.50	588,500.00
TIM SA	24,000	17.91	429,840.00
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	7,100	45.15	320,565.00
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	33,300	40.90	1,361,970.00
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	44,134	10.92	481,943.28

	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	28,200	9.57	269,874.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	10,300	67.66	696,898.00	
	CPFL ENERGIA SA	7,200	37.05	266,760.00	
	ENERGISA SA-UNITS	6,100	52.15	318,115.00	
	ENEVA SA	22,700	12.73	288,971.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,275	43.75	274,531.25	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	28,200	34.25	965,850.00	
	ブラジルリアル 小計	2,248,592		53,846,088.30 (1,587,070,375)	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	12,153	6,537.50	79,450,237.50	
	EMPRESAS CMPC SA	33,869	1,713.70	58,041,305.30	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	3,822	46,190.00	176,538,180.00	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES	466,759	51.68	24,122,105.12	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	5,527,400	8.37	46,264,338.00	
	FALABELLA SA	29,867	2,197.90	65,644,679.30	
	CENCOSUD SA	35,890	1,663.00	59,685,070.00	
	BANCO DE CHILE	1,244,596	98.70	122,841,625.20	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	2,535	23,999.00	60,837,465.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	1,641,012	43.00	70,563,516.00	
	ENEL AMERICAS SA	517,290	101.90	52,711,851.00	
	ENEL CHILE SA	827,632	57.84	47,870,234.88	
	チリペソ 小計	10,342,825		864,570,607.30 (143,951,870)	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	6,380	31,980.00	204,032,400.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	13,694	27,900.00	382,062,600.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	12,989	15,800.00	205,226,200.00	
	コロンビアペソ 小計	33,063		791,321,200.00 (28,832,579)	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	2,267	24.86	56,357.62	
	MYTILINEOS S. A.	3,099	36.00	111,564.00	
	OPAP SA	4,870	14.86	72,368.20	
	JUMBO SA	2,974	25.50	75,837.00	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	65,690	1.48	97,549.65	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	74,565	1.60	119,937.80	
	NATIONAL BANK OF GREECE	21,028	5.95	125,242.76	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	20,288	3.12	63,420.28	

	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	6,206	13.30	82,539.80
	PUBLIC POWER CORP	5,654	10.80	61,063.20
	ユーロ 小計	206,641		865,880.31 (135,579,538)
英ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	5,948	0.00	0.00
	英ポンド 小計	5,948		0.00 (0)
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	27,711	152.60	4,228,698.60
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	34,746	39.34	1,366,907.64
	HEKTAS TICARET T. A. S	35,672	21.10	752,679.20
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	25,931	21.94	568,926.14
	SASA POLYESTER SANAYI	43,418	49.70	2,157,874.60
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	45,551	46.18	2,103,545.18
	KOC HOLDING AS	21,761	141.80	3,085,709.80
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	37,427	47.44	1,775,536.88
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	1,253	714.50	895,268.50
	TURK HAVA YOLLARI AO	16,774	254.00	4,260,596.00
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	1,780	809.50	1,440,910.00
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	3,208	225.00	721,800.00
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	13,195	321.75	4,245,491.25
	AKBANK T. A. S.	83,796	34.96	2,929,508.16
	HACI OMER SABANCI HOLDING	30,648	61.85	1,895,578.80
	TURKIYE IS BANKASI-C	90,125	22.26	2,006,182.50
	YAPI VE KREDI BANKASI	92,810	19.67	1,825,572.70
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	31,132	58.50	1,821,222.00
	トルコリラ 小計	636,938		38,082,007.95 (191,240,227)
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	2,117	710.50	1,504,128.50
	MONETA MONEY BANK AS	12,265	92.00	1,128,380.00
	CEZ AS	4,323	987.50	4,268,962.50
	チェココルナ 小計	18,705		6,901,471.00 (44,258,443)
ハンガリーフォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	11,609	2,766.00	32,110,494.00
	RICHTER GEDEON NYRT	3,960	8,930.00	35,362,800.00
	OTP BANK PLC	6,919	14,780.00	102,262,820.00
	ハンガリーフォリント 小計	22,488		169,736,114.00

				(69,921,604)
ポーランドズロチ	ORLEN SA	15,983	62.01	991,105.83
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	3,988	117.95	470,384.60
	BUDIMEX	397	576.00	228,672.00
	LPP SA	32	16,260.00	520,320.00
	CD PROJEKT SA	1,602	112.15	179,664.30
	CYFROWY POLSAT SA	8,679	13.14	114,042.06
	ALLEGRO. EU SA	15,711	30.22	474,864.97
	PEPCO GROUP NV	5,086	24.50	124,607.00
	DINO POLSKA SA	1,364	454.30	619,665.20
	BANK PEKAO SA	5,176	147.60	763,977.60
	MBANK SA	464	560.00	259,840.00
	PKO BANK POLSKI SA	25,162	49.54	1,246,525.48
	SANTANDER BANK POLSKA SA	977	510.50	498,758.50
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	17,639	48.16	849,494.24
	PGE SA	29,021	8.88	257,706.48
	ポーランドズロチ 小計	131,281		7,599,628.26 (274,361,779)
ロシアルーブル	GAZPROM PJSC	209,472	0.00	0.00
	LUKOIL PJSC	7,345	0.00	0.00
	ROSNEFT OIL CO PJSC	20,180	0.00	0.00
	SURGUTNEFTEGAS-PREFERENCE	131,600	0.00	0.00
	ALROSA PJSC	46,260	0.00	0.00
	UNITED CO RUSAL INTERNATIONA	55,000	0.00	0.00
	YANDEX NV-A	5,354	0.00	0.00
	OZON HOLDINGS PLC - ADR	920	0.00	0.00
	MAGNIT PJSC	1,334	0.00	0.00
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	190,680	0.00	0.00
	VTB BANK PJSC	65,736,000	0.00	0.00
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJ	22,980	0.00	0.00
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JO	16,768	0.00	0.00
	INTER RAO UES PJSC	725,000	0.00	0.00
	ロシアルーブル 小計	67,168,893		0.00 (0)
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	58,000	6.70	388,600.00
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	50,000	8.03	401,500.00

CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	704,000	3.90	2,745,600.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	96,000	24.65	2,366,400.00	
COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	38,000	7.17	272,460.00	
PETROCHINA CO LTD-H	600,000	4.86	2,916,000.00	
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	63,000	13.76	866,880.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	110,000	3.56	391,600.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	34,500	17.22	594,090.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	64,500	5.66	365,070.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	126,000	3.34	420,840.00	
CMOC GROUP LTD-H	105,000	4.06	426,300.00	
GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD-H	11,440	26.80	306,592.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	31,000	10.52	326,120.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	42,000	3.65	153,300.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	20,500	14.60	299,300.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	39,000	9.48	369,720.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	152,000	11.64	1,769,280.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	83,000	3.31	274,730.00	
BOC AVIATION LTD	6,100	55.50	338,550.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	68,000	3.28	223,040.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	113,000	3.34	377,420.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	58,000	8.61	499,380.00	
CITIC LTD	165,000	7.16	1,181,400.00	
CRRG CORP LTD - H	118,000	3.27	385,860.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	72,500	4.22	305,950.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	17,000	18.88	320,960.00	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	37,000	7.34	271,580.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	22,500	15.00	337,500.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	55,000	13.40	737,000.00	
ZHUZHOU CRRG TIMES ELECTRI-H	13,800	23.80	328,440.00	
CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	122,000	2.38	290,360.00	
AIR CHINA LTD-H	42,000	5.15	216,300.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	40,000	9.93	397,200.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	46,000	3.43	157,780.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	83,700	6.98	584,226.00	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	46,000	5.28	242,880.00	
JD LOGISTICS INC	52,200	9.16	478,152.00	

JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	42,000	6.92	290,640.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	3,500	93.20	326,200.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	58,000	4.79	277,820.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	84,000	4.12	346,080.00	
BYD CO LTD-H	29,500	210.80	6,218,600.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	70,000	3.86	270,200.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	16,400	35.35	579,740.00	
GEEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	175,000	7.83	1,370,250.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	64,000	10.18	651,520.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	92,000	3.46	318,320.00	
LI AUTO INC-CLASS A	32,688	135.70	4,435,761.60	
MINTH GROUP LTD	22,000	15.70	345,400.00	
XPENG INC-CLASS A SHARES	27,664	60.40	1,670,905.60	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	38,000	13.32	506,160.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	14,000	38.65	541,100.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	36,200	73.40	2,657,080.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	110,000	3.39	372,900.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	66,600	21.30	1,418,580.00	
LI NING CO LTD	69,000	21.35	1,473,150.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	23,500	78.25	1,838,875.00	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	41,500	4.55	188,825.00	
EAST BUY HOLDING LTD	14,500	33.65	487,925.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	49,000	14.50	710,500.00	
MEITUAN	144,210	86.65	12,495,796.50	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	41,510	62.85	2,608,903.50	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	34,800	13.70	476,760.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	25,000	13.24	331,000.00	
TRIP.COM GROUP LTD	15,610	260.80	4,071,088.00	
BAIDU INC-CLASS A	63,980	111.80	7,152,964.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	5,877	93.45	549,205.65	
CHINA LITERATURE LTD	12,200	27.45	334,890.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LIMITED	180,000	1.84	331,200.00	
KINGSOFT CORP LTD	27,200	25.10	682,720.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	66,100	53.85	3,559,485.00	
NETEASE INC	54,900	165.00	9,058,500.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	189,500	305.60	57,911,200.00	

ALIBABA GROUP HOLDING LTD	462,740	70.50	32,623,170.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-H	3,200	75.70	242,240.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	57,400	10.30	591,220.00
JD.COM INC - CL A	66,760	104.80	6,996,448.00
MINISO GROUP HOLDING LTD	10,892	39.85	434,046.20
POP MART INTERNATIONAL GROUP	15,000	19.94	299,100.00
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	50,000	5.75	287,500.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	23,000	17.06	392,380.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	150,000	4.25	637,500.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	31,500	37.05	1,167,075.00
PING AN HEALTHCARE AND TECHN	15,000	18.12	271,800.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	3,100	120.29	372,899.00
CHINA FEIHE LTD	115,000	4.23	486,450.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	91,000	20.90	1,901,900.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	46,000	33.65	1,547,900.00
NONGFU SPRING CO LTD-H	57,400	44.95	2,580,130.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	60,000	6.28	376,800.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	60,000	9.21	552,600.00
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	18,000	51.20	921,600.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	47,000	5.28	248,160.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	143,000	4.53	647,790.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	17,500	27.25	476,875.00
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	19.54	175,860.00
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS C	10,800	41.40	447,120.00
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	24,200	8.02	194,084.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	77,200	7.02	541,944.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	21,500	10.84	233,060.00
SINOPHARM GROUP CO-H	36,800	18.70	688,160.00
3SBIO INC	52,500	7.16	375,900.00
AKESO INC	15,000	43.20	648,000.00
BEIGENE LTD	19,696	106.70	2,101,563.20
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	40,000	13.60	544,000.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	43,500	4.73	205,755.00
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	90,000	3.86	347,400.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	258,000	6.63	1,710,540.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	36,000	20.20	727,200.00

HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	32,000	14.40	460,800.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	35,000	39.75	1,391,250.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	14,000	16.48	230,720.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	307,250	3.37	1,035,432.50
WUXI APPTec CO LTD-H	10,168	81.15	825,133.20
WUXI BIOLOGICS (CAYMAN) INC.	109,000	29.35	3,199,150.00
ZAI LAB LTD	27,130	20.95	568,373.50
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	772,000	2.83	2,184,760.00
BANK OF CHINA LTD-H	2,256,000	2.82	6,361,920.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	232,000	4.63	1,074,160.00
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	245,000	3.55	869,750.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	2,732,000	4.44	12,130,080.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	69,000	2.20	151,800.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	110,500	25.40	2,806,700.00
CHINA MINSHENG BANKING-H	171,600	2.57	441,012.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	1,849,000	3.63	6,711,870.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	214,000	3.57	763,980.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	250,000	0.73	182,500.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	101,000	4.04	408,040.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	38,800	11.24	436,112.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	53,000	15.46	819,380.00
FAR EAST HORIZON LTD	64,000	5.85	374,400.00
GF SECURITIES CO LTD-H	26,800	9.67	259,156.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	65,200	4.14	269,928.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	35,800	9.80	350,840.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	212,000	9.97	2,113,640.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	71,200	15.30	1,089,360.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	43,000	6.60	283,800.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	25,800	14.68	378,744.00
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	224,000	2.44	546,560.00
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	198,000	8.85	1,752,300.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	190,500	33.75	6,429,375.00
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	19,800	19.12	378,576.00
CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	80,000	5.90	472,000.00
GDS HOLDINGS LTD-CL A	25,524	8.64	220,527.36
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	78,000	10.38	809,640.00

	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	22,500	20.85	469,125.00	
	BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	22,000	31.35	689,700.00	
	KINGBOARD HOLDINGS LTD	19,000	17.78	337,820.00	
	KINGBOARD LAMINATES HLDG LTD	24,000	6.74	161,760.00	
	LENOVO GROUP LTD	208,000	9.56	1,988,480.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	20,800	68.20	1,418,560.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	436,600	14.62	6,383,092.00	
	ZTE CORP-H	18,800	16.72	314,336.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	1,178,000	0.81	954,180.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	14,500	25.65	371,925.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	122,000	1.51	184,220.00	
	CGN POWER CO LTD-H	285,000	1.86	530,100.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	78,000	7.09	553,020.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	88,000	5.60	492,800.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	158,000	2.86	451,880.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	28,200	24.55	692,310.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	52,000	14.98	778,960.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	23,000	50.00	1,150,000.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	92,000	5.18	476,560.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	114,000	4.10	467,400.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	118,000	6.87	810,660.00	
	FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	11,000	11.96	131,560.00	
	GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	658,000	1.09	717,220.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	16,000	16.86	269,760.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	150,000	4.12	618,000.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	26,000	15.12	393,120.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	111,500	12.96	1,445,040.00	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	40,000	5.89	235,600.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	96,000	25.70	2,467,200.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	18,800	26.55	499,140.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	76,300	7.09	540,967.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	66,000	12.30	811,800.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	50,800	6.64	337,312.00	
	香港ドル 小計	23,354,239		300,110,150.81 (5,588,051,008)	
マレーシアリン	DIALOG GROUP BHD	95,700	1.97	188,529.00	

ギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,900	21.62	235,658.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	79,900	7.06	564,094.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	102,800	4.80	493,440.00	
	GAMUDA BHD	49,000	4.46	218,540.00	
	SIME DARBY BERHAD	99,700	2.36	235,292.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	28,000	7.08	198,240.00	
	MISC BHD	36,800	7.10	261,280.00	
	GENTING BHD	57,900	4.60	266,340.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	91,400	2.64	241,296.00	
	MR DIY GROUP M BHD	92,550	1.54	142,527.00	
	IOI CORP BHD	69,200	3.96	274,032.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	16,500	21.52	355,080.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	1,800	117.50	211,500.00	
	PPB GROUP BERHAD	16,120	14.18	228,581.60	
	QL RESOURCES BHD	30,350	5.47	166,014.50	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	63,000	4.43	279,090.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	59,200	5.86	346,912.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	64,100	4.02	257,682.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	172,800	5.76	995,328.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	16,200	19.16	310,392.00	
	MALAYAN BANKING BHD	156,700	9.04	1,416,568.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	419,100	4.24	1,776,984.00	
	RHB BANK BHD	39,200	5.50	215,600.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	72,600	2.33	169,158.00	
	CELCOMDIGI BHD	90,500	4.06	367,430.00	
	MAXIS BHD	64,700	3.86	249,742.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	36,600	5.23	191,418.00	
	PETRONAS GAS BHD	22,900	16.70	382,430.00	
TENAGA NASIONAL BHD	71,400	9.91	707,574.00		
INARI AMERTRON BHD	74,800	2.83	211,684.00		
	マレーシアリングット 小計	2,302,420		12,158,436.10 (377,864,740)	
タイパーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	303,700	6.75	2,049,975.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	37,900	142.00	5,381,800.00	
	PTT PCL-NVDR	289,900	35.75	10,363,925.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	31,600	51.00	1,611,600.00	

INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	53,800	25.50	1,371,900.00	
PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	75,500	38.75	2,925,625.00	
SCG PACKAGING PCL-NVDR	32,200	38.25	1,231,650.00	
SIAM CEMENT PCL-NVDR	21,700	292.00	6,336,400.00	
AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	115,700	60.00	6,942,000.00	
BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO	234,600	8.10	1,900,260.00	
BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	207,000	7.30	1,511,100.00	
ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	190,600	3.72	709,032.00	
MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	95,600	27.25	2,605,100.00	
CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	45,225	38.75	1,752,468.75	
HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	204,100	12.00	2,449,200.00	
PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	85,300	20.00	1,706,000.00	
BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	36,100	26.00	938,600.00	
CP ALL PCL-NVDR	157,200	52.75	8,292,300.00	
CP AXTRA PCL-NVDR	59,000	26.25	1,548,750.00	
CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	132,600	18.80	2,492,880.00	
OSOTSPA PCL-NVDR	31,400	21.50	675,100.00	
BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	307,300	25.75	7,912,975.00	
BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	16,900	214.00	3,616,600.00	
KASIKORNBANK PCL-NVDR	19,100	127.00	2,425,700.00	
KRUNG THAI BANK - NVDR	84,100	18.20	1,530,620.00	
SCB X PCL-NVDR	21,200	99.25	2,104,100.00	
TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	685,400	1.56	1,069,224.00	
KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	38,400	46.25	1,776,000.00	
MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	16,300	43.25	704,975.00	
DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	84,500	81.00	6,844,500.00	
ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	33,100	220.00	7,282,000.00	
INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	28,600	69.75	1,994,850.00	
TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	327,315	5.15	1,685,672.25	
ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	48,000	44.25	2,124,000.00	
GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	21,300	46.75	995,775.00	
GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	81,400	45.50	3,703,700.00	
CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	57,400	65.50	3,759,700.00	
LAND & HOUSES PUB - NVDR	298,900	7.65	2,286,585.00	
タイパーツ 小計	4,609,940		116,612,642.00 (479,277,958)	

フィリピンペン	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	51,250	48.10	2,465,125.00	
	AYALA CORPORATION	7,910	640.00	5,062,400.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	72,731	37.80	2,749,231.80	
	SM INVESTMENTS CORP	6,870	826.00	5,674,620.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	32,380	229.00	7,415,020.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	11,290	235.80	2,662,182.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	24,530	112.80	2,766,984.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	54,578	101.90	5,561,498.20	
	BDO UNIBANK INC	65,396	126.90	8,298,752.40	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	45,472	51.45	2,339,534.40	
	PLDT INC	2,745	1,252.00	3,436,740.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	7,490	372.60	2,790,774.00	
	AYALA LAND INC	181,100	31.40	5,686,540.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	301,900	32.65	9,857,035.00	
	フィリピンペン 小計	865,642		66,766,436.80 (175,201,806)	
インドネシア ピア	ADARO ENERGY TBK PT	355,100	2,560.00	909,056,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	45,500	22,300.00	1,014,650,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	187,400	6,450.00	1,208,730,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	175,600	1,685.00	295,886,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	909,184	1,750.00	1,591,072,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	89,700	8,150.00	731,055,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	292,209	2,470.00	721,756,230.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	101,289	6,300.00	638,120,700.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	564,100	5,675.00	3,201,267,500.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	22,100,000	108.00	2,386,800,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	556,700	2,850.00	1,586,595,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	181,300	5,025.00	911,032,500.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	75,400	10,975.00	827,515,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	117,600	6,400.00	752,640,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	202,200	3,510.00	709,722,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	526,300	1,645.00	865,763,500.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	1,578,700	8,750.00	13,813,625,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,064,300	5,700.00	6,066,510,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	414,600	5,075.00	2,104,095,000.00	
BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	1,941,845	5,375.00	10,437,416,875.00		

	SARANA MENARA NUSANTARA PT	685,000	905.00	619,925,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,418,100	3,940.00	5,587,314,000.00	
	インドネシアルピア 小計	33,582,127		56,980,547,305.00 (535,617,144)	
韓国ウォン	HD HYUNDAI	1,185	61,300.00	72,640,500.00	
	S-OIL CORP	1,463	66,700.00	97,582,100.00	
	SK INNOVATION CO LTD	1,664	135,600.00	225,638,400.00	
	ECOPRO CO LTD	583	667,000.00	388,861,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	2,898	31,400.00	90,997,200.00	
	HYUNDAI STEEL CO	2,249	34,750.00	78,152,750.00	
	KOREA ZINC CO LTD	231	498,500.00	115,153,500.00	
	KUM YANG CO LTD	942	116,000.00	109,272,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	458	126,100.00	57,753,800.00	
	LG CHEM LTD	1,429	478,500.00	683,776,500.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	197	302,000.00	59,494,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	484	159,800.00	77,343,200.00	
	POSCO HOLDINGS INC	2,056	471,500.00	969,404,000.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	775	86,500.00	67,037,500.00	
	SKC CO LTD	602	92,300.00	55,564,600.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	1,487	43,000.00	63,941,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY	13,577	15,720.00	213,430,440.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,314	313,000.00	411,282,000.00	
	GS HOLDINGS	1,411	41,950.00	59,191,450.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	957	131,300.00	125,654,100.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	1,265	25,750.00	32,573,750.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	607	123,100.00	74,721,700.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,242	109,400.00	135,874,800.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	2,000	36,100.00	72,200,000.00	
	HYUNDAI MIPO DOCKYARD	517	80,100.00	41,411,700.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	1,854	47,050.00	87,230,700.00	
	LG CORP	2,799	82,400.00	230,637,600.00	
	LG ENERGY SOLUTION	1,342	430,500.00	577,731,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	857	343,000.00	293,951,000.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	1,476	56,900.00	83,984,400.00	
SAMSUNG C&T CORP	2,417	124,800.00	301,641,600.00		
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	4,565	25,300.00	115,494,500.00		

SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	19,155	7,890.00	151,132,950.00	
SK	1,030	170,800.00	175,924,000.00	
SK SQUARE CO LTD	3,018	49,600.00	149,692,800.00	
HMM CO LTD	6,429	15,750.00	101,256,750.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	524	176,400.00	92,433,600.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	4,956	22,700.00	112,501,200.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	1,948	46,400.00	90,387,200.00	
HANON SYSTEMS	6,426	6,970.00	44,789,220.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	1,766	226,500.00	399,999,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	3,938	185,100.00	728,923,800.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	870	109,400.00	95,178,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	533	108,100.00	57,617,300.00	
KIA CORP	7,494	86,400.00	647,481,600.00	
COWAY CO LTD	1,442	53,100.00	76,570,200.00	
F&F CO LTD / NEW	518	79,800.00	41,336,400.00	
LG ELECTRONICS INC	2,914	94,600.00	275,664,400.00	
KANGWON LAND INC	3,072	16,130.00	49,551,360.00	
HYBE CO LTD	525	237,500.00	124,687,500.00	
JYP ENTERTAINMENT CORP	810	94,400.00	76,464,000.00	
KAKAO CORP	8,983	51,700.00	464,421,100.00	
KRAFTON INC	872	207,000.00	180,504,000.00	
NAVER CORP	3,743	217,500.00	814,102,500.00	
NCSOFT CORP	383	238,500.00	91,345,500.00	
NETMARBLE CORPORATION	904	59,400.00	53,697,600.00	
PEARL ABYSS CORP	960	38,950.00	37,392,000.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	885	64,300.00	56,905,500.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	221	316,500.00	69,946,500.00	
KT&G CORP	3,047	90,800.00	276,667,600.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	591	111,300.00	65,778,300.00	
AMOREPACIFIC CORP	788	125,400.00	98,815,200.00	
LG H&H	260	320,500.00	83,330,000.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	3,177	73,900.00	234,780,300.00	
HLB INC	3,131	33,350.00	104,418,850.00	
CELLTRION INC	3,156	167,700.00	529,261,200.00	
CELLTRION PHARM INC	355	82,800.00	29,394,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	214	328,000.00	70,192,000.00	

SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	514	709,000.00	364,426,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	783	90,200.00	70,626,600.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	710	70,000.00	49,700,000.00	
YUHAN CORP	1,526	65,800.00	100,410,800.00	
HANA FINANCIAL GROUP	7,972	41,450.00	330,439,400.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	8,613	11,860.00	102,150,180.00	
KAKAOBANK CORP	5,191	26,000.00	134,966,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	10,975	51,800.00	568,505,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	12,152	36,650.00	445,370,800.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	17,430	12,810.00	223,278,300.00	
KAKAOPAY CORP	730	48,400.00	35,332,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,162	61,500.00	71,463,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,040	58,500.00	177,840,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	5,653	7,160.00	40,475,480.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,547	10,490.00	58,188,030.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	1,943	39,550.00	76,845,650.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,260	84,900.00	106,974,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	856	252,500.00	216,140,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	2,205	69,200.00	152,586,000.00	
POSCO DX CO LTD	1,565	49,400.00	77,311,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,032	165,600.00	170,899,200.00	
COSMOAM&T CO LTD	779	156,700.00	122,069,300.00	
L&F CO LTD	821	188,000.00	154,348,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	5,817	12,430.00	72,305,310.00	
LG INNOTEK CO LTD	384	236,500.00	90,816,000.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,693	150,900.00	255,473,700.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	135,822	72,600.00	9,860,677,200.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	23,505	58,400.00	1,372,692,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	1,579	450,000.00	710,550,000.00	
KT CORP	1,598	34,500.00	55,131,000.00	
LG UPLUS CORP	6,485	10,320.00	66,925,200.00	
SK TELECOM	1,621	49,900.00	80,887,900.00	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	7,197	19,340.00	139,189,980.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,237	60,300.00	74,591,100.00	
SK HYNIX INC	15,560	127,500.00	1,983,900,000.00	
韓国ウォン 小計	450,898		31,435,650,350.00	

				(3,476,782,928)
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	31,000	82.20	2,548,200.00
	ASIA CEMENT CORP	69,000	41.80	2,884,200.00
	CHINA STEEL CORP	344,000	26.10	8,978,400.00
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	98,000	63.30	6,203,400.00
	FORMOSA PLASTICS CORP	110,000	80.00	8,800,000.00
	NAN YA PLASTICS CORP	137,000	67.60	9,261,200.00
	TAIWAN CEMENT	201,917	34.60	6,986,328.20
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	4,200	1,010.00	4,242,000.00
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	92,000	30.95	2,847,400.00
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	2,000	1,535.00	3,070,000.00
	WALSIN LIHWA CORP	74,000	37.00	2,738,000.00
	CHINA AIRLINES LTD	75,000	21.65	1,623,750.00
	EVA AIRWAYS CORP	86,000	32.35	2,782,100.00
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	27,420	118.50	3,249,270.00
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	55,000	30.20	1,661,000.00
	WAN HAI LINES LTD	18,650	51.10	953,015.00
	YANG MING MARINE TRANSPORT	57,000	44.00	2,508,000.00
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	53,000	45.00	2,385,000.00
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	5,420	577.00	3,127,340.00
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	15,289	182.00	2,782,598.00
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	5,000	348.50	1,742,500.00
	POU CHEN	61,000	31.10	1,897,100.00
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	8,160	701.00	5,720,160.00
	MOMO.COM INC	2,200	510.00	1,122,000.00
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	16,000	271.00	4,336,000.00
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	140,000	74.10	10,374,000.00
	PHARMAESSENTIA CORP	7,000	338.00	2,366,000.00
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	155,046	17.85	2,767,571.10
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	503,000	27.50	13,832,500.00
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	407,197	25.60	10,424,243.20
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	315,723	27.60	8,713,954.80
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	259,430	22.10	5,733,403.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	321,502	39.25	12,618,953.50	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	282,350	19.25	5,435,237.50	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	333,055	17.90	5,961,684.50	

TAIWAN BUSINESS BANK	176,128	13.50	2,377,728.00
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	284,978	26.75	7,623,161.50
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	106,000	45.85	4,860,100.00
CHAILEASE HOLDING CO LTD	42,009	181.00	7,603,629.00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	282,208	26.55	7,492,622.40
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	274,000	44.85	12,288,900.00
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	479,000	12.45	5,963,550.00
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	223,766	63.20	14,142,011.20
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	366,835	8.84	3,242,821.40
ACCTON TECHNOLOGY CORP	14,000	532.00	7,448,000.00
ACER INC	78,000	35.20	2,745,600.00
ADVANTECH CO LTD	12,427	352.00	4,374,304.00
ASUSTEK COMPUTER INC	20,000	398.50	7,970,000.00
AUO CORP	176,200	16.60	2,924,920.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	16,000	184.50	2,952,000.00
COMPAL ELECTRONICS	121,000	31.20	3,775,200.00
DELTA ELECTRONICS INC	56,000	312.50	17,500,000.00
E INK HOLDINGS INC	24,000	178.50	4,284,000.00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	14,000	258.50	3,619,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	355,800	101.50	36,113,700.00
INNOLUX CORP	241,751	12.90	3,118,587.90
INVENTEC CORP	73,000	42.30	3,087,900.00
LARGAN PRECISION CO LTD	2,900	2,290.00	6,641,000.00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	56,000	113.00	6,328,000.00
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	21,000	179.00	3,759,000.00
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	6,000	250.00	1,500,000.00
PEGATRON CORP	56,000	81.70	4,575,200.00
QUANTA COMPUTER INC	77,000	203.00	15,631,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	34,000	67.70	2,301,800.00
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	41,000	174.50	7,154,500.00
WISTRON CORP	73,000	92.60	6,759,800.00
WIWYNN CORP	2,500	1,750.00	4,375,000.00
WPG HOLDINGS LTD	47,960	79.20	3,798,432.00
YAGEO CORPORATION	10,524	601.00	6,324,924.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	18,000	103.00	1,854,000.00
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	109,000	120.50	13,134,500.00

	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	44,000	81.60	3,590,400.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	47,000	99.10	4,657,700.00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	2,000	3,335.00	6,670,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	88,000	129.50	11,396,000.00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	1,800	2,460.00	4,428,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	2,300	1,895.00	4,358,500.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	6,000	579.00	3,474,000.00	
	MEDIATEK INC	42,800	943.00	40,360,400.00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	39,000	72.10	2,811,900.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	16,000	508.00	8,128,000.00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	2,000	1,105.00	2,210,000.00	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	96,000	28.80	2,764,800.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	14,000	444.50	6,223,000.00	
	SILERGY CORP	8,640	410.50	3,546,720.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	700,000	570.00	399,000,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	322,000	48.55	15,633,100.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	29,000	78.70	2,282,300.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	99,000	27.40	2,712,600.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	44,647	36.60	1,634,080.20	
	新台湾ドル 小計	9,968,732		948,202,900.40 (4,391,696,553)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	19,660	470.45	9,249,047.00	
	COAL INDIA LTD	42,402	351.00	14,883,102.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	14,851	377.50	5,606,252.50	
	INDIAN OIL CORP LTD	70,217	118.80	8,341,779.60	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	90,913	195.95	17,814,402.35	
	PETRONET LNG LTD	18,996	210.00	3,989,160.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	86,649	2,455.75	212,788,281.75	
	AMBUJA CEMENTS LTD	17,208	494.35	8,506,774.80	
	APL APOLLO TUBES LTD	4,859	1,601.55	7,781,931.45	
	ASIAN PAINTS LTD	11,022	3,232.00	35,623,104.00	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	7,891	578.95	4,568,494.45	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	7,281	2,070.05	15,072,034.05	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	36,283	520.35	18,879,859.05	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	10,594	686.25	7,270,132.50	
	JSW STEEL LTD	17,850	839.35	14,982,397.50	

PI INDUSTRIES LTD	2,601	3,843.50	9,996,943.50
PIDILITE INDUSTRIES LTD	4,189	2,561.65	10,730,751.85
SHREE CEMENT LTD	251	27,670.25	6,945,232.75
SRF LTD	4,133	2,423.10	10,014,672.30
SUPREME INDUSTRIES LTD	1,757	4,522.25	7,945,593.25
TATA STEEL LTD	211,331	129.20	27,303,965.20
ULTRATECH CEMENT LTD	3,324	9,413.55	31,290,640.20
UPL LTD	13,811	585.20	8,082,197.20
VEDANTA LTD	29,237	244.80	7,157,217.60
ABB INDIA LTD	1,585	4,746.80	7,523,678.00
ADANI ENTERPRISES LTD	4,823	2,822.15	13,611,229.45
ASHOK LEYLAND LTD	43,004	174.90	7,521,399.60
ASTRAL LTD	3,580	1,928.75	6,904,925.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	102,464	158.75	16,266,160.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	15,444	454.85	7,024,703.40
CUMMINS INDIA LTD	4,109	1,949.35	8,009,879.15
HAVELLS INDIA LTD	7,120	1,343.00	9,562,160.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	5,829	2,733.65	15,934,445.85
LARSEN & TOUBRO LTD	19,235	3,378.45	64,984,485.75
POLYCAB INDIA LTD	1,305	5,446.65	7,107,878.25
SIEMENS LTD	2,310	3,827.20	8,840,832.00
SUZLON ENERGY LTD	270,753	38.75	10,491,678.75
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	6,472	749.55	4,851,087.60
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	14,130	1,022.95	14,454,283.50
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	7,859	843.20	6,626,708.80
INTERGLOBE AVIATION LTD	3,501	2,897.95	10,145,722.95
BAJAJ AUTO LTD	1,903	6,075.70	11,562,057.10
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	2,334	2,605.65	6,081,587.10
BHARAT FORGE LTD	8,017	1,177.15	9,437,211.55
EICHER MOTORS LTD	3,761	4,055.00	15,250,855.00
HERO MOTOCORP LTD	2,952	3,715.75	10,968,894.00
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	26,712	1,668.55	44,570,307.60
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	3,894	10,618.55	41,348,633.70
MRF LTD	54	117,949.40	6,369,267.60
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	71,452	95.00	6,787,940.00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	10,800	571.80	6,175,440.00

TATA MOTORS LTD	47,673	714.55	34,064,742.15
TATA MOTORS LTD-A-DVR	13,696	479.65	6,569,286.40
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	2,841	3,574.20	10,154,302.20
TVS MOTOR CO LTD	7,088	1,902.70	13,486,337.60
PAGE INDUSTRIES LTD	196	37,335.50	7,317,758.00
TITAN CO LTD	10,189	3,634.65	37,033,448.85
INDIAN HOTELS CO LTD	22,920	435.50	9,981,660.00
JUBILANT FOODWORKS LTD	10,195	559.75	5,706,651.25
ZOMATO LTD	151,450	119.95	18,166,427.50
INFO EDGE INDIA LTD	1,911	4,745.65	9,068,937.15
TRENT LTD	5,397	2,841.30	15,334,496.10
AVENUE SUPERMARTS LTD	4,536	4,070.65	18,464,468.40
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	3,003	4,942.20	14,841,426.60
ITC LTD	85,915	449.15	38,588,722.25
MARICO LTD	15,967	530.50	8,470,493.50
NESTLE INDIA LTD	940	24,789.60	23,302,224.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	15,548	946.60	14,717,736.80
UNITED SPIRITS LTD	7,422	1,045.25	7,757,845.50
VARUN BEVERAGES LTD	11,762	1,066.95	12,549,465.90
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	4,259	2,293.80	9,769,294.20
DABUR INDIA LTD	17,113	547.50	9,369,367.50
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	11,134	1,021.55	11,373,937.70
HINDUSTAN UNILEVER LTD	23,519	2,522.30	59,321,973.70
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	2,793	5,555.35	15,516,092.55
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	23,433	678.20	15,892,260.60
AUROBINDO PHARMA LTD	7,383	1,017.40	7,511,464.20
CIPLA LTD	15,439	1,219.10	18,821,684.90
DIVI'S LABORATORIES LTD	3,145	3,681.75	11,579,103.75
DR. REDDY'S LABORATORIES	2,966	5,763.90	17,095,727.40
LUPIN LTD	6,138	1,239.35	7,607,130.30
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	27,557	1,235.80	34,054,940.60
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	2,579	2,053.45	5,295,847.55
AU SMALL FINANCE BANK LTD	5,313	740.50	3,934,276.50
AXIS BANK LTD	65,042	1,131.20	73,575,510.40
BANDHAN BANK LTD	19,777	237.05	4,688,137.85
BANK OF BARODA	27,026	212.00	5,729,512.00

HDFC BANK LIMITED	79,876	1,653.20	132,051,003.20
ICICI BANK LTD	147,555	1,010.85	149,155,971.75
IDFC FIRST BANK LTD	94,716	88.05	8,339,743.80
INDUSIND BANK LTD	8,222	1,508.95	12,406,586.90
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	31,199	1,838.45	57,357,801.55
STATE BANK OF INDIA	51,136	614.15	31,405,174.40
YES BANK LTD	387,272	19.90	7,706,712.80
BAJAJ FINANCE LTD	7,798	7,307.60	56,984,664.80
BAJAJ FINSERV LTD	11,093	1,710.15	18,970,693.95
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	806	7,984.25	6,435,305.50
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	11,638	1,166.65	13,577,472.70
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	2,370	2,987.05	7,079,308.50
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	91,822	244.25	22,427,523.50
MUTHOOT FINANCE LTD	3,756	1,440.65	5,411,081.40
ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	6,527	651.25	4,250,708.75
POWER FINANCE CORPORATION	44,201	384.60	16,999,704.60
REC LTD	34,683	405.45	14,062,222.35
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	7,713	759.95	5,861,494.35
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	8,326	2,031.60	16,915,101.60
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	26,979	671.25	18,109,653.75
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	6,992	1,449.40	10,134,204.80
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	8,896	543.55	4,835,420.80
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	13,078	1,465.20	19,161,885.60
HCL TECHNOLOGIES LTD	27,166	1,364.10	37,057,140.60
INFOSYS LTD	94,576	1,491.15	141,027,002.40
LTIMINDTREE LTD	2,579	5,708.70	14,722,737.30
MPHASIS LTD	1,924	2,427.05	4,669,644.20
PERSISTENT SYSTEMS LTD	1,445	6,464.50	9,341,202.50
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	26,086	3,626.70	94,606,096.20
TATA ELXSI LTD	1,069	8,365.85	8,943,093.65
TECH MAHINDRA LTD	14,666	1,225.30	17,970,249.80
WIPRO LTD	37,402	422.60	15,806,085.20
BHARTI AIRTEL LTD	64,202	1,000.25	64,218,050.50
TATA COMMUNICATIONS LTD	3,349	1,694.85	5,676,052.65
ADANI GREEN ENERGY LTD	8,848	1,550.30	13,717,054.40
ADANI POWER LTD	20,741	533.80	11,071,545.80

	GAIL INDIA LTD	58,140	140.35	8,159,949.00	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	7,746	401.10	3,106,920.60	
	NTPC LTD	125,238	285.05	35,699,091.90	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	133,666	228.60	30,556,047.60	
	TATA POWER CO LTD	39,023	323.55	12,625,891.65	
	DLF LTD	15,745	649.90	10,232,675.50	
	GODREJ PROPERTIES LTD	3,754	1,930.15	7,245,783.10	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	7,189	917.70	6,597,345.30	
	インドルピー 小計	3,837,185		2,692,639,211.60 (4,712,118,620)	
カタールリアル	QATAR FUEL QSC	16,008	15.72	251,645.76	
	QATAR GAS TRANSPORT (NAKILAT)	68,061	3.23	219,837.03	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	157,972	1.56	247,226.18	
	INDUSTRIES QATAR	41,380	12.02	497,387.60	
	COMMERCIAL BANK PQSC	89,506	5.22	467,310.82	
	DUKHAN BANK	47,311	3.81	180,349.53	
	MASRAF AL RAYAN	156,266	2.36	369,725.35	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	26,217	9.90	259,653.16	
	QATAR ISLAMIC BANK	46,127	18.11	835,359.97	
	QATAR NATIONAL BANK	132,855	15.50	2,059,252.50	
	OOREDOO QPSC	24,164	10.00	241,640.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	11,535	16.84	194,249.40	
	BARWA REAL ESTATE CO	60,279	2.70	162,813.57	
	カタールリアル 小計	877,681		5,986,450.87 (239,038,983)	
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,793	187.67	1,462,512.31	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	1,807	767.33	1,386,565.31	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	12,308	327.41	4,029,762.28	
	GOLD FIELDS LTD	25,887	268.32	6,945,999.84	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	15,256	112.50	1,716,300.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	28,030	71.70	2,009,751.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	1,694	588.56	997,020.64	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	9,656	115.33	1,113,626.48	
	SASOL LTD	15,929	178.00	2,835,362.00	
	SIBANYE STILLWATER LTD	72,813	22.18	1,614,992.34	
	BIDVEST GROUP LTD	8,221	236.61	1,945,170.81	

	NASPERS LTD-N SHS	5,336	3,385.00	18,062,360.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	52,043	18.77	976,847.11	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	27,276	68.30	1,862,950.80	
	BID CORP LTD	9,440	409.95	3,869,928.00	
	CLICKS GROUP LTD	6,931	312.11	2,163,234.41	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	14,682	260.44	3,823,780.08	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	11,723	186.16	2,182,353.68	
	ABSA GROUP LTD	22,911	159.64	3,657,512.04	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,424	1,932.81	4,685,131.44	
	NEDBANK GROUP LTD	12,732	204.26	2,600,638.32	
	STANDARD BANK GROUP LTD	38,290	193.52	7,409,880.80	
	FIRSTSTRAND LTD	144,428	66.50	9,604,462.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	3,701	430.00	1,591,430.00	
	REMGRO LTD	14,915	149.00	2,222,335.00	
	DISCOVERY LTD	16,635	134.07	2,230,254.45	
	OLD MUTUAL LTD	121,527	11.75	1,427,942.25	
	OUTSURANCE GROUP LTD	22,382	43.00	962,426.00	
	SANLAM LTD	49,120	67.73	3,326,897.60	
	MTN GROUP LTD	49,438	105.13	5,197,416.94	
	VODACOM GROUP LTD	15,613	99.00	1,545,687.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	14,368	117.00	1,681,056.00	
	南アフリカランド 小計	855,309		107,141,586.93 (820,704,555)	
アラブディールハム	MULTIPLY GROUP	109,599	3.25	356,196.75	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	70,134	3.21	225,130.14	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	88,102	3.69	325,096.38	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	81,152	8.28	671,938.56	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	44,112	10.02	442,002.24	
	DUBAI ISLAMIC BANK	80,564	5.61	451,964.04	
	EMIRATES NBD PJSC	52,222	17.45	911,273.90	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	126,779	13.26	1,681,089.54	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	99,955	18.70	1,869,158.50	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	106,834	5.36	572,630.24	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	191,913	7.38	1,416,317.94	
	アラブディールハム 小計	1,051,366		8,922,798.23 (352,718,214)	

クウェートディ ナール	AGILITY	45,725	0.52	24,097.07	
	BOUBAYAN BANK K. S. C	38,661	0.58	22,539.36	
	GULF BANK	55,027	0.26	14,802.26	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	231,391	0.70	161,973.70	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	214,587	0.87	188,621.97	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	52,466	0.49	25,813.27	
	MABANEE CO KPSC	20,333	0.82	16,673.06	
クウェートディナール 小計		658,190		454,520.69	(214,638,305)
オフショア人民 元	CHINA MERCHANTS ENERGY -A	18,900	5.75	108,675.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	66,700	5.47	364,849.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	11,500	30.58	351,670.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	8,100	12.55	101,655.00	
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	9,700	7.07	68,579.00	
	INNER MONGOLIA DIAN TOU EN-A	2,700	14.56	39,312.00	
	JIZHONG ENERGY RESOURCES-A	4,900	6.91	33,859.00	
	OFFSHORE OIL ENGINEERING-A	10,500	5.93	62,265.00	
	PETROCHINA CO LTD-A	46,600	6.87	320,142.00	
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	15,700	19.24	302,068.00	
	SHAN XI HUA YANG GROUP NEW-A	5,100	8.62	43,962.00	
	SHANXI COKING COAL ENERGY-A	12,420	9.66	119,977.20	
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	6,500	21.34	138,710.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-A	6,736	19.52	131,486.72	
	YANTAI JEREH OILFIELD-A	900	26.83	24,147.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	23,100	5.23	120,813.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	6,200	21.82	135,284.00	
	ANHUI HONGLU STEEL CONSTRU-A	650	20.86	13,559.00	
	ASIA-POTASH INTERNATIONAL-A	1,500	27.56	41,340.00	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	50,000	6.11	305,500.00	
	CANMAX TECHNOLOGIES CO LTD-A	1,040	25.61	26,634.40	
	CHENGXIN LITHIUM GROUP CO-A	1,400	23.25	32,550.00	
	CHINA JUSHI CO LTD -A	7,414	10.08	74,733.12	
	CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	5,700	19.62	111,834.00	
CHINA RARE EARTH RESOURCES-A	1,900	27.95	53,105.00		
CMOC GROUP LTD-A	28,400	4.90	139,160.00		
CNGR ADVANCED MATERIAL CO -A	600	48.49	29,094.00		

DO-FLUORIDE NEW MATERIALS -A	2,100	14.98	31,458.00
GANFENG LITHIUM GROUP CO L-A	2,740	42.15	115,491.00
GEM CO LTD-A	10,800	5.55	59,940.00
GUANGDONG HEC TECHNOLOGY H-A	6,300	6.67	42,021.00
GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	4,180	23.33	97,519.40
HANGZHOU OXYGEN PLANT GROU-A	2,000	29.77	59,540.00
HENAN SHENHUO COAL & POWER-A	3,500	15.01	52,535.00
HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	14,520	13.40	194,568.00
HENGYI PETROCHEMICAL CO -A	1,950	6.68	13,026.00
HESTEEL CO LTD-A	1,500	2.17	3,255.00
HOSHINE SILICON INDUSTRY C-A	1,400	49.35	69,090.00
HUAFON CHEMICAL CO LTD -A	4,600	6.70	30,820.00
HUAIBEI MINING HOLDINGS CO-A	3,700	15.99	59,163.00
HUBEI FEILIHUA QUARTZ GLAS-A	1,000	40.05	40,050.00
HUBEI XINGFA CHEMICALS GRP-A	1,900	18.15	34,485.00
HUNAN VALIN STEEL CO LTD -A	14,600	5.52	80,592.00
INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	73,300	1.57	115,081.00
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	15,700	3.74	58,718.00
INNER MONGOLIA YUAN XING-A	5,900	6.53	38,527.00
JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	13,900	9.50	132,050.00
JIANGSU YANGNONG CHEMICAL -A	390	62.71	24,456.90
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY-A	500	58.39	29,195.00
JIANGXI COPPER CO LTD-A	2,000	17.26	34,520.00
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO -A	6,700	9.30	62,310.00
LB GROUP CO LTD-A	4,500	16.47	74,115.00
LUXI CHEMICAL GROUP CO LT-A	1,900	9.78	18,582.00
NINGBO SHANSHAN CO LTD-A	2,300	13.60	31,280.00
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	11,900	13.94	165,886.00
PANGANG GROUP VANADIUM TIT-A	18,100	3.34	60,454.00
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY-A	8,400	16.05	134,820.00
RONGSHENG PETRO CHEMICAL-A	15,750	10.28	161,910.00
SATELLITE CHEMICAL CO LTD-A	8,090	15.48	125,233.20
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	6,368	22.78	145,063.04
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	3,520	28.57	100,566.40
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM-A	10,000	2.83	28,300.00
SHANDONG SUN PAPERIndustr-A	2,200	11.74	25,828.00

SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	4,408	21.47	94,639.76
SHANXI MEIJIN ENERGY CO LT-A	3,700	7.14	26,418.00
SHANXI TAIGANG STAINLESS-A	4,800	3.84	18,432.00
SHENGHE RESOURCES HOLDINGS-A	1,700	10.27	17,459.00
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOG-A	1,080	46.61	50,338.80
SHENZHEN DYNANONIC CO LTD-A	320	64.55	20,656.00
SHENZHEN SENIOR TECHNOLOGY-A	1,798	14.85	26,700.30
SHENZHEN YUTO PACKAGING TE-A	1,700	25.82	43,894.00
SICHUAN HEBANG BIOTECHNOL- A	14,200	2.35	33,370.00
SINOMA SCIENCE&TECHNOLOGY -A	2,200	16.04	35,288.00
SINOMINE RESOURCE GROUP CO-A	980	38.54	37,769.20
SINOPEC SHANGHAI PETROCHE-A	600	2.92	1,752.00
SKSHU PAINT CO LTD-A	784	48.61	38,110.24
SUNRESIN NEW MATERIALS CO -A	1,200	51.52	61,824.00
TANGSHAN JIDONG CEMENT INV-A	3,700	6.81	25,197.00
TIANQI LITHIUM CORP-A	2,300	55.60	127,880.00
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO-A	7,500	5.94	44,550.00
TONGKUN GROUP CO LTD-A	1,500	13.76	20,640.00
TONGLING NONFERROUS METALS-A	10,400	3.03	31,512.00
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	5,500	76.19	419,045.00
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES-A	640	22.75	14,560.00
WESTERN MINING CO -A	3,300	12.63	41,679.00
WESTERN SUPERCONDUCTING TE-A	560	52.37	29,327.20
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD-A	1,200	17.00	20,400.00
YINTAI GOLD CO LTD-A	2,380	14.74	35,081.20
YONGXING SPECIAL MATERIALS-A	910	49.90	45,409.00
YUNNAN ALUMINIUM CO LTD-A	7,300	11.80	86,140.00
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL C	1,400	56.86	79,604.00
YUNNAN TIN CO LTD-A	3,500	13.80	48,300.00
YUNNAN YUNTIANHUA CO-A	1,500	15.47	23,205.00
ZANGGE MINING CO LTD-A	3,300	24.05	79,365.00
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	2,708	32.15	87,062.20
ZHEJIANG JUHUA CO-A	5,700	16.11	91,827.00
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP C-A	6,700	8.62	57,754.00
ZHONGJIN GOLD CORP-A	10,000	10.60	106,000.00
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	36,000	11.67	420,120.00

AECC AERO-ENGINE CONTROL-A	1,000	19.10	19,100.00
AECC AVIATION POWER CO-A	4,600	34.80	160,080.00
AVICOPTER PLC-A	500	36.95	18,475.00
BEIJING EASPRING MATERIAL-A	700	38.20	26,740.00
BEIJING NEW BUILDING MATER-A	3,700	22.19	82,103.00
BEIJING UNITED INFORMATION-A	841	33.45	28,131.45
CHINA BAOAN GROUP-A	4,500	11.85	53,325.00
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	6,900	27.59	190,371.00
CHINA ENERGY ENGINEERING COR	52,300	2.12	110,876.00
CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	9,700	6.35	61,595.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	47,100	5.53	260,463.00
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	73,200	4.76	348,432.00
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	7,860	163.59	1,285,817.40
COSCO SHIPPING DEVELOPMENT CO	18,400	2.43	44,712.00
CRRC CORP LTD-A	54,700	5.18	283,346.00
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	4,400	14.09	61,996.00
EVE ENERGY CO LTD-A	3,020	41.59	125,601.80
FANGDA CARBON NEW MATERIAL-A	417	5.67	2,364.39
FAW JIEFANG GROUP CO LTD-A	3,200	9.16	29,312.00
GINLONG TECHNOLOGIES CO LT-A	600	62.98	37,788.00
GOLDWIND SCIENCE &TECHNOL-A	3,400	8.34	28,356.00
GONGNIU GROUP CO LTD-A	800	92.78	74,224.00
GOODWE TECHNOLOGIES CO LTD-A	280	105.14	29,439.20
GOTION HIGH-TECH CO LTD-A	3,900	22.50	87,750.00
HONGFA TECHNOLOGY CO LTD-A	1,680	28.04	47,107.20
HOYMILES POWER ELECTRONICS-A	298	220.26	65,637.48
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	2,436	52.77	128,547.72
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	5,300	12.82	67,946.00
JIANGXI SPECIAL ELECTRIC -A	2,500	11.75	29,375.00
KEDA INDUSTRIAL GROUP CO LTD	2,800	10.39	29,092.00
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO-A	2,200	13.47	29,634.00
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	39,700	3.07	121,879.00
MING YANG SMART ENERGY GRO-A	4,300	12.79	54,997.00
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	14,782	21.26	314,265.32
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO -A	540	59.93	32,362.20
NINGBO ORIENT WIRES & CABL-A	1,000	42.80	42,800.00

NINGBO RONBAY NEW ENERGY T-A	450	40.38	18,171.00
NORTH INDUSTRIES GROUP RED-A	2,400	14.30	34,320.00
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	26,400	4.97	131,208.00
PYLON TECHNOLOGIES CO LTD-A	200	100.51	20,102.00
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	19,400	12.99	252,006.00
SHANGHAI CONSTRUCTION GROU-A	5,600	2.50	14,000.00
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	24,000	4.24	101,760.00
SHANXI COAL INTERNATIONAL -A	4,500	17.58	79,110.00
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	2,400	59.11	141,864.00
SICHUAN ROAD&BRIDGE GROUP-A	13,860	7.59	105,197.40
SIEYUAN ELECTRIC CO LTD-A	1,500	48.66	72,990.00
SINOMA INTERNATIONAL ENGIN-A	5,500	9.24	50,820.00
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	3,300	79.02	260,766.00
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	1,300	15.05	19,565.00
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIE-A	409	102.41	41,885.69
TBEA CO LTD-A	10,920	13.47	147,092.40
TITAN WIND ENERGY SUZHOU-A	2,800	12.01	33,628.00
WEICHAI POWER CO LTD-A	16,100	13.92	224,112.00
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	20,700	5.34	110,538.00
XIAMEN C & D INC-A	4,400	9.55	42,020.00
ZHEFU HOLDING GROUP CO LTD-A	5,300	3.54	18,762.00
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	4,100	21.45	87,945.00
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY -A	420	46.87	19,685.40
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGEN-A	3,800	28.25	107,350.00
ZHEJIANG WEIXING NEW BUILD-A	1,300	14.40	18,720.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-A	800	36.99	29,592.00
ZHUZHOU KIBING GROUP CO LT-A	4,000	6.93	27,720.00
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY S-A	15,500	6.34	98,270.00
SHANGHAI M&G STATIONERY IN-A	1,800	37.51	67,518.00
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONME-A	2,340	17.10	40,014.00
AIR CHINA LTD-A	23,900	7.92	189,288.00
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	98,800	4.96	490,048.00
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	24,800	4.10	101,680.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-A	17,600	6.04	106,304.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	20,770	9.93	206,246.10
DAQIN RAILWAY CO LTD -A	24,100	7.33	176,653.00

HAINAN AIRLINES HOLDING CO-A	81,700	1.42	116,014.00
JUNEYAO AIRLINES CO LTD-A	3,500	13.03	45,605.00
LIAONING PORT CO LTD-A	21,900	1.49	32,631.00
S F HOLDING CO LTD-A	8,600	41.19	354,234.00
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	2,100	34.50	72,450.00
SHANGHAI INTERNATIONAL POR-A	8,900	5.00	44,500.00
SPRING AIRLINES CO LTD-A	1,900	51.17	97,223.00
YTO EXPRESS GROUP CO LTD-A	7,400	12.24	90,576.00
YUNDA HOLDING CO LTD-A	4,870	8.33	40,567.10
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY S-A	900	72.33	65,097.00
BYD CO LTD -A	3,100	198.55	615,505.00
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIV-A	700	132.91	93,037.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	17,126	18.34	314,090.84
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	3,400	36.45	123,930.00
GREAT WALL MOTOR CO LTD-A	6,400	25.98	166,272.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-A	6,900	9.31	64,239.00
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS -A	7,100	16.58	117,718.00
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	1,000	123.72	123,720.00
NINGBO JOYSON ELECTRONIC -A	1,200	18.46	22,152.00
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	1,900	70.40	133,760.00
SAIC MOTOR CORP LTD-A	12,410	14.12	175,229.20
SAILUN GROUP CO LTD-A	3,100	10.96	33,976.00
SERES GROUP CO L-A	3,100	78.99	244,869.00
SHANDONG LINGLONG TYRE CO -A	1,300	18.33	23,829.00
SHENZHEN KEDALI INDUSTRY C-A	400	83.31	33,324.00
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOG-A	280	285.98	80,074.40
ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	600	39.97	23,982.00
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	4,600	32.88	151,248.00
HAIER SMART HOME CO LTD-A	14,000	20.80	291,200.00
HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	1,000	22.18	22,180.00
JASON FURNITURE HANGZHOU C-A	1,040	35.90	37,336.00
OPPEIN HOME GROUP INC-A	1,040	68.13	70,855.20
ZHEJIANG SUPOR CO LTD -A	300	53.38	16,014.00
BTG HOTELS GROUP CO LTD-A	1,600	16.47	26,352.00
OFFCN EDUCATION TECHNOLOGY-A	10,200	4.72	48,144.00
SHANGHAI JINJIANG INTERNAT-A	1,700	30.88	52,496.00

SONGCHENG PERFORMANCE DEVE-A	5,080	10.27	52,171.60
37 INTERACTIVE ENTERTAINME-A	3,900	23.66	92,274.00
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO L-A	1,300	8.22	10,686.00
FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	23,800	6.07	144,466.00
G-BITS NETWORK TECHNOLOGY XI	100	268.08	26,808.00
GIANT NETWORK GROUP CO LTD-A	4,100	13.34	54,694.00
KUNLUN TECH CO LTD-A	2,500	40.65	101,625.00
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	3,110	30.26	94,108.60
PEOPLE.CN CO LTD-A	2,000	33.08	66,160.00
PERFECT WORLD CO LTD-A	4,450	13.25	58,962.50
WANDA FILM HOLDING CO LTD-A	4,500	12.45	56,025.00
ZHEJIANG CENTURY HUATONG -A	17,100	5.70	97,470.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-A	3,400	82.30	279,820.00
SHANGHAI YUYUAN TOURIST MA-A	5,000	6.37	31,850.00
WUCHAN ZHONGDA GROUP CO L-A	6,000	4.61	27,660.00
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES-A	13,000	7.74	100,620.00
DASHENLIN PHARMACEUTICAL G-A	1,036	25.41	26,324.76
YIFENG PHARMACY CHAIN CO L-A	2,164	36.17	78,271.88
YONGHUI SUPERSTORES COMPANY LIMITED	20,400	2.96	60,384.00
ANGEL YEAST CO LTD-A	700	35.60	24,920.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	800	241.00	192,800.00
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO -A	500	45.71	22,855.00
ANHUI YINGJIA DISTILLERY C-A	1,600	68.84	110,144.00
ANJOY FOODS GROUP CO LTD	400	105.73	42,292.00
BEIJING DABEINONG TECHNOLO-A	6,600	6.69	44,154.00
BEIJING YANJING BREWERY CO-A	3,900	9.43	36,777.00
CHONGQING BREWERY CO-A	800	67.09	53,672.00
EASTROC BEVERAGE GROUP CO -A	500	189.18	94,590.00
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	8,170	36.35	296,979.50
FUJIAN SUNNER DEVELOPMENT-A	900	17.59	15,831.00
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	2,800	42.60	119,280.00
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERA	2,600	21.42	55,692.00
HEILONGJIANG AGRICULTURE-A	2,500	11.87	29,675.00
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	7,400	26.18	193,732.00
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	11,500	26.36	303,140.00
JIANGSU KING'S LUCK BREWER-A	2,000	51.02	102,040.00

JIANGSU YANGHE BREWERY -A	2,700	111.70	301,590.00
JIUGUI LIQUOR CO LTD-A	400	68.92	27,568.00
JONJEE HIGH-TECH INDUSTRIA-A	300	29.59	8,877.00
JUEWEI FOOD CO LTD-A	300	28.46	8,538.00
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	2,200	1,704.92	3,750,824.00
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	2,500	190.00	475,000.00
MEIHUA HOLDINGS GROUP CO -A	5,400	9.53	51,462.00
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	9,416	40.10	377,581.60
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	7,600	9.42	71,592.00
SHANGHAI BAIRUN INVESTMENT-A	1,372	24.05	32,996.60
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	2,120	231.50	490,780.00
SHEDE SPIRITS CO LTD-A	700	94.40	66,080.00
SICHUAN SWELLFUN CO LTD-A	400	57.65	23,060.00
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	1,500	71.65	107,475.00
WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	15,260	19.66	300,011.60
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	7,100	142.93	1,014,803.00
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	2,200	33.47	73,634.00
YUAN LONGPING HIGH-TECH AG-A	1,100	15.36	16,896.00
BY-HEALTH CO LTD-A	1,300	17.30	22,490.00
YUNNAN BOTANEE BIO-TECHNOL-A	400	68.01	27,204.00
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	17,368	16.32	283,445.76
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD-A	1,000	57.13	57,130.00
CHINA MEHECO CO LTD -A	2,240	11.50	25,760.00
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHAR-A	3,300	29.09	95,997.00
GUANGZHOU KINGMED DIAGNOST-A	700	67.66	47,362.00
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	2,940	39.51	116,159.40
IRAY TECHNOLOGY CO LTD-A	280	245.00	68,600.00
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	500	33.37	16,685.00
JOINTOWN PHARMACEUTICAL-A	8,344	7.39	61,662.16
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY-A	1,900	16.53	31,407.00
MEINIAN ONEHEALTH HEALTHCA-A	8,380	6.30	52,794.00
OVCTEK CHINA INC-A	920	23.02	21,178.40
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	4,400	17.40	76,560.00
SHANGHAI UNITED IMAGING HE-A	1,800	150.08	270,144.00
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	2,300	296.00	680,800.00
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BI-A	2,400	75.75	181,800.00

TOPCHOICE MEDICAL CORPORAT-A	300	74.41	22,323.00
APELOA PHARMACEUTICAL CO-A	900	15.47	13,923.00
ASYMCHEM LABORATORIES TIAN-A	680	121.03	82,300.40
BEIJING TIANTAN BIOLOGICAL-A	3,300	31.22	103,026.00
BEIJING TONGRENTANG CO-A	2,300	50.96	117,208.00
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	1,015	48.15	48,872.25
BETTA PHARMACEUTICALS CO L-A	300	57.71	17,313.00
BGI GENOMICS CO LTD-A	300	51.24	15,372.00
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY COR-A	800	67.81	54,248.00
CHANGCHUN HIGH & NEW TECH-A	700	151.36	105,952.00
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	1,500	48.91	73,365.00
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	4,050	62.24	252,072.00
CSPC INNOVATION PHARMACEUT-A	2,900	38.04	110,316.00
DONG-E-E-JIAOCO LTD-A	1,200	50.18	60,216.00
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-A	300	56.05	16,815.00
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	4,680	23.79	111,337.20
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUT-A	1,300	30.95	40,235.00
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP-A	3,800	26.43	100,434.00
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	600	281.07	168,642.00
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	11,016	45.59	502,219.44
JOINCARE PHARMACEUTICAL GR-A	1,600	12.36	19,776.00
LIVZON PHARMACEUTICAL GROU-A	500	33.46	16,730.00
NANJING KING-FRIEND BIOCHE-A	1,098	15.63	17,161.74
PHARMARON BEIJING CO LTD-A	3,675	29.15	107,126.25
SHANDONG BUCHANG PHARMACEU-A	260	17.58	4,570.80
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	3,600	27.20	97,920.00
SHANGHAI JUNSHI BIOSCIENCE-A	835	44.14	36,856.90
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	10,500	8.41	88,305.00
SHENZHEN KANGTAI BIOLOGICA-A	960	32.60	31,296.00
SHENZHEN SALUBRIS PHARM-A	1,700	32.62	55,454.00
SHIJIAZHUANG YILING PHARMA-A	2,600	24.91	64,766.00
SICHUAN KELUN PHARMACEUTIC-A	2,400	28.29	67,896.00
WALVAX BIOTECHNOLOGY CO-A	3,000	22.91	68,730.00
WUXI APPTec CO LTD-A	4,728	76.00	359,328.00
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	2,960	49.72	147,171.20
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHA-A	1,100	242.20	266,420.00

ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUT-A	1,210	15.10	18,271.00
ZHEJIANG JIUZHOU PHARMACEU-A	1,300	25.40	33,020.00
ZHEJIANG NHU CO LTD-A	5,463	17.12	93,526.56
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	149,700	3.57	534,429.00
BANK OF BEIJING CO LTD -A	32,600	4.54	148,004.00
BANK OF CHANGSHA CO LTD-A	7,500	6.71	50,325.00
BANK OF CHENGDU CO LTD-A	5,400	10.98	59,292.00
BANK OF CHINA LTD-A	75,900	3.94	299,046.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	77,900	5.71	444,809.00
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	13,000	9.82	127,660.00
BANK OF JIANGSU CO LTD-A	40,100	6.54	262,254.00
BANK OF NANJING CO LTD -A	15,500	7.18	111,290.00
BANK OF NINGBO CO LTD -A	13,900	20.82	289,398.00
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	24,610	5.84	143,722.40
BANK OF SUZHOU CO LTD-A	5,100	6.41	32,691.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-A	20,400	6.35	129,540.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	78,400	2.90	227,360.00
CHINA MERCHANTS BANK-A	37,400	27.50	1,028,500.00
CHINA MINSHENG BANKING-A	67,800	3.82	258,996.00
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD-A	60,270	2.58	155,496.60
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-A	8,500	4.10	34,850.00
CNPC CAPITAL CO LTD-A	10,900	5.52	60,168.00
HUAXIA BANK CO LTD-A	24,300	5.68	138,024.00
IND & COMM BK OF CHINA-A	110,700	4.73	523,611.00
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	35,300	14.11	498,083.00
PING AN BANK CO LTD-A	34,400	9.30	319,920.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	63,800	4.37	278,806.00
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	59,300	6.67	395,531.00
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL -A	13,500	5.63	76,005.00
AVIC INDUSTRY-FINANCE HOLD-A	13,900	3.30	45,870.00
BOC INTERNATIONAL CHINA CO-A	3,000	10.63	31,890.00
CAITONG SECURITIES CO LTD-A	8,800	7.95	69,960.00
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	6,800	5.53	37,604.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-A	8,000	12.24	97,920.00
CHINA GREAT WALL SECURITIE-A	3,000	8.24	24,720.00
CHINA INTERNATIONAL CAPTAL-A	6,000	39.63	237,780.00

CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	11,900	14.06	167,314.00
CITIC SECURITIES CO-A	21,500	20.95	450,425.00
CSC FINANCIAL CO LTD-A	7,500	25.45	190,875.00
DONGXING SECURITIES CO LT-A	6,200	8.69	53,878.00
EAST MONEY INFORMATION CO-A	27,812	14.37	399,658.44
EVERBRIGHT SECURITIE CO -A	6,600	15.63	103,158.00
FIRST CAPITAL SECURITIES C-A	500	5.99	2,995.00
FOUNDER SECURITIES CO LTD-A	17,000	8.87	150,790.00
GF SECURITIES CO LTD-A	9,500	14.22	135,090.00
GUANGZHOU YUEXIU CAPITAL H-A	4,374	6.29	27,512.46
GUOLIAN SECURITIES CO LTD-A	2,200	11.43	25,146.00
GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	11,300	8.94	101,022.00
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	12,000	14.74	176,880.00
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	9,500	6.86	65,170.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	18,700	9.50	177,650.00
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	1,000	159.30	159,300.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	13,100	14.14	185,234.00
HUAXI SECURITIES CO LTD-A	300	7.96	2,388.00
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	16,300	5.97	97,311.00
NANJING SECURITIES CO LTD	7,600	8.07	61,332.00
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	10,800	8.68	93,744.00
SDIC CAPITAL CO LTD-A	11,000	6.87	75,570.00
SHANXI SECURITIES CO LTD-A	400	5.50	2,200.00
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	45,600	4.52	206,112.00
SINOLINK SECURITIES CO LTD-A	7,700	9.37	72,149.00
SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	9,700	7.59	73,623.00
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	3,800	4.22	16,036.00
WESTERN SECURITIES CO LTD-A	10,000	6.54	65,400.00
ZHESHANG SECURITIES CO LTD-A	6,000	10.41	62,460.00
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD-A	10,500	7.13	74,865.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	4,500	28.49	128,205.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	11,100	23.09	256,299.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	3,800	30.16	114,608.00
PICC HOLDING CO-A	15,500	4.92	76,260.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	18,300	39.19	717,177.00
360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	11,700	9.47	110,799.00

BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	800	324.30	259,440.00
BEIJING SHIJI INFORMATION -A	4,674	10.76	50,292.24
CHINA NATIONAL SOFTWARE -A	1,170	39.00	45,630.00
DHC SOFTWARE CO LTD -A	400	6.56	2,624.00
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	3,073	29.46	90,530.58
IFLYTEK CO LTD - A	3,600	48.45	174,420.00
NAVINFO CO LTD-A	4,800	9.85	47,280.00
QI AN XIN TECHNOLOGY GROUP-A	1,252	44.65	55,901.80
SANGFOR TECHNOLOGIES INC-A	900	84.39	75,951.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-A	2,995	46.93	140,555.35
THUNDER SOFTWARE TECHNOLOG-A	900	83.45	75,105.00
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	5,908	17.94	105,989.52
AVARY HOLDING SHENZHEN CO -A	2,300	21.06	48,438.00
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	83,900	3.87	324,693.00
CETC CYBERSPACE SECURITY T-A	1,300	23.97	31,161.00
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	4,500	29.14	131,130.00
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY-A	6,700	11.44	76,648.00
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-A	11,000	4.42	48,620.00
CHINA ZHENHUA GROUP SCIENC-A	1,200	59.20	71,040.00
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	27,800	15.76	438,128.00
GOERTEK INC -A	6,100	17.74	108,214.00
GRG BANKING EQUIPMENT CO -A	2,200	12.77	28,094.00
GUANGDONG LY INTELLIGENT M-A	22,300	6.49	144,727.00
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICAT-A	300	11.90	3,570.00
GUANGZHOU SHIYUAN ELECTRON-A	1,500	45.22	67,830.00
HENGDIAN GROUP DMEGC -A	2,700	13.16	35,532.00
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO-A	3,700	12.09	44,733.00
HUAGONG TECH CO LTD-A	2,700	32.58	87,966.00
INSPUR ELECTRONIC INFORMAT-A	2,400	36.08	86,592.00
LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	9,600	12.70	121,920.00
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	12,833	30.89	396,411.37
MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	1,576	136.00	214,336.00
NINESTAR CORP-A	1,800	25.70	46,260.00
RAYTRON TECHNOLOGY CO LTD-A	700	47.82	33,474.00
SHANGHAI BOCHU ELECTRONIC-A	280	245.53	68,748.40
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	2,300	16.88	38,824.00

SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	780	70.91	55,309.80
SHENZHEN KAIFA TECHNOLOGY-A	3,500	17.12	59,920.00
SHENZHEN SUNLORD ELECTRONI-A	800	26.15	20,920.00
SHENZHEN TRANSSION HOLDING-A	1,794	127.77	229,219.38
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD-A	870	44.03	38,306.10
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	3,300	17.71	58,443.00
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	31,790	4.17	132,564.30
TIANJIN712 COMMUNICATION &-A	700	29.45	20,615.00
TIANMA MICROELECTRONICS-A	2,400	10.50	25,200.00
UNISPLENDOUR CORP LTD-A	4,876	20.94	102,103.44
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD-A	2,700	44.55	120,285.00
WUHAN GUIDE INFRARED CO LT-A	3,464	7.50	25,980.00
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHA-A	1,760	22.42	39,459.20
XIAMEN FARATRONIC CO LTD-A	400	89.97	35,988.00
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	2,240	31.69	70,985.60
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	6,300	19.85	125,055.00
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	1,700	117.50	199,750.00
ZTE CORP-A	6,400	26.10	167,040.00
CHINA UNITED NETWORK-A	59,700	4.34	259,098.00
CECEP SOLAR ENERGY CO LT-A	6,500	5.57	36,205.00
CECEP WIND POWER CORP-A	7,900	3.08	24,332.00
CGN POWER CO LTD-A	40,600	3.03	123,018.00
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	32,500	7.04	228,800.00
CHINA THREE GORGES RENEWAB-A	64,100	4.44	284,604.00
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	44,900	22.62	1,015,638.00
DATANG INTL POWER GEN CO-A	20,000	2.50	50,000.00
ENN NATURAL GAS CO LTD-A	4,800	15.37	73,776.00
GD POWER DEVELOPMENT CO -A	31,000	4.09	126,790.00
HUADIAN POWER INTL CORP-A	12,500	5.27	65,875.00
HUANENG POWER INTL INC-A	18,200	7.78	141,596.00
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	13,800	12.75	175,950.00
SHANGHAI ELECTRIC POWER CO-A	7,100	8.69	61,699.00
SHENERGY COMPANY LIMITED	9,900	6.05	59,895.00
SHENZHEN ENERGY GROUP CO L-A	11,600	6.14	71,224.00
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	12,900	14.58	188,082.00
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC-A	21,300	4.84	103,092.00

3PEAK INC-A	200	153.99	30,798.00
ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	943	156.03	147,136.29
AMLOGIC SHANGHAI INC-A	600	61.91	37,146.00
CAMBRICON TECHNOLOGIES-A	800	169.42	135,536.00
CHINA RESOURCES MICROELECT-A	2,200	45.70	100,540.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD-A	2,300	24.60	56,580.00
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR I-A	1,356	91.91	124,629.96
HANGZHOU CHANG CHUAN TECHN-A	1,300	39.14	50,882.00
HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	2,352	22.41	52,708.32
HANGZHOU LION ELECTRONICS -A	1,000	29.13	29,130.00
HANGZHOU SILAN MICROELECTR-A	2,000	23.15	46,300.00
HOYUAN GREEN ENERGY CO LTD	978	31.99	31,286.22
HYGON INFORMATION TECHNOLO-A	4,200	80.34	337,428.00
INGENIC SEMICONDUCTOR CO -A	1,200	66.35	79,620.00
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	9,612	19.10	183,589.20
JCET GROUP CO LTD-A	3,800	29.75	113,050.00
JIANGSU PACIFIC QUARTZ CO -A	700	81.83	57,281.00
JINKO SOLAR CO LTD-A	13,400	8.74	117,116.00
LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	12,936	20.73	268,163.28
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-A	3,314	57.50	190,555.00
NATIONAL SILICON INDUSTRY -A	5,600	17.40	97,440.00
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	900	222.23	200,007.00
PIOTECH INC-A	296	260.99	77,253.04
RISEN ENERGY CO LTD-A	2,400	16.60	39,840.00
SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	9,900	13.73	135,927.00
SG MICRO CORP-A	1,007	81.80	82,372.60
SHANGHAI AIKO SOLAR ENERGY-A	3,220	15.71	50,586.20
SHANGHAI FUDAN MICROELE-DO-A	800	42.40	33,920.00
SHENZHEN SC NEW ENERGY TEC-A	300	66.20	19,860.00
STARPOWER SEMICONDUCTOR LT-A	200	172.89	34,578.00
TCL ZHONGHUAN RENEWABLE EN-A	8,075	15.60	125,970.00
TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOG-A	1,900	8.92	16,948.00
TONGFU MICROELECTRONIC CO-A	3,200	23.44	75,008.00
TONGWEI CO LTD-A	10,500	23.66	248,430.00
TRINA SOLAR CO LTD-A	3,200	26.48	84,736.00
UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	1,819	67.90	123,510.10

	VERISILICON MICROELECTRONI-A	1,000	54.98	54,980.00	
	WILL SEMICONDUCTOR LTD-A	2,185	107.30	234,450.50	
	WUXI AUTOWELL TECHNOLOGY C-A	580	81.66	47,362.80	
	XINJIANG DAQO NEW ENERGY C-A	3,600	29.90	107,640.00	
	YANGZHOU YANGJIE ELECTRONI-A	700	36.46	25,522.00	
	ZHEJIANG JINGSHENG MECHANI-A	1,800	40.26	72,468.00	
	CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	19,800	9.58	189,684.00	
	CHINA VANKE CO LTD -A	16,400	10.78	176,792.00	
	HAINAN AIRPORT INFRASTRUCT-A	21,800	4.06	88,508.00	
	HANGZHOU BINJIANG REAL EST-A	5,600	7.61	42,616.00	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	26,600	9.77	259,882.00	
	SHANGHAI LINGANG HOLDINGS-A	7,280	10.68	77,750.40	
	SHENZHEN OVERSEAS CHINESE-A	24,900	3.29	81,921.00	
	YOUNGOR GROUP CO-A	14,000	6.63	92,820.00	
	オフショア人民元 小計	4,760,859		62,275,636.16 (1,259,549,651)	
サウジアラビア リアル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	14,462	11.00	159,082.00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	76,259	32.95	2,512,734.05	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	3,568	37.15	132,551.20	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	8,294	12.02	99,693.88	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	6,803	133.20	906,159.60	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	10,211	33.05	337,473.55	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	37,325	38.50	1,437,012.50	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	1,374	136.00	186,864.00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	25,875	79.90	2,067,412.50	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	9,618	22.10	212,557.80	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	18,931	11.08	209,755.48	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	7,669	37.50	287,587.50	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	1,076	161.60	173,881.60	
	JARIR MARKETING CO	19,801	14.62	289,490.62	
	NAHDI MEDICAL CO	871	132.20	115,146.20	
	ALMARAI CO	6,924	57.70	399,514.80	
	SAVOLA	8,665	37.85	327,970.25	
	DALLAH HEALTHCARE CO	835	173.20	144,622.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	2,355	279.60	658,458.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	2,644	115.00	304,060.00	

	AL RAJHI BANK	55,929	78.50	4,390,426.50	
	ALINMA BANK	27,278	36.00	982,008.00	
	ARAB NATIONAL BANK	19,226	23.50	451,811.00	
	BANK AL-JAZIRA	11,133	17.14	190,819.62	
	BANK ALBILAD	13,423	37.95	509,402.85	
	BANQUE SAUDI FRANSI	16,111	36.90	594,495.90	
	RIYAD BANK	42,415	27.25	1,155,808.75	
	SAUDI AWWAL BANK	29,111	34.10	992,685.10	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	13,432	14.88	199,868.16	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	84,055	34.95	2,937,722.25	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	1,363	181.60	247,520.80	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	2,528	213.20	538,969.60	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	1,885	130.60	246,181.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	788	331.60	261,300.80	
	ELM CO	642	781.20	501,530.40	
	ETIHAD ETISALAT CO	10,475	46.00	481,850.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	13,459	14.72	198,116.48	
	SAUDI TELECOM CO	57,413	38.40	2,204,659.20	
	ACWA POWER CO	2,657	233.80	621,206.60	
	POWER & WATER UTILITY CO FOR	2,042	58.00	118,436.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	21,376	18.32	391,608.32	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	14,772	14.78	218,330.16	
	サウジアラビアリアル 小計	705,073		29,396,785.02 (1,141,477,162)	
	合 計	170,813,605		27,754,514,247 (27,754,514,247)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	89,800	2,612,282.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	33,000	728,970.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	20,800	1,647,152.00	
		メキシコペソ 小計	143,600	4,988,404.00 (41,806,317)	

合計		41,806,317 (41,806,317)
----	--	----------------------------

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 36 銘柄	100.0%	—	2.9%
メキシコペソ	株式 21 銘柄	94.4%	—	2.5%
	投資証券 3 銘柄	—	5.6%	0.2%
ブラジルリアル	株式 48 銘柄	100.0%	—	5.7%
チリペソ	株式 12 銘柄	100.0%	—	0.5%
コロンビアペソ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式 10 銘柄	100.0%	—	0.5%
英ポンド	株式 1 銘柄	—	—	—
トルコリラ	株式 18 銘柄	100.0%	—	0.7%
チェココルナ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.2%
ハンガリーフォリント	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.3%
ポーランドズロチ	株式 15 銘柄	100.0%	—	1.0%
ロシアルーブル	株式 14 銘柄	—	—	—
香港ドル	株式 179 銘柄	100.0%	—	20.0%
マレーシアリングgit	株式 31 銘柄	100.0%	—	1.4%
タイバーツ	株式 38 銘柄	100.0%	—	1.7%
フィリピンペソ	株式 14 銘柄	100.0%	—	0.6%
インドネシアルピア	株式 22 銘柄	100.0%	—	1.9%
韓国ウォン	株式 103 銘柄	100.0%	—	12.5%
新台幣ドル	株式 90 銘柄	100.0%	—	15.8%
インドルピー	株式 131 銘柄	100.0%	—	16.9%
カタールリアル	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.9%
南アフリカランド	株式 32 銘柄	100.0%	—	3.0%
アラブディルハム	株式 11 銘柄	100.0%	—	1.3%
クウェートディナール	株式 7 銘柄	100.0%	—	0.8%
オフショア人民元	株式 509 銘柄	100.0%	—	4.5%
サウジアラビアリアル	株式 42 銘柄	100.0%	—	4.1%

(注)時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM国内リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	310,087,438
投資証券	45,634,144,000
派生商品評価勘定	1,045,770
未収配当金	297,573,844
前払金	750,000
差入委託証拠金	24,199,074
流動資産合計	46,267,800,126
資産合計	46,267,800,126
負債の部	
流動負債	
未払金	103,894,205
未払解約金	41,481,500
未払利息	841
その他未払費用	4,407
流動負債合計	145,380,953
負債合計	145,380,953
純資産の部	
元本等	
元本	32,212,396,527
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	13,910,022,646
元本等合計	46,122,419,173
純資産合計	46,122,419,173
負債純資産合計	46,267,800,126

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	21,272,724,570円
期中追加設定元本額	23,769,463,311円
期中一部解約元本額	12,829,791,354円
期末元本額	32,212,396,527円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	854,284,312円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,234,894,523円
りそなラップ型ファンド(成長型)	1,676,448,113円
DCりそな グローバルバランス	29,973,637円
つみたてバランスファンド	2,852,624,811円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	290,566,176円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	218,684,208円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	153,318,307円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	80,241,177円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	54,875,939円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	31,306,695円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	68,877,113円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	131,485,087円
九州SDGs・グローバルバランス	54,996,260円
りそな国内リートインデックス(ラップ専用)	2,308,074,639円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	5,523,484円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	71,057,433円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	78,835,500円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	23,833,463円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	43,160,921円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	45,946,334円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	6,598,103円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	200,700円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	126,424円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	758,588円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	411,516円

ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	1,196,762円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	33,508円
りそなJリートインデックス (年1回決算型)	671,633円
りそなJリートインデックス (年4回決算型)	1,737,379円
FWりそな国内リートインデックスオープン	7,114,059,487円
FWりそな国内リートインデックスファンド	6,398,731,125円
S m a r t - i Jリートインデックス	3,389,878,580円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	71,706,768円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	250,536,343円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	339,106,040円
J-REITインデックスファンド (適格機関投資家専用)	2,855,246,841円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	175,032,403円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	3,284,921円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	11,627,332円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	24,037,934円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	745,180円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	14,421,104円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	16,074,915円
J-REITインデックスファンド202102 (適格機関投資家専用)	133,840,674円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	366,604,442円
りそなFT グローバルリートファンド202307 (適格機関投資家専用)	475,849,854円
りそなマルチアセットファンド202310 (適格機関投資家専用)	250,869,839円
2. 計算日における受益権の総数	32,212,396,527口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4318円
(10,000口当たり純資産額)	(14,318円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資証券		△430,320,454
合計		△430,320,454

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(投資証券関連)

(2023年12月11日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	434,774,730	—	435,820,500	1,045,770
	合計	434,774,730	—	435,820,500	1,045,770

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	895	103,372,500	
	サンケイリアルエステート投資法人	1,410	128,733,000	
	S O S i L A 物流リート投資法人	2,196	261,763,200	
	東海道リート投資法人	655	82,792,000	
	日本アコモデーションファンド投資法人	1,520	925,680,000	
	森ヒルズリート投資法人	5,175	722,430,000	
	産業ファンド投資法人	6,714	921,832,200	
	アドバンス・レジデンス投資法人	4,318	1,422,781,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,309	921,291,000	
	G L P 投資法人	14,865	2,057,316,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,164	710,874,000	
	日本プロロジスリート投資法人	7,666	2,057,554,400	
	星野リゾート・リート投資法人	812	489,636,000	
	O n e リート投資法人	768	203,827,200	
	イオンリート投資法人	5,398	764,356,800	
	ヒューリックリート投資法人	4,117	615,491,500	
	日本リート投資法人	1,429	490,861,500	
	積水ハウス・リート投資法人	13,224	1,060,564,800	
	トーセイ・リート投資法人	927	124,681,500	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	1,085	152,768,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	1,199	132,609,400	
	野村不動産マスターファンド投資法人	14,231	2,369,461,500	
	いちごホテルリート投資法人	729	79,533,900	
	ラサールロジポート投資法人	5,625	840,937,500	
スターアジア不動産投資法人	6,782	398,781,600		
マリモ地方創生リート投資法人	678	85,699,200		
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,830	830,820,000		
大江戸温泉リート投資法人	673	41,120,300		

投資法人みらい	6,039	263,904,300	
三菱地所物流リート投資法人	1,520	571,520,000	
CRE ロジスティクスファンド投資法人	1,894	299,820,200	
ザイマックス・リート投資法人	714	84,037,800	
タカラレーベン不動産投資法人	2,086	208,600,000	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	1,928	247,940,800	
日本ビルファンド投資法人	5,134	3,177,946,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	4,520	2,594,480,000	
日本都市ファンド投資法人	21,093	2,109,300,000	
オリックス不動産投資法人	8,768	1,516,864,000	
日本プライムリアルティ投資法人	3,010	1,077,580,000	
NTT都市開発リート投資法人	4,462	565,781,600	
東急リアル・エステート投資法人	2,950	517,135,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	3,249	363,888,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	9,844	1,445,099,200	
森トラストリート投資法人	8,482	615,793,200	
インヴィンシブル投資法人	21,307	1,257,113,000	
フロンティア不動産投資法人	1,633	727,501,500	
平和不動産リート投資法人	3,288	446,839,200	
日本ロジスティクスファンド投資法人	2,819	802,287,400	
福岡リート投資法人	2,276	381,230,000	
KDX不動産投資法人	12,664	2,045,236,000	
いちごオフィスリート投資法人	3,606	301,822,200	
大和証券オフィス投資法人	912	610,128,000	
阪急阪神リート投資法人	2,098	293,300,400	
スターツプロシード投資法人	763	154,889,000	
大和ハウスリート投資法人	6,633	1,768,357,800	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	14,731	998,761,800	
大和証券リビング投資法人	6,480	690,768,000	
ジャパンエクセレント投資法人	3,824	498,649,600	
合計	278,121	45,634,144,000	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年12月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	169,496,617
コール・ローン	40,868,491
株式	569,335,779
投資証券	64,447,866,910
未収入金	1,922,091
未収配当金	146,012,114
流動資産合計	65,375,502,002
資産合計	65,375,502,002
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	765,553
未払解約金	89,052,600
未払利息	110
その他未払費用	10,266
流動負債合計	89,828,529
負債合計	89,828,529
純資産の部	
元本等	
元本	42,338,463,480
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	22,947,209,993
元本等合計	65,285,673,473
純資産合計	65,285,673,473
負債純資産合計	65,375,502,002

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 原則として、配当落ち日において、その数量に相当する券面総額又は発行価額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月11日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年12月13日
期首元本額	23,974,718,974円
期中追加設定元本額	31,045,012,338円
期中一部解約元本額	12,681,267,832円
期末元本額	42,338,463,480円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,161,533,579円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,958,662,875円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,803,825,319円
DCりそな グローバルバランス	29,385,473円
つみたてバランスファンド	1,347,561,591円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	568,043,508円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	421,802,207円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	295,526,675円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	154,395,644円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	105,642,390円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	59,724,639円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	127,360,436円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	249,249,336円
九州SDGs・グローバルバランス	103,584,111円

ラップ型ファンド・プラスE S G (安定型)	7, 318, 234 円
ラップ型ファンド・プラスE S G (安定成長型)	107, 535, 787 円
ラップ型ファンド・プラスE S G (成長型)	117, 489, 327 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	31, 961, 797 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	66, 391, 929 円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	76, 686, 045 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	2, 252, 598 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 2%)	374, 459 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 3%)	235, 236 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 4%)	1, 398, 287 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 5%)	763, 432 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 6%)	2, 201, 967 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2065	64, 666 円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	14, 202, 909, 302 円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	13, 235, 012, 686 円
S m a r t e r i 先進国リートインデックス	2, 961, 557, 739 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	139, 782, 210 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	484, 431, 682 円
S m a r t e r i 8資産バランス 成長型	653, 027, 949 円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	152, 998, 702 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	4, 607, 161 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	8, 881, 775 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	133, 950, 629 円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	2, 336, 770 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	13, 464, 055 円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	31, 028, 030 円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	320, 455, 004 円
りそなFT グローバルリートファンド202307 (適格機関投資家専用)	193, 048, 239 円
2. 計算日における受益権の総数	42, 338, 463, 480 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1. 5420 円
(10, 000口当たり純資産額)	(15, 420 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2023年12月11日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理

委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月11日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
株式、投資証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引
(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年12月11日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年12月11日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		△21,951,862
投資証券		△606,142,937
合計		△628,094,799

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(通貨関連)

(2023年12月11日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	49,957,580	—	50,723,133	△765,553
	米ドル	47,815,440	—	48,555,617	△740,177
	シンガポールドル	2,142,140	—	2,167,516	△25,376
合計		49,957,580	—	50,723,133	△765,553

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMERICOLD REALTY TRUST INC	87,974	28.38	2,496,702.12	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	65,570	16.38	1,074,036.60	
	STAR HOLDINGS	3,563	13.11	46,710.93	
米ドル 小計		157,107		3,617,449.65 (525,977,179)	
オーストラリアドル	CENTURIA CAPITAL GROUP	284,382	1.59	453,589.29	
オーストラリアドル 小計		284,382		453,589.29 (43,358,600)	
合 計		441,489		569,335,779 (569,335,779)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	32,484	513,572.04	
		AGREE REALTY CORP	33,451	1,969,929.39	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	25,571	443,145.43	
		ALEXANDER'S INC	738	139,482.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	54,133	6,465,645.52	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,715	78,976.25	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	16,085	345,988.35	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	110,129	3,863,325.32	
		APARTMENT INCOME REIT CO	52,155	1,709,640.90	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	46,456	331,695.84	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	74,058	1,251,580.20	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	23,558	281,989.26	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,741	29,176.89	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	49,362	8,675,371.50	
		BOSTON PROPERTIES INC	50,237	3,219,186.96	

	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	21,236	48,630.44
	BRANDYWINE REALTY TRUST	59,950	298,551.00
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	104,302	2,368,698.42
	BRT APARTMENTS CORP	3,225	61,081.50
	CAMDEN PROPERTY TRUST	36,972	3,462,427.80
	CARETRUST REIT INC	34,028	768,352.24
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,439	197,725.77
	CENTERSPACE	5,278	287,598.22
	CHATHAM LODGING TRUST	17,055	173,449.35
	CITY OFFICE REIT INC	14,501	79,465.48
	CLIPPER REALTY INC	2,188	12,077.76
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	8,866	250,198.52
	COPT DEFENSE PROPERTIES	39,388	970,520.32
	COUSINS PROPERTIES INC	52,968	1,189,661.28
	CTO REALTY GROWTH INC	6,920	120,269.60
	CUBESMART	77,926	3,286,918.68
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	71,328	613,420.80
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	235,700	149,669.50
	DIGITAL REALTY TRUST INC	105,154	14,175,810.74
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	71,250	176,700.00
	DOUGLAS EMMETT INC	56,881	813,967.11
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	82,000	0.00
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	31,734	401,435.10
	EASTGROUP PROPERTIES INC	15,744	2,725,916.16
	ELME COMMUNITIES	30,466	415,860.90
	EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	45,064	420,447.12
	EPR PROPERTIES	26,225	1,187,205.75
	EQUINIX INC	32,492	26,051,110.84
	EQUITY COMMONWEALTH	37,430	716,784.50
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	64,532	4,569,510.92
	EQUITY RESIDENTIAL	119,927	7,054,106.14
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	54,268	1,319,255.08
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,331	5,049,262.41
	EXTRA SPACE STORAGE INC	73,405	10,179,805.40
	FARMLAND PARTNERS INC	15,087	188,587.50

	FEDERAL REALTY INVS TRUST	25,419	2,519,531.28
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	45,873	2,268,878.58
	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	30,941	749,391.02
	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	33,544	83,524.56
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	91,403	4,211,850.24
	GETTY REALTY CORP	16,148	467,323.12
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	13,837	185,554.17
	GLADSTONE LAND CORP	11,212	159,322.52
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	21,276	224,036.28
	GLOBAL NET LEASE INC	66,358	603,857.80
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	132,315	2,101,162.20
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	189,771	3,558,206.25
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	36,048	775,752.96
	HOST HOTELS & RESORTS INC	246,448	4,433,599.52
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	44,273	336,917.53
	INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	78,703	1,150,637.86
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	17,584	71,742.72
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	9,584	842,241.92
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	23,060	581,342.60
	INVITATION HOMES INC	200,011	6,616,363.88
	IRON MOUNTAIN INC	101,444	6,639,509.80
	JBG SMITH PROPERTIES	32,025	495,106.50
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	274,900	76,972.00
	KILROY REALTY CORP	37,134	1,433,001.06
	KIMCO REALTY CORP	214,771	4,346,965.04
	KITE REALTY GROUP TRUST	76,175	1,675,850.00
	LTC PROPERTIES INC	14,151	468,539.61
	LXP INDUSTRIAL TRUST	102,254	939,714.26
	MACERICH CO/THE	75,460	1,010,409.40
	MANULIFE US REAL ESTATE INV	635,700	44,499.00
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	209,543	982,756.67
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	40,590	5,160,206.70
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,433	1,047,756.05
	NATL HEALTH INVESTORS INC	14,850	816,898.50
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,087	99,196.50
	NETSTREIT CORP	23,671	393,412.02

	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	11,560	98,838.00
	NEXPOINT RESIDENTIAL	7,918	255,830.58
	NNN REIT INC	63,249	2,577,396.75
	OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	17,029	106,771.83
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	84,964	2,593,101.28
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,669	125,454.97
	ORION OFFICE REIT INC	19,499	108,999.41
	PARAMOUNT GROUP INC	57,462	309,720.18
	PARK HOTELS & RESORTS INC	75,505	1,146,165.90
	PEAKSTONE REALTY TRUST	11,731	205,996.36
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	40,961	549,696.62
	PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	40,868	1,455,718.16
	PHYSICIANS REALTY TRUST	83,516	1,049,796.12
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	43,878	292,666.26
	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	12,803	294,340.97
	POSTAL REALTY TRUST INC- A	6,456	94,322.16
	PRIME US REIT	183,100	33,690.40
	PROLOGIS INC	320,788	38,446,441.80
	PUBLIC STORAGE	54,965	15,049,966.65
	REALTY INCOME CORP	246,213	13,261,032.18
	REGENCY CENTERS CORP	57,179	3,657,168.84
	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	43,016	577,274.72
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	71,494	3,747,715.48
	RLJ LODGING TRUST	53,552	577,826.08
	RPT REALTY	28,342	346,055.82
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	20,712	2,169,582.00
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	80,861	1,143,374.54
	SAFEHOLD INC	15,004	327,537.32
	SAUL CENTERS INC	4,442	173,815.46
	SERVICE PROPERTIES TRUST	56,152	431,247.36
	SIMON PROPERTY GROUP INC	113,653	15,102,210.64
	SITE CENTERS CORP	61,508	832,203.24
	SL GREEN REALTY CORP	22,576	959,254.24
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	49,073	2,027,205.63
	STAG INDUSTRIAL INC	62,207	2,253,137.54
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	37,687	240,819.93

	SUN COMMUNITIES INC	43,279	5,524,131.56
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	72,791	738,828.65
	TANGER INC	36,848	980,156.80
	TERRENO REALTY CORP	29,118	1,715,341.38
	UDR INC	104,929	3,711,338.73
	UMH PROPERTIES INC	20,336	300,159.36
	UNITI GROUP INC	84,597	464,437.53
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,387	185,613.97
	URBAN EDGE PROPERTIES	40,189	699,690.49
	VENTAS INC	139,876	6,535,006.72
	VERIS RESIDENTIAL INC	28,203	422,198.91
	VICI PROPERTIES INC	352,167	10,744,615.17
	VORNADO REALTY TRUST	55,802	1,560,781.94
	WELLTOWER INC	192,232	16,862,591.04
	WHITESTONE REIT	15,983	184,443.82
	WP CAREY INC	74,126	4,637,322.56
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	37,700	476,151.00
	米ドル 小計	8,988,284	345,040,403.37 (50,168,874,649)
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	22,121	419,192.95
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	20,272	128,727.20
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,836	564,270.36
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT T	6,564	98,460.00
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	14,969	42,661.65
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	28,483	1,438,961.16
	CHOICE PROPERTIES REIT	56,489	755,822.82
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	18,269	245,169.98
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	18,847	262,915.65
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	43,378	573,023.38
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	5,350	49,006.00
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	34,831	504,352.88
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	10,967	802,236.05
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	45,511	426,893.18
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	23,103	296,873.55
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	20,328	364,887.60
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	5,378	83,466.56

	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	6,979	100,148.65	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,242	92,427.10	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	41,452	185,704.96	
	PRIMARIS REIT	16,980	226,513.20	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT T	8,626	40,455.94	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	51,428	921,589.76	
	SLATE GROCERY REIT	10,423	112,047.25	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	23,797	565,654.69	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	2,814	25,241.58	
	カナダドル 小計	557,437	9,326,704.10 (998,143,872)	
ユーロ	AEDIFICA	16,639	1,032,449.95	
	ALTAREA	1,602	113,261.40	
	CARE PROPERTY INVEST	12,957	174,142.08	
	CARMILA	19,755	286,842.60	
	COFINIMMO	11,602	804,018.60	
	COVIVIO	16,954	790,395.48	
	CROMWELL REIT EUR	114,140	150,664.80	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	14,918	318,946.84	
	GECINA SA	17,725	1,898,347.50	
	HAMBORNER REIT AG	22,308	150,579.00	
	ICADE	10,496	353,295.36	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	14,471	31,908.55	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	101,787	646,347.45	
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	10,120	208,978.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	152,670	152,670.00	
	KLEPIERRE	67,769	1,597,993.02	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	16,228	98,179.40	
	MERCIALYS	33,762	308,753.49	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	116,569	1,121,393.78	
	MONTEA NV	5,217	433,532.70	
	NSI NV	6,467	115,629.96	
	RETAIL ESTATES	4,274	267,979.80	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,000	456,500.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,077	2,217,567.94	

	VASTNED RETAIL NV	6,207	122,774.46
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	56,144	1,528,239.68
	WERELDHAVE NV	14,508	208,479.96
	XIOR STUDENT HOUSING NV	9,682	304,498.90
	ユーロ 小計	921,048	15,894,370.70 (2,488,740,564)
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	141,815	69,489.35
	AEW UK REIT PLC	60,678	58,432.91
	ASSURA PLC	1,013,478	446,741.10
	BALANCED COMM PROPERTY TRUST	255,184	174,035.48
	BIG YELLOW GROUP PLC	61,646	700,915.02
	BRITISH LAND CO PLC	326,900	1,229,797.80
	CLS HOLDINGS PLC	43,072	41,779.84
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	153,661	131,841.13
	DERWENT LONDON PLC	39,157	866,935.98
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	212,261	194,643.33
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	86,340	357,102.24
	HAMMERSON PLC	1,312,434	353,832.20
	HELICAL PLC	33,175	65,686.50
	HOME REIT PLC	147,401	56,086.08
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	142,814	121,677.52
	INTU PROPERTIES PLC	117,549	0.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	259,683	1,671,839.15
	LIFE SCIENCE REIT PLC	113,860	68,088.28
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	344,135	649,726.88
	LXI REIT PLC	600,778	560,525.87
	NEWRIVER REIT PLC	107,134	88,706.95
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	190,871	125,974.86
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	456,771	447,863.96
	PRS REIT PLC/THE	171,235	135,618.12
	REGIONAL REIT LTD	151,551	47,814.34
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	74,664	590,965.56
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	158,292	70,598.23
	SEGRO PLC	426,328	3,546,196.30
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	681,775	852,218.75

	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	424,781	341,099.14
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	227,499	187,459.17
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	106,966	65,249.26
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	667,175	1,055,470.85
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	301,540	173,083.96
	UNITE GROUP PLC	137,788	1,349,633.46
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	164,014	194,520.60
	WAREHOUSE REIT PLC	145,941	124,925.49
	WORKSPACE GROUP PLC	46,189	245,725.48
	英ポンド 小計	10,106,535	17,462,301.14 (3,186,695,335)
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	160,679	177,550.29
	ABACUS STORAGE KING	177,394	210,211.89
	ARENA REIT	117,618	415,191.54
	BWP TRUST	162,956	583,382.48
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	187,539	598,249.41
	CENTURIA OFFICE REIT	150,261	200,598.43
	CHARTER HALL GROUP	164,663	1,794,826.70
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	233,597	836,277.26
	CHARTER HALL RETAIL REIT	178,939	619,128.94
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	118,297	332,414.57
	CROMWELL PROPERTY GROUP	523,878	233,125.71
	DEXUS INDUSTRIA REIT	71,835	201,138.00
	DEXUS/AU	371,904	2,711,180.16
	GDI PROPERTY GROUP	181,458	113,411.25
	GOODMAN GROUP	595,685	13,819,892.00
	GPT GROUP	665,185	2,880,251.05
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	88,398	222,762.96
	HEALTHCO REIT	164,038	235,394.53
	HMC CAPITAL LTD	84,841	464,080.27
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	627,947	759,815.87
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	67,652	192,808.20
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	127,067	518,433.36
	MIRVAC GROUP	1,361,906	2,873,621.66
	NATIONAL STORAGE REIT	427,576	1,009,079.36
	REGION RE LTD	405,185	895,458.85

	RURAL FUNDS GROUP	133,000	266,000.00
	SCENTRE GROUP	1,806,928	5,041,329.12
	STOCKLAND	827,851	3,468,695.69
	VICINITY CENTRES	1,345,132	2,582,653.44
	WAYPOINT REIT	236,149	573,842.07
	オーストラリアドル 小計	11,765,558	44,830,805.06 (4,285,376,655)
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	285,348	308,175.84
	GOODMAN PROPERTY TRUST	356,452	757,460.50
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	581,145	482,350.35
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	457,549	539,907.82
	ニュージーランドドル 小計	1,680,494	2,087,894.51 (185,885,248)
香港ドル	CHAMPION REIT	664,000	1,673,280.00
	FORTUNE REIT	496,000	2,331,200.00
	LINK REIT	891,100	33,772,690.00
	PROSPERITY REIT	431,000	568,920.00
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	345,000	707,250.00
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	795,000	914,250.00
	香港ドル 小計	3,622,100	39,967,590.00 (744,196,525)
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LT	230,600	302,086.00
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,236,200	3,523,170.00
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	773,496	742,556.16
	CAPITALAND CHINA TRUST	409,000	353,785.00
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	1,760,032	3,344,060.80
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	239,600	249,184.00
	EC WORLD REIT	50,000	14,000.00
	ESR-LOGOS REIT	2,112,250	644,236.25
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	366,500	240,057.50
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	365,700	815,511.00
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	1,017,279	1,129,179.69
	KEPPEL DC REIT	457,800	901,866.00
	KEPPEL REIT	757,100	670,033.50
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	611,800	379,316.00
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	719,200	1,661,352.00

		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,153,900	1,880,857.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	807,600	1,146,792.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	131,100	465,405.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	188,100	126,967.50	
		SPH REIT	444,800	373,632.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	497,800	261,345.00	
		SUNTEC REIT	783,000	916,110.00	
		シンガポールドル 小計	15,112,857	20,141,502.40 (2,183,137,445)	
	韓国ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	15,215	47,699,025.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	57,259	214,721,250.00	
		JR REIT XXVII	57,701	244,075,230.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	14,612	77,297,480.00	
		LOTTE REIT CO LTD	44,180	142,701,400.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	11,869	41,778,880.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	26,417	175,408,880.00	
		SK REITS CO LTD	44,397	177,366,015.00	
		韓国ウォン 小計	271,650	1,121,048,160.00 (123,987,926)	
	イスラエルシュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	237,765	397,543.08	
		REIT 1 LTD	67,503	1,090,173.45	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	75,019	621,907.51	
		イスラエルシュケル 小計	380,287	2,109,624.04 (82,828,691)	
		合計		64,447,866,910 (64,447,866,910)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 3 銘柄	1.0%	—	0.8%
	投資証券 139 銘柄	—	99.0%	77.2%
カナダドル	投資証券 26 銘柄	—	100.0%	1.5%
ユーロ	投資証券 28 銘柄	—	100.0%	3.8%
英ポンド	投資証券 38 銘柄	—	100.0%	4.9%

オーストラリアドル	株式	1 銘柄	1.0%	—	0.1%
	投資証券	30 銘柄	—	99.0%	6.6%
ニュージーランドドル	投資証券	4 銘柄	—	100.0%	0.3%
香港ドル	投資証券	6 銘柄	—	100.0%	1.1%
シンガポールドル	投資証券	22 銘柄	—	100.0%	3.4%
韓国ウォン	投資証券	8 銘柄	—	100.0%	0.2%
イスラエルシェケル	投資証券	3 銘柄	—	100.0%	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年12月29日現在です。

【FWりそな国内債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	137,727,886,918円
II 負債総額	230,432,167円
III 純資産総額 (I - II)	137,497,454,751円
IV 発行済口数	144,487,705,792口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9516円

【FWりそな国内株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	73,812,916,893円
II 負債総額	108,514,313円
III 純資産総額 (I - II)	73,704,402,580円
IV 発行済口数	42,184,735,181口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7472円

【FWりそな先進国債券インデックスファンド (為替ヘッジなし)】

【純資産額計算書】

I 資産総額	39,627,230,294円
II 負債総額	89,583,788円
III 純資産総額 (I - II)	39,537,646,506円
IV 発行済口数	32,026,736,374口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2345円

【FWりそな先進国債券インデックスファンド (為替ヘッジあり)】

【純資産額計算書】

I 資産総額	59,922,672,120円
II 負債総額	136,357,798円
III 純資産総額 (I - II)	59,786,314,322円
IV 発行済口数	68,266,113,550口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8758円

【FWりそな新興国債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,279,285,528円
II 負債総額	4,954,762円
III 純資産総額 (I - II)	3,274,330,766円
IV 発行済口数	2,733,918,705口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1977円

【FWりそな先進国株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	83,965,666,388円
II 負債総額	157,063,645円
III 純資産総額 (I - II)	83,808,602,743円
IV 発行済口数	34,059,796,609口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.4606円

【FWりそな新興国株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	7,228,734,879円
II 負債総額	10,290,260円
III 純資産総額 (I - II)	7,218,444,619円
IV 発行済口数	4,701,798,104口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.5353円

【FWりそな国内リートインデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	9,663,559,062円
II 負債総額	8,682,853円
III 純資産総額 (I - II)	9,654,876,209円
IV 発行済口数	7,749,098,699口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2459円

【FWりそな先進国リートインデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	19,405,535,475円
II 負債総額	27,454,015円
III 純資産総額 (I - II)	19,378,081,460円
IV 発行済口数	12,702,123,037口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5256円

(参考)

RM国内債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	203,278,135,322円
II 負債総額	74,293,504円
III 純資産総額 (I - II)	203,203,841,818円
IV 発行済口数	202,961,464,326口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0012円

RM国内株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	128,065,455,006円
II 負債総額	361,749,632円
III 純資産総額 (I - II)	127,703,705,374円
IV 発行済口数	70,066,396,599口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8226円

RM先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	57,943,303,992円
II 負債総額	474,615,934円
III 純資産総額 (I - II)	57,468,688,058円
IV 発行済口数	47,616,870,773口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2069円

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

純資産額計算書

I 資産総額	127,435,949,797円
II 負債総額	104,083,639円
III 純資産総額（I－II）	127,331,866,158円
IV 発行済口数	146,516,525,703口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8691円

RM新興国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	11,304,633,894円
II 負債総額	89,956,375円
III 純資産総額（I－II）	11,214,677,519円
IV 発行済口数	8,433,312,126口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3298円

RM先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	227,712,172,983円
II 負債総額	6,022,482円
III 純資産総額（I－II）	227,706,150,501円
IV 発行済口数	85,553,606,582口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6616円

RM新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	30,468,827,914円
II 負債総額	2,057,482円
III 純資産総額（I－II）	30,466,770,432円
IV 発行済口数	17,184,343,305口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7729円

RM国内リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	47,645,780,736円
II 負債総額	228,525,471円
III 純資産総額 (I - II)	47,417,255,265円
IV 発行済口数	33,207,932,336口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.4279円

RM先進国リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	66,550,305,707円
II 負債総額	96,720,203円
III 純資産総額 (I - II)	66,453,585,504円
IV 発行済口数	40,748,179,783口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.6308円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年12月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2023年12月末現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	163	1,659,921
単位型株式投資信託	6	27,661
単位型公社債投資信託	12	23,457
合計	181	1,711,040

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 9 期事業年度に係る中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	7,480,501	9,745,910
前払費用	270,287	323,722
未収入金	247	314
未収委託者報酬	972,599	948,037
未収運用受託報酬	3,009,122	2,750,484
未収投資助言報酬	507,363	479,787
流動資産計	12,240,121	14,248,255
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 8,415	11,556
器具備品	※1 15,450	17,947
有形固定資産計	23,866	29,503
無形固定資産		
ソフトウェア	3,919	11,002
ソフトウェア仮勘定	3,100	—
無形固定資産計	7,019	11,002
投資その他の資産		
投資有価証券	37,596	60,103
繰延税金資産	118,572	117,863
投資その他の資産計	156,168	177,967
固定資産計	187,054	218,474
資産合計	12,427,176	14,466,729

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	274,374	252,008
その他未払金	※2 1,568,028	263,623
未払費用	105,943	111,825
未払法人税等	250,779	607,485
未払消費税等	276,917	99,188
預り金	2,465	2,245
賞与引当金	253,537	265,505
流動負債計	2,732,047	1,601,882
負債合計	2,732,047	1,601,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,203,810	11,375,212
利益剰余金計	8,203,810	11,375,212
株主資本計	9,693,810	12,865,212
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,318	△364
評価・換算差額等計	1,318	△364
純資産合計	9,695,129	12,864,847
負債・純資産合計	12,427,176	14,466,729

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益				
委託者報酬	4,788,765		4,696,038	
運用受託報酬	5,438,177		5,142,361	
投資助言報酬	982,472		952,145	
営業収益計	11,209,415		10,790,545	
営業費用				
支払手数料	1,460,131		1,210,415	
広告宣伝費	49,322		68,988	
調査費				
調査費	1,502,951		1,772,867	
委託調査費	137,291		148,470	
委託計算費	269,116		300,448	
事務委託費	23,751		26,903	
営業雑経費				
印刷費	95,519		114,901	
協会費	12,887		13,978	
販売促進費	2,277		836	
その他	64,110		70,972	
営業費用計	3,617,359		3,728,783	
一般管理費				
給料				
役員報酬	127,995		124,995	
給料・手当	1,260,284		1,361,136	
賞与	169,303		192,845	
賞与引当金繰入額	253,537		265,505	
旅費交通費	6,944		20,681	
租税公課	92,204		85,343	
不動産賃借料	99,813		113,302	
固定資産減価償却費	15,365		13,938	
諸経費	270,995		267,977	
一般管理費計	2,296,443		2,445,724	
営業利益	5,295,612		4,616,037	
営業外収益				
受取利息	—		5,137	
受取配当金	506		64	
投資有価証券売却益	866		564	
雑収入	3,244		2,431	
営業外収益計	4,617		8,198	
営業外費用				
投資有価証券売却損	—		290	
為替差損	170		64,517	
雑損失	1,455		22	
営業外費用計	1,625		64,829	
経常利益	5,298,604		4,559,406	
特別損失				
固定資産除去損	—		2,368	
特別損失計	—		2,368	

税引前当期純利益		5,298,604	4,557,038
法人税、住民税及び事業税	※1	1,632,846	1,384,185
法人税等調整額		10,297	1,450
法人税等計		1,643,143	1,385,636
当期純利益		3,655,460	3,171,401

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	4,548,350	4,548,350	6,038,350
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,655,460	3,655,460	3,655,460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,655,460	3,655,460	3,655,460
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,804	1,804	6,040,155
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,655,460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△486	△486	△486
当期変動額合計	△486	△486	3,654,974
当期末残高	1,318	1,318	9,695,129

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,682	△1,682	△1,682
当期変動額合計	△1,682	△1,682	3,169,718
当期末残高	△364	△364	12,864,847

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	2,073千円	2,865千円
器具備品	32,416千円	40,455千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
流動負債		
その他未払金	1,311,908千円	—

(注) 当該金額は、連結納税親会社と受払いする金額であります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する主な取引

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	1,311,417千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	37,596	37,596	—
資産計	37,596	37,596	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	19,725	2,959	—
合計	—	19,725	2,959	—

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	—
資産計	60,103	60,103	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	34,625	1,996	—
合計	—	34,625	1,996	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	37,596	—	37,596
資産計	—	37,596	—	37,596

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	60,103	—	60,103
資産計	—	60,103	—	60,103

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	17,169	14,100	3,069
	小計	17,169	14,100	3,069
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	20,427	21,596	△1,169
	小計	20,427	21,596	△1,169
合計		37,596	35,696	1,900

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	30,874	33,639	△2,764
	小計	30,874	33,639	△2,764
合計		60,103	60,629	△525

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	7,866	866	—
合計	7,866	866	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	77,607千円	81,271千円
未払事業所税	1,363千円	1,628千円
未払事業税	36,333千円	31,451千円
未確定債務	757千円	961千円
減価償却超過額	3,090千円	2,390千円
その他有価証券評価差額金	357千円	846千円
繰延税金資産小計	119,511千円	118,549千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	119,511千円	118,549千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	939千円	685千円
繰延税金負債合計	939千円	685千円
繰延税金資産の純額	118,572千円	117,863千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.01%</u>

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.41%</u>

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,964,710

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,552	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結納税に係る個別帰属額(注1)	1,311,417	その他未払金	1,311,908

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)(注4)
親会社の 子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託報酬(注1)	5,202,291	未収運用受託報酬	2,880,437
							投資助言報酬(注2)	762,418	未収投資助言報酬	
							支払手数料(注3)	922,420	未払手数料	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	4,790,900	未収運用 受託報酬	2,557,553
							投資助言 報酬 (注2)	754,781	未収投資 助言報酬	410,936
							支払手数料 (注3)	801,950	未払 手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,448円26銭	3,248円70銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△)	923円09銭	800円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	3,655,460	3,171,401
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	3,655,460	3,171,401
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第9期中間会計期間
(2023年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		11,392,118
前払費用		291,608
未収入金		251
未収委託者報酬		1,022,391
未収運用受託報酬		3,062,606
未収投資助言報酬		512,845
流動資産計		16,281,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	10,888
器具備品	※1	33,344
有形固定資産計		44,233
無形固定資産		
ソフトウェア		9,869
無形固定資産計		9,869
投資その他の資産		
投資有価証券		89,922
繰延税金資産		118,642
投資その他の資産計		208,565
固定資産計		262,668
資産合計		16,544,489

(単位：千円)

第9期中間会計期間
(2023年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		280,368
その他未払金		289,518
未払費用		119,676
未払法人税等		826,250
未払事業所税		2,948
未払消費税等	※2	154,937
賞与引当金		237,686
預り金		3,663
流動負債計		<u>1,915,050</u>
負債合計		<u>1,915,050</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		<u>490,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,139,895
利益剰余金計		<u>13,139,895</u>
株主資本計		<u>14,629,895</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△457
評価・換算差額等計		<u>△457</u>
純資産合計		<u>14,629,438</u>
負債・純資産合計		<u>16,544,489</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第9期中間会計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		2,518,468
運用受託報酬		2,815,890
投資助言報酬		496,965
営業収益計		5,831,324
営業費用		
支払手数料		674,254
広告宣伝費		43,924
調査費		
調査費		951,111
委託調査費		58,686
委託計算費		156,106
事務委託費		15,858
営業雑経費		
印刷費		49,541
協会費		11,299
販売促進費		3,106
その他		41,911
営業費用計		2,005,801
一般管理費		
給料		
役員報酬		65,850
給料・手当		721,614
賞与		38,705
賞与引当金繰入額		237,686
旅費交通費		17,917
租税公課		48,115
不動産賃借料		61,403
固定資産減価償却費	※1	7,832
諸経費		142,791
一般管理費計		1,341,918
営業利益		2,483,604
営業外収益		
受取利息		5,080
受取配当金		58
投資有価証券売却益		2,000
為替差益		55,163
雑収入		1,103
営業外収益計		63,405
営業外費用		
投資有価証券売却損		15
雑損失		0
営業外費用計		15
経常利益		2,546,994
税引前中間純利益		2,546,994
法人税、住民税及び事業税		783,049
法人税等調整額		△738
法人税等計		782,311
中間純利益		1,764,683

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当中間期変動額	-	-	-	-	-	-
当中間純利益	-	-	-	1,764,683	1,764,683	1,764,683
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	1,764,683	1,764,683	1,764,683
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	13,139,895	13,139,895	14,629,895

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当中間期変動額	-	-	-
当中間純利益	-	-	1,764,683
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△92	△92	△92
当中間期変動額合計	△92	△92	1,764,590
当中間期末残高	△457	△457	14,629,438

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第9期中間会計期間 (2023年9月30日)	
建物	3,533千円
器具備品	45,605千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第9期中間会計期間 (2023年9月30日)	
有形固定資産	5,817千円
無形固定資産	2,015千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間(自2023年4月1日至2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第9期中間会計期間(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	89,922	89,922	-
資産計	89,922	89,922	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	89,922	—	89,922
資産計	—	89,922	—	89,922

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第9期中間会計期間（2023年9月30日現在）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	26,571	23,986	2,585
	小計	26,571	23,986	2,585
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	63,350	66,595	△3,244
	小計	63,350	66,595	△3,244
資産計		89,922	90,581	△658

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第9期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,013,395

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	3,694円30銭
1株当たり中間純利益金額	445円63銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益 (千円)	1,764,683
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	1,764,683
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,960,000

(重要な後発事象)

第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

FWりそな国内債券インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡し取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな国内債券インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第26条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融

商品取引業を行う者をいいます。) および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の

発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものと

します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとし、

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、

受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

1. 2023年3月11日から2023年12月11日まで……年0.20%
2. 2023年12月12日以降

毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとします。

新発10年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬率
1%未満の場合	年0.20%
1%以上2%未満の場合	年0.22%
2%以上の場合	年0.25%

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰

越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができません。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者の一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第50条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または

海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託

りそな国内株式インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている国内の株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的な

らびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな国内株式インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、

当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所

における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金

利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第26条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ

う調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.3%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条 この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託

FWりそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジなし)

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しま

せん。

- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、

社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引そ

の他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション

取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定す

る全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ

対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資

金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用(法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.35%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、受

益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当

日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委

託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成

するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第44条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジあり)

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

- ⑦ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）

約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口

座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で

存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額

には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。) ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額

等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入
有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマ

ザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から

次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用(法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

1. 2023年3月11日から2023年12月11日まで……年0.30%
2. 2023年12月12日以降

毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとします。

新発10年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬率
1%未満の場合	年0.30%
1%以上2%未満の場合	年0.32%
2%以上の場合	年0.35%

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日

の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定

め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契

約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第44条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

F Wりそな新興国債券インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に投資し、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 直物為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな新興国債券インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM新興国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、

社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引そ

の他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション

取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定す

る全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ

対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」とい

います。)が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.40%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に

帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者

を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金

として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの

期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第23条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

（付 表）

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな先進国株式インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
F Wりそな先進国株式インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口

座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証

券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第

236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する

マザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託

期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはでき

ないものとしします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用(法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

できます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

F Wりそな新興国株式インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

- ⑧ 直物為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな新興国株式インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM新興国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する

ことを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予

約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と

合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨

建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、

平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.45%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し

て委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該

提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割

り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第46条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

香港の銀行の休業日

香港証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな国内リートインデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内リートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな国内リートインデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内リートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを

いいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、

当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所

における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金

利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第26条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ

う調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.3%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条 この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託

FWりそな先進国リートインデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国リートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）、不動産関連株式および不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

- ⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな先進国リートインデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国リートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する

ことを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予

約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と

合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨

建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取

引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該

終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会

社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請

求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。
この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の

現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日



RESONA

リソナアセットマネジメント